

平成 2 8 年 9 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 2 8 年 9 月 9 日 開会

平成 2 8 年 9 月 2 1 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成28年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月9日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

日程第 5 第 2号議案 課設置条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町記号式投票に関する条例を廃止する条例

<本会議休憩>

<委員会審査>

<本会議再開>

日程第 9 第 2号議案 課設置条例の一部を改正する条例

- ・委員長報告、質疑

- ・討論、採決

日程第10 第 3号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

- ・委員長報告、質疑

- ・討論、採決

日程第11 第 6号議案 平成27年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 7号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第 8号議案 平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 第 9号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 第10号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 第11号議案 平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 第12号議案 平成27年度飯島町水道事業会計決算認定について

※第6号議案から第12号議案まで一括議題

- ・提案説明、補足説明

- ・決算審査報告

- ・決算審査報告に対する質疑

- ・提案質問に対する総括質疑
- ・委員会付託

日程第18	第13号議案	平成28年度飯島町一般会計補正予算（第3号）
日程第19	第14号議案	平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20	第15号議案	平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第21	第16号議案	平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22	第17号議案	平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	第18号議案	平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	第19号議案	平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

※第13号議案から第19号議案まで一括上程

- ・提案説明
- ・提案説明に対する総括質疑
- ・委員会付託

日程第25	第20号議案	上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について
-------	--------	----------------------------------

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
５番	橋場みどり	６番	堀内 克美
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 森本 令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小林 美恵
飯島町代表監査委員 橋場 正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議開会

開 会	平成28年9月9日 午前9時10分
議 長	おはようございます。（一同「おはようございます」）町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。また、橋場代表監査委員、森本農業委員長さんには、御出席をいただきまして大変ありがとうございますこれから平成28年9月飯島町議会定例会を開会します。今定例会は平成27年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。平成28年9月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成28年8月10日付、飯島町告示第77号をもって平成28年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。また、橋場代表監査委員さん、森本農業委員長さんにおかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、あわせて感謝を申し上げます。ありがとうございます。 さて、朝夕はめっきり涼しくなってきましたが、日中はまだまだ残暑厳しい毎日が続いております。7月以降も相変わらず少雨の傾向が続いておりましたが、お盆過ぎごろから北日本に集中した台風やそれに伴う不安定な気象によってある程度の降水量が確保され、一時期心配された水不足は解消されました。これら台風の影響により被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。当町では、これまでのところ台風による大きな影響も受けずに、黄金色に染まった稲穂もこうべを垂れ、間もなくコンバインが活躍する飯島町らしい実りの秋の風景が広がる季節を迎えました。 さて、一方、南米で初めての開催となりましたリオデジャネイロオリンピックが、最大の懸念であったテロによる大きな混乱もなく、スポーツと平和の祭典としてさまざまな感動を残して閉幕いたしました。メダルラッシュに沸いた日本でも、メダル獲得の有無にかかわらず、参加した選手一人一人に物語があり、それぞれに感動の場面がありました。とりわけ町を挙げて応援してきたバドミントンの奥原希選手の銅メダルに輝く活躍には心躍るものがありました。夏のオリンピックの個人種目において県内出身者で初めてのメダル獲得というおまけつきでもありました。これまでの本人の努力はもとより、家族やコーチ陣、会社や地域など、多くの関係者の支えがあつての活躍だったと思います。コートに入るときは、気持ちをコントロールしてさまざまな感謝の気持ちを吹き、「よし」で絞めて、一礼してコートに入るのが奥原選手のルーティーンとのことです。コートの出入りに当たって深々と一礼する作法は、礼儀正しい日本人を象徴する姿、品格ある姿として海外で

も話題になったとのことでございます。オリンピックメダリストとしての技術と品格の高さ、そして常に感謝の気持ちを忘れない姿に感心するところで、今後の東京オリンピックでは、より一層輝くメダルを目指しての活躍を期待してやみません。このように多くの感動があったオリンピックの中で特出した場面が幾つかありました。その一つは難民選手団の結成です。スポーツを通して心身を向上させ、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで平和でよりよい世界の実現に貢献するというオリンピック精神に基づくＩＯＣの大英断を世界が評価しました。また、男子柔道競技において、金メダルに輝いたにもかかわらず畳を降りるまでは表情一つ変えず、対戦相手への敬意への気持ちから畳の上では喜びを控えたという日本選手、体操男子個人総合では、日本の内村選手と大接戦を演じ、最終種目で敗れ銀メダルに終わったウクライナ選手は、内村選手への採点の疑問を持った記者の質問に対し「点数をつけることはフェアで神聖なもの、今の質問は無駄だと思う」と答えました。陸上女子長距離種目では、転倒した２人の選手が助け合いゴールした姿は印象的でした。相手への敬意を忘れず、公平なルールに沿って全力を尽くす、そして、勝者をたたえ敗者を敬う、まさにオリンピック精神を象徴する姿に改めて大きな拍手を送りたいと思います。今大会の選手の活躍から夢に向かって努力することや困難な状況にあっても最後まで諦めないことの大切さを改めて学びました。私も職員も常にたゆまぬ努力と諦めない気持ちを持ち、組織としてのチームワークを大切にしていまいちづくりを進めていくよう、気持ちを新たにしたいところでございます

さて、６月議会定例会以降、大博覧会のプレイベントを初め、道の駅田切の里のグランドオープン、東京飯島人会の再結成など、節目となる大きな事業がありました。いずれの事業もスタートを切ったばかりの事業であり、これからの取り組みが大切であることは言うまでもありません。大博覧会は、プレイベントの総括を生かして、秋の本イベントが６０周年にふさわしいにぎやかで意義のあるイベントになるよう計画を練っているところでございます。道の駅田切の里に関しましては、連日多くの来客でにぎわっていると聞いておりますが、重点道の駅にふさわしい施設として内外に認知され、町の活性化につながるよう官民挙げて取り組んでいく必要があると思います。再発足した東京飯島人会には、組織や活動が末永く継続され、東京の地から飯島町を応援いただけるよう期待するものでございます。そのためには、行政としての後方支援に加え、東京飯島人会を支えて連携できる飯島町側の民間組織があることが必要で、活動継続の鍵になってくるものと考えているところでございます。

さて、私の公約の３本柱であり、本年度の３つのチャレンジの一つであります儲かる飯島町へのチャレンジでございますが、そのための手段として本年４月にマーケティング戦略やブランドづくりを進め町を外に向けて押し出していけるよう飯島町営業部を発足させました。飯島町営業部は、これまでにインターネット等を活用した販路改革の仕組みづくりの構築、豊かな地域支援を生かした観光産業の立ち上げ、地域資源の発掘と商品開発、アルプスのお花畑構想など、展開に向けて研究を進めるとともに、あわせて大博覧会の企画、運営など、営業部組織の構築及び事業展開のための基礎固めを進めてきております。営業部は、外郭団体として行政の措置に出ることにより、町民の皆様のニーズや情報をい

ち早くつかみ、事業化に向けてすぐに動き出せる利点がございます。また、行政組織と連絡を密にすることで営業部に寄せられるさまざまな提案や情報の中から行政の業務として捉えられる事業と営業部でなければならない事業を選択し取り組むことも可能となり、町内外から営業部が徐々に認知されてきていることも事実でございます。しかし、一方で、営業部の組織の位置づけについての研究が十分でなかったことや町からの交付金のあり方、会計処理の透明性確保などをめぐって議員の皆様や監査委員から御指摘をいただくこととともに、一部に関して是正を求められた点がございました。そこで、こうした課題をクリアしかつこれまでの営業部としての利点を生かした活動が継続できるよう、組織の見直しについて本定例会に条例改正を提案するものでございます。見直しの大筋を申し上げますと、課に属さない町長直下の内部組織として特命チーム営業部を設置し、特命チーム営業部のもとに民意を集約する任意組織として飯島町営業部を設置するよう改めるものでございます。これにより、よりわかりやすい組織で町長の特命事項を迅速かつ効率的に推進できるよう目指してまいります。議員各位を初め町民の皆様には、組織見直しの趣旨を御理解いただき、今後とも御協力をお願い申し上げる次第であります。

本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、条例案件5件、決算案件7件、予算案件7件、その他案件1件の合わせて20案件でございます。特に9月議会は、決算議会とも言われるように、平成27年度の各会計の決算が確定し、認定のための審議をいただくわけでございます。その他、条例案件、保補正予算案件についても、いずれも重要案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。議会定例会の招集のあいさつといたします。ありがとうございました。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、介護規則第122条の規定により10番 坂本紀子議員、11番 竹沢秀幸議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から9月21日までの13日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの13日間とすることに決定しました。

事務局長 会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。

	最初に請願、陳情等の処理について報告します。平成 28 年 6 月定例会において議決された「国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」、「T P P に関する情報開示の徹底と国会決議の尊重、持続可能な農業政策の確立を求める意見書」以上 3 件の意見書につきましては、6 月 21 日に衆議院議長初め関係機関へ送付しましたので報告いたします。 次に、請願、陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89 条第 1 項及び第 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。 次に例月出納検査結果について報告します。6 月から 8 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであり、本定例会は決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うこととしました。 次に上伊那広域連合及び伊南行政組合関係の平成 27 年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。 以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第 4 第 1 号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 1 号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例、飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について提案理由の説明を申し上げます。農業委員会等に関する法律が改正され、本年 4 月 1 日から施行されました。この改正により農業委員の選出方法が選挙制から町長の任命制に変更されるとともに、農地の集積等を進める農地利用最適化推進委員を新たに設置することが規定されました。これを受け、農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するとともに、関係する条例を整備するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。
産業振興課長	(補足説明)
議 長	提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。
10 番	
坂本議員	農業委員会と農業最適化推進委員の活動内容は微妙に違うわけですが、これは、現在は農業委員会一本だったのでまとまって会議をしたと思うんですが、会議のやり方というのは別々にやって、重なるところは、またともに一緒にやるとか、そういうような形で活動をしていくんでしょうか。
産業振興課長	農地利用最適化推進委員の方と農業委員会とは、農業委員さんとは若干の権限が違ってございます。法的に議決をするのは農業委員会の委員さん、最適化推進委員の皆さんには議決権がございません。しかしながら、飯島町の農業の農地の最適化を進めていく上で

	は、委員さんと推進委員さんを分けて会議をしたり活動するということは現在考えておりません。したがって、会議も一緒に出ていただく、また、本会議にも同席させていただいて、意見を述べることは推進委員さんはできますので、会議には出席いただきます。ただし議決権だけはないということです。飯島町、今までどおり一緒になって活動していく、そのために関係条例につきましても委員さんと同等の身分というふうに考えております。
議 長	ほかにございませんか。 (なしの声)
議 長	ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここでお諮らいたします。ただいま議題となっております第1号議案は総務産業委員会に付託することにしと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第1号議案は総務産業委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第5 第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。当条例の改正は、町長の匿名推進事項を迅速かつ効果的に対応できる内部組織を設置するために課設置条例の一部を改正するものです。地方自治法の規定では、町長の直近下位の内部組織については条例で定めることになっています。このため、6つの課のほかに係に相当する特命チーム営業部を位置づけるとともに、条例の題名につきましても飯島町行政組織条例と改めます。特命チーム営業部の分掌事務については、町長の特命事項の推進に関することといたします。これにより、現在は外部的組織であります飯島町営業部を役場の内部組織とし、その取り組み及び会計処理等の透明性を図りながら具体的な特命事項であります地域資源の活用、インターネット販売推進、アルプスのお花畑構想、アウトドアフィールド構想等を推進してまいります。なお、公布については議決日を予定しております。以上、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
議 長	提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。
6 番 堀内議員	今、提案説明の中でのお話では、課の位置づけでなくて係の位置づけというようにお話があったようにお伺いしましたが、そのように理解してよろしいんだかお伺いします。
副 町 長	係相当ということで、よろしく申し上げます。
10 番 坂本議員	そういうことでありますと、勤務規定とか給与においては同じような扱いになるのでしょうか。
副 町 長	職員につきましては、飯島町の事例に基づきまして通常の職員と同等の扱いとなります。

議 長	ほかにはありませんか。 (なしの声)
議 長	ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここでお諮らいたします。ただいま議題となっております第2号議案は総務産業委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。ここであわせてお諮らいたします。議事運営上、ただいま委員会に付託しました第2号議案については、会議規則第44条の規定により本日午前の会議休憩中に審査いただくこととし、審査の期限は会議再開までとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第2号議案は総務産業委員会に付託し、休憩後、本会議再開までに委員会審査報告書を提出いただくことに決定しました。
議 長	日程第6 第3号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第3号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、上伊那広域連合一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部改正に伴い指定ごみ袋の種類に可燃袋の大・小袋に加え中袋を追加し、ごみ袋の容量別に手数料の改正をするものでございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありますか。
8 番 浜田議員	きょうは直接的な背景説明はございませんでしたけれども、6月の全協でですね、この値上げの背景として、平成26年に、ごみの削減計画に対してですね、2.4%ごみが増えたということが最大の理由だというふうに説明を受けた記憶がございます。ところが、このときにはですね、27年度、既にデータがそろっているはずですけども、27年度の説明はありませんでした。ですので、この26年度が一過性のものであるのかどうかについてですね、その後の経過をお伺いしたいというのが1点と、それから、私がつかんでいる数字ではですね、実際に増えたのは伊那市と宮田だけだったというふうに思っております。ですので、公平性の観点から言ってですね、この方法が正しいのかどうかについての御説明をいただきたいと思います。
住民税務課長	前段の26年から27年にかけての、その経過の説明ということでございますが、そちらについては手元に、すみません、資料がございませんので、また調べさせていただきたいと思います。それから、金額についてですけども、こちらにつきましては、上伊那広域

連合で住民代表の皆さんで組織される政策審議会等を経まして十分審議をされた中で決定されてきたということなので、御理解をお願いできればと思っております。

議 長 ほかにございませんか。
(なしの声)

議 長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここでお諮らいたします。ただいま議題となっております第3号議案は社会文教委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。ここであわせてお諮りいたします。議事運営上、ただいま委員会に付託しました第3号議案については、会議規則第44条の規定により本日午前の会議休憩中に審査いただくこととし、審査の期限は会議再開までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は社会文教委員会に付託し、休憩後、本会議再開までに委員会審査報告書を提出いただくことに決定しました。

議 長 日程第7 第4号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第4号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。今回の改正は、介護予防等の拠点施設越百園の冷暖房の使用料について利用時間区分を細分化して定め、使用実態に即した負担となるよう関係条例の改正を行うものです。改正内容につきましては、条例別表中の会議室の冷暖房使用料を3時間未満300円、3時間以上500円とし、和室、小会議室については3時間未満200円、3時間以上300円と改めるものです。細部につきましては御質問により担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第4号議案 飯島町介護予防等拠点施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 第5号議案 飯島町記号式投票に関する条例を廃止する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長	第 5 号議案 飯島町記号式投票に関する条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。この記号式投票に関する条例は、公職選挙法第 46 条の 2 の規定により町長選挙の点字投票及び不在者投票を除く投票について記号を記載して投票する規定を定めたものでございます。町長選以外の選挙についてはすべて自書式投票であることから、町長選挙と同時に執行される選挙があった場合、記号式投票と自書式投票の 2 つの投票方式が混在することになり、有権者の皆様に混乱を来すとともに、開票事務の効率を低下いたします。そこで、有権者の皆様の混乱を防ぐとともに開票事務の効率化の観点から飯島町記号式投票に関する条例を廃止し、選挙における投票方式を書式投票に統一するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 5 号議案 飯島町記号式投票に関する条例を廃止する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	ここで休憩とします。再開時刻は庁内放送でお知らせします。休憩。
休 憩	午前 9 時 5 9 分
再 開	午前 1 1 時 2 5 分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。 それでは、日程第 9 第 2 号議案 課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については、総務産業委員会に審査を付託し、ただいまお手元へ配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。それでは総務産業委員長から審査報告を求めます。
総務産業委員長	それでは総務産業委員会の委員会の委員会報告、審査報告を申し上げます。本日、本会議休憩中に委員会を開き、平成 28 年度本定例会に付託されました条例案件、第 2 号議案 課設置条例の一部を改正する条例について審査いたしました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。 なお、審査の途中で出ました質疑について御報告いたします。「課相当という意味は何か」「町長直下に他の課に属さないものと、そういう部署にしたいということで、副参事、係長、地域おこし協力隊の構成で挑む」と、「課長会には出席するのか」という質問がござい

まして「庁議以外の通常の課長会には副参事が出席する」という答弁がございました。なお、「なぜ課にしなかったのか」という質疑がございまして「大課制の中で、これ以上課を増やせないというようなことの中で課というのは見送った」という説明がございました。

討論にまいります。賛成討論、いろいろ問題があったが、これですっきりした。十分に力を発揮してほしい。名称も特命チームをつけたことには賛成できる。賛成、町長のマニフェストの実現ができるように頑張ってもらいたい。期待をしている。以上でございました。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、自席へお戻りください。

議 長 以上で第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第2号議案 課設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第3号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については社会文教委員会に審査を付託し、ただいまお手元へ配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。それでは社会文教委員長から審査報告を求めます。

社会文教委員長 それでは、社会文教委員会に付託されました第3号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、本会議休憩中、住民税務課の関係職員から説明を求め慎重に審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

審査の中で出されました質疑等を申し上げます。まず、本会議の中で質問がありましたことに対しての町からの補足説明を申し上げます。平成26年～27年度、広域全体でのごみの量、また町の量はどうかということに対しまして「広域全体では、ごみの種類別では若干減っていると数字が出ているが、しかし、市町村ごとは、ただいま照会中なので数字は把握できていません。」ということでした。それでは、質疑の内容についてですが、まず1つ目「今回の改正に当たっての理由は、また、チケットの配布枚数の見直しはしてきているのか」という質問に対して「減量を図るためにごみ袋の種類を増加し、今回、中袋を

増加し、少量化に図るように努めたい」ということです。また、チケットの見直しでは「まず、調査をしたところによると足りないというのが13%、足りたというのが24%で、1枚のチケットを減らすことで袋10枚分が減るので、そうなることで、また大変になるといけないということで現状のままにしている」という答えでした。次の質問ですが、「手数料を上げることによりごみの減量が進むという根拠はあるのか。もっと先にすることがあるのではないか」という質問に対して「今回、袋の小分けと小さい袋の費用を行政単位でこれから取り組んでいくことで減量化を期待していくということであります」ということでした。また、質問の中には「今回、値上げに伴い弱者への対応も求めるが」という質問もありました。

討論では、まず反対討論ですが、今回の改正によってごみの減量化が進むという納得のいく根拠が示されなかった。よって反対。賛成討論では、もともと有料化である。今回3段階に分けることで減量化が期待できるため賛成。もう1点が、上伊那広域が一体で協力していくことが重要であり、賛成とする。以上です。

議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
社会文教委員長、自席へお戻りください。

議長　以上で第3号議案　飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

8番

浜田議員　この条例に反対する立場から討論を行います。論点が幾つかありますけれども、順次お話し申し上げます。まず第1にですね、この条例提案の根拠になった状況については6月の全協で説明がございました。幾つかの根拠が説明されたわけですが、主な論点を言いますと、平成26年にごみが急増したと、これはただ1カ年だけです。それまではずっと減少を続けていました。一方で新しいごみ焼却炉の目標のごみの量があるので、それに目指して減量を図らなければいけない、そのために、いわば住民からのごみの力を抑制するやり方としてですね、値上げをすればいいじゃないか、こんなのが一つの根拠だったと思います。それから、もう一つは負担の公平性という理由でした。これは理由がよくわかりません。それから、県内の比較でですね、上伊那は安いのだと、こんな説明だったと思います。これらについて、全協の資料以降、私、それなりに精査をいたしました。非常に納得できないというのがその理由なわけですが、まず第1番目にですね、26年度にごみが急増した、この原因分析は一切記されていなかったということです。それに加えて、きょう、委員会付託の前に質問したようにですね、では27年度にどうなったのか、これについて一切の検証も説明も数値の把握もなかったと、つまり26年度が一過性だったかどうか、この検証もないまま、いきなり住民に負担を押しつける、こんなやり方が通用しているのだろうか、このことをまず最初に申し上げたいというふうに思います。それから、2番目に、ごみの減量をですね、住民負担にのみ任せるというやり方、これは実は上伊那広

域連合の怠慢ではないかというふうに私は思うわけです。例えば、今の上伊那広域連合のごみ処理の計画は第4次になっておりますけれども、実は、第3次計画目で掲げていた生ごみ処理の推進という項目はですね、実は第4次計画で消えました。つまりやる気がなくなったということです。それから、ごみの減量についての目標数値もですね、計画を重ねるたびに引き下げられました。やる気がないということです。このやる気のなさ、要するに、行政的な手法をとらずにですね、ごみの増量を単なる負担増、住民への負担増だけでやることに本当に合理的な根拠があるのか、極めて疑問だというふうに思います。それから、2番目、負担の公平性、これは、調べてみれば、これほど不公平なことはないというふうに私は思っています。例えば今回の手数料の中でですね、直接搬入についての手数料の値上げはないというふうに思っていますけれども、実は、調べてみるとですね、ごみ処理場に直接搬入している市町村は主に伊那市、それから辰野町です。飯島や中川からはほとんどありません。ここに対する値上げはなしにですね、全域に、しかも個人の家庭のごみだけに負担増する、これが一体どこが公平なのか、これが第1点です。それから2番目に、上伊那のごみ負担の比率はですね、伊南がやっていたときと比べて非常に不公平になっています。伊南行政がやっていたときにはごみ比例そのものでした。ですので、飯島町のごみがゼロになれば飯島町の負担はゼロになったはずですが、ところが、上伊那広域ではですね、3割でしたか2割でしたかが人口比率になっているということで、幾ら飯島が改善してもですね、あるところで限界がある、こういうことになっているわけです。調べてみますと、同じ単位、例えば10kg当たりのごみの負担料はですね、伊那市が一番安い、それに対して飯島は恐らく15%くらい高い、さらに、中川村に至っては全国で有数のごみの少ない村でありますけれども25%くらい高い、こういう状況がですね、ますます加速されることになるだろう、一体どこに負担の公平性があるのか、このことを我々はいっと真剣に議論する必要があるんじゃないかというふうに思います。もう一つ県内比較ということがありましたけれどもですね、これも、個人負担部分、つまり、今のごみの袋というのはごみ処理費の中の直接税に相当する部分ですね、間接税っていうのは広域の負担でやっているわけですが、直接税の比較だけをやっていてですね、トータルとしてのごみの負担がですね、それぞれの広域連合で安いのか高いのかという話は、ここでは伏せたまま値上げだけを要求している、こんな議論はですね、全くためにする議論ではないというふうに思います。いろいろ申し上げましたけれども、それぞれの論点から見て、今回のこの条例を受け入れることはですね、全く理にかなわないということとですね、我々議会が住民に対して、これだけの根拠でもってですね、ごみの値上げを議会が賛成したということ胸を張って言えるのか、このことは我々議員は真剣に考えるべきであろうというふうに思います。こういったことをつけ加えて反対討論といたします。

議長
9番

賛成討論ありませんか。

中村議員

私は、この条例の改正について賛成の立場で討論をいたします。町の検討ももっと十分にしておきたわけですが、上伊那広域ということもありまして、思いをなるべく共有していくということも大事ということから、少し理解するものであります。しかし、

議長
4番
折山議員

この処理手数料の考え方として、今後、町民の協力によりね、一般廃棄物の減量が進んだときには、その節には手数料を下げるよう町独自でも行ってほしい、そういう方向で検討してほしいです。そういう先進的な取り組みをすることによって、上伊那広域全体にそういうことの町民への負担、住民への負担を軽減していくという、そういう努力を今後してほしいことを望みます。とにかく、住民の分別協力など負担が増加しています。増すばかりで、でも飯島町はかなり協力的で、住民の人たちが分別に取り組んでいます。手数料の増額ありきではなくして、行政が負担して町民に分別を、分別の協力を働きかけていくことで、結果、廃棄物処理量の減額とか、また環境保全につなげるよう、今後、努めることを求める次第であります。一つ例であります、松本市は大都市であります、住民に手数料、このごみの分別というか、そういう手数料を住民に求めています。実は、平成21年にゴミが増えたので有料化をするという議論が沸き起こって、寸前まで、負担を求めるということに寸前まで行ったわけですが、そこで覆して、そうではなくして、行政がもっと住民へ分別の協力、減量の協力を努めていこうではないかということで、今、松本市は、リサイクルとか、そういうごみの減量に大変先進的に進められていて、全国的にも視察とかが来ております。そういう例もありますので、いいところを見習って、今後、飯島町民への負担を軽減していくよう努力することを求めて、賛成といたします。

ほかに討論ありませんか。

今回の改正は、値上げを目的、住民負担の増を目的にしたものではなくて、一つには、ごみの処理って普通に努力しなければお金はかかるよということの一つを示されたものであるし、当町におけばコンポストの補助を持っている、ごみ処理機の補助を持っている、これに加えて今度は細分化した袋の利用促進を行っていく、こういった各自治体の取り組みを総合的に集めて上伊那全域のごみを減らそう、こういった取り組みの一つの改正が目的なのかなというふうに理解をするものであります。こういった各自治体のごみの減量化に向けて取り組んでいく、この一つの、今後、実績がかなり、減量化の実績が期待できるんじゃないかということの中で、効果的な政策であるということを理解いたしまして、賛成といたします。

議長
10番
坂本議員

ほかにありませんか。

私は反対の立場で討論したいと思います。先ほど浜田議員がおっしゃったみたいに、やはり広域でやるといっても、まだまだですね、飯島、中川のようにすごく努力、それは農村地帯であるという一つの利点もありますけれども、すごく、すごい努力によって減っているところと、まだ努力の足りない市があります。でも、それに対して私たちが、負担の中でそれをカバーするような形で上がっていくということは、まだまだ努力の足りないところは、もう少し努力していただくことも必要ですし、生ごみ処理に関しては、広域の中では、やっぱり研究をしてきたのが途中で頓挫してしまったということも、一つ、今回上げるということの原因にもなっていると思います。だから、ほかの地域で生ごみ処理に対してもっと力を入れているところもあるので、やれる範囲はまだあると思います。

		それを住民負担という形の中でごみを出す人に負担をするというやり方は適正ではないと思います。よって反対といたします。
議 長		ほかに討論ありませんか。 (なしの声)
議 長		ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第3号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長		お座りください。(起立者着席) 起立多数です。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第11 第6号議案	平成27年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
	日程第12 第7号議案	平成27年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第13 第8号議案	平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第14 第9号議案	平成27年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第15 第10号議案	平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第16 第11号議案	平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第17 第12号議案	平成27年度飯島町水道事業会計決算認定について
		以上、第6号議案から第12号議案までの決算7議案について一括議題といたしますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。決算7議案については、一括議題とし、本7議案について提案説明を求めます。
町 長		それでは、第6号議案から第12号議案までの平成27年度各会計決算認定議案7議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。平成27年度一般会計を初め7会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものがあります。また、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして行政報告書及び行政評価書を提出いたしますので、あわせてごらんいただきたいと思います。なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び水道事業会計につきましては所管課長の細部の説明をいたしますので、十分なる御審議をいただき、認定をいた

だきますようお願い申し上げます。

初めに、平成27年度は、第3次安倍内閣及び第3次安倍内閣1次改造内閣に移行し、地方創生や一億総活躍社会の実現を目指した国政運営がなされてきた中にあって、国家安全保障を初めとする国内に山積する諸課題はもとより、近隣諸国との外交問題やTPP交渉など、多くの課題が山積しているところであります。経済では、依然として景気の低迷が長引く中において消費税率10%への引き上げと軽減税率導入が議論され、ことし7月に行われた参議院選挙前に消費税増税を平成31年10月まで先送りするとされたことは記憶に新しく、混沌とする経済情勢を象徴すべき事象でありました。国や地方を取り巻く状況は常にめまぐるしく変化しているところであり、今後も今まで以上に政治や経済の動向に注視する必要があると考えます。このように国内外でも変化の大きな一年ではありましたが、当町におきましても町の第5次総合計画前期基本計画の検証と総括及び後期基本計画の策定、まち・ひと・しごと飯島町総合戦略の策定に取り組み、子育て支援と若者定住を進める予算、健康づくりと地域医療確保を進める予算、安全・安心で活力あるまちづくりを進める予算、環境に配慮した自然エネルギーへの取り組みを進める予算、この4つの重点目標を軸に行財政運営に取り組んでまいりました。また、昨年11月、任期満了に伴う町長選挙により前・高坂町政からバトンを引き継ぐ節目の年でもありました。全体的には厳しい財政環境のもとではありましたが、一般会計を初め特別会計を含めた町全体の会計は、予算執行方針に基づき、おおむね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会を初め住民の皆様の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げます。さて、当町のすべての会計を合わせました歳出決算規模は総額でおよそ83億700万円となり、平成26年度と比べましておよそ5億5,000万円増加いたしました。これは、公共下水道事業特別会計がおよそ2,000万円、農業集落排水事業特別会計がおよそ600万円減少したものの、一般会計がおよそ3億7,000万円、国民健康保険特別会計がおよそ1億4,000万円、介護保険特別会計がおよそ2,000万円、水道事業会計がおよそ4,000万円増額となったことが大きな原因であります。

それでは、まず第6号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額はおよそ54億3,000万円、歳出総額はおよそ50億6,000万円となり、前年度に比べまして歳入で9.8%、歳出で8%の増額となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰り越しを除いた実質収支はおよそ3億4,000万円の黒字決算となり、前年度繰越金を差し引いた単年度収支及び積立金や起債の繰上償還などを勘案した実質単年度収支におきましてもおよそ1億6,000万円の黒字決算となりました。平成27年度は、町税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入の増額や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、飯島町文化館防災機能強化事業などの普通建設事業が増加したことにより、3年連続で増額となる決算規模となりました。それでは、歳入の主な内容であります。町税につきましても、前年度比1.1%の増額となりました。個人町民税及びたばこ税以外の税目は増収となりました。特に固定資産税のうち償却資産が20.6%の増収となりました。収納率につきましても、例年同様、積極的な滞納整理に取り組んだ結果、町税全体で0.6ポイント好転いたしました。まだまだ景気の影響によるところが多いわけではありますが、

今後も納税意識の高揚を図りながら効果的な収納対策に努めてまいります。

地方交付税にありましては、前年度に比べおよそ 4,000 万円、2.5%の増額となりました。地方債につきましては、臨時財政対策債を減額としたものの、建設関係の起債発行が増額となったため、およそ 4,500 万円の増となりました。当町の重要な財源であり、依存度の高い地方交付税、臨時財政対策債は全体的に減額となることが想定されます。今後の動向に注視し続けなければならない重要な課題であることは変わりありません。次に歳出ですが、行政の効率化を図り、経常経費の削減を進めております。また、住民の皆様にも一部負担をいただく中で予算の執行を行ってまいりました。まず、平成 26 年度からの繰越事業としておよそ 4 億 4,000 万円の事業を実施いたしました。主な事業として農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、社会資本整備総合交付金事業などを行いました。次に、子育て支援と若者定住関連といたしまして、保育料の第 3 子以降無料化を初め、妊娠・出産支援の充実として産婦健診補助や産後サポート事業・ケア事業に取り組み、安心して子どもができる環境整備に努めてまいりました。また、定住促進では、移住専門誌企画における田舎暮らしランキング全国 10 位入賞及び移住人口の増加のほか、結婚による定住促進を目指して出会いサポートデスク、サテライトオフィスを開設し、出会い・婚活事業の充実と相談環境の改善を進めてまいりました。健康づくりと地域医療確保の推進としましては、地域医療の充実を図るため開業医支援事業補助金や医学生への奨学金の継続を初め、各種予防接種や健康診断への補助、中学生のピロリ菌検査など、健康づくりと地域医療の確保に向け取り組みを進めてまいりました。安全・安心なまちづくりの推進では、避難所指定されている飯島町文化館の防災機能強化を実施したほか、防災対策の充実として町内 4 カ所への雨量計設置、中央道跨道橋や水路橋の耐震化、幹線道路へのグリーンベルト設置や、道路構造物補修工事等にも計画的に取り組んでまいりました。インフラ整備としましては、各町道の改良や広域農道の歩道整備に向けて事業を進めてまいりました。また、国、県及び関係機関等の皆様に御尽力をいただく中で、伊南バイパス 4 号橋を中心とした橋梁工事と関連工事が鋭意進められているところでございます。その他、林道整備や農業用水路改修など、農林業の生産基盤の整備も進めてまいりました。あわせて、アンテナショップ信州いいじまマルシェの本格実施、町の駅いいちゃんの開設のほかに、この 7 月にオープンしました重点道の駅田切の里の建設が進められてきたところでございます。環境に配慮した自然エネルギーへの取り組みの推進につきましては、自然エネルギーへの地産地消に取り組む I N E 開発株式会社へ出資し、小水力発電 1 号機の稼働が行われたほか、ごみ減量化奨励金の支給、生ごみ処理機の補助拡大を進めてまいりました。基本計画に掲げた重点プロジェクトの推進につきましては、町の基本計画と同様、4 つの重点プロジェクトにおいても前期計画の検証と後期計画の推進を検討し、定住促進、子育て、婚活、情報発信、魅力向上について、さらに積極的に進めていくよう計画づけがなされたところでございます。そのほか、国の経済対策を活用した地方創生加速化交付金事業、地域介護福祉空間整備事業など、年度内の事業完了が不可能であった 8 事業、およそ 1 億 2,000 万円につきまして、平成 28 年度への繰越事業といたしました。

このように多くの事業を実施する中、硬直化する財政の体質改善策としまして平成 19

年度から実施しております起債の繰上償還を、平成 27 年度につきましては公共下水道事業と農業集落排水事業においておよそ 5,000 万円実施いたしました。減債基金につきましては、起債の繰上償還に充当するために繰り入れを行うものの、およそ 6,000 万円の積み立てを行うことで基金残高を確保することができました。財政調整基金については利子分のみの積み立てとなりましたが、行財政改革プランに定める 10 億円を維持しております。また、公共施設等整備基金にもおよそ 4,000 万円の積み立てを行いました。町の公共施設の老朽化に伴います今後の維持管理費の増などを考えますと、今後もしできる限り基金造成を行う必要があると考えております。

次に当町の財政状況についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 指標は、平成 27 年度も国が示しました一定の基準内にあります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であったため、昨年同様数字はあらわれませんでした。実質公債費比率は 1.9 ポイント低下し 10%、また将来負担比率は 14.5 ポイント低下し 63.5%となりました。そのほかの主な財政指標については、財政力指数が 0.39 と前年度と同数値となりました。経常収支比率については、物件費、扶助費、補助費に充当した一般財源の額が増額する中で臨時財政対策債が減額したものの、地方税や地方消費税交付金、普通交付金など平常一般財源の額が大きく増加したことにより、前年度に比べ 2.0 ポイント減少し 75.4%となりました。今後もより一層財政の健全化に向けて努力していかねばならないと考えております。基金造成や起債の繰上償還の実施、その他経常経費の削減など取り組みを行ってまいりましたが、今後は今までに実施してまいりました大型事業の起債の償還が始まることや地方創生に関連した事業を初めとする新規事業への取り組み、道路橋梁などのインフラ施設を初めとする各種公共施設の維持補修費、一部事務組合などの外部団体への負担金など、負担増の要因もありますので、今まで以上に慎重で健全な財政運営を行う必要があると考えております。

次に 7 号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について御説明申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ 2,900 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入では、前年度に比べおよそ 1 億 3,100 万円、13.1%の増額となりました。国保税につきましては、前年度比およそ 910 万円、3.9%の減収となりました。そのほか共同事業交付金、前期高齢者交付金、繰入金などは増額となりましたが、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、繰越金などが減額となっております。また、国保税の収納率につきましては、前年度に比べ上昇しております。また、収入未済額につきましては、およそ 130 万円減少し、およそ 2,300 万円となっております。個々の事情もあるかと思いますが、国保制度を御理解いただき納税いただくよう今後とも努めてまいりたいと考えております。歳出につきましては、前年度比およそ 1 億 4,500 万円の増額となりました。共同事業拠出金が前年度と比べおよそ 1 億 2,000 万円、146.6%の増となったことが大きく影響しております。なお、被保険者数につきましては若干減少しております。今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健要望に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第 8 号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出

差引額はおよそ 250 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入総額は、保険料の増などにより昨年度より 380 万円ほど増額決算となっています。歳出総額は、前年度に比べおよそ 340 万円、3.0%の増額となっています。なお、保険料の収納率につきましては高い収納率を維持しており、対象の皆様の御理解、御協力に感謝を申し上げる次第であります。

次に第 9 号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ 320 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入総額は、前年度に比べ 920 万円、0.9%の増となりました。介護保険料につきましてはおよそ 1,000 万円の増加となっております。また、保険料の収納率は 99.1%であり、横ばいで推移しております。被保険者数は前年に比べ 66 名増加しており、年々増加傾向となっております。歳出総額につきましては、前年度に比べおよそ 2,100 万円、2.1%の増加となりました。この増額の理由としては保険給付費の増加分であります。給付費の適正給付や介護予防事業の実施により今後も引き続き適正な会計運営を努力してまいります。

次に第 10 号議案の公共下水道事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差額はおよそ 3,100 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。管渠工事は終了し、現在、維持管理業務中心の形態となっておりますが、つなぎ込み率の向上を目指し、安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。

次に第 11 号議案の農業集落排水事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差額、差引額はおよそ 2,800 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。現在、維持管理業務のみの形態となっております。今後は公共下水道事業と同様につなぎ込みの普及を図るとともに健全な運営を目指してまいります。

最後に第 12 号議案の水道事業会計の決算概要についてであります。27 年度も断水までに至る大きな災害や取水停止もなく、安定給水ができました。主な事業としては、田切久根平工業団地配水管布設がえ工事など 4 件、水道事業単独改良工事 1 件、水道監視テレメーターシステム更新事業を実施いたしました。業務面におきましては、給水件数が前年度に比べ 11 件増加し、有収水量も前年比微増の 98 万 9,000 m³となりました。単年度の収支はおよそ 620 万円の黒字決算となりました。この結果、翌年度までの繰越利益剰余金から差し引いた当年度未処分利益剰余金はおよそ 1 億 1,600 万円となりました。今後も安定給水や健全運営に努めてまいります。

以上、第 6 号議案から第 12 号議案まで平成 27 年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。今後の地方行財政を取り巻く情勢は今まで以上に厳しいものがあると思われます。公共施設等の維持管理経費や扶助費、繰出金等の増大も想定される中、細心の注意を払いながら健全な財政運営に努めつつ、第 5 次総合計画に上げた人と緑輝く触れ合いのまちづくりを目標に、住民の皆様とともに、この町に暮らすすべての皆さんが安心して暮らせる豊かなまちづくりを風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの実践により進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層の御協力をお願い申し上げ、よろしく御審議の上、認定いただきますよう重ねてお願い申し上げます。提案説明といたします。

議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後 1 時 30 分とします。 休憩。
休 憩	午後 0 時 1 6 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長 会計管理者	会議を再開いたします。午前中に引き続き決算 7 議案の提案説明を求めます。 それでは第 6 号議案から第 11 号議案まで御説明申し上げます。なお、後日、委員会で 審査をいただくことになりましたので、私からはお手元の決算書、行政報告書で概要を説 明させていただきます。なお、決算計数につきましては、万円の単位とさせていただきます す。それでは決算書をお願いいたします。最初のページ、会計別決算総括表が平成 27 年度 各会計の決算額でございます。一般会計と特別会計、計 6 会計の決算総額は、歳入では 84 億 108 万円、前年度に比べ 7.8% の増、歳出では 79 億 3,025 万円、前年度に比べ 6.9% の 増、翌年度への繰越金総額は 4 億 7,082 万円となりました。 続きまして各会計別に申し上げます。第 6 号議案、一般会計歳入歳出決算書について申 し上げます。決算書 1 ページをお願いいたします。歳入につきましては収入済額を申し上げ げます。1 款 町税 11 億 6,050 万円。1 項 町民税 4 億 2,377 万円。2 項 固定資産税 6 億 5,903 万円。3 項 軽自動車税 2,883 万円。4 項 町たばこ税 4,885 万円。町税につき ましては、法人町民税、固定資産税、軽自動車税が前年度より増加し、町税全体が前年度 より増加いたしました。収納率は 97.6%、前年度より 0.6 ポイント上がっております。収 入未済額 2,311 万円で前年度より 634 万円減少いたしました。徴収が困難なものにつきま して 492 万円の不納欠損処理を適正に行っております。続きまして 2 款 地方譲与税 7,984 万円。3 款 利子割交付金 163 万円。4 款 配当割交付金 454 万円。5 款 株式等譲渡所 得割交付金 466 万円。6 款 地方消費税交付金 1 億 8,977 万円。前年度に比べ 7,556 万円 の増でございます。8 款 自動車取得税交付金 1,487 万円。11 款 地方特例交付金 385 万 円。12 款 地方交付税 18 億 2,664 万円。13 款 交通安全対策特別交付金 173 万円。2 ペ ージをお願いいたします。14 款 分担金及び負担金 4,862 万円。15 款 使用料及び手数料 5,353 万円。収入未済額 145 万円は町営住宅の使用料でございます。16 款 国庫支出金 5 億 2,287 万円。収入未済額 7,127 万円は地方創生加速化交付金、地域介護福祉空間整備事 業交付金などの繰越明許費の財源となっております。17 款 県支出金 3 億 8,196 万円。前 年度に比べ 1 億 099 万円の増。農地集積協力金と多面的機能支払交付金が増加したもので ございます。収入未済額 1,569 万円は担い手確保経営強化支援事業補助金、中学校地域未 来塾事業補助金の繰越明許費の財源となっております。18 款 財産収入 1,076 万円。19 款 寄附金 2,457 万円。このうちふるさと飯島応援寄附金は 2,428 万円でございます。収 入未済額 181 万円は繰越事業の地域介護福祉空間整備事業の地元寄附金でございます。20 款 繰入金 6,982 万円。21 款 繰越金 2 億 6,208 万円。前年度に比べ 1 億 3,764 万円の増。 平成 26 年度一般会計決算による繰越金でございます。22 款 諸収入 2 億 8,960 万円。23 款 町債 4 億 8,356 万円。収入未済額 310 万円は情報基盤整備事業債で繰越明許費の財源

となっております。一般会計の歳入合計は54億3,530万円となりました。予算現額に対する収入済額の執行率は98.1%、前年度対比4.6%の増、調定額に対する収入済額の執行率は97.8%、前年度対比5.1%の増でございました。次に行政報告書15ページをお願いいたします。第2表 歳入決算額の状況でございますが、歳入総額の33.6%を地方交付税、次いで町税が21.3%を占め、合わせますと歳入全体の54.9%でございました。次に16ページ、第3表 歳入決算額の推移でございますが、前年度に比べますと県支出金、繰越金の増加により前年度対比9.8%の増加となりました。次に歳出決算について申し上げます。決算書に戻っていただき、決算書4ページをお願いいたします。歳出につきましては支出済額を申し上げます。実施事業の詳細につきましては委員会において担当課より御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。1款 議会費7,658万円。主に報酬、手当の支出でございます。2款 総務費8億2,892万円。第5次総合計画後期基本計画等の策定、国の地方創生先行型交付金を活用し中心市街地活性化事業を行いました。七久保駐在所、消防団第5分団詰所用地、旧紅葉園の取得をいたしました。基金の積み立てをいたしまして、減債基金、公共施設整備基金、ふるさと飯島応援基金に新規積み立てをいたしました。翌年度繰越額6,271万円につきましては情報セキュリティ強化対策事業や定住促進事業などの繰越明許費の財源となっております。3款 民生費11億9,124万円。前年度からの繰越事業といたしまして低所得者や多子世帯向けの商品券給付事業を実施いたしました。国の制度といたしまして臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付を行いました。基金の積み立てをいたしまして地域福祉基金に新規積み立てをいたしました。特別会計への繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計へ5,827万円、後期高齢者医療特別会計へ3,945万円、介護保険特別会計へ1億5,422万円の繰り出しをいたしました。翌年度繰越額3,579万円につきましては地域介護福祉空間整備事業の繰越明許費の財源となっております。4款 衛生費3億1,062万円。前年度からの繰越事業といたしまして開業医支援事業補助金の交付をいたしました。開業医支援のため預託金1,600万円を継続いたしました。新たな事業といたしまして出産後の産婦へのケアやサポートの事業を実施いたしました。自然エネルギー事業へ1,000万円の出資をいたしました。5款 農林水産業費9億1,762万円。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業において田切拠点施設の建設工事、買い物弱者対策推進事業を実施いたしました。国の制度といたしまして農地集積に係る交付金事業を実施いたしました。また、農業集落排水事業特別会計へ1億5,129万円の繰り出しをいたしました。翌年度繰越額1,237万円につきましては担い手確保経営強化支援事業の繰越明許費の財源となっております。7款 商工費1億9,609万円。前年度からの繰越事業といたしまして国の消費喚起生活支援型交付金を活用したプレミアム商品券の発行をいたしました。商工業振興資金預託金1億2,000万円を継続いたしました。事業者の経営規模拡大の支援といたしまして事業用施設の増設支援補助をいたしました。翌年度繰越額870万円につきましては地方創生加速化交付金を活用した特産品開発事業等の繰越明許費の財源となっております。8款 土木費4億132万円。前年度からの繰越事業といたしまして上ノ原幹線、上ノ原橋の長寿命化対策を行いました。道路改良事業といたしまして北街道縦3号線の改良工事を行いました。公共下水道事業特別会計へ1億8,578

万円の繰り出しをいたしました。9款 消防費 1億4,636万円。主に上伊那広域消防負担金でございます。10款 教育費 4億4,827万円。文化館の防災機能強化工事と街灯の改修工事を行いました。小中学校の運営費は8,279万円で、児童生徒の学習備品の購入や学校施設の修繕を行いました。翌年度繰越額 354万円につきましては地域未来塾の備品整備などの繰越明許費の財源となっております。11款 災害復旧費、執行がございませんでした。12款 公債費 5億1,330万円。元金償還 4億5,619万円、利子 5,711万円でございます。13款 諸支出金 3,003万円。土地開発公社運営補助 3,000万円でございます。14款 予備費につきましては支出はございませんでしたが、財産管理委託料 20万円、税の還付金 90万円、飯島体育館トイレ修繕 52万円、海洋センター修繕費 12万円に充用いたしました。一般会計の歳出総額は 50億6,038万円となりました。平成 27 年度は 26 年度からの繰越事業 13 件、4 億 3,986 万円を実施し、平成 28 年度へは繰り越し 8 事業 1 億 2,313 万円繰り越すことになりました。予算現額に対する執行率は 41.4%でございました。以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。次に行政報告書の 19 ページをお願いいたします。第 6 表 性質別決算額の状況でございますが、構成比率では、投資的経費である普通建設事業費が 17.7%、次いで人件費が 16.5%、補助費等が 14.3%の順となっております。次に 20 ページ、第 7 表 性質別決算額の推移でございます。前年度と比べ維持補修費、補助費等、積立金、普通建設事業費が増加し、全体では 8 %の増でございます。ページを戻っていただき 14 ページをお願いいたします。第 1 表 決算収支の状況でございます。上の段の表、実質収支額は翌年度への繰越財源を除き 3 億 4,185 万円の黒字決算となりました。下の段の表、実質単県土収支は、さらに前年度実質収支額を差し引き、積立金を勘案し、1 億 6,853 万円の黒字決算となりました。決算書に戻っていただき 117 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。公有財産の増加は、土地では七久保駐在所、消防団第 5 分団詰所など、また、建物では道の駅田切の里、千人塚旧紅葉園でございます。山林面積につきましては保安林の面積修正によるものでございます。次に 119 ページをお願いいたします。出資による権利でございますが、新たに I N E 開発株式会社へ 1,000 万円の出資をいたしました。120 ページから 125 ページまで物品の現在高明細を記載してございます。次に 126 ページをお願いいたします。債権でございますが、ふるさと融資貸付金が 3,846 万円の減となっております。4 の基金でございますが、各基金ともそれぞれ積み立てと利息、一般会計への繰り入れにより年度末総額は 19 億 786 万円になりました。基金ごとの変動内容につきましては 127 ページの基金付表のとおりでございます。次に 128 ページの基金の運用状況につきましては、勤労者生活資金融資基金の貸与はございませんでした。奨学基金は 5 名 264 万円の運用がございました。129 ページをお願いいたします。起債目的別現在高表でございます。起債発行額 4 億 8,356 万円、元利償還金 5 億 1,264 万円、年度末現在高は前年度より 2,737 万円増の 49 億 9,153 万円でございます。以上で一般会計の歳入歳出決算及び財政状況等について申し上げます。

続いて各特別会計について申し上げます。

第 7 号議案、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。決算書の 1 ページから 2 ページをお願いいたします。2 ページ末尾の歳入総額 11 億 3,834 万円、4 ページ

ジ最後の歳出総額 11 億 869 万円、差引額 2,965 万円を翌年度に繰り越しました。町内の国民健康保険の加入率、被保険者数はわずかに減少いたしました。歳入では、1 ページ、1 款 国民健康保険税、収入済額 2 億 2364 万円で、前年度に引き続き 912 万円の減となっております。収入未済額は 1,266 万円で、前年度比 131 万円減少いたしました。収納率は 90.7%で、前年度より 1.9 ポイント上昇いたしました。また、滞納分のうち 27 万円の不納欠損処理をいたしました。歳出では、3 ページ、2 款 保険給付費、支出済額 6 億 5,757 万円、前年度より 2,770 万円増となりました。27 ページ、財産に関する調書をお願いいたします。基金につきましては、利子分が増加し、年度末現在高は 1 億 9,843 万円となっております。

第 8 号議案、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。決算書 1 ページから 2 ページをお願いいたします。1 ページ、歳入総額 1 億 2,061 万円、2 ページ、歳出総額 1 億 1,807 万円、差引額 253 万円を翌年度に繰り越しました。対象者数は 1,807 人で、前年度より 48 人増加しております。歳入では、1 款 保険料、収入済額 7,896 万円で、収入未済額 9,700 円でございます。歳出では、2 款 広域連合への納付金、支出済額 1 億 1,048 万円、前年度より 372 万円の増となりました。

第 9 号議案、介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書 1 ページから 2 ページをお願いいたします。1 ページ、歳入総額 10 億 2,951 万円、2 ページ、歳出総額 10 億 2,629 万円、差引額 321 万円を翌年度に繰り越しました。被保険者数は 6,388 人、うち 65 歳以上の 1 号被保険者数は前年度より 66 人増加しております。歳入では、1 款 保険料、収入済額 2 億 262 万円で、前年度に比べ 1,031 万円の増となりました。収納率は 99.1%で、収入未済額は 180 万円でございます。歳出では、2 款 保険給付費、支出済額 9 億 6,739 万円、前年度と比べ 2,228 万円増加いたしました。17 ページ、財産に関する調書をお願いいたします。基金につきましては、利子分が増加し、年度末現在高は 4,120 万円となっております。

第 10 号議案、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。決算書 1 ページから 2 ページをお願いいたします。1 ページ、歳入総額 3 億 9,208 万円、2 ページ、歳出総額 3 億 6,046 万円、差引額 3,161 万円を翌年度へ繰り越しました。歳入では、3 款 繰入金、一般会計より 1 億 8,578 万円。4 款 町債 8,000 万円。6 款 分担金及び負担金 772 万円。収入未済額 71 万円は加入金の滞納繰越分でございます。8 款 使用料及び手数料 8,980 万円。収入未済額 128 万円でございます。歳出では、施設の維持管理が主体となっております。歳出の 2 款 公債費、公共下水道事業の起債の償還 2 億 9,029 万円を行いました。12 ページ、財産に関する調書の地方債残高表をお願いいたします。年度末の現在高でございますが、39 億 6,703 万円で、前年度末より 1 億 3,113 万円の減少となりました。

第 11 号議案、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。決算書の 1 ページから 2 ページをお願いいたします。1 ページ、歳入総額 2 億 8,523 万円、2 ページ、歳出総額 2 億 5,634 万円、差引額 2,889 万円を翌年度へ繰り越しました。歳入では、3 款 繰入金 1 億 5,129 万円。4 款 町債 7,000 万円。6 款 分担金、負担金 344 万円。5 口の新規加入がございました。8 款 使用料及び手数料 3,405 万円。収入未済額 14 万円

建設水道課長

でございます。歳出では施設の維持管理が主体となっております。歳出の4款 公債費、起債の償還を2億311万円行いました。12ページ、財産に関する調書の地方債残高表をお願いいたします。年度末現在高でございますが、20億3,580万円で、前年度末より9,452万円の減少となりました。以上で各特別会計の決算報告といたします。なお、支払資金といたしまして財政調整基金3億円を繰りかえ運用し、利息65万円とともに、再度、財政調整基金に積み立ていたしました。

以上で第6号議案から第11号議案の説明とさせていただきます。細部の事項につきましては委員会において各担当から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。以上です。

それでは12号議案 平成27年度水道事業会計決算につきまして細部説明をさせていただきます。大きな災害もなく、引き続き安定給水をすることができました。それでは、決算書の一番最後に水道事業会計決算書がございます。ページは10ページをござんください。10ページ上段の(1)業務量の表にあります年度末給水件数の欄をござんください。平成27年度末では11件増加し3,670件となりました。次に下段の給水量でございますが、昨年より微増の89万9,700m³、年間配水量につきましては124万m³となり、年間の有収率は72.5%となり、昨年より5.4%の減となりました。11ページ中段の表をござんください。給水量の年度ごとの推移でございます。平成25年度まで90万m³の大台を維持していましたが、以降、90万m³の大台を回復しない状況となっております。続きまして、ページをお戻りいただきまして3ページをござんください。こうした状況の中で、事業損益計算書の1の営業収益と3の営業外収益を合わせた収入総額では前年度より微増の2億1,458万円の収入となりました。一方、2の営業費用と4の営業外費用、5の特別損失と合わせた支出総額では昨年より微減の2億828万円となりました。この結果、当年度の収支差し引きは629万円余りの利益となり、前年度繰越利益剰余金、制度改正に伴うその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度末処分利益剰余金は1億1,685万円となりました。続きまして2ページをござんください。資本的収支につきましては、収入総額は建設改良事業のための企業債借入金と道路関連事業に伴い保証金、負担金の繰入金を含め6,601万円に対し、支出総額は1億6,592万円でございます。これにより資本的収支の不足額9,990万円は過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。続いて5ページをお願いします。貸借対照表による27年度末における飯島町水道事業の資産合計は、中段でございますが、34億3,874万円となりました。27年度の主な事業につきましては、田切久根平工業団地配水管布設関連での上水道配水管布設がえ工事などを4件、消火栓新設1基、移設1基、水道事業単独改良工事1件の工事を実施しております。また、水道監視レテメーターシステム更新工事を行っております。本年度の配水管の布設総延長は1,149mで、総延長14万6,600mとなりました。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

ここで暫時休憩いたします。

休憩

午後2時01分

再開	午後2時02分
議長	休憩を解き会議を再開いたします。ここで監査委員の決算審査報告を求めます。橋場代表監査委員、お願いいたします。
代表監査委員	決算審査の結果を御報告申し上げます。この審査につきましては、監査委員事務局長立ち会いの中で監査委員2名により実施いたしてきたものでございますが、そのものを合意により私が代表して報告いたしますので、よろしくお願いいたします。既にお手元に審査意見書の写しが配付されていると伺っておりますので、それに基づいて報告してまいりたいと思います。よろしくお願いします。まずは、平成27年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書につきまして報告をしてまいります。まず1ページでございますが、審査の概要について申し上げます。審査の対象は各会計決算、27年度の一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出の決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算、介護保険特別会計の歳入歳出決算、公共下水道事業特別会計歳入歳出の決算、それから農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算になっております。附属書類といたしましては、27年度の飯島町各歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、各会計財産に関する調書となります。基金運用状況につきましては平成27年度飯島町各基金運用状況調書を確認しております。審査の期間でございますが、平成28年7月29日から8月5日の間、この間の5日間でございます。審査の方法につきましては、ただいま申し上げましたそれぞれの調書につきまして関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、係数の確認とあわせて予算執行は適正かつ効率的か、財政運営及び資金収支は健全かつ効率的か及び事務の合理化、経費節減に努力しているか等について審査を実施いたしました。さらに、既に実施しておりました例月出納検査の状況も参考にしております。なお、実施した事業内容等につきましては、行政報告書等により職員の皆さんから説明を求め、行政評価書に基づく事務事業評価についても審査を行っております。また、一部については現地確認調査も行っております。 続きまして審査の結果を申し上げます。審査に付された各会計決算書と各調書につきましては、いずれに關係法令に準拠して作成され、その係数は誤りのないこと、それから予算の執行及び財政運営状況はともに適正であること、また、各基金の運用についてはそれぞれ設置の目的に沿って適正に運用されていること、これら、それぞれ確認いたしまして、適正なものと認めます。 続いて総括的意見を申し上げます。平成27年度は、安倍内閣発足以来の経済最優先、長引くデフレ不況からの脱却への取り組みに加えて一億総活躍社会の実現を目指した政府の取り組みがなされてきた中であって、地方経済情勢は、業種、地域にアンバランスが見られるものの、少しずつ景気回復の気配を感じられる一年であったと思います。そして、当地域は特に大きな災害もなく、穏やかな年であったところでございました。こうした状況の中、当町は第5次総合計画の前期基本計画最終年に当たり、「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して当初予算に従った事業はもとより、政府の地方創生予算等を積極的に活用することにより各種の活性化事業に取り組んできたと感じられました。今回の決算審査を通じ

て一貫して認められましたのは、各課ともに職員の皆さんが決められた予算目的に従い、より効率的に真剣に取り組んできた姿であり、その努力は評価したいと思います。行政評価書におきまして各課の自己評価は、そのほとんどの項目についてA評価を示しておりますが、納得できる評価結果と認めました。

次に町の財政状況でございます。町税の増加に加え、地方交付税の全体的な増収により歳入は増となっております。同時に歳出も増加いたしました結果、前年度を上回る決算規模となっております。公共団体の財政力を示す財政力指数は、過去4年来、連続で同数値の0.39を維持しております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年の77.4%から75.4%へと2.0ポイント減少しております。これは70～80が望ましいそうでございます。いずれも大きな変動はなく推移しております。実施的な公債費が財政に及ぼす負担をあらゆる指標である実質公債費比率も積極的な起債の繰上償還により前年より1.9ポイントの減少の10%となっております。ちなみに地方債の許可制限指標は18%でございます。それぞれの会計収支状況について、一般会計においては各種補助金等を積極的に適切に活用し、予算に沿った運営がなされたこと、特別会計においては各会計において黒字の結果であることを確認いたしました。

次に、財政調整基金については前年対比0.1%の増加、減債基金については前年対比3.5%の増加額であり、いずれも財政環境の変化への対応等の確保はなされていると考えられます。これらの結果は、平成21年度から改善してきております数年来の基準を維持しており、今後の経済情勢の好転による税収増等によりさらなる改善の方向に向かうことを期待するところでございます。行財政運営に当たりまして、歳入に関しては町税、国民健康保険税等の収納率が前年にも増して向上しており、収入未済額の解消に向けた努力の結果が認められます。今後も一層の収納確保に努められたいと思います。歳出に関しましては、外部委託の推進、指定管理者制度の活用等、積極的に取り組んでいると認められます。さらに経費の削減を図るとともに効果的、効率的な予算の執行に努めていただきたいと思います。さらに、地方創生先行型の交付金を活用して目に見えた活性化事業を実践した「まちなか活性化協議会」この活動が周辺への広がりとして期待される状態に進められてきたことを評価し、一層の進展を期待するとともに、儲かる飯島町チャレンジ事業として準備された飯島町営業部及び地域の活性化策としての取り組みである地域おこし協力隊の目的に沿った活発な事業展開がなされることを期待するところでございます。

続きまして各種新規事業による事務量の増加から職員の事務負担の増加が心配されるところであります。正確な事務処理と若手職員の指導、育成を含めた職員資質向上のためにどのように対処すべきか、事務量の削減策について、それぞれの効果を測定の上、行政の効率化に配慮しながら適正な事務量配分をすべきと考えます。次に予算の計上に関しまして、補助金等の歳入を見込んで補正予算を計上した後、見込み違い等から多額な不用額を生じる事業については、減額補正をすべきであったのではないかと提言をいたします。

続いて、道路維持費のような住民生活密着し、経常的に支出が見込まれる費用については、当初予算で多くを計上することについて、数年来、提案してきたところでありますが、本年もある程度の上積みがなされたことを評価します。同時に、今後もお一層の配慮が

続けられるよう要望するところでございます。最後になりますが、社会資本の整備については、国の補助金等に頼らざるを得ない状況であり、設備等の老朽化も進むことから、一層多くの財源が必要となることが見込まれます。町の活性化に関しても大きな事業効果を得るためには豊富な事業資金の確保が要求されます。このことから、国の補助事業等への方向転換も見られるところであり、各種事業補助金の情報をいち早くキャッチして活用が図られるよう一層の取り組みを要望するところであります。また、町単独の各種事業の実施に関しましては、引き続き町民のニーズを的確に把握し、特に外部業者との契約見積もりについて、その内容をよく検討の上、最小の経費で最大の効果が上がる住民サービスを望むところでございます。

続きまして決算の概要でございますが、既に提案説明の中で町長及び会計管理者から説明がされておりますので、特記事項のみで省略させていただきます。決算状況でございます。一般会計及び特別会計5会計を合わせた歳出決算規模はページ5 ページの上段の表で掲げてありますが、前年度対比 6.9%増加しております。この5 ページの表のとおりでございます。それから、一般会計及び特別会計5会計の決算につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につきまして、いずれの会計も黒字決算となっております。これは、このページの下段の表のとおりでございます。

次に収入未済額につきまして6 ページの上段の表の下に再掲というところがありますが、これだけ申し上げます。税、料金等の収入未済額、前年対比で739 万円減少して12.6%の減少を見ております。これは未収金対策の効果があらわれているものと認められるところでございます。財政状況につきましては総括的意見として申し上げたところでございますので省略いたします。

続いて7 ページ、基金の運用状況について申し上げます。決算年度末における一般会計及び特別会計5つの特別会計に関する基金は8 ページの表にありますとおり 13 基金ございます。この表のとおり、各基金ともそれぞれ前年に対して増加の数字を示しております。以上、一般会計、特別会計の歳入歳出に関しましての審査結果は省略させていただきます。以上で一般会計及び特別会計の決算審査報告とします。

続きまして水道事業会計につきまして審査結果を申し上げます。お手元の27 年度飯島町水道事業会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。審査の対象は27 年度の飯島町水道事業会計でございます。審査の期日は28 年6 月21 日に実施しております。審査の方法につきましては、町長から審査に付された決算財務諸表並びに決算報告書が平成27 年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証いたしました。また、年度内の事業全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発展の観点から審査をいたしております。審査の結果でございますが、損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、係数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しているものと認められました。また、現金預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認いたしました。

総括的意見を何点か申し上げます。平成 27 年度においては、年間を通じ断水等に至る大きな災害もなく、安定給水ができたことで水道事業としての役割を果たしたと思います。災害の生じなかったこともさることながら、関係職員の一同、常に適切な対応管理に携わってきたことにより安心・安全な給水が保たれたものと評価したいところでございます。続きまして、年間配水量及び給水量は昨年に比べ増加を示し、給水収益は増加しております。一方、有収率は 72.5%であり、前年対比 5.4 ポイント減と大幅な下落となっております。平成 23 年度策定の水道ビジョンに掲げた平成 27 年度目標有収率は 79.9%であり、大幅に目標値を下回っている現状が確認されます。漏水箇所の特定及び石綿管取りかえ等の漏水対策に積極的に取り組んでいただいて、安定経営の基盤となる有収水量の確保に努められることを希望いたします。続きまして、当年度の営業利益は 2,200 万円超となっております、経営努力とともに経営の安定は認められるところではありますが、今後、多額な企業債の元利償還や老朽化がうかがわれる機械装置等の更新など厳しい経営環境が見込まれる中において、資金的にも厳しさが予想されます。効率的な運営になお一層取り組まれることを望むところでございます。続きまして、水道使用料等の未収金につきましては、徐々に減少し、新たな発生防止に対する努力が認められるところではありますが、今後も一層の回収努力に努められることを望むというところでございます。

決算の概要につきましても、水道事業管理者、担当課長からの説明がございましたので、主要な点のみ申し上げます。業務実績のこの表でございしますが、年度末給水件数は 100.3%、有収水量 100.7%、年間ですが、いずれも横ばいの状態になっております。それから、有収率、これも総括意見で申し上げましたが、27 年度の数字が 72.5%となっております。続きまして 5 ページへ移りますが、経営成績につきましては、消費税抜きで掲げられたこの表がよろしいかと思しますので、これに基づいて申し上げますが、総収益、27 年度は 2 億 1,458 万円、総費用 2 億 828 万円、差し引き損益が 629 万 6,000 円となっております。総括意見の中で営業利益 2,200 万円超と述べてまいりましたが、支払利息等を加味した経常利益というところで見ますと、この 629 万 6,000 円が経常利益ということでございますので、参考までに申し上げます。以上、その後、省略いたしまして、水道事業会計の審査の報告とさせていただきます。

議 長
代表監査委員
議 長
代表監査委員

これから……

ちょっと待ってください。

すみません。

続きまして、もう 1 冊、27 年度の決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書につきまして報告をさせていただきます。27 年度飯島町財政健全化審査につきましては、審査の対象が平成 27 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象といたしました。審査の期間は 28 年 8 月 18 日の 1 日間でございます。審査の方法につきましては、審査に付されました平成 27 年度決算に係る健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎と

なる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の皆さんの説明を聴取し、必要と認める審査を実施いたしました。

審査の結果でございます。総合意見といたしまして、審査に付された下表、この表のとおり健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し、適正に作成されているものと認められました。結果、先ほども提案説明の中でありましたとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字でありますので数字は表現されておりません。実質公債費比率は、27 年度 10.0%、将来負担比率 63.5 となっております。

個別意見を申し上げます。実質赤字比率につきましては、今申し上げましたとおり黒字でありまして、良好な状態であると認められます。それから、連結実質赤字比率につきましても、黒字でありますので良好な状態であると認められます。実質公債費比率につきましては、27 年度の実質公債費比率は、起債の繰上償還により 1.9 ポイント減少し 10.0%でございます。早期健全化基準 25%を下回る水準でございます。地方債許可団体移行基準である 18%を超えないように引き続き繰上償還等の適切な措置が求められるところでございますが、それぞれをクリアしております。将来負担比率につきましては、27 年度の将来負担比率は 63.5%でありまして、早期健全化基準の 350%と比較すると健全状態であると認められます。したがって、是正・改善する事項につきましては、特に指摘する事項がございませんでした。

次に、その次のページをお願いいたします。27 年度飯島町水道事業会計経営健全化審査意見につきまして申し上げます。審査の対象は 27 年度飯島町水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は審査の対象といたしました。審査の期間は 28 年 8 月 18 日、1 日間でございます。審査の方法でございますが、審査に付された平成 27 年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の説明を聴取いたしまして、必要と認める審査を実施いたしました。審査の結果でございますが、総合意見として、審査に付された下表、この表は資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されていると認められました。

個別意見でございますが、決算審査意見書に記載した水道事業会計の財務の短期流動性を示す実質流動比率は 380.6%となります。27 年度の水道事業会計の資金不足比率はマイナス 151.2%で、資金不足となっていないことを認めました。経営健全化基準の 20%と比較すると極めて良好な状態にあると認められました。是正・改善する事項につきましては、以上のような結果から指摘すべき事項はございません。

以上、それぞれにつきまして報告させていただきました。そのとおり、各会計決算についての審査及び財政経営の健全化につきましては、年々向上した好ましい状況が確認されております。しかしながら、地方経済の先行き不透明感のぬぐいきれない現状の中で、各施設構造物の老朽化や住民要望の多様化等々、今後の行政運営に対する課題は山積しており

		ます。今後も住民福祉の向上、安全・安心なまちづくりを進めるべく、一層財政の健全化に努めていただくことを願い、平成 27 年度の飯島町それぞれの審査結果の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いします。
議 長		これからただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監査委員の職務の範囲を超えることのないよう御留意をお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。橋場代表監査委員には、大変御苦労さまでした。
		暫時休憩といたします。
休 憩		午後 2 時 3 0 分
再 開		午後 2 時 3 0 分
議 長		会議を再開いたします。これから平成 27 年度会計決算 7 議案について一括質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質問、質疑されるようお願いいたします。それでは、質疑ありませんか。
4 番 折山議員		1 2 号議案の水道事業会計の決算で、ちょっと私が説明聞き漏らしたのかもしれませんが、有収率がかなり落ちているっていうことは、無駄な水をつくって健全な経営からちょっと外れているのかなというような気がしてお聞きしたんですが、監査委員さんから、ただいま漏水をというような、漏水の改善というような御指摘がありましたが、大きい理由は何なんでしょうかね。漏水なんでしょう。何か事情があつての 5 % 減でしょうか。
建設水道課長		ただいまの有収率の話であります。この数値を受けまして、本年度に入りまして夜間漏水調査を実施してございます。その調査の内容につきましては、夜間に水を使う最低量がどこで大きく動いているかという、そういう部分と、あとは現地を調査をした内容でございます。その内容の説明をさせていただくと、特に七久保 P C タンク系統のその先、おおむね高遠原地籍あたりの石綿管布設箇所がかなりの量で水が動いているということと、現地調査、夜間の調査でも確認ができております。そのほかにも田切地区で漏水事故が多発している地域、そのほかにも認められてございます。そこが今回の大きく下がった要因の箇所ということで断定をしております。
議 長		ほかにはありませんか。
		(なしの声)
議 長		ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		ここでお諮らいたします。ただいま議題となっております第 6 号議案から第 1 2 号議案までの決算 7 議案について各常任委員会へ審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。決算 7 議案については各常任委員会に審査を付託いたします。議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。

事務局長 (審査区分説明)

議 長 お諮りします。決算 7 議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案から第 12 号議案までの平成 27 年度決算 7 議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託します。

議 長 次に、

日程第 18 第 13 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 19 第 14 号議案 平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 20 第 15 号議案 平成 28 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 21 第 16 号議案 平成 28 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 22 第 17 号議案 平成 28 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 23 第 18 号議案 平成 28 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 24 第 19 号議案 平成 28 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

以上 7 議案につきましては一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本 7 議案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第 13 号議案から第 19 号議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第 13 号議案 平成 28 年度一般会計の補正予算 (第 3 号) について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 8,319 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 51 億 8,149 万 7,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、臨時財政対策債限度額の変更に伴う地方債の変更 1 件及び平成 27 年度の決算がまとまり繰越金が確定したこと、普通地方交付税の額が確定したことなどによる予算措置を行うものです。主な歳入の内容としましては、前年度繰越金と普通地方交付税の額の確定に伴いおよそ 3 億 8,000 万円の増額補正を計上いたしました。

主な歳出の内容としましては、道路維持補修及び町道改良事業へおよそ 3,500 万円、土地開発公社への運営補助金 3,000 万円の補正を計上いたしました。また、今後、実質公債費比率の上昇の抑制や各種施設の維持管理費の増加等が想定される中、将来を見据えた対応として、基金残高と借入金の上償還の財源確保を目的に当初予算に計上した減債基金及びふるさと飯島応援基金以外の各種基金の繰入金およそ 7,900 万円を減額するとともに、

減債基金 1 億円、公共施設等整備基金 4,000 万円、地域福祉基金 3,000 万円、高度情報化基金 1,500 万円をそれぞれ積み立てるよう計上いたしました。そのほか各種事務事業に対応する必要な経費を計上したところでございます。

続きまして、第 14 号議案 平成 28 年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,955 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 7,077 万 3,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、平成 27 年度決算額の確定や過年度の療養給付費交付金及び国庫支出金が確定したことにより関係項目を補正するものであります。歳入では、繰越金 2,955 万 5,000 円を増額計上いたしました。歳出では、諸支出金といたしまして国庫及び退職者医療療養給付費過年度精算分償還金 197 万 8,000 円、予備費 2,757 万 7,000 円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、第 10 号議案 平成 28 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 153 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 2,735 万 6,000 円とするものであります。平成 27 年度出納期間中の保険料徴収分の前年度繰越金の確定により後期高齢者広域連合に納付するために補正を行うものでございます。歳入では、繰越金 153 万 5,000 円を計上し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 153 万 6,000 円を増額し、予備費を 1,000 円減額するものであります。

続きまして、第 16 号議案 平成 28 年度介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 727 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 10 億 7,325 万 6,000 円とするものであります。歳入につきましては、過年度の介護給付費にかかわる国庫支出金と県支出金、支払基金からの交付金を 705 万 6,000 円、また、平成 27 年度決算の確定に伴い繰越金 21 万 6,000 円をそれぞれ増額するものであります。歳出につきましては、地域支援事業にかかわる国庫支出金と県支出金の過年度分の返還金 35 万 6,000 円を増額し、差額の 691 万 6,000 円は予備費を増額するものであります。

続きまして、第 17 号議案 平成 28 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,136 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 425 万円とするものであります。歳入につきましては、繰越金 2,861 万 6,000 円、加入金として分担金及び負担金を 275 万 2,000 円増額するものであります。歳出につきましては、処理場設備の修繕及び公共ます設置工事、公課費の増加により 905 万 2,000 円、予備費 2,231 万 6,000 円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、第 18 号議案 平成 28 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,389 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 9,708 万 3,000 円とするものであります。歳入につきましては、繰越金 2,389 万円を増額するものであります。歳出につきましては、公課費及び汚泥脱水設備の修繕により 475 万円、予備費 1,914

万円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、第19号議案 平成28年度水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支に関する補正であります。収益的収支の支出につきまして取水設備の修繕により45万円増額し、支出総額を2億1,379万6,000円とするものであります。資本的収支の収入としまして配水等施設整備事業債として200万円増額し、収入総額を4,350万円とするものであります。支出につきましては、道路改良事業に伴う配水管布設がえ工事費として200万円増額し、支出総額を1億5,694万7,000円とするものであります。なお、13号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、14号議案から19号議案の特別会計については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

企画政策課長

（補足説明）

総務課長

（補足説明）

住民税務課長

（補足説明）

健康福祉課長

（補足説明）

産業振興課長

（補足説明）

建設水道課長

（補足説明）

副 町 長

（補足説明）

教育次長

（補足説明）

議 長

提案理由の説明がありました。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番

竹沢議員

総括的、細かいことで恐縮ですが何点かお伺いしたいと思います。25ページ、消防費17万3,000円の、これ、説明、提案の説明ですけど、活動服とはっぴなどを使うと、これに17万3,000円つかうということになっていますけど、先般行われました議会運営委員会の資料によりますと、消防団出初式の記章などというふうになっております。目的が違いますけれども、これはどうしてですか。それから、地籍調査はどこでしたっけ。一昨日も、私、地籍調査の立ち会いへ行ったんですけど、163万7,000円か、臨時職員ということですが、既にこれは採用しているわけではないでしょうね。これ、いつから採用しているのかお答えください。それから、関連、教育、中学校費ですか、中学校はどこでしたっけ、中学校管理費、26ページ、5311かな、小沢ふにやふにやのオペラがあったんですけど、先般、中学1年生、うちの孫も、そうですね、行ってきたんですよ。こういうことはよいんでしょうか。関連をしてですけど、この予算には関係ありませんけど、中学校のことで、お聞きしたところ、中学校のプールのですね、浄化槽だか、壊れているそうであります。生徒たちの意見としては、この夏ですね、プールは早く泳げなくなって喜んだ生徒と残念がった生徒とおるようでありますけれども、これは、今後いつ補正されるか、関連でお聞きします。それから、営業部の関係を含めて説明ありましたけど、歳入のほうの200万円

	の地方創生推進交付金の中身についてですけど、以前にも、私、一般質問で申し上げた、地方創生加速化交付金は以前のものでよろしいですけど、今年度以降、町がですね、いろいろなプランを計画をして、国に上げるといろんな推進交付金をいただけますよということで、これに取り組んだほうがいいんじゃないですかっていうことを前に提案したつもりですけども、これは、ことしは200万円ですけども、ソフト事業って確か3カ年ばか続けていただける推進交付金なのではないかな、というふうに理解するわけですけども、そういうことで、今後も、この営業部かな、使えるように、もう2年ばかいただけるかどうか。以上。
総務課長	非常備消防費の活動服、はっぴ等という表現と、それから議会運営委員会の資料が異なっていたという御指摘でございました。活動服、はっぴ等の補充が主で、それに記章等も不足しているのは事実でありまして、等ということで補っておりまして、ちょっと表現が違っていたことをおわび申し上げます。
建設水道課長	事業コード 3501 地籍調査事業費の関係の臨時職員の関係であります。この職員につきましては、現場立ち会いも含めた職員ということでございまして、現場立ち会いも始まったところであります。採用については4月1日からの採用になってございます。理由でありますけれども、人員が1名減になったと、人事異動によりまして正規職員が1名減になったと、そういう経過がございまして、臨時職員、現在2人いるわけでありますけれども、もう1名増員と、そういう内容の中での補正ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。
教育次長	5311 小沢征爾松本フェスティバルの関係でございまして、本来、当初予算等で計上したいところなんですけど、こちらのほうは申し込みにより行けるかどうかということになりまして、6月補正でもちょっと間に合わないということがありまして、今回の9月補正でお願いをいたしました。もう既に行ってしまったということで、大変申しわけありませんでした。それから、プールの関係でございまして、本年、ろ過機が故障しておりまして、開始がおくれたということで、そのろ過機については実施計画等で見積もって計上をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
企画政策課長	それでは、私のほうで地方創生推進交付金の関係についてお答えさせていただきます。今までも加速化等々ございましたけど、なかなか、その先駆性、隘路打開策等々、条件が厳しいんでございまして、本年度、この大博覧会事業につきまして申請を上げさせていただきました。官民が一体となって地域資源の発掘、また付加価値の高い特産品開発につなげたいという事業計画を上げて採択をいただいたところでございます。今後、来年度以降になりますけれども、ぜひともこういった内容で上げていけたらよいというふうに十分考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。
議長 10番 坂本議員	ほかにございますか。 17 ページのですね、1861 の自主防災組織施設整備事業なんですけれども、8 自治会ということで170 万円ということで、当初は50 万円で、足りないんで120 万円補正ということなんですけれども、この防災を各自治会がやるということはいいいことだと思うんですけれ

	ども、この基準とか、その内容については、一応、町のほうで見せていただいて、精査して、この金額でということなんでしょうか。それからまた、8自治会ということなんで、お名前を教えていただければと思います。
総務課長	補助金の交付要綱がございまして、その要綱に照らして該当する物品について補助するという方針でいっております。それから、具体的に耕地自治会の名称ということでございましたので、申し込みのあった順に申し上げますと、南町、南仲町、石曽根、上通り、山久、新屋敷、北村、新田、以上でございます。
議 長 1 番	ほかにはございませんか。
本多議員	1112 でお伺いしたいんですけれども、一つ確認なんですけれど、委託料、これが6月9日に450万円計上になっていまして、この財源、ここの中の入れかえで205万5,000円が委託料から外れてほかに回っていると、あとの244万5,000円は委託料として残っているということでもいいわけですね。それを確認します。
副 町 長	この委託料のうちですね、前回補正させていただいた関係につきましては、民間の業者に委託するということで補正をさせていただきましたけれども、そのほか、その部分については直営で行っていくということで、それぞれ予算を振り分けさせていただきました。そのほかにまだ委託する部分がございますので、その分は139万円ほど残っており、138万円ほど残っております。
1 番 本多議員	今、聞いたのは、その450万円委託料として計上して、ここで205万5,000円を振り返ると、今137万円しか残っていないっていうようなふうに捉えたんですけれども、それ、あとの差額はどうなっているか。
副 町 長	差額につきましては、それぞれ報償費33万円、それから需用費138万円、すみません、委託料、先ほど138万円と申しましたが、委託料が191万6,000円でございます。そのほか使用料及び賃借料52万5,000円、それから備品購入費等、備品の購入費等で15万円ということで435万円になっております。振り分けてそのような金額になっているということで、お願いします。
議 長 1 番	いいかな。
本多議員	いや、まだ。450万円の委託料が出てきて、大博覧会ですね、それで、今205万5,000円を振り替えていて、244万5,000円がある、残っていて、それで、今、内訳の244万5,000円は、まだ後に使うと、あとに使うと、190何万円を使うとか今言っていましたけれども、何か数字が全然合わないような気がするんだけど。今の33万円とか105万円に振り替えているのは205万5,000円の中を振り替えているという形になっていると思うんですけど、そこら辺はうまく整合するのか、ちょっとよくわからないんですけど。
副 町 長	委託料以外で振り替えた部分、今申しあげました総額の金額で振り替えた分が205万5,000円でございます。

1 番	
本多議員	244 万 5,000 円は残っているっていうことだね。じゃあ、委託料で。
副 町 長	委託料で残っているのは 191 万 6,000 円でございます。大博覧会で残っているのは 191 万 6,000 円でございます。
議 長	以下については常任委員会でやってください。
6 番	
堀内議員	私は常任委員会で聞けませんので一つお願いしたいと思います。28 ページの 5811 農業施設災害復旧事業ですが、ここの財源内訳を見ますと、国庫支出金が 51 万 3,000 円とあります。これは農地災害復旧ですので、私の記憶では多分 50%の補助率だと思いますが、これ計算していくと、その他のところは地元分担金になるのかなあとと思いますと、事業費は 147 万円、そうすると半分来ると 70 万円余が国庫補助金で支出金でいいような気がするんですが、これ、単独費もひょっとして入っているのではないかなあというふうに思いますが、いかがですか。
産業振興課長	議員のおっしゃったとおり単独分が幾らか入ってございます。
6 番	
堀内議員	そうすると、単独費も国庫補助金と相当の補助率で災害復旧事業は実施するということになりますか。町単の農地林災害復旧事業についても補助率は国と同等という考えでありますか。お伺いします。
産業振興課長	ちょっと正しいお答えができるか自信がないんですが、先ほど申し上げましたとおり、国とのやりとりの中では、ここにあります 51 万 3,000 円の倍の金額が国のほうで認めていただいた事業費と。災害復旧費の事業費であるということでございます。全体の工事費としましては、ここに歳出であります 147 万円という金額になりますので、これの 1 割が地元分担金の 14 万 7,000 円になるということでございますので、残りを町が負担するという組み立てになっておりますので、よろしくお願いします。
6 番	
堀内議員	そうすると、その国庫補助金をもらった事業よりも、単独分のほうが町負担が多いっていうことになってちょっと不自然のような気がしますけど、これはどこかの基準でそういうふうになっているんだかどうか、3 回目ですので、あとお聞きしませんので、詳細は、また後ほどでも結構ですが、お願いします。
産業振興課長	事業費としましては 147 万円ということで事業を進めてまいります。ただ、事業をやっていく中で多少増工分があった場合には、国は認めていただけないということですので、その分、上乘せしてございます。ですので、事業的には 147 万円で行うようにこちらでは進めてまいります。
議 長	ほかにございませんか。
9 番	
中村議員	それでは、6 ページの臨時財政対策債の件でお伺いいたします。金額的に 600 万円、当初、補正前よりも 600 万円が減額されたわけなんですけれども、そんなに大きな幅の減額ではないんですけれども、これは普通交付税の決定によりというふうにあります。ただ、

企画政策課長	ちょっと、私、財政的なことは余りよくわかりませんが、ただ、臨時財政対策債というのは、一つは借金でもありますし、それが膨れ上がることによって普通交付税が減額とか、全体的にその交付税の中に響いてくるということを懸念するわけですが、町としては、この今回の決定による 600 万円の減額に対してどのようにお考えか伺います。
	臨時財政対策債の関係について御質問をいただきました。これは、あくまでもこの交付税算定によってこの数値が決まってくるものでございます。この国の確定に、ある面、従うところではございますけれど、ただ、この臨時財政対策債については、本年、補正後としては 1 億 5,900 万円、27 年度が 1 億 9,900 万、26 年度が 2 億 500 万と、やや下向きの傾向もございますので、こういったところも踏まえながら今後の財政運営を図ってまいりたいと思います。
議 長	ほかにはよろしいですか。 (なしの声)
議 長	ほかには質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております第 13 号議案から第 19 号議案までの補正予算 7 議案について各常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。補正予算 7 議案については各常任委員会に審査を付託いたします。議案を付託するに当たり、各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。
事務局長	(審査区分説明)
議 長	お諮りします。第 13 号議案から第 19 号議案までの委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案から第 19 号議案までの補正予算 7 議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。
議 長	日程第 25 第 20 号議案 上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 20 号議案 上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。平成 29 年 4 月 1 日のごみ処理広域化に伴う管内各施設を不燃物処理施設クリーンセンター八乙女に統合するため上伊那広域連合規約の一部を規制するものであります。広域規約の改正には構成市町村の議会議決が必要となるため、今回、提出をさせていただきます。主な改正点は、広域連合の処理する事務及び広域計画の項目に最終処分場に関する事務を追加し、また、経過措置として平成 29 年 3 月 31 日をもって解散する伊北環境行政組合の事務及び財産を承継する内容となっております。細部につきましては御質問により担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。

議	長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
議	長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第20号議案 上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。したがって、第20号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。
散	会	午後3時51分

平成28年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年9月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

本多 昇 議員

久保島 巖 議員

中村 明美 議員

滝本登喜子 議員

竹沢 秀幸 議員

三浦寿美子 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
５番	橋場みどり	６番	堀内 克美
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成 28 年 9 月 12 日 午前 9 時 10 分
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」)これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問は 通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いいたします。
1 番 本多議員	1 番 本多昇君。 おはようございます。通告に従い 3 件の質問をいたします。1 の平成 27 年度決算について の質問で、質問要旨の 1-1 は 1-3 の後に質問しますので、よろしくお願いいたします。 1 番目の質問です。「平成 27 年度決算について」実質収支が 3 億 4,185 万円、黒字決算。 実質単年度収支も 1 億 6,853 万円の黒字となりました。25 年度、26 年度の決算に関しては よいと評価してきました。しかし、27 年度については評価することはできません。それは、 実質収支が 3 億 4,000 万円は余りにも多過ぎます。実質収支はでこぼこしないほうがいい わけです。当然 28 年度に影響します。21 年度から 25 年度までは実質収支が 1 億円から 1 億 2,000 万円と平均しております。実質単年度収支は 1 億 8,000 万円から 2 億 5,000 万円 であります。積立金や繰上償還の関係ででこぼこしても構いません。26 年度は専決補正 予算の見直しにより実質収支は 1 億 7,000 万円でしたが、実質単年度収支は 9,500 万円で した。26 年度の実質収支 1 億 7,000 万円の影響も 27 年度にあります。そういうことを踏 まえ、27 年度はもっと慎重に考えてほしかったと思います。例えば 27 年度実質単年度収 支は 1 億 6,853 万円ですが、積立金も繰上償還はありません。もし財政調整基金の積立金 と繰上償還があれば実質収支は減少し、実質単年度収支では変わりません。もう一つ、減 債基金の積み立てを例年どおり 2,000 万円計上したわけですが、これを 1 億円にしておけ ば次年度への影響は少なかったのではないかと、いろいろな方法があったと思います。自 治法の 233 条の 2 の歳計剰余金の処分という条文があります。条文を読みます。「各会計年 度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただ し、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全 部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。」となっています。決 算収支を考えるのであれば、翌年度 9 月の補正ではなく、年度最後の補正で基金調整が必 要となるわけです。繰越金が余りにも多いということで、私は、一般会計補正予算（10 号）については創意工夫もない余りにも単純な補正予算ということで反対しました。28 年 度の繰越金は、3 億 6,000 万円と予想していましたが、結果として 3 億 4,100 万円とな りました。これが歳入に入ります。28 年度収支に大きな影響を与えます。

それでは質問に入ります。

1－2「不用額を検証したと思います。不用額が3億5,266万円、予備費を除いた不用額は1億2,564万円、大幅に増加した要因は」の質問です。不用額の質問は26年3月で24年度分。26年度9月で25年度分。人件費、扶助費等の義務的経費、工事請負費、補償費、賠償金、社会的福祉事業の特殊な部分の事業費を除いた一般的な経常経費項目について、1万円未満の不用額は想定内として集計から除いて、不用額を独自で計算して質問しています。両年度とも2,000万円くらいでした。予算編成に反映してほしいためですが「ぬかにくぎ」です。この作業は大変なことなので、今回はこちらから質問します。不用額が3億5,266万円、予備費を除いた不用額は1億2,564万円、大幅に増加した要因を町長にお伺いします。

町 長 おはようございます。9月定例議会の一般質問ということで、トップバッター本多議員さんにお答えしてまいります。

1－2「不用額の検証という観点から、不用額が3億5,266万円、予備費を除いた不用額は1億2,564万円と大幅に増加した要因は」と、こういう御質問でございます。平成27年度一般会計決算における不用額につきましては、本多議員の御質問のとおり3億5,266万円、予備費を除いた不用額は1億2,564万円で、前年度決算に比べまして2,591万円増額したところでございます。不用額が増加した理由につきましては担当課長よりるる御説明申し上げます。

企画政策課長 それでは説明をさせていただきます。平成27年度一般会計につきましては、さきの専決補正予算第(10号)を経て決算が確定しておりますが、この専決補正予算後の予算額から支出済額を差し引いた額が決算上の不用額となります。不用額につきましては前年度に比べ2,591万円増加しておりますが、不用額増加の主な理由としまして、これから説明をさせていただきます。具体的には、経営所得安定対策事業における交付金がおおよそ1,680万円、保健衛生総務費における開業医支援事業補助金がおおよそ1,550万円など、一部の事務事業において専決補正予算にて減額補正すべき歳出予算を減額しなかったことにございます。また、CATV事業費における行政番組放送チャンネル使用料、おおよそ500万円を年度末に高度情報化基金に積み立てすべきものを、今年度、繰り越したことによるものです。なお、一部の事案につきましては、過日行われました平成27年度会計決算審査におきまして監査委員より減額補正の必要や早急な対応について、具体的な御意見をいただいたところであり、議会初日におきまして代表監査委員より説明のあったところでございます。専決補正のあり方につきましては、各自治体によって考え方が異なり、専決補正を実施しない自治体もありますが、町ではこうした状況を鑑み、本議会による補正予算での対応を初め、各事務事業における歳出抑制に努めながら、適正な予算会計事務に努めてまいりたいと考えております。

本多議員 そういう特徴があることはわかっていますので、いろいろ事情はあると思いますけれども、今、監査委員の言ったことについては、よく聞いていただいて、実行してもらいたいと思います。それで、予算編成についてはですね、いつも前年度を基準として単純に編成をしていると思います。それで、予備費を除いた不用額が予算現額から翌年度繰越額を差

町 長

し引いた額、に占める割合を計算しました。21 年度から 25 年度は 1.5%、26 年度は 2.1%、27 年度は 2.3%となっています。不用額の占める割合が多くなっていることがわかります。29 年度予算についてはですね、特殊事項を除き概算要求から 2%カットしてみてもいいでしょうか。提案します。この提案、町長の考え方をお聞きます。

本多議員

今いろいろ御指摘がありました。また、会計監査の方々にもいろいろ御指摘いただいております。いろいろ検討する中で、適切な予算措置をとっていきたいと思っております。

先ほど言いましたけど、監査委員も言っています。改めて読みますので聞いておいてください。「予算の計上に関連し、補助金等の歳入を見込んで補正予算を計上した後、見込み違い等から多額な不用額を生じる事業については減額補正をすべきである。」と提言しています。不用額を減らせとっているわけです。補正予算を提出するときに、ほかの予算項目についてもですね、不用額を検証して補正予算に反映してほしいことを要望して、次の質問に入ります。

1－3 です。「一般会計で繰上償還を実施しなかったのはなぜか」実質公債費比率 10%、将来負担比率 63.5%となり、比率では改善されたようになっています。特別会計の公共下水道、農業集落排水事業の借入金が減少しているためです。しかし、一般会計の借入金は 49 億 9,153 万円で、2,737 万円増加しています。26 年度までは繰上償還をしまいいりました。自主財源に対する公債費の占める割合を計算してみると、27 年度の自主財源は 19 億 1,900 万円、公債費は 5 億 1,300 万円で、26.7%です。24 年度は 42.5、25 年度は 37、26 年度は 32.2%、26 年度と比較しても 5.5%も減少しています。28 年度では、5,187 万円の繰上償還を予定しています。自主財源に対して 30%の公債費の支出は可能だと思います。一般会計で繰上償還を実施しなかったのはなぜか、町長にお伺いします。

町 長

続きまして 2 番目の質問。1－3 ということで「一般会計で繰上償還を実施しなかったのはなぜか」と、こういう御質問でございます。

町では、一般会計におきましては平成 19 年度から、下水道事業特別会計 2 会計におきましては平成 24 年度から、上水道事業特別会計におきましては平成 20 年度から 24 年度まで、それぞれ繰上償還を実施しております。起債の繰上償還につきましては、償還期間の残期間が長いものの中から、起債残高や借入利率などを確認する中で、返済の優先度の高い起債を精査し、繰上償還に充てる財源を確保しながら、対応しております。なお、詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。

企画政策課長

次の質問についてお答えいたします。平成 27 年度につきましては、公共下水道事業特別会計において 1,436 万円、農業集落排水事業において 3,975 万円、それぞれ繰上償還を実施いたしました。これは、繰上償還計画によるものですが、下水道事業の元利償還金が近い将来ピークを迎えること、また円滑な事業運営の面からも、重点的に返済に努めているところでございます。一般会計において繰上償還を行わなかった理由につきましては、繰上償還の対象となる起債を精査する中で、優先度の高い適切な起債がなかったためでございます。なお、平成 28 年度におきましては、予算編成時点において一般会計における起債の償還額を記載の発行額が上回ることが予想されるため、起債残高の抑制と実質公債費比率や将来負担比率など、財政指標への影響を考慮する中で、一般会計において 5,187

	万円、農業集落排水事業において 3,835 万円、それぞれ繰上償還を予定しております。引き続き起債の新規発行の抑制と、下水道事業会計を中心とした計画的な繰上償還に努めてまいりたいと考えております。
本多議員	それじゃあちょっとお聞きしますけれども、28 年度予定している 5,187 万円の繰上償還、これの借り入れの日を教えてください。
企画政策課長	確認ですが、借り入れの日で、借り入れの……。
本多議員	借りた日。
企画政策課長	借り入れた日。この返済する予定のものの。
本多議員	はい。
企画政策課長	わかりました。平成 28 年度返済予定の借り入れた起債のものは、平成 20 年度と 21 年度のものにつきまして返済を、償還を予定しております。
本多議員	これについてですね、27 年度もできたんじゃないかと私は思うんですけども、そこはどうでしょうか。
企画政策課長	一般会計につきましては、平成 19 年度から毎年行ってまいりました。この 19 年度から続けて、たまたま 27 年度だけ行っていないというのが実態でございます。それ、19 年度から繰上償還に努めながら、特に町長も申し上げたとおり残期間の長いもの、利率の高いものを優先して行っていった中で、もう 27 年度では適当なものがなかったというところと、あと、先ほども申し上げましたが、下水道事業に対する償還、これについても財政に影響のあるところですので、優先的に返済を図ったというところでございます。
本多議員	それではですね、借入金が 2,737 万円増加しているわけですよ、27 年度。これとの、要するに関係で、繰上償還すれば、これ、全然増えなくてもよかったかもしれない。そういう計画は当然あったと思うんですけども、なかった理由をお伺いします。
企画政策課長	借り入れにつきましては、その年度の事業によって、その額等々、影響が出てまいります。先ほども申しました、その繰上償還計画を立てて、極力この償還に努めていっております。そういった長期の中では、この年はなかったということで、その年、確かに増えたことはあるんですけど、長期的な展望、それと、これは利率や残期間、それと相手方のあることでもございます。そういった中で、計画と実施で進めてきております。
本多議員	借入金はですね、21 年度からずっと減少できているんですよ。27 年度が増えているんですよ。だから、もっと計画的にやれば、これ、減るんじゃないかなあと思うんですけどもね。そこら辺はいかがですか。
企画政策課長	28 年度については 5,100 万円。また 29 年度についても一般会計を含め償還に努めてまいりたいと、このように考えております。
本多議員	しつこく聞いてもしようがないんで、繰上償還をね、実施しなんだつつうことは、非常に 27 年度は残念でした。恐らくですね、1165 の事業で忙しくてですね、検討する時間がなかったんじゃないかと、私は考えております。
	次の質問に入ります。1－1 です。「一般会計補正予算（第 8 号）否決された講師等謝礼の 48 万 2,000 円はどのように処理されたのか」の質問です。予備費からの流用がなく、当然、「儲かる飯島町チャレンジ事業費」からも支出がありません。免除していただいたの

	でしょうか。一般会計補正予算（第8号）が否決された講師等の48万2,000円はどのようにされたのか、町長にお伺いします。
町 長	次に、平成27年度決算の1－1「一般会計補正予算（第8号）で否決された講師謝礼等の48万2,000円はどのように処理されたのか」と、こういう御質問でございます。平成27年度一般会計補正予算（第8号）において予算計上いたしました、「儲かる飯島町チャレンジ事業」の講師謝礼43万2,000円と旅費5万円につきましては、講師との調整により、最終的に町費負担なしということで話がついていると、こういうことを聞いております。
本多議員	負担ゼロと。それじゃあ次年度の講師の謝礼にも含んでいないことを再度確認しますけど、含んでいませんか。
町 長	含んでおりません。
本多議員	わかりました。すみません。今後、今後はですね、予算が可決してから行動をとっていただくことを要望しまして、次の質問に入ります。 2番目の質問です。「平成28年度予算について」。27年度実質収支が3億4,000万円の黒字の影響で、単年度収支をプラスにするためには、歳入を増加させ、歳出を削減し、実質収支を27年度以上にしなければなりません。実質収支は、予算との整合性から、今までの実績から見ても1億2,000万円から1億5,000万円ぐらいが妥当です。28年度の単年度収支はマイナス。実質単年度収支もマイナスになる可能性は大です。予算を慎重に精査し、決算収支を意識して実行することを希望します。 では質問に入ります。2－1「60周年記念事業、予算と整合しているか」の質問です。60周年記念事業の冠をさまざまところで使用して実施しています。60周年記念事業、予算と整合しているか、町長にお伺いします。
町 長	続きまして2－1「60周年記念事業、予算と整合しているか」と、こういう御質問でございます。60周年記念事業予算につきましては、当初予算に記念式典と講演会等の費用として249万円を計上し、補正予算におきまして新たに大博覧会プレイベント及び大博覧会を加えるとともに、事業内容を精査する中で予算を組み替え、総額を1,000万円としております。総額1,000万円の内訳は担当課長から申し上げます。
総務課長	総額1,000万円の内訳でございますが、さきに提出をしました、一般会計補正予算（第3号）における組み替え後の事業ごとの予算額を申し上げます。記念式典に180万円、プレイベント、既に実施が、終えておりますが、367万7,000円、大博覧会に452万3,000円でございます。この総計が1,000万円になります。なお、記念誌の制作を初め、9月に開催をします記念事業のシンポジウム、それから冠事業等につきましては、それぞれの事業予算の中で執行をしております。
本多議員	それではお尋ねします。要するに60周年記念事業の事業コード1112についてですが、6月18日のプレイベントの予算は300万円、飯島町営業部に委託しました。7月12日の全協でプレイベントの支出の報告があり、営業部からの支出は381万8,335円の報告を受けました。予算を81万円オーバーしています。これは予算とは整合していないと思いますけれども、どこからの予算ですか。町長にお伺いします。
総務課長	全協の折にも説明申し上げましたが、大博覧会のプレイベントで予想を上回る出店数が

あったことを受けまして、その対応に費用がかかったということで説明申し上げました。それで、その当時、既に大博覧会の事業予算を承認いただいておりますので、その大博覧会の予算を一部流用してプレイベントに利用しております。これが52万7,000円の、事業予算を流用した額が52万7,000円でございます。なお、このうちのほとんどが実は大博覧会で使う備品類に相当しておりまして、具体的には、テントを出店するに当たっての電源の確保、そのためにキュービクルから電源を配線する、そういった備品が必要になるわけですが、それ、2つのイベントに共通する部分でございますが、そういったものを流用して執行をしております。

本多議員 ええとですね、5月16日にですね、臨時会が開催されましてですね、補正1号が出されました。それはですね、突然です。6月18日に大博覧会のプレイベントを実施計画書のとおり実施したいと、予算は315万円、討論の末ですね、来月のこともあり、計画が進んでいるため、仕方なく我々は承認したという経緯があります。計画はですね、最初からずさんだったんです。想定外は理由になりません。予算は300万円しかないんです。なぜそのようなことをしたか、お答えください。

副町長 計画自体が急であったということは、今、議員さんの申されたとおりでございます。当初315万円ということで1号補正で予算をいただきましたけれども、やはり、先ほど総務課長が申し上げましたように、出店者数が60名を超えたということで、電源の確保が非常に困難になったということで、最終的に、途中で不具合もございましたように、あれだけの規模のイベントを行いますと、やはりキュービクルから直接電源を持ってくるという必要がございまして、その関係で53万円ほどの増加になってしまったということ、それから、そのほかにはもろもろの増加があったということで、最終的に、315万円の予算をいただきましたけれども、全体の記念事業の中から予算を流用させていただいて、最終的に381万8,000円という決算ということになりましたので、御承知おきいただきたいと思います。

本多議員 先ほどからでもね、言っていますとおり、計画は、まずずさん、そんなことを理由にね、この380万円を使ったつつうこと自体がですね、おかしいと思うんですよ。今度、大博覧会の予算450万円、そこから使っているわけですよ。要するに、こんなようなやり方していて、今後ですね、町の、こんなやり方が正しいのか、私は全く正しいとは思っていませんし、それで、450万円の大博覧会、これの残りは、もうわずかしかなんですよ。もうお金が。それで今度の10月の29、30やっつけていけますか。これだけは確認します。もう1,000万円は超えられないんですよ。これを御確認します。

副町長 先ほど総務課長のほうから答弁しましたように、1,000万円を超えないということで、プレイベントでは381万8,000円を使わせていただきましたけれども、大博覧会では1,000万円以内に納めるように予算を編成しながら計画をしておりますので、よろしく願いします。

本多議員 わかりました。もう1,000万円を超えないことを確約していただきましたので納得します。

2-2です。「特別会計への繰出金の検証が必要だ」の質問です。26年3月に一般会計の繰出金に影響するので特別会計の不用額を検証するよう提言しています。しかし、これ

も「ぬかにくぎ」です。公共下水道、農業集落排水事業と国保会計ですが、実質収支、不用額、予備費がほぼ同額です。具体的に言うと、27 年度の場合で公共下水道は実質収支が 316 万 1,000 円、不用額が 308 万 8,000 円、予備費が 2,720 万円、農業集落排水は実質収支が 2,889 万円、不用額が 2,857 万円、予備費が 2,507 万円、国保会計は実質収支は 2,965 万円、不用額が 2,703 万円、予備費が 2,132 万円、23 年度から同じようなことが言えます。過去の数値を維持しているだけで、それを脱却して繰出金の調整をすれば、実質収支、不用額、予備費が減少するだけで、特別会計の運営には支障がないと考えます。公共下水道、農業集落排水事業と国保会計の繰出金をそれぞれ 2,000 万円減少させることは可能です。6,000 万円の一般会計の歳出を抑えることができます。特別会計の不用額を検証して特別会計への繰出金の検証をすれば、少なくとも 6,000 万円の歳出が抑えられます。町長の考えをお伺いします。

町 長 続きまして「特別会計への繰出金の検証が必要だ」と、こういう御質問でございます。特別会計に対します一般会計からの繰出金につきましては、本年度予算では国民健康保険特別会計へ 5,984 万円、後期高齢者医療特別会計へ 4,200 万円、別途、療養給付費広域連合負担金へ 1 億 1,095 万円、介護保険事業特別会計へ 1 億 6,169 万円、公共下水道事業特別会計へ 1 億 8,620 万円、農業集落排水事業特別会計へ 1 億 6,270 万円となっております。特別会計への繰出金につきましては、下水道事業など一部の会計におきましては増加傾向にありますが、事業内容の検証、精査を行いながら適切に交付しております。今後も引き続き当別会計への適正な繰出金の交付に努めてまいります。

本多議員 ぜひですね、特別会計の不用額をですね、検証していただくことを要望して、次の質問に入ります。

2－3 です。「財政調整基金の積み立ては必要ではないのか」の質問です。全会計の基金総額は 22 億 4,900 万円、借入金は 126 億 2,954 万円です。一般会計で基金総額 19 億 786 万円、借入金は 49 億 9,153 万円です。財政調整基金は 10 億 207 万円です。26 年度と 27 年度の積み立てはありません。標準財政規模の 30%で満足しています。26 年度の資料ですが、標準財政規模で財政調整基金の占める割合を上伊那の町村と比較しました。6 町村の平均は 36%、南箕輪村は 60%で、特別なものでちょっと除きますけれども、上伊那 5 町村の平均は 32%です。27 年度の町の標準財政規模は 32 億 8,240 万円ですので、32%は 10 億 5,037 万円となります。財政調整基金の積み立ては、なお必要だと思いますが、町長にお伺いします。

町 長 財政調整基金の積み立てが必要だと、こういう御質問でございます。財政調整基金は、景気の低迷などによる税収減や災害など予期せぬ支出に対応するための積立金で、財源が不足する年度において活用する目的の基金であるとされています。当町の平成 27 年度末における財政調整基金残高はおよそ 10 億 200 万円となっており、平成 27 年 11 月に策定されました飯島町行財政改革プランで定められております、定められました 10 億円を維持しております。財政調整基金の積み立ての重要性は十分認識しているところでございますが、近年は起債の繰上償還などに充てる減債基金や今後の維持管理や大規模改修が見込まれる公共施設等整備基金など、今後の財政、行財政運営を展望する中で財源が必要となる各目

的基金への優先して行っております。いずれにしても、財政調整基金は積立基金の一番の柱でありますので、今後も財政状況を見ながら適切な基金運用や積み立てに努めてまいりたいと思っております。

本多議員 本年度はですね、5,000 万円の積み立てを要望します。財源は一般会計と特別会計の不用額を検証すれば可能です。今後ですね、財政標準規模の 35%を目標にしませんか。11 億 5,000 万円です。この考え方について町長の考えをお伺いします。

町 長 借金がありますから、返さなければならない。こういう負の部分を負っております。しかしながら、弾力的に行政も行わなければならないと、こういう課題も抱えております。その辺を調整しながら財政の運営するのが担当の腕の見せどころといったところかと思えます。無理して基金をためると、また硬直化した部分も出てきようかと思えます。一つの大きな指針、10 億円を保ちましょうと、こういう大きな前提のもとにじっくりとその方向性を保っていきたいと思っております。余裕があれば、その方向性も目指していきたいと思っております。よろしく願います。

本多議員 わかりました。財政調整基金が標準財政規模の 35%の積み立てになることを要望して、次の質問に入ります。

3 番目の質問です。「伊南バイパス看板設置について」です。3-1、町中心部へ誘導する看板設置を提案します。本郷中央信号から石曾根の信号までスピードを 60 キロで走って 2 分 30 秒です。距離は 2.4km、町への誘導は道路標識だけです。町へ誘導する行政看板や商工業者の看板がありません。2 分ちょっとで通過してしまいますので、あっという間です。町を知らない人は、看板がなければ街部へ上がってきません。個人や企業の看板は自分たちで負担して設置することは当然ですが、行政のできる範囲で街部への誘導看板が必要だと考えます。本郷、飯島、田切、各地区で景観形成土地利用の住民協定が締結され、規制がありますが、看板の設置は可能です。伊那谷の景観を守るため景観に配慮した統一看板を普及させ、空気を守るために活動する三風の会があります。この三風モデル看板デザインを参考に景観と調和の看板を設置すべきと考えます。街部へ、町中心部へ誘導する看板設置を提案します。町長の考えをお伺いします。

町 長 3-1 ということで、伊南バイパス看板設置について、町中心部へ誘導する看板設置を提案いただきました。伊南バイパスの看板設置につきましては、適応される長野県の屋外広告物条例、長野県景観条例、景観形成土地利用住民協定の規制、基準に合致すれば設置することは可能でございます。商業振興の立場としましては、町もまちなか活性化を重点課題として取り組んでおりますので、何とか既存商店街への人の流れをつくりたいと考えております。商工会とも協議する中で、よりよい方法を検討してまいりたいと思っております。

本多議員 私はですね、町の行政看板は北の石曾根、中の飯島駅東、南の鳥居原のバイパス交差点の信号の 3 カ所が適地じゃないかと考えております。これはどうでしょうか。町長の考えをお伺いします。

町 長 大変有意義な御提案をいただきました。一つの方法として受けとめさせていただきます。

本多議員 まちなかの商工業者からも要望があります。街へ誘導する看板を早期に設置することを

議長
3番
久保島議員

要望しまして、今回の質問を終わります。

3番 久保島巖君。

それでは通告に従いまして一般質問を始めます。今回は、前回に引き続きまして飯島町営業部の件を中心にですね、4点についてお伺いをしてまいります。

質問要旨1-1でございます。今議会冒頭でですね、課設置条例が改正されまして飯島町行政組織条例となりました。この4月から発足いたしました飯島町営業部の体制がですね、大きく変更されたと言ってもいいと思います。町長直下の係扱い「特命チーム営業部」ということになりまして、そこが所管するのが任意組織「飯島町営業部」ということになりました。何か二重構造になっちゃったなあと、わかりにくくなりましたねえと私は思っているんです。特命チーム営業部は、組織図を拝見いたしますと、町長、副町長の下にですね、総務課とか企画政策課とかいうのがあって、それと同じようなレベルなんですね。何で係相当なんだろうなあとというふうに思います。課をですね、むやみに増やしていけないというような中で係になったのかなあとというふうに思いますが、その辺もちょっと位置づけがですね、わかりにくい。特命チーム営業部の業務内容ということでですね、町長の特命事項ということで、次に挙げる4点ということになりました。1つは地域資源の活用に関する、2つ目はインターネット販売促進に関する、3番目はアルプスのお花畑に関する、4番目はアウトドアフィールド構想に関することとなっています。そして、特命チーム営業部のもとに民意が終結するために、任意組織「飯島町営業部」が設置されると、先ほども言いましたが、そうになっています。それはですね、私が見るところ、元気道場参加者と町長の後援会あすの飯島町を考えるだか、明るくする会だか、このメンバーで構成されていた会がですね、いつの間にかまちづくりを考える会に名前が変わりまして、それがそっくり飯島町営業部に移行するというふうに聞いております。そこは、自然部会、文化部会、食部会、花部会という4部会制と、そこで各部門ごとに練り上げられたプロジェクトの検討をしていって、事業化可能なものについては法人化をしていくんだと。ちょっと待ってくださいよと。もとはといえば大博覧会用のイベントのチームだったんじゃないかなんですか、そのまちづくりを考える会は。それがそっくり飯島町営業部になりますっていう、それも何か変だなあと、そこで、特命チーム営業部と飯島町営業部の役割や目的、さらに町活性化のためにどう効果をあらわしていくのか、この変更の狙い、そこに関連してまいりますね、人事体制、それから、私も、ちょっとこの間、前回ちょっと質問しましたが、飯島営業部の運営資金。これが町長なら、町長が本部長なら交付するのは余り好ましくないよっていう副町長の答弁がございました。この辺の見解は払拭されたということなんでしょうか。その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

町長
議長
町長

続きまして久保島議員の……

町長、発言席、第1回はここです。

最初の答弁。大変失礼いたしました。続きまして久保島議員の御質問に答えてまいります。第1番目は、町民の皆さんが御期待いただいております飯島町営業部の問題でござい

ます。特命チーム営業部と飯島町営業部の役割はどう違うのかと、効果を上げるための組織になるのかと、こういう御質問でございます。

組織上の改変がございました。特命チーム営業部というものは役場内組織として理事者のもとに設置するものであります。これは役場職員が担当するところでございます。そして、飯島町営業部は、この特命チーム営業部のもとに民意を集約するための任意組織として組織するものでありますので、役割は異なります。飯島町営業部は、その構成メンバーは町民の皆様方でございます。補助するのが、その提案された事業につきまして補助、御指導といいますか、御提案、アドバイスするのが役場職員の特命チーム営業部と。こういう役割でございます。ですから役割は異なります。また、特命チーム営業部の業務を推進するために営業部での民意を集約した提案や実践は重要であり、効力ある組織になると確信しております。業務内容等、細部につきましては副町長より御説明申し上げます。

副 町 長

業務内容の関係につきましては私のほうから説明をさせていただきます。議員からるる説明ありましたように、特命チーム営業部の業務内容につきましては4つの項目に基づきまして業務を実施してまいります。また、その4つの業務を民意を集約するということで任意の組織として飯島町営業部を置くようにしております。先ほど来、まちづくりを考える会等々、お話がございましたように、組織的に問題があるんじゃないかというようなことでありますけれども、この4部門につきましては、7月末までに公募をしまして、100名以上の方に参画をしていただいております。なお、今後も順次募集をしながら参画をしていただくということで、その中で自然、文化、食、花の4部門、それぞれに御意見をいただきながらプロジェクトを検討していくということであります。大博覧会のメンバーがそのままだったんじゃないかという御意見もありますけれども、大博覧会の目的そのものがですね、飯島町の人ですとか技、知恵、そういったものを資源を掘り起こしていくというのが大博覧会の目的でございます。その中でいろいろな人や団体等も参画していただきますので、そういった方たちにも、ぜひ営業部の中にかかわっていただければということでございます。その4部門で検討していただいた内容の中で事業発展の可能性あるものについては法人化をしていくということでございます。以前、一般質問の答弁で、営業部自体を法人化していくということで、検討していくということで説明を申し上げましたけれども、組織的にも見直しをしましたので、そのようなプロジェクトの部門ごとに可能性のある場合には法人化していくということで御理解をいただきたいと思います。なお、町長の施策の3本柱である儲かる飯島町へのチャレンジ、これにつきましても、この4部門を積極的に活用しながらスピード感を持って効率的な事業展開をすることを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

久保島議員

最後の質問のですね、最後の質問について、私の言った最後なんですけど、運営資金の関係なんですけど、交付金はまずいんじゃないかっていう話もあったんですけど、その辺のところは、副町長、どういうふうにお考えですか。

副 町 長

交付金につきましては、議員の皆さん、それから監査委員の皆さんから御意見をいただいておりますので、一般会計の中できちんと予算化しまして、お諮りしながら事業の推進をしてまいりたいと思います。

久保島議員	ええとですね、飯島町営業部の規約の中に町からの交付金を受けますと、補助金を受けますというふうにちゃんと明記されているんですが、その辺のところはどうなんですか。
副 町 長	今度の組織規則を直した中で、飯島町営業部の規則についても改正をいたしました。その中では、予算につきましては特命チーム営業部で予算を持って、その予算で事業を推進していくということでございますので、よろしくお願いします。
久保島議員	私のところに来ている飯島町営業部の規約には、そんなようなことはないですよ。ええと、ちょっと忘れちゃったな。どこだったっけなあ。とにかくですね、多分、法的には問題はないと思うんですよ。ただ、その倫理的に同じ町長が同じ下平洋一さんに交付するっていうのはあんまりよくないんじゃないのっていう中で、その辺のところはちょっと検討をしていただきたいというふうに思います。時間がなくなりますので次にまいります。 質問要旨１－２です。町民の声の中にですね、飯島町を売り出していくっていうことでは、まちづくりセンターいいじま、それから飯島町の観光協会、それから２、３年前からできています、まちなか活性化協議会等々ございましてですね、どこが何を担当しているのかというのがよくわからない、という方の中で、また新しいことをですね、立ち上げていくのに、どこに相談するんだよというような話もございまして、確かにまちづくりセンターいいじまはですね、与田切公園の管理とか千人塚公園の管理、飯島町の運営とやっていくほかに観光協会の事務局もやっているんですね。だから、その辺もよくわかりにくいというのもありまして、観光協会では特産品の開発、それからその販売を目的として推奨品の認定。それから、それを販売するインターネット販売、それに加えてですね、大手の家電メーカーとのタイアップでもってサイトでも登録しているわけですね。また、まちなか活性化協議会ではですね、町の駅を中心にイルミネーションをしたりですね、今、ライトアップをしていますし、イベントをいろいろやっているわけなんですね。イベントといえば観光協会の与田切フェスティバル、商工会中心に桜祭り、それから商工会と農協と町がタイアップしてつくっている産業祭等もいろいろあるんですが、そのそれぞれからお声がかかってきて、また、前飯島町営業部ですかね、のほうからも参加してくれないかという話があって、どこに何でどうなっているのかよくわからない。この際ですね、飯島町を売り出していくっていう点では目的一つですから、観光協会、それからまちづくりセンターいいじま、まちなか活性化協議会、飯島町営業部、この辺もですね、一緒にする、統廃合したらどうかなあというふうに思うんですが、町長のお考えをお聞きいたします。
町 長	続きまして、まちづくりセンターいいじまや飯島町観光協会、そしてまちなか活性化協議会など、目的が重複する組織がありわかりにくいので統廃合すべきではないかと、こういう御質問でございます。６月の議会におきましてお答えをしているところもございますけれども、現在、飯島町観光協会の事務局をまちづくりセンターいいじまが担っております。一方、まちなか活性化協議会は、町長委嘱の委員の皆様、飯島駅やその地域周辺の活性化に必要な事項の協議及び実践を目的として、産業振興課が事務局を担っております。各種イベント等での実際の運営の部分でそれぞれすみ分けがわかりにくいのもございますけれども、組織的にはすみ分けができていいるものと考えております。今まで継続的に行われてきておりました事業の継続、これも仕事量が多くのものがございます。その分はまち

づくりセンターいいじまが中心になってやっていただいております。また、今度、まちの中のにぎわい、そのみに重点を当ててですね、事業を展開しているのがまちなか活性化協議会というものでございます。飯島町営業部というのは、地域の皆さんのこれからのアイディア、これから飯島町を何の題材に売り出していくか、食、花、自然、文化、この4つのテーマで皆様方にお集まりいただきまして、何が押し出せるかということを今お考えいただいております。それぞれのグループができました。グループ長もできました。まだまだ多くの方を呼び込んでいこうということで拡大しつつあります。そういう町民の皆様方のアイディアを事業として具現化するために組織されたのが飯島町営業部でございます。ですから、事業的にはすみ分けがきちりとできております。実際に事業を行っていくときには協力しますから、いろんな方が混ざっておって、どこからどこが線だ、あなたは赤い服を着なさい、あなたは白い服を着なさいというふうにすみ分けはしておりませんけれども、協力しながら事業をしておりますので、混在しているように見えますけれども、考える母体、事業の母体というのはすみ分けができていますつもりでございます。しかしながら、組織の統合につきましては、この3者に限らず、必要によりまして検討してまいりたいと思っております。

久保島議員

参加する人の身になって見るとですね、どこに何のために参加しているのかっていうのがよくわからないっていうのはちょっと困るので、その辺のところは少し整理していただきたいなあというふうに要望いたします。

さて、1-3にまいります。行政運営っていうのはですね、基本構想、基本計画にのって進めていくっていうのは私が言うまでもありませんけれども、そこで、今回の特命チーム営業部設置、これはですね、第5次総合計画後期5カ年計画の中で関連し、整合性があるのかということについてお尋ねをいたしたいと思います。当然ですね、大きく逸脱しているとは私も思っておりません。しかし、100%合致しているとも言えないなあというふうにちょっと思っているんですね。後期計画重点プロジェクトの中で、情報発信・魅力向上プロジェクト、そこで対外的な情報発信の強化、知名度の向上とイメージアップ、飯島ブランドの研究など、その辺のところはですね、マッチしているかなあというふうに思っています。ただ、専門の部門を設けますっていうことについてはですね、明記はされていない。それから、しいて言うならば、第8節で、8-1ですね、行政経営の中で主要施策にいろいろあるんですが、「スリムで効率的な行政運営の確立を目指します」とあるんですね。それから「民間活力のノウハウを生かした事業展開を行っていきます」とあるんですが、それから、もう一つですね、その8-4のところですが、広域行政の推進という項目の中で「活力ある経済、生活圏の形成のために、定住自立圏構想など、広域連携も今後ますます重要になってくる」と分析をしているんですね。このことから、町の中にですね、町の組織の中に新しい組織っていうのはつくらないで、町長は最初から言っていたようにですね、庁外で民間の活用を生かしたものにすることになっていたんですが、それがちょっと変わってしまったので、あれというところがございます。それから、町長が、就任前とはいえ、議会議決した第5次総合計画でございますので、今回の見直し、それから手直し等ですね、組織の見直し等は、計画に、総合計画等に関連性、整合性はあるんだ

町 長

という確信をお持ちかお尋ねいたします。

続きまして、飯島町営業部は第5次総合計画上で関連性、整合性はあるかと、こういう御質問でございます。特命チーム営業部の業務は、地域資源の活用を初めインターネット販売の推進やアルプスのお花畑、アウトドアフィールド構想等の実現であり、そのための民意を集約していくのが飯島町営業部となります。これらの業務と第5次総合計画後期計画との関連につきましては、後期計画の第5節、地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくりの中に挙げられております施策、地域資源の有効活用による新たな産業の創出や商業者が新たな取り組みにチャレンジできる仕組みづくり、2つのアルプスのパノラマを最大の観光資源とした個性と魅力ある観光エリアの形成等と深く関連し、また、交流人口の促進や情報発信の面では各重点プロジェクトと関連しており、整合性が図られております。また、これら第5次総合計画のここに挙げられました課題に対しスピード感を持って効率的に推進していくための組織が特命チーム営業部、飯島町営業部ということになりますので、御理解をいただきたいと思います。第5次総合計画も皆さんの手で作られた計画であり、尊重するものでありますけれども、その部分では大きな方向性を示されております。私の今度の政策等につきましては、その具体化した事業でありますので、私は自信を持って整合していると思っております。

久保島議員

整合性を持っているんだということでございます。町長のおっしゃるとおりですね、ただ、その組織の面ではね、新組織をつくるってということについては、ちょっと慎重であるべきだったかなあというふうに思いますけれども、大きな目的を達成するためにはですね、その辺のところはいいだろうというふうにも思いますので、町民の協力で大きく進めていきたいなあというふうに思います。

大項目の2にまいります。今ですね、町長は、この営業部の施策については、特命チーム営業部の設置も含めてですね、後期計画にのっとっているんだという話をいただきました。私もそうだなあというふうに思います。ただですね、町長が選挙中からおっしゃっていたマニフェストの中にあります目標人口1万5,000っていうのをうたっているわけで、その計画はですね、総合計画の中では9,500ですということにしました。そこで、昨年12月の一般質問でお尋ねしたところ、町長の心意気だ、ということで、御理解をいただきたいというお話がございまして、なるほどなあ。しかしですね、こうやってだんだんに営業部だとかっていうのもできてくる。この辺はですね、いわゆる解釈改憲と言われてもいいかなあというふうに思っているんで、実は、総合計画っていうのは町長の考え方によって見直しや修正はあってもいいというふうに私は考えているんですね。トップがかわったんだから、当然修正はあってもいいんだらうというふうに思います。大きな方向性、方針には町長と変わりはないというふうにおっしゃっていますが、細部のところですね、100%町長の思いを発揮したものにならないといけないのかなというふうに思います。行政運営は総合計画にのっとって進めていくんだという基本がございますので、今、5年で見直していくんですね。後でまた坂本さんのほうからも御質問があるかと思いますが、4年サイクルで見直していく、前期、後期のですね、っていう方向もあるかなあというふうに思っています。要するに、町長の任期に合わせて町長の思いを反映した総合計画にしていくな

きだということも考えていかなきゃいけないかな、その辺のところは後ほどの課題としましてですね、まず、見直しの必要性がないのかなあっているふうに思っているんですが、町長はどうお考えでしょうか。

町 長

続きまして2-1の御質問でございます。第5次総合計画後期計画は、町長、私のマニフェストと反する部分が存在すると。手直し、見直しを考えていないのか。その部分は目標人口1万5,000人という部分でございまして、これ、私は、以前、町長の心意気であると、こういうふうに説明しております。本当に今もそうなのかと、マニフェストがそうならば、総合計画を変えたらどうだと、こういう御質問でございます。第5次総合計画に挙げられました平成32年に、今から5年後ですかね、9,500人という人口目標は、国立社会保障人口問題研究所によると8,600人台まで飯島町の人口は減少するであろうと、こういう推計に対しまして、現状をかんがみただ中で、本町が住民の皆さんと力を合わせて定住促進や少子化対策、子育て支援策、産業の振興、雇用創出等の施策を展開すること等を積み上げ、その結果算出したものであり、公式の目標として私は尊重しております。手直しすることは考えておりません。1万5,000人という数字はですね、心意気とも申しましたけれども、もう一つは私の希望であり、夢であると、行政へ、ここへ進出してくる間にこういう目標を持った、1万5,000っていうのは、1万人を切らないでほしい、だから消滅可能性都市という枠にはめられた大きな要因がありますから、1万人、やっぱし1万人はキープしなきゃならないなあと。しかし、町民の皆さんは、それ以上にスーパーマーケットがもう1店欲しいと、そうするとねえ、スーパーさんも福祉じゃないですから、人口1万2,000人くらいの経済規模がないと、だめだよ。そのためには、1万2,000をつくるには1万5,000っていう目標が必要だよ。これは私の考え方でございますし、そのように説明して、選挙の演説の中でもそのように皆様方に、この数字を挙げてです、3段階の数字を挙げて説明してまいりました。いわゆる金メダルをとりたいと。こういう目標でございます。金メダルをとるためには、じゃあ、どのような練習をするか、どのような精神を鍛えるか、どのような技術を身につけるかということになってきます。その具体策が、私が挙げました、これからが本当のマニフェストでございまして、3本柱でございます。説明しませんけど。それで、3本柱のもとに4つの具体的な施策が書いてあります。この3本柱の施策と、その具体的な施策、4つずつ書いた計12個。これが具体的な私のマニフェストでございます。1万5,000とか、自立したいですね、自己資金持ちたいですねというようなのは私の希望、心意気ということでございます。そのもとに具体的な政策、これを明示しました。これが私のマニフェストでございます。これに向かって着実に4年間頑張りたいと思っております。

久保島議員

しかしですね、町民の皆さんは、人口1万5,000、いいぞお、下平洋一さん頑張ってくれよお、として投票したんじゃないですか。それを考えるとですね、例えば、その希望であって、目標であったり、夢であったりしても、それを総合計画の頭のところで1万5,000を目指しましょう。32年度は9,500ですけど、その辺の心意気でいきましょって変えることはできるんじゃないですか。それ、やってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

町 長	私は、政治というのは町民の皆さんにまず希望を与えなければならないと、元気を与えなければならないというふうに思っております。それで、1万5,000というのは、私は15万と言ったわけじゃございません。1万5,000というのは本当に不可能でしょうか。もしかしたら、そのためにモチベーションが上がって、やる気が上がると、こういうことでございますんで、そういう期待感を持っていただくというのも政治家には大事ななあというふうに思っております。皆様方も今度の3月に選挙がございますので、ぜひ町民の皆様に希望と期待を与えるようなマニフェストで演説をしていただいて、頑張っていただきたいなというふうに思っております。 よろしく御理解のほどお願いいたします。
久保島議員	憲法を変えちゃいけないっていう話じゃないので、町長がここのところをちょっと修正したいなあと思ったら、修正は構いませんよという御提案でございます。町長の思いで、反するところ、もしくは追加したいなあと思うところがあったら、それは直していくべきだ、というふうに私は思います。それでは、それ、ちょっと、もう一度お伺いします。
町 長	ありがとうございます、発言の機会をいただきまして。私、1万5,000って声高らかに言いましたけれども、今、現実に戻って、9,500、この長期計画をもとに頑張ると、こういうことを認めて動いているということは、また私のいいところでもあると思っております。よろしくお願いいたします。
久保島議員	町長から熱い思いをいただきました。じゃあ次、次にまいりたいと思います。 3-1にまいります。ことしは新町発足60周年でございますけれども、飯島町、飯島氏がですね、片切氏から分かれてですね、本郷に飯島町が、飯島が発祥しまして、飯島氏が発祥しましてね、832年たっているかというふうに、私は計算しているんですね。飯島が飯島氏、姓の発祥のもとだということは御存じだと思います。全国の飯島さんの聖地ということになり得る町だというふうに思っています。姓名辞典にもしっかりと明記されていましてですね、飯島氏が飯島のもとだというふうに書いてあります。平安時代の末期、寿永のころ、源為綱が飯島氏を発祥させたというようになっています。寿永元年っていうのはですね、1182年でございます、5月27日が寿永元年の初日でございます。それから、次の年号ですね、元暦元年っていうのがありますが、それが1184年の4月16日なんですね。そうしますと、この間2年足らずなんです、この間であったということで計算しますと、一番最後の年に飯島城ができた、としましてですね、飯島城築城832年というふうにことしは言えるというふうに思っています。しかしですね、飯島城は、史跡ですね、史跡指定もされていません。どこにあるのかも知らない人が多いと思います。下平町長、歴史が好きですね。一番は光成と沢庵和尚の紋所の謎というのがあります、その辺を研究しているようなことも聞いたこともございます。しかし、飯島城に行ったことはありますか。なかなかないと思うんですね。私は一度だけ行ったんですが、歴史研究会の人たちと一緒にいったんですが、お堀の跡だけ見ただけで、ちょっとどこがお城だったのかなあというのがよくわからない、標柱もないんですね。このたびですね、NHKの大河ドラマ「真田丸」の関係でですね、北町の飯島さんの飯島氏の29代当主、飯島紘さんのお宅でですね、所蔵の文書、それから、物品がですね、展覧会のほうに展示されたという関係があっ

て、その辺で研究者が訪れてきたりですね、それから、少し整理するということで、その資料の展示会が行われたんですね。あの座敷のところですね、所狭しと並べられたんですが、まだまだ膨大な資料が蔵には眠っているということなんですね。それが整理がつかないということで、これらの貴重な物品や資料をですね、公開展示していくってことがやっぱり必要だなあというふうに感じたんです。ところが、陣嶺館はちょっと狭いですよね。その陣嶺館の話なんです、陣嶺館の中には、考古学者がですね、全国のちょっと著名な考古学者が垂涎の石器だか土器だかがあるんだそうですね。筑波大学の何とか先生とかっていう人が見に来たとかね、何とか言っているんです。そんな重要なものがあるのにですね、あの有様ですよ。まったく情けない。倉庫がわりです。その辺も含めて。飯島姓の由来もですね、もともとこの地域に、多分、本郷のあの地域はですね、飯島っていう地域だったんだと思います。島っていうのは限られた地域っていうことですし、飯っていうことは御飯が食べられるっていうことでしょうから、非常に肥沃な土地だったんだと思います。その辺の古くからの人類が住みついてきたところに飯島氏が来て、そこもまた隆盛していったと、それから平安時代、戦国時代を経て飯島陣屋になって、飯島陣屋が県や県庁になったと、それから、今日の合併して60周年という、この飯島の歴史、流れをですね、こう一堂に見られるような飯島歴史博物館なり歴史資料館、これが欲しいなあ、ぜひというふうに思っています。

実は、私の同級生でですね、本郷出身の画家がいるんですが、今、愛知県に在住していますが、結構著名な日本画家でして、彼の実家をですね、倉庫がわりに、完成品、製品をですね、作品をですね、納めていたんですが、それを片づけることになってしまいまして、コンテナハウスに移動したんですね。これは、もう日の目を見ないなあと思ってちょっと寂しかったんですが、もし美術館があれば全品寄附してもよかったというふうなこともおっしゃっているんですね。やっぱり美術館も欲しいなあ、だんだん欲をかいてきてまして、それから、ここは伊那三女初めですね、歌人とか文化人が多く町にいますね。それから、偉いお坊さんの書もあるということから、その辺も飾りたい。すると、博物館っていうのかなあということで、資料館、歴史資料館に美術館風なもの、博物館風なものを備えたですね、ぜひそんなものが欲しいと。これは飯島町のイメージアップ、売り出しになります。飯島さんの聖地となって全国から飯島さんが訪れてくることは間違いない。これはね、かなり資金もかかるでしょうから、そうちょいちょいとはいかないと思います。とりあえずは、飯島城の史跡指定をしてですね、それから標柱も立てると、それから遊歩道なんかを整備するということにして、ゆくゆく、その飯島氏の歴史博物館等もつくっていったらどうかなあ、と提案でございます。例えばですね、新築でなくてもいいと思うんですね。リフォームして、どこかのあいた施設をリフォームするということも考えられるかなあというふうに思っています。歴史、文化を大事にしない町はですね、消滅していくと、飯島という名前を残したいっていう思いがなかったら、消えていってしまっても、これはしょうがない、全国どこでもそうですよね、そういう飯島というものの愛に、その辺も考えて、この次の課題だなあというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

教 育 長

ただいまの文化財と歴史に関して、御質問、あるいは御指摘をいただきました。議員の

おっしゃるとおり、830 年ほど前、片切為綱が当時の地名飯島をとったのが始まりというふうにされています。戦国時代に枝分かれしていった、全国のすべてというわけではないのですが、飯島姓のルーツになっているということで、時折、そのルーツを求めて教育委員会や陣屋に訪ねて見える方もいらっしゃいます。そうした需要に応えるために、その飯島氏の関係の資料を展示するという博物館の整備は非常に有効だと考えますけれども、飯島町の歴史ということになりますと、飯島氏に限らず、旧石器時代、あるいは縄文時代からも、先ほど御指摘ありましたように、陣嶺館の中に貴重な土器、石器がございます。また、後段でありました博物館となりますと、自然・科学分野もそうですし、美術、あるいは人文科学といった部分も覆っていかなくちゃいけないと、現在は、歴史民俗資料館として飯島陣屋と陣嶺館がありますが、残念ながら入場者数は年々減っていると、今年度、郡内の小中高生は無料にはなりましたが、減少傾向にはあります。郷土愛を育むということは大変重要ですので、地道にやっているというところが現実であります。また、陣嶺館は昭和 49 年に開館をして 40 年以上たっているので、御指摘のように、今後どうしていくかということは、そろそろ考え始めなければいけないことかなあというふうに思っております。自然・科学的なこの地域の成り立ち、あるいは自然環境を正しく理解して伝えていくことは極めて重要というふうに認識を持っています。今、施設のお話がありましたけれども、そういう施設ということになりますと、人的資源、あるいは研究者、あるいは美術など町内の有名な画家さんの御協力なども必要が出てきようかと思います。それから、最近では埋蔵文化財センターとか公文書館というような役割も博物館が持つようになってきていましたということで、大きな箱という観点では、現在、その方向性に関して具体的な検討ができるという状況ではございません。飯島町の未来を展望していくときに、先人の歩みとか、あるいは大地の成り立ち、自然環境を正しく理解することは極めて重要でありますので、それを学ぶもとと言える資料を保存して、後世に伝えていくということは重要でありますので、ただいま、とりあえず、そのリフォームを含めてというようなお話もありましたので、資料庫を置いて展示室を別につくるとか、あるいは、その陣嶺館は展示用にして、その資料はどこかに保管するとか、いろんなことを、今、知恵を絞っていかなくちゃいけないというふうに思っております。また、いろんなお考え、アドバイスをお聞きしながら、今後、そういったこともあわせて、一緒にどうしたらいいかなという知恵を絞っていききたいというふうに考えております。

久保島議員

ぜひですね、飯島を愛する心を醸成していくように、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

さて、4-1 にまいります。関連してきますがですね、飯島氏の 2 代目、飯島太郎ですね、源為光がですね、承久の乱の褒賞として賜ったのが出雲の三沢ということでございます。現在は島根県の奥出雲町でございます。しばらくは代官による統治をされていたんですが、約 70 年後、飯島為長という人がですね、現地に赴いて、1305 年にですね、三沢城を築城しまして、三沢氏を名乗ったわけです。その三沢氏はですね、たたら製鉄で盛んにしまして、鉄の生産で島根県一の国人になってきます。その後も三沢氏はですね、280 年間、その三沢城にいたわけなんです、優秀な人材だったんでしょね、毛利輝元の家老

となってですね、10代目の為虎という人が家老になっていきました。それで、三沢城はそこで主を失ってしまったんですね。しかし、現代になってもですね、今日の三沢があるのは三沢様のおかげというのが奥出雲町の皆さんの気持ちでございまして、三沢城築城 700 年祭というのが開かれ、その祭りには飯島紘さん初め飯島町顕彰会の皆さんも参加した。その後、710 年祭ってというのがございまして、これが昨年なんですね。平成 27 年に開催されて、再び招待を受けたと。顕彰会の皆さんと副町長、箕浦さんですね、当時の、も同行してお祝いしてきたというところでございます。補正予算の中に説明がございました。ことしですね、11 月 22 日に奥出雲町から三沢氏顕彰会の皆さんが飯島を訪れるということになりまして、これは町を挙げての歓迎が必要だなあというふうに思っています。町の支援もですね、できる限りお願いしたいというふうに思っていますし、町民の皆さんにもぜひアピールをしていただきたいなあと思っています。民間レベルのこの交流が続いてはいるんですが、町としても、この縁深い奥出雲町とのですね、まず災害時相互応援協定を結んで、ゆくゆくは姉妹都市になることを目指して、第一歩としていけたらいいかなあというふうに思います。ことし、その 11 月 22 日に見えるので、その辺の取っかかりをつけたらというふうに思っているんですが、お考えをお伺いしたいと思います。

町 長

今度は、飯島氏と三沢氏の浅からぬ御縁の中で、奥出雲町と災害時相互応援協定などの提携から、まずもっともっと御縁を深めたらどうかということでございます。御縁ができてから 700 余年を経過しておりますので、現代の住民も、その意識に戻るには大変いろいろな醸成が必要かなあというふうに思っておりますけれども、自治体同士の災害時相互応援協定につきましては、御案内のとおり、平成 9 年に奈良県斑鳩町と、平成 24 年に三重県鳥羽市と締結をしております。いずれも住民個人の交流から始まったものが自治体同士の交流に発展し、やがて災害時相互応援協定が結ばれました。奥出雲町とは古くから縁があり、住民同士の交流が盛んになりつつあることから、今後、奥出雲町側の意向を踏まえた上で、お互いの自治体の災害時における弱点等を理解しつつ議論を深めていくことが現実的ではないかというふうに考えております。以上でございます。

久保島議員

ちょうどですね、11 月 22 日に見えるということでありますので、その辺も含めた形の中で、今後、取り組んでいけたらいいかなあというふうに思います。やっぱり、これは飯島氏の関係もしてくるもんですから、その辺のところでも少し違和感のある方もいらっしゃるかもしれませんが、とにかく、飯島という名前を愛する。保存していく。これからは後世に受け継いでいく、という意味から関連してくるというふうに考えています。ぜひともですね、飯島という名前も残していきたいという思いの中の考えでございます。奥出雲町とですね、うまく行けるんじゃないかなあ、ってというのは、ちょうどですね、日本海側のところで、山中でございまして、場所的には山の中ってというような、似たようなところなんです、南海トラフとやっぱり違うあれにございますので、相互に効果があるのかなあというふうに思っています。その辺も含めて、ぜひとも御検討いただきたい、その辺を要望いたしておきます。もう一度、町長、お考えあったらお聞かせをいただいて、終わりにしたいと思います。

町 長

いずれにしても、それぞれの町民同士が深い理解をし合うことがまず大事かと思っ

久保島議員	ております。行政は、そういった機運が盛り上がったら具体的な施策を打ってまいりたいと思っております。まずは今ある町民同士の交流を懇ろにやっていただきたいというふうに思っております。以上でございます。 終わります。
議 長	ここで休憩いたします。再開時刻を 11 時といたします。休憩。
休 憩 再 開	午前 10 時 44 分 午前 11 時 00 分
議 長 9 番	休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 9 番 中村明美さん。
中村議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今回の質問項目では、大きく、1 福祉タクシー券交付事業、2 地域循環バス事業、3 としてご当地ナンバーの導入に関して、大きく 3 点の質問をしてまいります。 まず大きな 1 番目の質問になります。「福祉タクシー券交付事業を高齢者の安心・安全と健康長寿につなげるためにも対象者条件を緩和すべきでは」について①の質問に移ります。 「事業対象者認定の手順と、現況においての問題点は」について伺います。福祉タクシー券交付事業では、65 歳以上の高齢者世帯、または日中高齢者のみで交通手段がない世帯と認められた人に交付しています。高齢者の交通手段として喜ばしい事業ではありますが、課題点も感じます。交付対象者の認定はどのような手順で行われているのか、また問題点について伺います。
町 長	中村議員の御質問に答えてまいります。まず、第 1 番として、福祉タクシー券交付事業、この認定の手順と状況においての問題点はと、こういう御質問でございます。福祉タクシー券は、障害児者及び 65 歳以上の高齢者の方が自身及び同居の家族に交通手段がなく、公共交通機関を利用することが困難なため、タクシーを利用する場合に、福祉タクシー券を交付することにより社会活動の範囲を広めるとともに、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的に交付されております。また、日中 65 歳以上の高齢者のみになる世帯の自動車運転免許証のない方にも交付しております。認定の手順と問題点につきましては、担当課長より御説明いたします。
健康福祉課長	それでは、私のほうから現況においての認定の仕方等について、御説明を申し上げたいと思います。事業対象候補者の状況確認というのがございまして、それにつきましては民生委員さんをお願いをしております。その情報をもとに対象の方宛てに町より申請書を郵送いたしまして、その取りまとめも民生委員さんをお願いをしているのが実態でございます。そんな中でですね、議員さんがおっしゃいますようないろいろ問題点がございます。日中高齢者のみの世帯になりますと交通手段がないということで、判断基準をもう少し緩和してほしいというようなことも、民生委員さんの中からもお聞きをしております。以上

でございます。

中村議員

ただいま説明がありました。実態は、把握をするのは民生委員さんであるということがわかりました。

それでは②の質問に移ります。特にですけれども、日中独居者の認定条件では不公平感が、また、家庭状況を把握する民生委員の負担も大きく感じるようです。今、課長のほうからも説明がありましたが、認定をするに当たっての調査等が民生委員さんの負担になっています。認定条件の細かい縛りを取り払い、交付枚数を年齢別に制定するなど、公平な条件内容で理解を得ていく必要がある。また、健康長寿の一環として事業の充実を求めるが、の質問に移ります。ただいまも申しましたが、日中独居者認定を受けられるのは日中高齢者のみとありますが、実際は同居家族が仕事で日中いない人全員がもらえるわけではありません。家族の仕事内容によって受けられない人も多くいます。そのような方々からは、「不公平では」「有給休暇も自分の都合優先にとれるという状況ではなく、家族とはいえ頼みにくい」「枚数は少なくともいいから認定枠を広げてほしい」と日中独居者からの声をよく耳にします。また、認定には、先ほども申し上げましたが、民生委員の家庭訪問による調査もあるようで、民生委員の判断ということになると負担も大きく、御苦勞は今後の高齢化に伴いさらに増すと考えます。そこで、このような細かい条件を取り払い、誰もが理解しやすい、また民生委員の方の負担軽減も考え、交付枚数を年齢別に制定することを提案いたします。高齢者が医者通いや楽しんで外出できるような事業への取り組みが重要と考え、次年度からの改正を求めますが、この点をいかがお考えか伺います。

健康福祉課長

来年からですね、買い物関係につきますと総合事業というのも始まってまいります。要支援1・2等につきましてはですね、いろいろのものが外れる可能性は十分あるわけでございます。その中で、日中高齢者のみとされる世帯でございますが、基準を申しますと、運転免許を持つ家族が週に6日以上仕事で留守になるとか、月に4～5日以下しか休みがとれない状態が1年間継続すると思われる世帯に、民生委員さんが判断をしてですね、交付をしているということでございます。また、二世帯住宅や同一敷地内に運転できる家族がいる場合は、タクシー券の交付対象にはなっておりません。そのような実態把握をするには、地区の民生委員さんの力をお借りしなければならないということで、今、議員さんもおっしゃったとおりなんです。それで、民生委員の皆さんからもですね、その基準の緩和について御意見をいただいておりますし、直接窓口へ来ておっしゃられる方もいらっしゃいます。そんな中でですね、その条件につきましては、来年度の予算の中でですね、検討してまいろうかなと、いうふうに考えております。また、認定条件の縛りをなくして年齢別の交付枚数ということでございますけれども、うちのほうでもですね、一応、年齢別の人数とか、それから実態把握をしておりますので、その中で、町の財政負担も含めましてですね、予算編成の中で検討させていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

中村議員

町のほうもそのような声を住民の方から聞いているということであり、次年度への検討も考えているということでもありますので、ぜひ理解できるような内容であっていただきたいと思います。

③の質問に移ります。そこでです。「75 歳からの高齢者は車の免許があるなしにかかわらず交付を、高齢者の交通手段での安全・安心を考えると交付すべきでは」。今や75 歳を過ぎても健康で活躍されている方々が多くいらっしゃり、大変うれしいことと感じております。最近の報道ですが、アンケートによると、高齢者と感じる年齢は今より5歳上の65歳のようです。それで、今後は、高齢者、後期高齢者の年齢が変わっていくのではというふうにも考えられます。それはさておきまして、75歳の年を重ね地域貢献されている皆様に、町が敬意と感謝を込め、これから提案することを実施していくことはどうでしょうか。また、高齢者の普通自動車免許証取得者人口もひとところに比べるとかなり増え、今後も増え続けることは確実です。当町は車がなければ生活に不便な環境であることから、高齢者になっても自主的に運転免許証の返納をする人はかなり少ないと感じます。しかし、当然、年齢とともに大なり小なり起こるのが視力の低下、判断力の低下、そのような原因による高齢者交通事故も増加しているのが現実です。このような時代にあって、高齢者の事故防止策を自己判断に任せるだけでなく、町にも痛ましい事故を抑止するための、何らかの策が課されていると考えます。そこで、高齢者への感謝と元気な高齢者が健康で楽しく活躍いただくために、75歳からの後期高齢者に、車の免許があるなしにかかわらず福祉タクシー券交付を求めます。この質問の内容は、後の循環バスの両立で車を降りても安心した生活となる環境づくりにするための観点から、あわせて提案するものでございます。また、たとえ実施されているとしても、この年齢でも活躍されている人も多くおり、また利用率は、それほど心配するほどにはならないのではないかなあと予測しているものですが、町側の考えを伺います。

健康福祉課長

9月1日現在ですね、住民基本台帳で75歳以上人口はですね、1,798人おります。今、議員さんおっしゃられましたように、これに福祉タクシー券ということで1,000人、今の枚数、若干減らしたといたしましてもですね、大体1,000万円以上は経費がかかるようになってまいりますので、そこら辺のところはですね、町の財政との相談をさせていただいてですね、来年度はですね、日中高齢者の緩和とあわせましてですね、そこら辺のところを含めて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

中村議員

ぜひともですね、次年度に向けて、今、質問しました内容について、財政的な面もあります。しかし、それだけでは済まされない高齢者の安全面もあります。そのようなことを考慮して、住民が使いやすい、そして理解されやすい事業になるよう求めまして、大きな質問の2に移ります。「地域循環バス事業の運行内容（列車発着時刻などの連絡、運賃、通学利用）をさらに充実させ利用率の向上を」について、幾つか質問をいたします。

①「循環バス事業で利用率向上に努めてきた経過と実態、また今後の方針は」について質問します。この事業では、町民の思いに応えるために財政面も含め苦労している事業と感じます。事業費は27年度を見ると1,718間年余りで、運賃収入が59万円余り、1,659万円余りが国からの交付金も含む町負担で運営しています。もちろん、事業としては、社会福祉の面もあり、黒字を優先するものでないことは認識しています。だからこそ町民に利用しやすい内容に努めてほしいのですが、毎年協議する中で利用率を上げるために取り

組んできた経過と現在の課題、そして今後は伊南行政間の運行検討もされているように思いますが、その点も含め、今後の方針を伺います。

町 長

2 番目といたしまして「循環バス事業で利用率の向上に努めてきた経過と実態、また今後の方針は」ということでございます。順番が逆になりますけど、まず今後の方針を私のほうから述べさせていただきまして、今までの経過と実態につきましては後ほど課長のほうから答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。循環バス事業の今後の方針につきましては私からお答えしたいと思うんですけれども、循環バス事業については、交通弱者の交通手段の確保策として、住民福祉の観点から欠かすことのできない施策と認識しております。買い物や通院、公共機関など生活関連施設との往来に気兼ねなく、気兼ねをなくすことで、気兼ねなく御利用いただきたいと考えております。住民要望も含め、課題も多いわけですが、住民の皆様の御意見をお聞きしながら、可能な限りバス運行に反映して、使いやすい循環バス事業になるよう配慮してまいりたいと思っております。以上でございます。

総務課長

それでは、これまでの経過と実態等について答弁を申し上げます。平成 27 年度から町内の運行を従来の路線運行から予約制の乗り合いタクシーによるエリア運行に変更し、現在に至っております。この変更につきましては、利用者からの聞き取り調査をベースにして、生活交通確保対策協議会、これは住民のいろいろな分野の方に参加していただいている協議会ですが、この協議会において改善策を検討した結果、町内の運行を予約制のエリア運行とすること、加えて病院線は定時運行として、これを連結する方式を柱とする運行形態に改善したものでございます。この改善によりまして、予約のあったバス停に直行するようにしたため、利用者のないバス停を回らなくて済むようになりました。これによって目的地までの乗車時間の短縮につながりました。バス停も町内の商店、診療所、福祉施設など生活関連施設の付近に 23 カ所を増設をして、現在は 102 カ所のバス停となっております。以前に比べて利便性が向上しております。それから、昭和病院線につきましては、病院でのバスの待機時間を調整するとともに、飯島駅到着後の折り返し運行などによって飯島駅との乗り継ぎを容易にすることができました。このエリア運行への 27 年度実績で申し上げますと、前年度対比で年間およそ 240 名の乗客が増えました。本年度の状況を申し上げますと、この 8 月までの 5 カ月間の集計であります。前年度の同時期に比べおよそ 330 名の増加となっております。この利用者の増加は運行体系等の見直しによるところが大きいと考えております。この予約制のエリア運行につきましては、使いやすいという意見と、もう一方で使いにくいという意見があるわけでございますが、利用者の方も予約することに徐々に慣れていただいていると考えております。それから、もう 1 点、議員から御質問のありました、伊南 4 市町村で公共交通を考える会議が始まっている、その状況はという御質問でありました。現在 4 市町村の担当者レベルで懇談会を開催しております。この伊南地域の公共交通のあり方、あるいは可能性について研究を始めたところでございますが、感じるところは、少し、やっぱり 4 市町村で、この公共交通に対する考え方に温度差があるのかなというふうに感じております。こういった温度差を今後どこまで共通のレベルに持っていけるか等も含めてですね、今後のよりよい公共交通を検

中村議員

討してまいりたいと考えております。

今、努力された点、課題点、伊南の行政間の進み具合というものを伺いました。利用率の向上に努めてこられたということで、8月現在で330名、昨年よりも増加しているということは評価するに値すると思います。ただ、町からの、今、その向上に向けた取り組みの中で、病院線との連携運行をよくするようにしてきたということ、現在102カ所、町内も合わせてですかね、利用、とまるようになったということ、また、もう一つは飯田線との連絡、乗り継ぎをよくしてきたということが言われました。ちょっと、私が町民の皆さんからお聞きする内容とちょっと誤差があるように思います。

それで、②の質問に移ります。「住民要望である電車時刻との連携を図ること、電車通学範囲での生徒利用、小中学生の通学以外の利用、住民の身近で利便性のある交通網となるよう努め、高額事業費が町民の暮らしに効果をもたらすものにしては」の質問をいたします。現在の循環バスダイヤでは、先ほど担当課長のほうから乗り継ぎがしやすく考えられていると言われましたけれども、私が調べる中では、JR飯田線と飯島駅発着時との連絡がよくないと思います。現状は、特に医者通いに利用する下り、駒ヶ根方面ではバスの便が4便あるわけですが、第1便を除き待ち時間が30分～40分あり、第4便ではですね、何と上り下りともバスの到着時間、駅に到着する1分～2分前に電車が発車する、この時刻表でいくとですけれども、そのようになっているんですね。次に、バスの飯島駅発車は、この第4便はいいんですけれども、それ以外は「電車が飯島駅に到着しました。バスに乗りたいです。でもバスは5分～10分前に飯島駅前を発車しています」という、この時刻表でいくとなっているんです。駅に、このとまる意味は一体何なんだろうかと考えてしまいますし、時刻表を見ると何とも不親切に思えてなりません。現ダイヤにした、その理由は、先ほど課長が使いやすくなり連絡がとりやすくなるようにしたということでしたが、ちょっと矛盾する点があります。また、昭和伊南病院との連絡をよくしたということと言われましたけれども、町民の皆様は、昭和病院だけではなく、駒ヶ根市または松川等々ですね、近隣の医者にもそれぞれ通っている方も多くいます。そういうことを考えると、このダイヤ状況に、住民の方からは、バスを利用したいけど電車への連絡が悪いので何とか改善してもらえないかとの私は声をたびたび聞くんですね。ちょっとその辺を、また後から御説明いただきたいと思います。そこで、私がこのダイヤ状況から見て提案をいたしますけれども、このダイヤ時刻を飯島駅着第2便を10時10分、第3便を13時45分、第4便を15時15分にできないか、また、飯島駅の発車時刻を現在より5分～15分おくらせるよう改正することで利用しやすくなると、私、個人的に考えました。もう一つは、電車通学範囲の生徒にいいちゃんバスの利用ができるようにすること、また、長期休み中、子どもたちの行動手段としても利用可能にすることは社会教育の一環にもなるのでは、そして、子どもから親へ循環バスの関心が伝わり、身近な交通手段と感じられるようになっていったらよいなというふうに思います。夏休み、冬休み、気候条件も、今、猛暑であったりとか、変動があります。そういう中で、休み中、子どもたちが安全に通える、遊んだり学習できる行動、活動に、そのバスを使わせたらいいんじゃないかなあというふうに思います。住民の身近で利便性のある交通網となるよう努め、高額事業費が町民の暮らしに

効果をもたらすためにも、このような提案を次年度に向けて検討してはと思いますが、お考えを伺います。

教 育 長 ただいまの児童、生徒の利用について御質問ありましたので、その部分については私からお答えしたいと思います。基本的に、児童、生徒には、その歩いて通うよさを味わってほしいという気持ちはあります。折々の自然、あるいは地域の人との触れ合いっていうのは大事にしてほしい、という気持ちがあるんですが、現実には、もちろん電車で通学している生徒もおります。

バスの利用につきましては、電車以外の通学手段の一つとして考えていいというふうに思っておりますので、ただ、予約しなきゃいけないとか、費用の面、定期と比べてどうなのかということもありますので、そういったところを考えながら、それぞれの生徒の選択による部分が多いのかなというふうに考えます。長期休暇中の小中学生の利用ですが、特に小学生の場合は、子どもたちだけでバスに乗って移動していいのか、場合によっては病院線の場合だと駒ヶ根まで行ってしまうということもあるので、生徒指導上の問題もありますので、そういったことはこれから保護者や学校と一緒に研究して、こういう交通手段もあるよということは伝えていきたいというふうに思っております。

総務課長 電車の発着時刻の調整に関して私のほうから答弁申し上げます。先ほどの答弁の中でですね、飯島駅到着後の折り返し運行などにより飯島駅での乗り継ぎを容易にするという答弁をしたんですが、この飯島駅での乗り継ぎというのは、昭和病院線と、それから町内を運行するダイヤモンド、ダイヤモンドタクシーとの乗り継ぎという意味で答弁申し上げましたので、駅とのことはここでは触れておりません。そのＪＲ駅との時刻調整の御指摘なんですが、実は、このダイヤモンドタクシーについては、町内５つあるＪＲの駅のうち高遠原の駅を除く４つの駅に接続といいますか、その付近に停留所がございます。それで、このＪＲについては、上り下りという、当然、列車があるわけですし、そこで２つの要素、それから、病院線との乗り継ぎという１つの要素があります。それから、加えてですね、病院線と今度はダイヤモンドタクシーとの乗り継ぎと、大きく分けて４つのこの要素を調整しなければならないっていうことで、極めて困難な作業になるわけではありますが、今、議員に御指摘いただいた、特にその朝の時間帯のですね、駅への接続については調整する余地っていうか必要性は感じておりますので、その部分につきまして知恵を絞って検討してまいりたいと考えています。

中村議員 ぜひですね、駅にとまるなら電車との乗り継ぎがうまくいってほしいな、確かに５つの駅がありまして、それぞれその駅でうまくつながったらいいなあという要望もありますが、最終的には、飯島駅でもしとまるのであれば、そういう飯島駅との連携がうまくいくという考えも一つかなあと思いますので、今後、住民要望もアンケートも入れながら、そのような効率のよい利用しやすいものにしていくことを要望し、③の質問に移ります。

元気な高齢者への、先ほども感謝とか敬意と申しましたけれども、その感謝の気持ちというものは大事だと思ひまして、感謝と入れました。高齢者が自由に外出できる環境づくりの面から 70 歳以上の高齢者運賃の無料化を提案いたします。これは病院線を除くことであります。ひいては医療費の費用対効果にもなると考えるからです。それでは質問内容に

移ります。この質問内容は福祉タクシー券事業と関連する内容であります。高齢者がバス代を気にせず気軽に出かけられる環境であったら、高齢者の外出が増え、町内でお友達との交流や町内行事への参加も楽しいものになると考えます。地域貢献されている高齢者に対し循環バスぐらい自由に利用していただきと言える飯島町でありたいものです。基本 70 歳以上は無料としても、運賃を払いましょうとか、例えば 3 回に 1 回は払いますよといった、そういう方もいらっしゃるとしたら、そういう受け入れの仕組みもしたらよいと思います。

そして、外出が楽しいと思えることから高齢者が健康になったり明るくなったりして健康維持が保たれ、結果、医療費での費用対効果につながるのではないかと思います。高齢者に限ったことではありませんが、弱者が楽しく暮らせるまちであるための一つの策として検討を求めますが、いかがでしょうか。

町 長

2－3 の御質問です。地域循環バス事業におけます 70 歳以上の高齢者運賃の無料化を提案すると、こういうことでございます。これまでの数回のアンケート調査では、循環バスの運賃 200 円は高くないという御意見をいただいております。現行の運賃は、平成 19 年の運行開始に当たり、生活交通確保対策協議会の議論を経て地域公共交通会議において運賃 200 円を決定したものでございます。その際、運行開始当時の全国の実態は運賃を 200 円とするところがおよそ半分であったことを参考にした経過がございます。現在、循環バスの利用者は 70 歳を超える方が 8 割以上を占めている状況にあります。利用者から無料化を望む声は聞いておりません。無料化を望む声が多いのであれば、当時、料金を決定したときと同じように生活交通確保対策協議会の議論を経て地域公共交通会議において決定する手順を踏む必要があると考えております。

中村議員

何でもただならいいかという、そういうわけではございませんけれども、全国の半分がそうしていないということで、当町も無料化にしていないということのようでもありますけれども、近隣を申し上げてよいのかどうかですけれども、無料にしている町村もございます。その趣旨はいろいろあると思いますけれども、今後ですね、循環バスのそういう収益が 50 万円ぐらいですかね、そういうことから考えると、もちろん高齢者の人が多く使っているから、それを無料にしたらますます収益が減るという、そういう懸念もありますけれども、私は、その逆を考えて、多くの皆様が乗りながら、ありがたい循環バス事業に私たちも協力していこうとか、そういうふうになったりして、また逆に収益が増えるというような、そういうふうにもなるのかなあということも考えて、今後の検討策として町が取り組んでいくことを求めまして、④の質問に移ります。

「福祉タクシー事業と循環バス事業は関連性がある。効率よく事業を推進する上で両事業の連携が重要に思うが、現状はどうか」についてです。福祉タクシー券交付事業と循環バス事業、どちらも利用者が主に高齢者であることから、充実させるためには関連性ある両事業の連携が重要と感じます。交通手段の環境を充実させ、健康な高齢者には、なるべく循環バスの利用を勧め、健康で年を重ねられる環境づくりを、また、福祉タクシー券交付も利用者理解により価値あるものにしていくことが大事に思います。そのためには両事業の連携を図ることが重要であり、うまく連携することで事業費での効果も望めると考え

健康福祉課長

ます。両事業の連携について現状はどのようなものであるか伺います。

それでは福祉タクシー券の関係につきましては私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。先ほども議員の質問でお答えをいたしておりますけれども、福祉タクシー券につきましては、高齢者の方、障害者自身と、それから同居の家族に交通手段がないということで、それをあわせて公共交通機関を利用できない方にですね、基本的にはタクシー券をお使いいただいております。循環バスもですね、公共交通機関でございますので、制度上から考えますと余り関連性はないように感じます。制度上もですね、なかなか連携することが難しいところもございますけれども、当町の実態を考えまして、交通弱者のことをどうしていくかという過程から考えますとですね、担当部署同士ですね、今後の連携は必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。そんなふうに考えていますので、また循環バスにつきましては総務課長のほうからお願いしたいと思っております。以上でございます。

総務課長

それでは循環バスの事業を所管している立場から申し上げます。この福祉タクシー事業と循環バス事業、交通弱者の交通手段の確保という観点からは関連性がありまして、担当部署と連携しながら、それぞれの制度が利用しやすいものになるよう努めているところでございます。しかしながら、現状としましては、両制度の目的の違いがございます。さらに利用者の範囲の違い、こういった骨格となる事項に大きな違いがあるというのが現実でございます。さらに、循環バス事業に絞って言いますと、営業範囲が重複することになるタクシー運行事業者、このタクシー運行事業者の理解や協力がないと運行できないのが循環バス事業でございます。こういったこともございますが、引き続き福祉タクシーの担当部署と連携をしながら改善に向けて努めてまいりたいと考えております。

中村議員

両課のお話を伺いましたが、確かに、循環バス、また福祉タクシー、それぞれどちらもなくては困るものですので、そのお互い、双方の理解というものもなければならぬと思います。ただ、どこに重点を置くのか、この事業の趣旨は何なのか、そこがまず一番大事でありまして、交通弱者、または日中独居者、病院へ通う手段のない人たちのために、私はこういう事業を町は考えているのだと思います。であるとしたら、もちろんタクシー運行事業の方にもそのようなことをしっかりとお話ししながら、また、タクシー運行事業では違った部分でアイディアを持ち寄りながら、町民も協力できるような、そういう体制を考えていかなければ、どこもこの事業に対して評価がしにくいものになっていってしまうのではないかというふうに思いますので、ぜひ、そういうところ、どこにその目的を置いているのかというところから発進して今後の検討をしていくことを強く求め、最後の3番目の質問に移ります。

「地域振興、観光振興の一役としてご当地ナンバーの導入を南信地域に推進しては」について3点質問いたします。①です。「地域振興、観光振興の一役としてご当地ナンバーの登録が全国的に行われ始めているが、町長はどのように認識されているか」について伺います。自動車の識別ナンバープレート、車両番号票を使って地域振興、観光振興につなげようというのがご当地ナンバーです。従来のナンバープレートは自動車検査登録事務所の所在地を表示していますが、ご当地ナンバーは、その登録事務所がなくてもナンバープレー

トに地名が表示できるというものです。簡単に説明すると、有名な観光ポストや有名地域名をナンバープレートにつけることができるようになったというわけです。また、これには子どもたちや住民のアイディアを載せているところも多くあります。全国で最初にご当地ナンバープレートを導入したのは愛媛県松山市、きっかけは市の職員が特別交付金制度を検討していた際に浮上したアイディアで、規制緩和をする必要もなく、現在の法のままでできることから実行に移されたそうです。開始された2006年当時は全国87あった地域自動車ナンバーに加え、現在では36都道府県105の市町村が登録しています。2011年以降から急増しているようです。導入している地域のきっかけは、一番多いのがほかの地域でやっているから、次が合併や市町村の記念事業として、また観光PRとしてが上位のようです。目的としては、町への愛着が深まるため、町の紋章として親しまれること、地場産業の周知やブランド化などの経済効果、そして地域のPRになる、走る広告となるということ、交通安全など、これは原付のプレートを目立たせることで事故の減少になるなど、このような目的もあり導入している地域が増えているようです。しかし、ご当地ナンバーはどこの地域でも導入できるわけではなく、幾つかの条件があります。全国的に有名な地名であること、地元の住民との合意があること、まとまりがある地域であること、その地域で登録されている車の台数が10万台を超えているなどが条件になっています。また、地域名に関しても、覚えやすく間違いにくいこと、文字数の制限等、幾つか条件がありました。

長野県では、御存じのように諏訪ナンバーが既にご当地プレートとして登録されており、岡谷、諏訪、茅野、下諏訪、富士見町、原村が該当地域になっています。下平町長はみずから飯島のトップセールスマンと宣言されていますが、飯島を売り込む戦略として、このご当地ナンバープレートの登録制度に対しどのように御認識か伺います。

町長

ご当地ナンバーについて町長はどのように考えているかと、こういう御質問でございます。まず、ご当地ナンバープレートにつきましては、自動車のナンバープレートを地域振興や観光振興にも活用していくという、そういう観点から地域の要望に応じて追加的に新たな地域ナンバーの地域名のナンバープレートを導入するご当地ナンバーがこれまでに平成18年度と平成26年度の2回実施されてきているところであります。平成18年度に導入されました地域でのアンケート結果が3点ほどございます。地域振興や観光振興施策へ連携した取り組みが関連自治体でされるようになったこと、対象地域の住民に一体の地域としての連帯感が生まれたこと、地域の知名度の上昇や観光客数が増加したことなど、一定の効果があつたとする、その一方で、新たな課題や導入地域住民の負担増なども言われているということでございます。私としましてはですね、松本ナンバーで日本一周をした経過の中で、北海道や九州へ行くと「ああ、松本だあ」ということでですね、子どもたちが駆け寄ってきたというような経緯がございまして、一つの車体、個体では何も物を言わない鉄の塊なんですけれども、しかし、ナンバープレートに、初めてそこに松本って書いてある意味は非常に大きな意味があるなというふうに感じております。ですから、この地域のブランド発信という意味では大きな効果があると思っております。できれば、この地域をあらわすご当地ナンバーなんか非常にいいんじゃないかなあ、特にリニア時代を迎えて

おりますので、この地域が一体とした名前を発信できれば魅力的だなと、このように考えております。

中村議員

町長もかなり興味があられ、効果を認識されているように伺いました。

そこですね、これから、ちょっと時間も押してきておりますので、②と③の質問を続けてして町側の答弁を求めたいと思います。

②の質問です。今、町長も言われましたが、「リニアの開通も視野に入れ、南信地域がPRできるナンバーの登録は伊那谷地域振興の一役を担えると思う。今後、広域などに働きかけていくことを提案するが」について。まず、今の時代にあって、南信地域が、地域の車がですね、中心の松本ナンバーでいいのかとの住民の声もあります。リニア新幹線の開通を見据え、南信伊那谷地域のPRができるよう、例えば伊那谷、この伊那谷ということ、伊那谷というふうにインターネットで検索しますと上下伊那の紹介がぱっと出てきます。歴史も出てきます。これは大変に伊那谷という名称は全国的にもなじみ——なじみがあるとは言えませんが、つけやすいのかなあというふうに個人的には思いました。例えば南信地域に通用するナンバーに今は思うんですけども、伊那谷は、ところが南信州、よく飯田のほうでは南信州というふうにしておりますけれども、この南信州で引くと下伊那の紹介にとどまってしまう。今後どのような名称になるかは今後の検討課題といたしまして、南信地域がPRできるナンバーは伊那谷地域振興の一役を担えると思います。今後、広域などに働きかけていくことを提案いたしますので、見解を伺います。

続けて③番の質問を続けて行います。今度は、バイクのご当地ナンバーもブームになっており、ユニークなものもあり、子どもたちも含め飯島独自のアイディアで飯島の地域振興、観光振興の一端として登録に向けて検討してはどうかについては、趣旨は先ほどの車と同様です。今度、バイクは、主に自治体独自の判断で登録できますので、町独自の考えとして伺いたいと思います。市町村の裁量で形状や図柄を決めることができます。飯島の子どもたちからアイディアを募るのもおもしろいのでは、また、飯島町を売り出す走る広告としてうまく活用できたらよいと提案する次第です。調べたところによると、費用面では特別交付金制度を活用できるように思います。しかし、今後も継続するのか、今はまだちょっとはつきりと、私、調査不足でありまして、その辺は町で今後調べていただきたいんですけども、そうすると、登録の費用面としても軽くなるのかなあ、または町民負担も軽くしていくことができるのかなあと思いますので、その点は検討していただくことにして、導入している市町村を今後検討しながらですね、していっていただきたいということを求めます。この2番と3番の町の思いを、見解を伺って、終わりといたします。

町長

私のほうからは自動車のご当地ナンバーにつきまして、担当課長のほうからはバイクのご当地ナンバーについてお答えしたいと思っています。基本的にはおもしろいなあというふうに感じております。しかし、問題は、どの地域を範囲にするのか、伊那谷といっても、上伊那なのか、下伊那なのか、諏訪まで含めるのかと。こういう感覚がございます。

問題は、その名前をどういうブランド——ブランドじゃない、名前にするかということとでございすね。そのためには、本当、地域の皆さん方の意見の考え方の醸成が必要だと思っております。今、議員から御提案いただきましたので、議員の皆様方ともですね、い

住民税務課長

ろいろ協議する中で、どのように一石を投じていったらいいのかということも皆様方の知恵を拝借しながら検討、研究させていただきたいなと思っております。

それでは原付バイクのご当地ナンバープレートに対する質問にお答えいたします。ご当地ナンバープレートにつきましては、平成 28 年 4 月 15 日時点、全国で約 23% の 409 市町村、県内では 16% の 12 市町村が導入しております。1 枚当たりの費用は、作成枚数により違いはございますが、当町で計算してみますと、約 10 年分の 1,000 枚作成すると 1 枚当たり 140 円ですが 400 円と約 3 倍になります。また、形等を変える場合には、初期費用といたしまして 1 枚当たりさらに 800 円がかかるようになります。年間発行枚数ですが、原付のみで 50 枚程度あり、現在の登録枚数は 520 枚程度であります。導入した場合のメリットといたしましては、新聞やインターネットを通じて地域振興や観光 PR などの効果が期待できますけれども、デメリットといたしまして、1 枚当たりの単価が高額になることや、導入しても中にはシンプルな型がよいという方もいらっしゃるということが考えられます。また、原付バイクの登録台数も減少傾向にある上、なかなか町外や県外を走る方は少なく、町の PR と十分な効果が得られないのではないかとというのが現状でございます。このような状況から、現段階では導入の予定はございません。今までにも何度か検討をしてまいりましたけれども、今後も引き続き県下や全国の動向を見ながら、また経費の面でも検討をしてまいりたいと考えております。

議 長

ここで昼食のため休憩いたします。再開時刻は午後 1 時 30 分とします。休憩。

休 憩
再 開

午前 11 時 52 分
午後 1 時 30 分

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。
2 番 滝本登喜子さん。

2 番

滝本議員

それでは通告に従いまして 3 件の質問をいたします。質問事項は、1、障がい者サービス事業について、2 つ目、行政と地域コミュニティについて、3 つ目、一般質問の答弁の回答についてでございます。

では、1 つ目の①でございます。障がい者サービス事業における就労支援、地域活動支援についてお伺いいたします。障がい者地域活動支援センターやすらぎは、平成 26 年 4 月に町の指定管理を親愛の里で受けました。そして 8 月に新築移転オープンいたしました。27 年度における利用人数は、4 月時点で登録者 27 名、現在 35 名、延べ利用人数は 132 人から 160 人へと増えました。1 日の利用人数は 6.3 人から現在 9.8 人となり、定員に満ちています。日々の活動は利用者に余り負担のかからない作業を中心とし、毎月 1 回ボランティアとともにいろんな行事を行っており、中でも調理プログラムは好評のようで、参加者も多く、生き生きとした活動の様子がうかがえます。今後も利用者は増え、子どもからお年寄りまで、地域住民との交流も進み、お互いに支え合う共生社会の場所として活動、

利用の機会は増えると思われます。現在、送迎サービスも木曜1日だけで、利用者が来やすい体制づくりの支援も必要であり、利用者の増加に伴う経費もかかることから、指定管理料の増額を求めます。町長にお伺いいたします。

町長

それでは滝本議員の質問にお答えしてまいります。地域活動支援センターやすらぎの利用人数の増加に伴う支援体制、指定管理料の増強をと、こういう御質問でございます。地域活動支援センターやすらぎは平成26年8月に開所いたしまして、ちょうど2年が経過したところでございます。やすらぎは福祉サービスの事業内容の中で地域活動支援センター（III型）として位置づけ、職員配置は2名以上、利用者数は1日当たりの実利用人数が10名以上とされています。現在、滝本議員のおっしゃったように利用登録者は35名、1日当たりの利用者の人数は9名～10名という状況で運営されております。支援体制など詳細につきましては担当課長から説明申し上げます。

健康福祉課長

それでは詳細につきまして私のほうから説明をさせていただきたいというふうに思います。まず職員体制でございますけれども、常に2名を配置しております。それから、活動プログラムによりまして、今、議員さんおっしゃったようにボランティアの皆さんの協力がございまして、今のところ人的な支援については補われているかなというふうに思っております。それから、次に指定管理料でございますけれども、当初、年額720万円で契約をしております。26、27、本年度も同じ720万円で契約をさせていただいております。開所から2年で第5次総合計画の後期目標といたしました1日当たりの利用人数8名を上回っております。これも指定管理を受けていただきました社会福祉法人の親愛の里の事業所としてのノウハウ、それから、それを生かしたプログラム、それから利用者の皆さんの関心の高さではないかな、というふうに感じているところでございます。平成26年度と比較をいたしましてもですね、利用者が増加している点、事業内容が多様化している点を考慮いたしまして、人件費、それから施設の管理面で現在の指定管理料が適正な金額かどうか、人数も増えておりますので、今後、その検討を行いましてですね、やすらぎのプログラムによりまして多くの皆さんが生き生きと生活できる体制を今後整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

滝本議員

地域で障がい者の皆さんと住民とが一緒になって活動できる場所、というやすらぎの拠点は、今とてもいい状態であると思いますので、今後それらが続きますように、御支援をよろしくお願いいたします。

次の②でございます。障がい者のデイサービス及び宿泊を伴う一時預かり機能を持った施設の設置をどう考えるか、ということでございますが、こまくさ園も含め、これらの事業所を利用している障がい者の保護者も高齢化してきています。保護者の緊急時、また事故が起きたときの一時預かりや宿泊の対応ができる施設は、現在、町にはありません。やすらぎにはお風呂はありますが、事業目的に沿っていないということで、宿泊はできません。こまくさ園は、その点では可能でありますけど、施設、敷地は狭く、入浴・食事・宿泊などの設備は整えられないと問題があり、また、重度の身体障がい者や知的障がい者の介助は1人に対して2人で行うということが多いということです。そして、作業できる人と一緒に活動は、設備的にも職員体制も不十分です。宿泊を伴う預かり機能を持った施設

	の設置を求めます。町長にお伺いいたしますが、どうしてもという緊急時に対応してくれる事業所は、民間で町内に1カ所ありますが、高齢者対象の施設なので、障がい者を預かる場合には職員の研修、教育が必要であるということですが、経営上、余裕はない、とお話をいただきました。また、団塊の世代の10年～15年後をピークに高齢者向けサービス事業所の利用が今よりさらに減少することが予想されております。社協でもしかり、民間事業所でも同様と考えられます。これら施設の利用として、今後増えるであろう障がい者サービス事業への転換を考える必要があると思います。困っている人が有効なサービスを受けられるという観点から、これら民間も含め、スタッフも複数の資格を持つこと、あるいはそれぞれに対応できるスタッフを整えること、と考え、スタッフの育成が必要であり、将来に向けて今から町の何らかの支援、補助を求めたいと町長にお伺いいたします。
町 長	通告の質問1－2の内容かと思います。「障がい者のデイサービス、宿泊を伴う一時預かり機能を持った施設の設置をどう考えるか」と、こういう御質問でいただいております。現在、生活介護を中心とした日中活動の場として、町内には介護ステーションまんてん、小規模多機能やまなみがあります。また、これから地域福祉センター石楠花苑の改修工事が予定されていますが、その中に障がい者の生活介護を行うための改修も含まれています。これらは来年4月から事業開始予定です。障がい者の生活介護事業につきましては、近隣市町村でも事業所数が少なく、課題となっていますが、御本人や御家族の相談に応じて一人一人に合った事業所を紹介し、日中活動が行えるよう、今後も取り組んでまいりたいと存じます。 次に短期入所施設についてでございますけれども、町内では小規模多機能やまなみがございします。町内に利用できる事業所がありますので、短期入所の御相談があれば、選択肢の一つとして御紹介していきたいと存じます。
滝本議員	そうは言ってもですね、やっぱし、これから障がい者の皆さんっていうのは増える予想ということがありますので、何とかもう少し、その施設でも一時預かりということの対応を何らかの形で考えていただければと期待いたします。 次の質問にまいります。1－3でございます。現在65歳未満の障害者手帳を持っている人は、身体障がい者107名、知的障がい者82名、精神障がい者42名、合計193名となっていますが、障がい者サービス事業を利用している方は3分の1以下です。利用していない人にはそれぞれ事情があると思いますが、介護者も高齢化してきており、事故などがあるときに施設に預けるとしても、ほとんど家で過ごし、居外に出ることの少ない人が施設で活動できるのか、本人も介護者も不安があると思います。1回でも施設で体験、経験する機会をつくり、地域活動になじめるような取り組みを求めます。
健康福祉課長	それでは3つ目の質問につきまして私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。障がい者の皆さんが社会参加や日中活動で行うサービスは、生活介護サービスや地域の活動支援センターの利用、それから移動支援などを使った外出、それから就労支援となっておりまして、多種多様でございます。現在も多くの方の障がい者の皆さんが一般就労したり、御自分の意思や関係機関と相談をしながら、こういったサービスを受けたりしております。中には、そこまで至ることのできない方もいらっしゃいます。確か

にいらっしゃるというふうに理解をしております。事情がございましてですね、あくまでも、その本人の御意志を尊重しながらですね、ケース会議等でいろいろな支援をするということで今まで対応させていただいております。今後もですね、ケースにより支援者の関係機関と連携をとりながらですね、御本人がよりよい生活を送れるよう支援していきたいというふうに考えております。

いろいろのケースがございましてですね、知的、それから身体障がい、精神等になりますとですね、精神等はやすらぎの活動支援センター等ございますけれども、なかなか、その日の気持ちによって大分出てこれられない人、大分あります。見ていても、介助というか、支援が大変難しいなということがございまして、そこら辺のところはですね、保健師、社会福祉士、それから、そういうものの教育を受けた介護——介護というか、支援をできる者がだんだん対応していくというのが一番いいのではないかというふうに思っておりますので、議員のおっしゃるようなことは、障がい者の数を見ますとね、今後も余り減っていないのかなということは自覚をしておりますので、今後も、そういうもののケースに対応してそれぞれ最適なサービスを提供してまいりたいと思っておりますので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

滝本議員 ぜひ、そのようにしていただくことを期待いたしております。

では、次、2番の①に移ります。耕地、自治会に割り振られている生活改善推進委員は男女共同参画懇話会の中でどう位置づけられているか、また、委員は2年の任期であります。耕地、自治会において委員の活動がないところが多いです。役割をどう考えているか教育長にお尋ねいたします。

教 育 長 生活改善推進委員のことについてお尋ねをいただきました。現在、町の生活改善推進委員会は、町長、それから議会の社会文教委員、教育長、各公民館長、商工会長、上伊那農協飯島支所長、いいちゃんまちづくり連絡協議会幹事、飯島町高齢者クラブ連絡協議会長、飯島町男女共同参画社会推進懇話会長、それから区の生活改善推進委員会の会長として区長さんに加わっていただきまして、町の委員会は16名で構成しております。この皆さんに加えて、今お話にございました各耕地、自治会からは1人～2人の地区推進委員を選出させていただいております。この地区推進委員の皆さんは合計67名いらっしゃいます。生活改善の課題の一つとして男女共同参画があり、男女共同参画社会推進懇話会が別に会議の場を持っています。こちらは9名の委員であります。耕地、自治会から選出されている生活改善の地区推進委員さんが男女共同参画推進懇話会に充て職というような形で位置づけられているということではありません。

生活改善推進委員会のほうですが、これ、総会は年に一度開催をしております、そこに委員さんと地区推進委員さんにお集まりいただいて、総会をした後に課題に気づいていただくような講演会を行っています。昨年度とことしは、その講演会の中にワークショップを取り入れた、取り組みを行いまして、それぞれの地区、あるいは耕地、自治会、隣組ごとに異なる様子、あるいは共通の課題を話し合っ、課題を共有できたのではないかとというふうに思っています。身近な生活をよくしていこうとする生活改善運動の中で、とりわけ現代的課題、と捉えられるのが男女共同参画社会の実現であるために、講演、あるいは

滝本議員

はワークショップの中では、そうした話題が中心の一つとなっております。各耕地、自治会1～2名の推進委員さんが、それぞれの地区でなかなか表立って活動することは難しいという現状を認識しております。しかし、この1～2年でかわっていく地区推進委員さんたちが、たとえ年に1回でも、こういった機会に学んでいただいて、そうした課題に気づいていただく、で、それぞれの地区にお戻りになって、たとえお茶飲み話の中であっても、こういった話を聞いた、こういった課題がある、生活をよくするにはこうしたほうがいいというようなことを話題にさせていただくだけでも地道な活動として広がっていくのではないかと、2年ごと、また新しい方が加わっていただくというので、これを継続することが草の根的な広がりを見せていくのではないかというふうに考えております。

いろんな場面で、その女性が委員として出てきて、いろんな学習をしながら進めていくことは大切だとは思いますが、2年という任期がありますので、1年は学習の機会と捉えても、2年目は何か一歩進んだ役割というか、耕地でもそうですし、活動的なことが考えていっていかれたらいいんじゃないかと考えております。

では、次の質問、2－②でございます。生活改善は、冠婚葬祭、ごみのほかにも食品ロスや食器、家財などのリサイクルにも目を向けることが大切だと思いますが、これらの取り組みを町ではどうお考えになりますか。例えば、まだ使えるが家では不要になった衣料品、食器、家財などは、物々交換会、あるいはフリーマーケットのような市を収集日に設けるとかしてリユースする、今ある組織を使っていることは可能ではないでしょうか。これは例なんですけれども、JAでは、年1回、衣料品を集めて海外などに送る活動しております。町長にお伺いいたします。失礼いたしました。教育長にお伺いいたします。

教 育 長

生活改善推進委員会の活動という視点で申し上げますと、柱になるのは、飯島町生活改善申し合わせという、今では印刷物になっておりますが、その取り組みだというふうに思っています。また、生活改善推進委員会の中でも、アンケート等により、生活環境について、ごみの減量は進んできているけれども燃えるごみを減らす努力が必要というような御意見も頂戴しているところであります。

さて、この生活改善申し合わせは、数年ごと改訂を重ねて新たな課題を取り込んできました。最近では平成25年に改訂版が出ております。現代では、個々に違うライフスタイルや地区や隣組単位でも異なる習慣がありまして、婚儀、葬儀、お見舞いなどの簡素化について、なかなか町が統一した基準を示すということはない状況であります。そうしたことは耕地、自治会や隣組で申し合わせされているということが多く感じしております。今後も御近所同士のやりとりを尊重していただくことがよいと考えております。

今、御指摘いただきました食品ロス、あるいは衣料品などのリサイクルにつきましても、生活改善の委員さんなど、みんなで考えて暮らしやすい社会を実現する課題としていくことが大切だと思っています。そういったようなことを総会等で、また、そういった方向性が出てきましたら生活改善の申し合わせを必要に応じて改定をしていきたいというふうに考えております。

滝本議員

では次の質問に移ります。

2－3でございます。町の防災訓練と耕地、自治会での取り組みについてでございます

が、訓練の目的と周知に町と耕地、自治会での捉え方に温度差があるように感じております。訓練は年2回、そのうち1回は実践訓練として、これは社協との連携もありますが、2回実施することを提案したいと思います。先日行われた防災訓練の内容ですけれども、区や自治会、耕地、自治会に機能よく伝わっていないように思いました。当日の訓練の目的は何で、何が必要であったのか、危機感をどこまで感じているのか、役員も含め住民の意識は薄いのではないかと感じました。ぜひ実践訓練の必要を認識し、各耕地での方法を研究し、指導する取り組みを町長にお伺いいたします。

町 長

次の質問は防災訓練の観点からの地域コミュニティの町との関係でございます。防災訓練においては、町と自治会で取り組みに温度差があると、こういう御懸念があるということでございます。訓練は年2回やったらどうかと、こういう御提案をいただきました。本年度の町の地震総合防災訓練は、防災の専門家にアドバイスをいただく中で、減災に重きを置き、避難と安否確認をいかに早期に終わるかを課題として取り組みました。6月と7月の2回にわたり区や耕地、自治会役員にお集まりいただきまして、防災全体研修会を開催しまして、防災・減災の基本を研修するとともに本年度の訓練の目的と手法について統一を図ってまいりました。御参加いただきました皆さんには、訓練の目的や手法については御理解いただけるものと思っておりますが、自主防災会組織の規模や運営方法、防災・減災に対する意識もさまざま、温度差もあり、町が求める訓練の目的や手法が十分に伝わっていなかったことは、今後の大きな課題と捉えています。私も事前に防災無線により訓練の重要性と訓練の参加を町民の皆様方に呼びかけましたが、今後も訓練の目的や手法が全住民に伝わり、御理解いただけるよう努めてまいりたいと思っております。今後、各自主防災会から今回の訓練の実施報告をいただくとともに、再度、自主防災会の役員の皆様にお集まりいただきまして第3回目の防災全体研修会を開催したいと思っております。そこで出された反省や課題を整理し、次年度に生かしてまいりたいと思っております。年2回の訓練の御提案につきましては担当課長から答弁いたします。

総務課長

年2回の訓練で、そのうち1回は実践的な訓練を、という御提案でございます。町全体で地震総合防災訓練を2回、あるいはそれ以上、複数回実施できれば、より一層防災・減災の備えが確かなものになると考えるところでございます。しかしながら、その実現のためには、この年2回の訓練をやろうという機運の盛り上がり、あるいは住民意識の高まりが必要ですし、実施時期等の日程調整も必要になりますので、その実現には少し時間を要すると考えます。今後の検討課題としたいと考えるところでございます。ここ数年は年1回行っている現行の地震総合防災訓練ができる限り実践的な訓練になるように、自主防災会と相談をする中で、訓練計画を練って訓練に臨んでいるところでございますが、まだまだ課題も多いのが現実でございます。よく言われる訓練でできないことは実践でもできないということですので、できる限り実践に近い訓練となるよう取り組んでまいりたいと考えます。一つ教訓に学ぶとすればですね、最近の大規模災害において被害を最小限にとどめた多くの自治体、あるいは自主防災会において共通する点は、住民の防災・減災に対する意識の高さに加えて、地域のまとまり、あるいは気運の高まりの中で自主的な訓練を行ってきた点、そして、その訓練を通じての応用、機転をきかすことができるよ

うになったことが挙げられております。御提案のもう1回の訓練、町全体で行うには実施まで少し時間が必要とするのであれば、行政から自主防災会に訓練をやりましょうと呼びかけるのではなくてですね、そういった受け身の訓練ではなくて、住民のみずからが訓練をやろうという気持ちになって計画から実施まで自主的、主体的に行う訓練が自主防災組織としての力をつけることになりまして、防災・減災に対する地域力を高めることにつながるものと考えるところでございます。行政としては、そうした機運を醸成すること、あるいは意識が高まるよう努めるとともに、自発的に行われる訓練に対して町と関係機関と連携して支援をしてみたいと考えております。

滝本議員

飯島は本当に災害も少ないということで、住民の意識も薄いということは、私も含め十分感じているところでございますけれども、また、先日の防災訓練の中でも、その耕地単位というか、組長単位ですね、の人たちにも、その防災無線での呼びかけでは周知できていないという点がありました。今回は白い手ぬぐい、タオルを無事だという証拠に玄関につるすということでしたけれども、ほとんどの、うちの耕地のある一部だと思いますけれども、ほとんどやっていないということが、私は確かめましたので、そういう細かい点もね、それはいちばん基本的なことだと思います。住民のみんなの命を守ることですから、無事を知らせるという意味でも、そういう周知がなされることを期待しております。そしてまた、各自治会、耕地にも防災の器具とか道具が要請で配られていると思うんですけれども、それらを本当に活用できているのかという検証も含めてお願いしたいと思います。

それでは最後の質問に入ります。これら一般質問での答弁でございますけれども、検討するとか、また実施した、今まで実施した内容のその後の回答というものがなされていないことが多いと感じております。私たち全議員が認識し、共有し、検証して、今後の議員活動にも反映していきたいと考えておりますので、町での対応をどうお考えか伺いたします。町長にお伺いいたします。

町長

一般質問での答弁で検討するとか、そういう返事をしたと、その報告がなかなかないじゃないかと、こういう御質問でございます。全議員が認識して今の状況を共有しておきたいと、こういうことでございます。町側ではどう捉えているかという、こういう御質問でございます。町と議会が、車の両輪としてそれぞれが切磋琢磨する中で、行政を進めるに当たっては調整に関する情報の共有は極めて重要なことであり、欠かせないことであると私も認識しております。一般質問や常任委員会、全員協議会において答弁いたしました事項のうち、その後の結果あるいは状況報告が必要な事項については方針が出た時点で、または検討期間が長くなってしまう場合には検討状況を議会全員協議会等の場で報告するよう努めているところでございます。情報共有が不十分という御指摘をいただきましたので、今後は適切な時期に報告するように徹底してまいりたいと思っております。

滝本議員

今年度始まりまして3カ月ということで、短い期間でありますので、なかなかその回答というものはいただけないかとは思いますが、その前の3月議会とかに質問した事項のことでも結構ですので、なるべくスピード感を持って対応していただけたらと思いますので、それを求めて質問を終わりといたします。

議 長

11 番 竹沢秀幸君。

11 番

竹沢議員

通告に基づき一般質問を行います。今回は3項目について質問いたします。まず、両小学校の臨海学習を鳥羽市に、そして姉妹都市提携を提案をいたしますけれども、その展望はいかがかということであります。

質問要旨1-1であります。鳥羽市と飯島町の関係は、飯島町の私と同年生の町民と鳥羽市の市長さんがアメリカで農業研修をした同期の友人関係、これがもとで4年前に災害時相互応援協定を締結したところでございます。

ところで、飯島町の両小学校は、5年生を対象にした臨海学習は愛知県の日間賀島で実施をしております。飯島町には特に関係もない愛知県の南知多町でありますけれども、ここを否定するものではございませんけれども、我が町として、相手が適切かどうかということも検討する必要があるんじゃないかと思うわけであります。鳥羽市との縁もできましたので、さらに交流を深めていくという意味を含めまして、臨海学習を鳥羽市のほうに変更したらどうかということをご提案いたしますので、教育長の見解を求めます。

教 育 長

ただいま小学生の臨海学習について御質問をいただきました。御指摘のとおり、現在、5年生、1泊2日で愛知県の日間賀島に臨海学習に行っております。臨海学習では、海辺の、その生活、あるいは体験、そのほかに中京工業地帯の工場見学なども実施しております。

臨海学習については、訪問する地域等に特段の制限はございませんが、現在は限られた時間の中で潮干狩り、あるいは干物づくり、地引網体験などを行っております。そのために、移動時間、あるいはそれに伴うその保護者負担、費用についても課題となっております。2年半ほど前、当時の教育長と校長が鳥羽市にこの件で視察に行っていました。鳥羽市で教育長同士が懇談をしたという話が残っております。旅行社にも鳥羽市にした場合のタイムスケジュール等をつくっていただいたんですが、やっぱり、いかんせん距離が遠くて、5年生がバスに乗っている時間が非常に長時間になってしまうということと、現地での活動にその時間的な制限が加わるということで、当時は実施に至っておりません。なお、交通事情等が今後改善が見込まれて、もう少し早く到着できる、行き来できるようになれば、また改めて調査、研究をしていきたいというふうに思っております。

竹沢議員

調査、検討する課題としてですね、申し上げたいのは、距離の問題でありますけど、これは、例えば伊良子岬から鳥羽までですね、船を使っていく手法がございます。これは短縮できるかと思うんですね。それから、私の孫たちも何回も日間賀島に行っていますけど、お土産にね、アサリ等を持ってきてくれるのも、それはそれでいいですけど、鳥羽の場合は、日本で一番最初にできたのかな、水族館。世界的に有名な水族館でありまして、多種多様な魚やね、魚介類やクラゲなんかも最近いろいろ品種が多いんですけど、たくさんありまして見応えもあります。いろんなショーもありますし、そんな意味で、現状は現状として、中京の工業地帯なんかをですね、その場所を日間賀島からもし鳥羽に変えてもですね、それ、見られる範囲のことだと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います

	が、再度この件についていかがでしょうか。
教 育 長	伊良子からの船の利用なんですが、子どもたちが、小学生、中学生にかかわらず、船や飛行機を利用するときはですね、やっぱり、その距離とか時間というのはいちいち確認をしたり許可をとったりしなければいけないということもあります。日間賀島と師崎は非常に短距離であるということもあると思います。水族館は、やはり見学科が一番大きなネックかなと思います。あわせて、そういったことが可能かどうかということはどうですか、臨海学習を今後どうしていくかっていうこともあわせて一緒に、今、御指摘の点も含めながら考えていきたいというふうに思っています。
竹沢議員	冒頭、教育長からも答弁ありました。前教育長のときもこういう話題が出ましてですね、実現しませんでした、教育長も新たに澤井教育長さんをお迎えしましたので、ぜひ、これが実現できるように期待するところでございます。 質問要旨１－２に入ります。次に、災害時相互応援協定締結後４年が経過するところでございますけれども、いよいよ姉妹都市締結の時期が訪れてきているんじゃないか、というふうに私は思うわけでありまして。鳥羽市でのみなとまつり、飯島町での産業祭りなど、相互の交流も深まってきつつあるところであります。山の幸豊富な飯島町と、そして海の幸であります。例えばカキやアワビや貝やいろんな魚介類。また真珠など有名な鳥羽市であるわけでありまして、災害時相互応援協定のみならず、友好姉妹都市締結へワンステップ、階段を上へ登る、そのことによって、今まで以上に幅広い両市町の交流を通じてですね、両市町が発展することを目指すべきではないかというふうに思うわけでありまして。町長も我々も、議員もですね、任期は４年なんですけれども、ちょうど鳥羽市とは４年が経過しようとしているわけでありまして。機は熟してきているのではないのかなと思うわけでありまして、現在の協定の締結は現市長さんと結んでいるわけでありまして、現鳥羽市長さんのですね、任期のこともございまして、そこら辺も含める中で、ぜひ、鳥羽市長さん任期中にですね、友好姉妹都市締結ということを提案するわけでありまして、下平町長のお考えを伺います。
町 長	次の質問につきまして、鳥羽市と飯島町との関係の中で、一步進んだ姉妹都市提携、これを目途に入れたらどうかと、こういう御意見でございます。鳥羽市との交流につきましては、現在、鳥羽みなとまつり、いいちゃん産業祭りを初めとするお互いのイベントの参加を通じて交流を深めているところであります。また、災害時相互応援協定をもとに、毎年、災害時の応援のための通信訓練等も行われているところでございます。お互いにすばらしい魅力であります山の幸、海の幸を初め、人や物の交流を深めていく中で友好姉妹都市提携に発展することは、鳥羽市、飯島町、双方で期待しているところかなというふうに推測しております。このことにつきましては、交流の年数もさることながら、住民同士の交流がいかに深まっているかということが一番重要なことかと思っております。今後は、鳥羽市、飯島町のお互いからの友好姉妹都市への声が高まってきたところで適切な提携の時期を見定めてまいりたいと考えております。
竹沢議員	答弁いただきました。時期へ明確でないけれども、住民の意識が高揚した段階で締結ということだと思いますので、双方でお互いに交流を深めてですね、これがいち早く実現す

ることを望んで、次の質問に入ります。

2つ目の質問であります。総じてオンリーワンへのまちづくりの提案ということで3つほど申し上げたいと思います。その第1であります。質問要旨2-1、リオデジャネイロオリンピックにおきまして長野県初の銅メダルを獲得いたしましたバドミントン女子シングルの奥原希望選手に、仮称ですけれども、飯島町栄誉賞授与を提案するものであります。国のほうでは、8月31日、安倍晋三首相がリオデジャネイロ五輪のレスリング女子58kgで金メダルを獲得した女子個人種目でオリンピック史上4連覇を達成しました伊調さんへ国民栄誉賞授与を検討するよう指示したところであります。また、長野県は、8月30日、長野県初のメダルを獲得したバドミントン女子シングル奥原希望選手に銅メダルをたたえまして県特別栄誉賞、スポーツ特別栄誉賞を贈りました。あわせて箱山さんにも送ったところであります。そこで、我が町におきましては、奥原選手の母が飯島町の出身の御縁もありまして、町民挙げて金メダル獲得に向けて応援してきたところであります。結果は、長野県では初めて銅メダル獲得ということで、町民の皆さんに感動を与えてくれたかというふうに思うわけであります。先日、飯島町を訪れた奥原選手の銅メダルに手を触れる機会がありまして、大変重みを感じたところであります。いつも奥原選手は、試合に臨むときに両親や兄弟、祖母、恩師、チームメイト、監督、コーチ、戦った相手の選手、会社、すべての応援してくれる人に対して感謝をし、礼儀正しく挨拶しているところであります。次の2020年、東京オリンピックではさらなる上位へのメダル獲得を期待するところであります。そこで、飯島町として奥原希望選手の功績をたたえ、仮称でありますけれども、名称が正しいかどうかは御検討いただくとして、飯島町栄誉賞なるものを授与することを提案をするわけであります。これも下平町長が言う一つのオンリーワンのまちづくりにつながるものかなあというふうに考えるわけですが、町長の見解を求めます。

町 長

このたびのオリンピックで活躍されました奥原希望選手、この方に飯島町栄誉賞を授与したらどうかと、こういう御提案をいただきました。奥原選手のオリンピック出場につきましては、奥原選手のお母さんの実家が飯島町であるという、こういう御縁から、飯島町も町を挙げて奥原選手を応援してまいりました。オリンピックの初のメダル獲得について町としても大きな喜びであり、誇らしいところがございます。町民みんなで感動を分かち合っていたいただけたところと推察しております。奥原選手自身は大町市の出身でありますので、御提案の飯島町栄誉賞の授与については、そこまでは残念ながら考えておりません。しかし、東京オリンピックのさらなる活躍を期待し、今後も町を挙げて精いっぱい、この御縁を契機に応援していきたいと考えております。

竹沢議員

了解しました。

奥原選手の今後のまた活躍を心から願うところであります。

次に質問要旨2-2についてであります。煙火店が複数ある全国に類を見ない町だと私は思うわけでありまして、この個性を生かした町おこしを行うべきではないかということで幾つかの例を申し上げたいと思います。花火は一年中、飯島町の中でも、また全国各地の花火大会などでも打ち上げられておりまして、それなりの歴史があるわけでありまして、花火のコンクールなんかでも、先日も町内の煙火店が入賞したりしているわけでありまして、

鳥羽市のみなとまつりでも 800 万円ほどの花火が打ち上げられているわけでありまして、鳥羽の港の夏の夜空を飾っているところでありまして、町民からは、鳥羽もいいけど、飯島町で全国規模の花火大会などができないかと、こういう声もあるところでもあります。町内では、春の千人塚の水中花火、それから秋の各神社の例大祭、奉納煙火、それから名物の大三国などがあるわけでもあります。また、七久保煙友会が主催する大晦日信州花火では、ことしで 30 回を迎えるわけでありまして、今回は 100 万円の特殊寄附もあったりして、盛大に開催される予定になっております。先日、議会といいちゃんまちづくり連絡協議会の井戸端会議がありまして、この中でも意見が出たんですけれども、例えば、その秋祭りです、ね、どこの神社でも 9 月から 10 月の頭に向かってあるわけなんですけれども、例えば、そのスタンプラリーみたいなね、そういうものを企画して、各お祭りに行っていただくようなことを宣伝も兼ねて企画したらどうかと。町外から訪れて人が来ていただく、こういうことはどうかという提案がありました。これもおもしろい取り組みなので、観光協会なり、役場でいえば産業振興課ですかね、商工観光、そういうところでおやりになったらどうかということで御提案しますが、いかがでしょうか。それから、七久保の地域づくり委員会で、私も事務局をやっておりますが、千人塚の水中花火を楽しむ会ですが、これも七久保区民の皆さんに協賛金をいただきまして実施しております、来年 10 周年を迎えるところでもあります。ところが、この花火なんですけれども、打ち上げる場所、これ選ぶのにですね、苦慮するわけでありまして、いい場所があれば問題ないんですけれども、そこにこう問題点がありまして、ちょっと木を絞らなければならないという課題があります。全国規模の花火では、新潟の長岡の花火ですとか、秋田の大曲の花火大会、長野県では諏訪湖の花火、それから新作花火などがあります。ですので、そういう大規模なものを飯島町でやるっちゃうのは、もちろん問題もあってどうかなあということでもありますけど、先日も、七久保に七久保煙友会というのがありますが、その会長さんともいろいろ話をしましたが、こんな提案がありました。規模もそうですけど、全国の港やですね、湖でやる花火は、ほとんどは、実際は、船だとかいかだだとか、そういうものを使って仕掛け花火をやります。あるいは島、湖の真ん中に島があれば、そういう中の島を活用して上げるとか、打ち上げの場所があるわけなんですけれども、実はですね、この千人塚の水中花火なんですけど、これは、いわゆる、その花火を仕掛けてコンピューターで操作して点火するんじゃなくて、花火の従事者が一つ一つ、ソフトボールくらいの大きなですね、花火を 7 秒間で引火するんですけれども、湖へ投げるわけですね。じゃあ、その投げ込みの花火というのは全国的にほとんど例がありません。これ、極めてオンリーワン、個性的な花火だということが考えられるわけでもあります。たまたま歴史的経過の中では、町全体の桜祭りのイベントの中で水中花火やっておったわけなんですけれども、いささかの事情でそれがなくなっちゃって、今、七久保でやっているところでもありますけれども、この水中花火とですね、もう 1 個、会長さんから提案いただいておりますけど、大みそかのときに、煙友会で大みそかと新春に尺玉を上げておりますけど、これは千人塚のちょっと南側の滝ヶ原、あそこで上げているわけですね。したがって、この水中花火と尺玉ですね、これをコラボして、じゃあ、そういう大会をやったらどうかと、これは実に個性的な花火大会になるので、おもしろいじゃ

ないかと、できれば時期もですね、千人塚の桜の咲く時期に、開催時期をまた前倒しをして、そこでやると大勢のお客様が来てくれるのでいいんじゃないか、こういう提案であります。あとですね、花火は見るものですけど、実は飾りになるんですね、花火の飾り玉うちゅうのを御案内かどうか、こう玄関のところに飾るですね、あの花火のかさみみたいなやつですね、あれをこういろんな形にしてつくるものがありまして、これ飾り物になります。2つの煙火店でもお願いすればつくっていただけるんですけども、これを大量にですね、生産して町の特産にすると、こういうのもいかなあというふうに思うわけであります。

今議会の冒頭、特命営業部にかかわります条例改正も提案されたわけですけども、任意組織の飯島町営業部でもですね、現在、自然、文化、食、花の部会が動き始めているわけでありまして、事業展開の可能性のあるものは模索していくと、こういう段階に入ってきているわけであります。そこで、町長に、今、幾つかの例を提案いたしましたけれども、花火の町おこしについていかがか伺います。

町 長 オンリーワンのまちづくり。飯島町はこれが有名だと。こういうことの中に花火、煙火店が2つあると、これは全国でも珍しい、そういう観点から花火を生かした町おこしについての御提案をたくさんいただきました。御質問のとおり、飯島町内には1つの煙火店と町外に工場を持ちながら煙火店を営んでいる方がいらっしゃいます。飯島の煙火産業が全国各地の夜空を彩り感動を呼んでいることは町の誇りであります。また、すばらしい賞も何度かとおられるようでございます。飯島の花火の特色といたしましては、春の千人塚水中花火を初め、町内の各秋祭り、年末の大みそかの花火など、さまざまな行事の中で地域の皆さんの努力によりすばらしい花火が打ち上げられていることもあり、全国規模の花火大会を知る方からも、むしろこちらのほうがすばらしいと言ってくれる方もいると聞いております。全国規模の立派な花火大会では、必要となる広大な打ち上げ場所を大きな河川や湖等の立地を生かして確保していることや打ち上げ等にかかる費用として企業や個人からの協賛金を募ることはもちろんですが、行政からも多額の出資をする中で行われているとお聞きしているところでございます。いずれにしても、地域資源である飯島の花火をぜひ町おこしにもつなげていきたいなあというふうに思っているところでございます。全国で有名な花火大会、幾つもございます。しかし、オンリーワンになるには、同じ土俵に上がったなら、なかなかオンリーワン、これは金次第であると思っていますので、オンリーワンは望めないと、だとするならば、ちょっと変化球でどんなことができるのかなあと、飯島町の2つの優秀な花火煙火店がございまして、この間も飯島町営業部の中の文化のところですね、そういう話が出てきたように、私は耳に挟んでおります。そういう住民の皆様の盛り上げとともに、新しいアイディアで、花火、あるいはその花火玉の特産品、そういったことも含めてですね、飯島町のオンリーワンになるような形に持っていけたらいいなあというふうに思っています。町民の皆様、また議員の皆様のお知恵を拝借していきたいと思っております。よろしくお願いします。

竹沢議員 総括的な町長の見解はお伺いしました。具体的な部分で、水中花火と尺玉のコラボ、こういう方法を煙友会の会長さんから提案していただいているんですけども、ここら辺についての感想はいかがでしょう。

町 長	いろいろのアイディアがあるかと思います。町民の皆様のアイディアを聞くことが大事ななあ、私が一つこれに決めたということよりも、町民の皆様が参加するという場面をつくっていききたいなというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。それも一つのいいアイディアだと思っております。
竹沢議員	大きな課題として受けとめていただいて、これから町民の皆さんと一緒に議論を深めて、何か具体的に実現できればと思いますので、よろしくお願ひしたいなあと思います。 続いて質問要旨２－３であります。これは負のオンリーワンだと思うんですけども、不名誉なことじゃないかと私はいつも思っておりますが、我が町の学校給食でカレーを食するのにですね、箸を使っております。これは、調べたことはありませんが、77、長野県の市町村、全国の市町村の中で、こういうのはあんまりないんじゃないかなと思っております。児童、生徒からの不満の声も数年寄せられているわけで、前教育長さんにもこのことは申し上げた経緯がございます。スプーンとですね、それから洗浄機も要るようです。箸をやめて、お金がかかるんだったら、当面、マイスプーンをですね、持参させまして、食育ということで正しく食することを現場で行うべきかなあと思います。加えて、将来的なことを展望すれば、給食センターもですね、老朽化しているわけでありまして、公共施設の基金も積み立てをしているわけですが、いずれね、改築しにゃあいけないと、ある市ではね、今お国の補助金をもらおうと思ったら失敗しちゃって、市長さんがね、減給になると、こんな市もありましたが、今後において、関連してですね、給食センターの改築について、例えば実施計画ですとか、そういう将来の計画についての見通しもありましたら、あわせて伺いを、教育長にいただきたいと思います。加えて町長に伺います。町長にこのオンリーワンっていうのはどのようなことが実現することがオンリーワンだと思っているかについて伺いたいなあと思うんです。私のオンリーワンについて、ちょっと発表します。国民的なアイドルのSMAPですけども、ことしの大みそかで解散することになります。このヒット曲の中に「世界に一つだけの花」という歌がございます、この詩のですね、後段の部分に僕の好きな詩がありまして、ちょっと紹介させていただきます。歌わないですけども「そうさ僕らも世界に一つだけの花 一人一人違う種を持つ その花を咲かせることだけに一生懸命になればいい 小さな花や大きな花 一つとして同じものはないから No.1にならなくてもいい もともと特別なOnly one」この部分が、私、好きなんです。私、議員としてお世話になって、今12年目を迎えているんですけども、私は当初から、立候補のときからキャッチフレーズで申し上げているんですけども、長野県、今77の市町村がありますけど、この中でキラリ輝く飯島町ということを常に訴えてきました。これはですね、要するに、この我が町がすべてで一番になるんじゃないくて、一つでもいいから長野県で個性的な飯島町だなあ、ああ、こんなことをやっている飯島町だなあっていうことを、とりあえず県下でですね、全国じゃなくて、その中で、こう、できるような、そんな形がいいんじゃないかちゅうことでやってきました。以前にも、高齢者の肺炎球菌のワクチンについてですね、長野県で4番目でしたか、飯島町が制度をスタートしたわけですけども、そんないうふうにですね、地味ですけどもやっていくことが私のオンリーワンだというふうに思っておりますが、前段の教育長に対する質問にあわ

せてですね、町長のオンリーワン、率直な思いをですね、語っていただきたい。以上、質問いたします。

教 育 長

カレーのスプーンのお話をいただきました。私、御任命いただいてから数カ月ですが、いろんな視点から、このスプーン、カレーの話をお伺いしております。スプーンがいいという方も、箸で食べることに意味があるという方も、いろんな観点で、ちょっと最近、カレーを食べるのが悩ましいときがあります。それはさておきまして、学校給食、飯島町の学校給食のスプーンにつきましては、長年にわたり修理をしながら使用してきました洗浄機が、平成 25 年にいよいよ修理がきかなくなったということがありました。新規購入を考えましたが、非常に高額であるというようなこともあって、また、カレーを供する日が年に 10 回～11 回ということもありまして、更新を見送ってきたところであります。あわせて、学校の給食では、議員の皆さんも、以前の先割れスプーンの問題のときからあったと思いますけれども、箸を使って食べるということを基本に指導をしていただいております。小学生、なかなか難しいときもありますけれども、給食の時間内に食べるように一生懸命頑張っているというのが現状であります。ただ、今、御指摘にありましたように、カレーにつきましては、昨年 11 月の学校給食センターの献立検討委員会におきましてもスプーンのことが話題になりまして、スプーンを持参することは問題ないということから、学校ごとで家庭に通知するなどしてスプーンを持参について取り組んでいただいております。給食センターとしましては、今後も同様に年度当初にこういう通知をしっかりと出して、マイスプーンのことを取り組んでまいりたいと思います。また、今、学校給食センターについてのお話でしたが、昭和 58 年に建設されまして、もう 33 年たつということでもあります。上伊那郡内でも給食室あるいは給食センターの新築が幾つもありまして、新しい設備が導入されています。汚染地域とそうでない地域を厳密に区別するとか、ドライな環境をつくるとか、部屋の中を少し加圧して外から虫や雑菌が入らないようにするとか、あるいはアレルギーを持った子どもたちの調理を個室で行う、その個室を備えるというような新しい給食センターが近隣でもできてきております。こういったことで、今お話ありましたように実施計画に盛り込む準備をしております。中長期的に、こういったことはお願いしていかなきゃいけないというふうに思っております。そのときにあわせて、このスプーンも洗浄できるいい機械を入れて、子どもたちにスプーンを使ったカレーというようにしたいなあというのが今の希望であります。

町 長

オンリーワンの概念を述べると、こういう御質問で、この短期間の間にその概念をまとめるのに、頭ががんがん、今、目がくらむほど回っているんですけども、何と答えたらいいかなあというふうに思っているところでございます。先ほど御紹介いただきました S MAP のですね、オンリーワンの、あのお花の話は、あれは誰でも心を打つ言葉であり、哲学、オンリーワンの考え方だと思っています。飯島町もほかにない花を咲かせたいと思っております。ここで、オンリーワンの概念で一番大事なのは自分のよさを見つけることだと、このように思っております。子どもたちも大人になる、大人になってもですね、自分のよさに自信を持つ、これで精いっぱい生きていくと、こういう心のよりどころを持つことがオンリーワンだと思っております。まちづくりにおいても、いろいろ地域資源がござ

います。それぞれの見方によっていっぱい資源があるわけでございます。それがオンリーワンじゃないわけですね。それは幾つかあると思います。いろいろの方面でこれが特色だと、それぞれの方、それぞれを好む方々が、そういう、これで行こうじゃないかと思うことが一番オンリーワンだと思っています。そういうことをまず見つける目を持つことを養っていきたいし、町民の皆さんとともに飯島町の一つの地域の資源を、特出すべき資源を探してまいりたいと思っております。

竹沢議員

給食センターのほうにつきましては、早期にですね、年次を定めての実施計画をぜひ盛り込んでいただきたいと、そのことによってスプーンも解決するようでありますので、期待するものであります。また、オンリーワンについては、町長、思いを語っていただきました。要は町の宝探しってということなんですよ。町民の皆様、また議会も、町当局もですね、ともどもに、一緒にこのことをやっていきましょうね。

続いてですね、3番目の質問に入ります。これはですね、直接的には福祉にかかわる入浴の関係の質問でありますけれども、ええとですね、あれ、手元の原稿がどこかになくなってしまったので思い出して。今、要はですね、介護保険、介護保険制度の中でですね、要支援1、2か、これが来年度から町のほうで保険給付対象から外れますので、いろいろ知恵を出してやっていかにかあいかんと、こういうことになるわけですね。それで、町内のある医療機関の先生からも提案していただいたんですけど、日本人は特に、特にお年寄りの方は温泉へ入ることが大好きだということで、温泉につかっていただいて、英気を養っていただいて、長生きしていただく、このことをしたらどうかच्छゅうことで、私が申し上げるのは、のべつ幕なし高齢者に全員にそういうことをやれと、こういうことを言っているわけではありません。ええとですね、行政報告書によりますと、介護保険では、要支援、要の1、2かな、両方足して110人くらいの方がいます。この部分を町独自の政策としてやることは、一つの、先ほど申し上げたとおりオンリーワンにつながる個性的な政策になるんじゃないかなあということで提案するものであります。どのくらい、その入浴のですね、券をお渡ししたらいいかच्छゅうことですけれども、私のこの制度の設計によりますと、110人くらいいましてですね、2月に一遍お風呂へ入っていただこうと、110人ばかりの方ですね。これは、駒ヶ根市、中川村、飯島町内、それから松川町の、一部民間がありますが、主に公的温泉施設ですね、こういうところを利用していただくことを限定してやりますと、入浴料金がですね、350円、高いところは700円、こういう範囲であるわけですので、最低のその350円分を補助しますとですね、ざっくり23万1,000円ほどの費用で、そういう部分、介護保険制度で、町でこれからいろいろ事業を行っていかなくやならないわけですけど、その要支援1、2について個性的な政策としてやる、入り口論として、この福祉の温泉入浴券発行事業というのを新たに創設をしてですね、スタートしていったらどうかあということで、第1段階ですので、そんなに予算がかかるもんじゃないんですけども、この考え方について町長並びに担当課長の見解を求めます。

町長

手元にあります竹沢議員の3-1の通告は、日本人の高齢者は温泉が大好きだと、そこで福祉入浴券発行したらどうかと、こういう御質問が参っております。近隣には福祉入浴券の交付を行っている市町村もございますが、どちらの市町村も公共の入浴施設があり、

	地元の施設を活用した事業として実施しております。当町には公共の入浴施設がなく、福祉入浴券の発行は難しいと考えておりますけれども、福祉タクシー券の拡大も検討してまいりますので、タクシー券を利用した中で近隣の入浴施設を御利用いただければいいかなというふうに思っているところでございます。
健康福祉課長	今、議員さんのおっしゃるとおり、要支援１、２ですと、来年度、一応、国の規定ではですね、福祉サービスを外れる対象でございます。ただですね、今、総合事業を検討する中でですね、要支援の１、２の方がですね、入浴サービスの希望っていうのは大変ございます。実は、先月一度、事業所を対象にした総合事業の説明というのをちょっと開いてございます。今月も、また１５日の日に開く予定で、１４日、１５日ですね、開く予定でありますけれども、その中でですね、総合事業の中で地域支援事業というのがございまして、その中で町と一緒にやってもらえないかという、ちょっと希望を持っております。そうしますとですね、お風呂に入りたい、確かに高齢者の方でございますので、要支援１・２ですと、まだ動ける状態で、今、町長、申しましたように、うちには公共の温泉施設はございませんので、ほかのところへ行っていたかというふうになるんですけれども、入浴サービスのほうもですね、できればというふうに考えておりましてですね、地域包括のセンターのほうでもですね、そういう方向で、今、検討を進めておりますので、そこら辺、ちょっと考えあわせましてですね、もう少しお待ちをいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
竹沢議員	通告のときにですね、介護保険のことを細かく説明して、通告に書いてないので、若干、町長の見解と課長さんの見解と違ったように思います。再度、町長、今、タクシーでね、そのよそへ行くっちゃうのはいいんだけど、僕が申し上げたの、介護保険のね、要支援の１、２、この部分を救済するために、総合事業の地域支援事業ですか、こういう中へ取り込んでやっていくのは一つ個性的な町の政策でいいんじゃないかなあということで提案したので、再度、御答弁をいただきます。
町長	現場の担当者の中でね、検討を要する部分があるということを、今、聞きました。その検討を待って、また判断したいと思います。よろしくお願いいたします。
竹沢議員	以上で終わります。
議長	ここで休憩といたします。再開時刻を３時５分とします。休憩。
休憩再開	午後２時４６分 午後３時０５分
議長	休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
７番	７番 三浦寿美子さん。
三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に医療、介護にかかわる課題について質問したいと思います。参議院選挙後の７月２１日付の信濃毎日新聞の１面トップ記事

に「介護保険 生活援助縮小へ 車椅子・ベッド貸与も 厚労省検討」このような大きな見出しが目飛び込んでまいりました。この内容は、厚生労働省は社会保障審議会の介護保険部会を開き、訪問介護のうち掃除や調理、買い物など生活援助のサービスについて要介護度が低い軽度者に対する給付を縮小する方向で本格的な検討に着手した、車椅子や介護ベッドなどの福祉用具のレンタルとバリアフリー化する住宅改修に関しても軽度者は原則自己負担とするよう財務省が求めており、あわせて議論を始めたというもので、来年の通常国会に関連法案を提出する方針、2018年度の実施を目指す、生活援助縮小の検討対象は要介護1、2の人、具体的には、軽度者向け介護保険の対象から外して市区町村の事業に移す案、事業者に支払う報酬を引き下げて、保険財政の支出を減らす案が浮上している。福祉用具などの自己負担化は約110万人の利用者がいる要支援1から要介護2が検討対象。75歳未満のサービス利用の負担を原則1割から2割に引き上げる案や、現役世代の保険料負担見直しも議論する、という内容のものです。そして、これに対して県内の介護現場からはこのような声が出ていると記されています。縮小するにしても本当に困っている人にはサービスが届くようにすることが必要、利用者が自立した生活をするためには縮小すべきではない、生活援助はただ掃除や調理するだけではないと指摘、ヘルパーが補いつつ利用者ができることを楽しみながら行うことでやる気を引き出すなど生活リハビリ、介護予防の役割もあると説明。特に要介護1、2に当たる人は自立した生活が困難になる分岐点、住みなれた地域、自宅で一日も長く暮らせるようにするためには、生活援助をより重視すべきだとした意見、声が上がっているというふうに新聞記事がありました。介護度が軽いときに必要な支援、生活援助を受けることで現状維持や機能の改善が期待できると考えています。当人の機能回復に対する気力があることも重度にならないために大切な要件であるというふうに思います。介護度の軽い1、2の人の利用で一番多いのが福祉用具貸与、訪問生活援助などのサービスと聞いております。

現在、社会保障審議会の医療部会では、75歳以上の医療費負担を2割にする検討も行われていると新聞の記事で出ておりました。現在、在宅医療が進められていることもあり、医療、介護にかかる負担増は非常に心配となります。在宅生活をするために必要不可欠な介護サービスが介護保険から外される弊害は、かなり大きいと私は考えます。自己負担が現在の1割負担から10割になれば、経済的負担が重くなり、サービスを利用できない人が生まれる心配も出てまいります。社会保障費の目先の削減は介護度の重度化につながり、将来の社会保障費の増大に拍車をかけることになるのではないかと心配しております。このような状況をどのように見ておられるのか、お聞きをしたいと思います。

町 長

町長。あ、じゃない、議長。町長は私でした。本日最後の三浦議員さんからの御質問でございませう。社会保障制度審議会がこのほど社会保障費の削減を検討していると、こういうことの中で、対応はいかにするかと、こういう御質問でございませう。要介護1、2の方を対象に訪問介護の生活援助や車椅子、ベッドなどを中心とした福祉用具の介護保険給付の除外について、国の社会保障制度審議会介護保険部会では検討を進めている、こういう状況がございませうことは私どもも把握しております。7月21日の信濃毎日新聞でも大きく扱われており、今後の介護保険の情勢につきまして、町民はもちろん、介護保険事業を行

う事業所においても今後の動向が気になるところでございます。また、75歳未満のサービス利用の自己負担額も2割に引き上げ、こういうことも検討されているこの状況の中で、その背景については、社会保障の抑制が大きな狙いがあり、利用者の負担増についても不安視しております。これら新聞記事や社会保障審議會の内容を見ますと、検討、議論、案等が示されている段階でありますので、今後、各省庁、介護サービス事業を展開する職能団体のヒヤリング等の状況を見ながら検討してまいりたいと思っています。

また、当町では、地域包括ケア構築の実現に向けて一番の基盤となる地域での生活支援のあり方、生活支援の担い手、生活を支える地域住民の方への啓発など、地域の支え合いづくりを今後5年、10年先を見越した地域の基盤づくりを進めております。しかし、地域の支え合いづくりの主役は町民一人一人でありますし、その土壌を啓発していくという形で進めている状況ですので、単年度で成果が上がるとは思っておりません。今後、町内各サービス事業所や各種団体の協力を得ながら生活支援体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

三浦議員

ただいま町長からは社会保障審議會での審議がされているという内容について御承知であるというふうにお答えをいただきました。私、ずっと、この介護保険、見ながらやってきましたけれども、改正をされる前には、この社会保障審議會で、介護保険部会でさまざまな審議がされていくわけですけれども、ほぼそのまま法律として成立をしているというふうに見ております。国会に提出をされて成立をすると制度が改正をされて法律となってくるという順序ですので、当然、厚労省からは、そのような通達は、今はあるわけでもないですし、当然、法律としてこうあるべきというふうにはなっていないわけですけれども、その方向で実際に、今、社会保障審議會で準備をしていると、これは現実であります。先ほども町長が御答弁されましたけれども、今、審議會でどのようなことが審議されているかということは、調べようと思えば、幾らでも公開されていますので、内容について知ることもできます。また、全国紙や地方紙でも新聞紙上で取り上げているということは、行政にとっても住民にとっても、また地域の介護事業者にとっても重大な問題であるということからの記事だというふうに受けとめております。

実際に制度が変わって、動き始めてから初めて問題意識を持っても、そのときは既に犠牲者が生まれてしまうというふうにも実感をしているところです。例えば、ことしの8月ですけれども、施設に入っている方の居住費や食費が、今までは、低所得者の方には配慮がありましたけれども、それが取り払われたというふうにもお聞きしております。その分だけ負担が多くなって非常に困難に陥っている方もおいでになるというふうにもお聞きをしております。そういうこともありますので、やはり制度が改正されて大変なことになったという中では間に合わないというふうにも思います。それで、私が言いたいのは、今から先を呼んで、制度が変わっても誰でも安心して介護サービスが受けられるような、そういう対策を講じていかなければならないのではないかとということでございます。先ほども町長が来年度から始まる地域支援総合事業について、今、これから取り組んでいくというふうにもお聞きしましたけれども、まだまだ、それに至るまでには、大変な地域の皆さんの意識を改革していくなど、さまざまな課題もあるわけで、そうしたことがなかなかクリ

アできないような状況が実際にはあります。そういう問題は初めから審議されている、そういうふうに改正される前から想定できる内容だったというふうに私は感じておりますので、審議会の内容は十分把握をしながら、そうした内容が実施されたらどういうことが現実起きてくるかということを想定しながら対応策を考えていかなければならないのではないかなあというふうに思います。特に今回の改正は介護度の1、2という方で、本当に在宅で、自宅で生活する、できるけれども、しかし、床に布団を敷いたのでは起き上がるのに大変だ。ベッドが必要だ。家の周辺、うちの中、トイレに行くにも補助具が必要だという方に必要なそうしたものが、それは介護という立場で今まで補助があるわけですから、それが全額自己負担となれば、その分の負担がほかのところにしわ寄せがいくんではないかと、先ほども75歳以上の方の医療費も1割負担から2割負担を検討していると言いましたけれども、そうしたことになったときに、本当に負担が重くなって、何かを削らないと生活できないということになってはまずいんじゃないかなあというふうに私は思っております。もしこのまんま、そういう、このまんま改正は、今のまんま検討しているものが改正されて、そういう制度になっていくとしたら、そうした皆さんをどうしたら安心して在宅で生活してもらえると、そのためにどんな手を尽くしたらよいのかということを、今から対応策を検討していく必要があるんじゃないかということを、今回、私は提案——提案というか、求めたいというふうに思って、少し先走りかなあというふうにも思いますけれども、今までの経過を見ながら、そんなふうに思いますので、ぜひ、今の動向を見ながら早目早目に対応策も検討、必要なくなれば、それはそれでいいものですから、検討していただきたいなあと思いますけれども、いかがでしょうか。お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

今、議員さんおっしゃるようになりますね、社会保障制度審議会の介護保険部会で検討する内容が、逐次、新聞、全国版、地方版問わず出てまいります。内容的には我々も承知をしているわけですが、厚生労働省といたしましては、介護保険の保険給付の伸びが毎年3%、4%と必ず伸びていくというような格好になっております。それは介護の高度化、医療もそうですが、高度化というのがございまして、うちでもそういう実態になっておりますので、そうなるんだろうなというふうに思います。そこをいかに抑えるかということが多分議論の対象になっているんだろうなというふうに思っておりますけれども、レンタルの関係のですね、要介護1ベッドですとか補助用具、そういうものをですね、確かにこの検討の中で、まだ案でございしますが、そうなったときにはですね、何らかの対応が必要かなというふうに考えております。先ほども竹沢議員さんの中でちょっと申し上げましたが、今、介護保険の事業所と町と一緒にしまして、その検討会も一応やっております、介護保険事業所、それから町も一緒になって検討して、使いやすくできる範囲のものというか、そういうものの料金設定でございしますとか、そういうのも検討しなきゃならんかなあと思っております。それから、今まで使っていたものを使わないというわけにはまいりませんので、そこら辺のところをですね、十分検討していかなくちゃならんかなあというふうに思います。29年の総合事業にあわせてですね、うまくいけば、そのところがですね、だんだんだんだん具現化してくるんだろうなというふうに思っております。それから、一番肝心なですね、生活支援、今、ヘルパーさんが行ってやっておられ

る事業でございますけれども、そこら辺のところがですね、民間ボランティア、有償、無償を問わず、そういうものが入ってくるだろうという予想、立っておりまして、そのところをですね、いかに回すかというのがですね、地域資源をいかに活用していくかという、その市町村独自の分野になるのかな、というふうに思います。ここで、当町で申しますとですね、町の関係、介護施設の関係と、それから福祉ボランティアの皆さんを使っていけば大変うれしいな、というふうに思っておりますけれども、そこをいかに構築していくかっていうところがですね、総合事業の中でも一応問われる範囲かな、というふうに思っております。その検討もですね、先ほど町長、申しましたように、その一年だけでうまくいくかっていうとですね、なかなかうまくいかない部分、議員さんの心配されるとあります。地域資源の掘り起しですとか、例えばですね、うちで申しますと、4地区という、そういう区ごとになっておりますので、そういう中でのですね、掘り起しですとかつながり、それから、そこへ持っていく、ことしから生活支援コーディネータを配置しておりますけれども、そう持っていって、その提案をしていくかっていうようなこともございまして、そこら辺の検討も合わせて、今、行っている段階でございます。

決して黙って見ているわけではございませんけれども、なかなか難しい面もございますので、できるだけ、制度が確立したときにはですね、その対応ができるように検討をしているところでございますので、そんなふうに御理解を願いたいなあとというふうに思います。よろしくお願いいたします。

三浦議員

ただいま課長のほうから次に質問したいことも少し含めてお話をされましたけれども、ぜひ早目の対応と、それから、もう一つは、やはり国に対して、これはまずいということに対しては要請も必要だというふうに思っております。やはり声が大きいことに対しては検討の余地もあるというふうに、今までもそういうこともありましたので、ぜひ黙っていないで、声を上げていくのは、自治体もですし、民間、また議会もそうだと思いますけれども、ぜひそういうことは求めていっていただきたいなあとということを申し述べて、では、先ほど少し触れていただきましたけれども、地域支援総合事業の準備状況についてお聞きをしたいと思います。いよいよ来年度から実施をしなければなりません。飯島に適した取り組みを模索してきた、というふうに思っております。ほかの自治体は先走って大変だということもちらほら聞こえてきたりいたしておりますが、飯島町は本当に真剣に——真剣というか、本当にじっくりといい制度にしたいというふうに考えて動いているというふうに見ております。そろそろ、今もお話ありましたが、具体的内容がまとまりつつあるというふうに感じておりますが、その準備状況で、いつごろ具体的に提案がいただけるのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

先ほどもちょっと私のほうで若干この事業に触れてしまいましたが、来年の4月からですね、移行をするというか、介護サービス事業所等の連携をとりながらですね、総合事業に向けて、今、説明会を一度開催をさせていただきました。内容的なものですね、どういうものやっていくか、ということを含めてですね、事業的な中の内容を説明させていただいております。でですね、また今月、あした、あさってぐらいになりますが、やることにつきましてはですね、単価設定等の内容についてもいろいろしなきゃならんだろうとい

うふうに思っておりまして、そこら辺のところがですね、具体的になってくるのはですね、やはり来年度事業でございますので、実施計画の中で盛り込むということが一番大切な、というふうに思っております。それで予算とつくるという格好になって、大体具体化するんだらうというふうに思います。サービスの利用形態はですね、先ほど申しましたが、その入浴関係ですか。そういう要望もございますので、できるだけ継続利用をとりたいというふうに考えております。住民の皆さんの、サービス利用者ですね、実情を考えて、その実態に合わせたやり方をしていこうというふうに考えておりまして、その問題になりますのはですね、総合事業の中の地域の支え合いの、先ほど申しました、その生活支援の部分がですね、大変難しゅうございます。はっきり申し上げて。その辺のところをですね、いかに構築していくかが今の一番の課題でございます。でも、それもですね、人的配置からですね、サービスをどういうふうに地域の中へ浸透していってもらわなければならない、ですね、予算の段階、それから3月までに大体の形を示してですね、それがいかに浸透させていくかっていうのはちょっと問題でございますけれども、今、そういう段階になっておりまして、事業所を使ったサービス形態等につきましては、予算が確立すれば、それで大体具現化になるんじゃないかというふうに思っております。以上でございます。

三浦議員

ただいまお聞きいたしました。事業所についてはめどが立ってきているというふうにお聞きをしました。やはり地域の中で支え合うということについては、その支える人たちが一番重要になってきますので、なかなか人的な問題ですので、大変なハードルがあるというふうに以前から言っておりますけれども、現実そう、本当にそうなんだらうかと、こういうふうに思っております。ぜひ、いい関係をつくりながら構築していかなければならないことですので、焦らずに立ち上げ、構築をしていっていただきたいなあとというふうに思っております。ぜひ、期待をしておりますので、よいものをつくっていただけるように御奮闘をお願いしたいと思います。要望いたします。

次に、今年度始めました介護予防委託事業の健幸教室と元気宅配いいじまの2つの実施状況、そして現時点での評価についてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

今年度より始めました一般介護予防事業の関係でございます。訪問リハビリ事業の元気宅配いいじまを生協の総合ケアセンターいいじまに、それから通所型のリハビリ事業の健幸教室は、「健康」の「健」に「幸」という字を書いて健幸教室をいいじまいちごに新規事業として委託をしております。8月末の時点で元気宅配いいじまの利用者は延べ人数で97人。健幸教室は延べ人数158人。1回の教室当たりの平均13名の参加があります。15人の定員に対し、第2クールの利用希望者も14名に達している状況でございます。健幸教室は、運営の工夫もあり、楽しみながらリハビリが行える居場所として評価が高く、参加者からも喜びの声が上がっています。来年度も継続的に利用できる一般介護予防事業として開催を予定をしております。また、元気宅配いいじまも地域活動の参加の継続という目的を果たしており、終了後は畑仕事や町事業への参加、地域の健幸教室参加など、社会参加を続けるために利用されています。こういう状況でございますので、来年度も短期集中型のリハビリ事業として継続を考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

三浦議員	ただいま状況についてお聞きをしました。大変に評価も高いというふうにお聞きをいたしました。来年度もまた継続事業というふうに言われましたので、ぜひそういう方向で、ますますいい事業になるように、よろしくお願いしたいと思います。 では2つ目の、大きな2つ目の質問に移っていききたいと思います。産廃にかかわる環境問題についてということで質問をしたいと思います。最初に、前回、質問いたしましたが、豊岡地積の不法投棄の産廃の現状と撤去の今後の見通しについてお聞きをしたいと思います。
町 長	通告2-1の御質問で豊岡地籍の不法投棄の産廃の現状と撤去の今後の見通しと、こういうお尋ねでございます。三浦議員からの御質問につきましては、6月議会の折にも御質問がありました現場のことと承知しております。現状につきましては、工事施主や工事業者に対して産業廃棄物の全量撤去に向けた指導を継続して実施しており、6月以降については、現場には廃棄物が持ち込まれていない状況であります。しかしながら、まだそのままでの状態でありますので、引き続き廃棄物の全量撤去、原状回復に向けて工事施主及び工事業者に数回にわたり面談し、法律に基づいた処理を実施するように県の指導により取り組み中でございます。安全面も考え、少しでも早く全量撤去、原状回復に向けて県と連携して進めてまいりたいと思っております。
三浦議員	県と協力をして、現実にはそのよう、しっかりと撤去のために動いて、動いている状況だというふうにお聞きをしましたので、この件については、ぜひ前向き、県と教職をして一日も早く撤去がされ、安全が確保されるように御努力をお願いしたいと思います。 では、2つ目の質問に移っていききたいと思います。以前、与田切川沿いに産廃を埋めたという記事があったように記憶をしておりましたので、古い新聞を検索いたしました。その結果、2件の事件が見つかりました。1件は2002年9月28日付の信濃毎日新聞ですが、松本市内の解体業者が大量の産廃を飯島町の与田切川沿いに運び込んだと県に申し出ている、県廃棄物監視指導室と伊那保健所などの立ち会いで27日までに現地を試掘したところ、少量の木くずやコンクリート片、プラスチックなどが見つかった、引き続き詳しい事情を聞き、不法投棄かどうか調べると内容の記事でした。もう1件は2004年2月21日付の信濃毎日新聞です。飯島町与田切川沿いに産業廃棄物を埋めたと申し出ている名古屋市の解体業の男性らが2000年12月から2001年8月ころまで与田切川沿いの約1haと約10aの2カ所に廃材や焼却灰などをトラックで運び込み、碎石のために掘った穴に埋めたというものでした。そして、記事では、20日に県の立ち会いで現地を掘り返し、土から建設廃材と見られる木くずや瓦、コンクリート片などが見つかった、県廃棄物対策課は、関係者から事情を聴くとともに、周辺の地下水、表流水の環境調査を行う考えを示した、県廃棄物対策課の廃棄物監視員は、普通に考えれば不法投棄として、関係者の話を聞き、撤去の必要があれば指導する、不法投棄なら行政処分の可能性もあるとしたという記事でした。結果として、地方事務所の環境課が2004年以降、現在まで数カ所の水質調査を毎年続けているとお聞きをしております。新聞の記事の内容では大量に建設廃材などを埋めたとしています。碎石のために掘った穴といえ、少なくとも5mぐらいの深い穴が掘られている、そういう深いところに埋まっているというふうに思われますが、新聞記事から見ますと、

	試掘の深さが1 m～2 m以内ということですので、実際にはもっと深いところに産廃は埋まっているはずなので、水質を調べている場所が浅いのではないかなあというふうには私は推測をしているところです。それで、地下水が汚染されている心配があるのですが、現在の調査の範囲、どの辺は、また、もっと広げたほうがいいんじゃないかというふうには私は考えておりますが、その辺についてお聞きをしたいと思います。
町 長	通告2-2の御質問です。古い新聞記事に基づきまして、その当時の県の対応についての御質問でございます。このことにつきましては、平成14年ごろから16年ごろにかけて新聞報道がされておりました。当時の対応といたしましては、県の関係機関等において関係者から事情聴取等を実施しています。汚染水の流出が懸念されたため、水質検査の、これを実施し、行こう、検査を続けてきているということでございます。今後におきましても必要に応じて県と連携して対応してまいります。経過につきましては課長から説明を申し上げます。
住民税務課長	それでは経過について御説明申し上げます。当時、県の関係機関等におきまして関係者から事情聴取を行いましたけれども、関係者が死亡しているなど、事実関係の把握や原因者等の確定が極めて困難な状況でありました。また、汚染水の流出が懸念されていたために水質検査の実施をいたしましたけれども、そのときの結果に異常は見られませんでした。それ以降、地下水等については県で水質検査を実施してきております。その中で、昨年まで4カ所で実施していましたけれども、28年度から検査箇所を1カ所増やして5カ所での検査を実施しています。場所につきましては、現場周辺で湧水を3カ所、それから下流域の井戸水検査を2カ所実施しております。今後も引き続き水質検査については実施をしていきまして、また必要に応じて県と連携をして対応してまいります。
三浦議員	実態の中で、産業廃棄物を除去することは多分できないだろうなというふうには私は推測をしておりまして、そういう点では現状維持ということになっていくので、水質のみでなく、災害などの防止の面とか、自然環境にも、今後、目を配っていくべきことかなあというふうにも考えるわけです。また、産廃が埋まっている以上は、この水質検査と調査というものは永遠に行っていたかなければならない。そういうことにもなってくるというふうに思います。木くずが埋まっているということですので、だんだんと腐食も進んでくるというふうにも考えられますし、長い間の雨水が、また流水があるということで、汚染も時間がたつにつれて可能性は深まるというふうにも思っております。それで、ぜひ現在の、ことしからまた1カ所増やしたということですが、私の推測ではもっと深いところに埋まっているので、水質の検査する場所も、またもう少し検討をして増やすなり場所を変えるなりするべきではないかというふうに考えるわけですが、ぜひ、そういうことも県にも要望しながら安全対策を、長い目で追っていかねばならないことですので、連携しながら、忘れずにとにかく、いつも目を光らせながら対応していくべきというふう考えるわけですが、この辺についてもう一度お聞きをしたいと思います。
町 長	いろいろ御心配はありますけれども、この問題につきましては県の管理下にあります。県とも連携しながら粛々と進めてまいりたいと思っております。
三浦議員	ぜひ県と連携をして、安全な対応を長く続けていっていただけるように要望をしまして、

次の質問に移っていきたいと思います。

3つ目は住宅リフォームの活用をということで質問をしたいと思います。住宅リフォームの補助制度を平成22年12月の議会で提案をいたしました。平成23年度から実施をされ、期間が3年間の制度ではありますが、継続して今日に至っております。この住宅リフォーム補助の制度の実施以来の実績を累計と昨年度の実績、あわせて報告をしていただきたいと思います。お願いします。

町 長 3-1の住宅リフォーム実施以来の実績は、累計と昨年度等についての実績という質問でございます。住宅リフォーム支援助成金は、住宅の改修工事を初め耐震補強や下水道のつなぎ込みなど、町内業者の受注拡大による経済対策として平成23年から継続実施しております。昨年度は37件、総事業費9,134万円、補助金交付額は254万8,000円の実績となりました。これまでの事業実績は、昨年までの5年間で250件、総事業費は5億1,329万円、補助金交付額は1,638万円余となり、町内におきまして経済効果をもたらしていると考えております。

三浦議員 ただいま実績をお聞きしました。まず、これから質問することは、最初の前提として、この住宅リフォームの補助制度が継続をされなければ質問の意味がありませんので、今年度で期間終了となるというふうに記憶をしておりますが、継続の意向があるかどうか、その点について、まず最初にお聞きをしたいと思います。

町 長 継続性についてでございます。7月に商工会と行った懇談会では、補助金の申請について、1回限りでなく限度額まで申請できるように制度の見直しについて要望をいただきました。現在の補助内容につきましては、補助対象となる工事費用の5%相当、上限10万円を同一住宅、また同一人1回限り助成することを基本に運用しております。各家庭の経済状況やリフォームの緊急性、重要性には違いがありますし、既に事業を実施した方との公平性を保つためにも、限られた予算をより多くの町民に使っていただけるように、現行制度を基本に運用を続けてまいりたいと考えております。

三浦議員 ただいま町長からは、住民の要望とともに継続をしていくというふうにお聞きをしたところです。そこで、ただいま町長からもお話ありましたけれども、聞くところによりますと、10万円の補助があると知っていたら、もう少しリフォームをする箇所を増やしたかったと、もう一度回数を増やしてというような要望もあったというふうにもお聞きをしておりますが、やはり公平性というような問題から、町長の御答弁、そうあるべきかもというふうにも思います。そこでですね、制度の内容、また工夫が必要かなと、10万円まで、限度額が10万円までだったら、そこまで、そのときに1回でお願いをすればよかったなというふうに思われる方がいるのでしたら、もっと前もって、業者の皆さんよく御存じで、お話をされているようにも思いますけれども、ここをリフォームしたいと言われれば、その部分で、ここも一緒にやったらとはなかなか言えないのかもしれないので、そういう点では、リフォームをされるということを思われる住民の皆さんが限度額も知っていたり、制度そのものをよく理解をして住宅リフォームをするというふうになったほうが住民の皆さんにとっていい制度になるというふうに思います。最初のころにですね、業者の皆さんは頼まれて、ここ直したいよと頼まれて、こういう制度があるよというふうにお伝えをし

	て、この制度を使ってリフォームをされたという方を、ああ、いるんだと、結構みんなそんなふうだという話を以前にはお聞きをしていましたが、随分様子は変わってきたのかもしれないけれども、周知をするということはお互いに大切なことだと思いますので、ぜひ、その辺をわかりやすく町民の皆さんに知らせる工夫をしていただきたいというふうに考えます。それからですね、そういうことも踏まえて、何か今までの中で、実績を踏まえて、運用上、改善すべき点ということでお考えがあればお聞きをしたいと思います。
町 長	近隣市町村では、住宅リフォームの補助制度を廃止し、移住やＵターンを促すための支援制度に切りかえているところもございます。このような中で、飯島町では現行の制度を平成 23 年度から毎年延長して運用しているところでございます。これまでの町内建設事業者への経済効果から、引き続き現行制度を基本に運営してまいりたいと思っております。ただし、制度の内容を広く知らしめることも大切だと思っております。
三浦議員	一つ提案というか、私のほうから、3 年間の期限のある制度ではありますけれども、今までの実績から見て、この更新時、その期間をもう少し延長してはいかがかと、例えば 5 年間に延長するとか、そういうこともぜひ検討をして長く続けていただける制度であればいいなあというふうに思いますが、この点、いかがでしょうか。また、地震などでたんすが倒れないようにするなどの対策として工事費を、30 万円からということになっておりますけれども、引き下げると、対象額、工事費の対象額を引き下げて今よりもなお小規模な工事にも対応できるようにするというものを検討してはいかがかなあと考えておりますが、いかがでしょうか。
町 長	いろいろ御提案いただきましたけれども、町内の建設業者の皆さんともですね、いろいろお話をする中ですり合わせていきたいなというふうに思っております。10 万円の限度額なんですけれども、これはですね、趣旨は、10 万円をお配りするというお話ではございませんで、リフォームをする方に補助するということが大きな目的でございます。限度額ぎりぎりまで、もう 1 回やれば、2 回も 3 回もやらせてよというお話はありますけれども、それになってくると、また意味が違ってきます。大勢の方に利用をしていただきたいなあ、と、リフォームする場合には 5 % まで、頭は 10 万円を限度ということが基本的なルールで、こういう形の中で進めていき、また改善点があれば町内の業者の皆様といろいろ相談しながら変えていきたいと思っております。
三浦議員	それでは、ぜひ住民の皆さんにとって住宅リフォームが安心・安全の生活につながるような取り組みを、再度、これから検討をして、また来年度から新しい事業として、新規の事業として取り組んでいただけるようにしていただきたいということを申し述べて、質問を終わりたいと思います。
議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。 御苦労さまでした。
散 会	午後 3 時 5 1 分

平成28年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年9月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

浜田 稔 議員

橋場みどり 議員

折山 誠 議員

堀内 克美 議員

坂本 紀子 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
５番	橋場みどり	６番	堀内 克美
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成28年9月13日 午前9時10分
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」)これから本日の会議を開きます。 議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 8番 浜田稔君。
8番 浜田議員	それでは通告順に大きく3つの質問を行います。 第1番目は工業振興の方策を問うという内容であります。最近、工業関係者と、この半年ほどですね、さまざまな場で意見交換をする機会がございました。直近では町の商工会との懇談会、総務産業委員会とのですね。それ以外でも県内では諏訪圏のものづくり推進機構の皆さん、あるいは県外の業者。さらにはですね、大手企業4社ぐらい、米国も含むですね、そんな皆さんと懇談をする機会がありましてですね、そんな中で町の工業のあり方、工業振興のあり方についていろいろ考えさせられたというのがこの質問のきっかけであります。まず最初の1－1としまして、第5次総合計画に基づく工業振興の進捗についてですね、町長の見解をお尋ねしたいと思うわけですが、あらかじめ申し上げますと、実は5次総の中間総括の中で住民意識調査というのがございまして、大体1,500人ぐらいの住民の方の意識調査があったわけです。その中で、実はかなり特徴的な傾向がありましてですね、重要度という項目で各項目が並んでいます。それから、実際に行われた満足度といいますか、その結果がどうだったかということで順番が並んでいるんですが、2つほど目立った項目がございました。重要でありながらですね、満足度がうんと下のほうと、最下位がですね、にぎわいのある商店づくりというのがですね、重要でありながら満足度最低ということでありまして、これ、町長の儲かる飯島町という政策の中で大きく進展するのかなあというふうに思っていますけれども、その次が、今申し上げたですね、工業振興の進捗、重要でありながらですね、下から2番目という非常に残念な評価だったということであります。こういったことも含めまして、町長は町内商工会の工業部会に属しておられたんですけど、そんな御経験も含めて結構ですけども、町の工業振興についてですね、全体的な見方、あるいは今後のどうするかといったこともあれば、まず見解をお聞きしたいと思います。
町 長	おはようございます。2日目の一般質問、よろしくどうぞお願いいたします。 まず、浜田議員から1－1の御質問「第5次総合計画に基づく工業振興の進捗は」という御質問でございまして。第5次総における工業振興の主要施策としましては、1、企業立地の促進、2、既存中小企業の育成支援、3、新たな産業の創出、4、労働環境の充実、この4つの柱を進めているところでございます。その進捗につきましては、それぞれ項目

において違いはありますけれども、確実に進んでいると思っているところでもあります。企業立地の促進や新たな産業の創出につきましては、昨年度中より国と協議をしましてまいりました飯島町創業支援事業計画がことし5月に国の認可を受けたところでもあります。これを受け、商工会や金融機関等と連携を図る中で起業支援、創業支援を進めてまいります。また、町外からの企業誘致も継続して取り組んでいるところでもありますし、町内企業の拡張計画に対しましても、現在、最優先事項としてできる限り支援をさせていただいているところでございます。

浜田議員

確かに大きな企業も、今、造成中ということでもありますし、もともとのこの計画の中には音楽関連産業や食品、精密などを誘致するといったことも書いてあるのでですね、それなりの進捗はあるのかなあと思っていますけれども、一方で、比較していいのかわかりませんが、県内でもかなり集中的に産業振興を行っているところ、それから、世界の最先端で競争している企業ですね、非常に急速な進展と比べるとですね、まだまだもう一歩ですね、突っ込みを入れる必要があるんじゃないかなという気がしなくもないわけです。今お話いただいたような項目は、もちろん書いても承知していますけれども、率直に言って、まだ計画自身が総花的ではないかと。特に工業の分野は、商工会からいろいろお話を聞きましたけれども、実際には、受注先がそれぞれあってですね、守秘義務やなにかもあって、横の連携が非常に取りにくいと、展示会やなにかに出すにしてもですね、やはり受注先のノウハウに縛られて十分な許可が得られないとかですね、そんなことで、かつてから、例えば、そのビックサイトやなんかでやっている展示会やなんかについてもですね、積極的な5～6社はあるんだけど、なかなかその幅が広がっていない、こんなことをお聞きしています。ただ、その一方、先ごろですか、中小企業庁が何かからの表彰を受けられたとしてもユニークな企業も町内にはあるんですけど、率直に言って、まだこれは点の段階、つまり面としてつながっていくような大きな工業政策っていうか、そういうことになっていないんじゃないかっていうことは私はふと感じていましてですね、もう少し工業育成について方針を絞り込んだほうがいいのではないかと、いうふうに思うわけです。

もう一つの理由はですね、実は、町内は町内で非常に頑張っておられるんですけども、長野県の工業自身は、そうは言ってもだんだん縮小の傾向に向かっている、造成地自身は広がっているんですが、雇用自体は残念ながら県外移転も含めて縮小の傾向にあると、そういう中でですね、やはり飯島は飯島なりに、もう少し独自の何かを育てるような政策があってもいいんじゃないかというふうなことを期待しましてですね、もう少し方針を絞り込めないか、あるいはこの辺を重点的にできないかということについて、もし町長にお考えがあればお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

町長

工業振興の計画自体が総花的ではないかと、方針を絞ったほうがいいんじゃないかと、こういう御質問でございます。

浜田さんのおっしゃるとおりに総花的ではないかという御意見を初め、さまざまな考え方、受けとめ方があるかと思いますが、現在の計画は昨年度に住民の皆さんや議員の皆さんと力を合わせて策定したものでございます。今後の策定、計画策定の際には、御意見を

頂戴する中で、もう少し絞り込んだ内容にするか、また、どのような形にするのがよいのか、皆様方と一緒に検討してみたいと思っているところでございますけれども、今、工業については、第4次産業革命とも言われております。それはですね、やはりIT、AI、これを駆使した産業に移行しつつあると、こういうことと思います。これが、いわゆる日本が今まで中国に生産的なものは確かに負けていたんですけども、今、そういう量を生産するというよりもですね、やっぱり技術力、これは日本の得意中のところではないかなというふうに思っています。今後、日本の工業のあり方も、まずはAI、IT、これを駆使した技術力で世界に挑んでいくと。再復興すると。こういう形で進められるかと思っております。この我が飯島町も、そういう技術を習得した中で工業発展をしていったらいいのかなあというふうに思っております。ロケットを上げようって言って、一つ命題を持ってみんなの産業のレベルが上がっていく、上がっていった、こういう経過も大阪のほうにもございます。飯島町、何をテーマにしていいいか、まだ、そこら辺が総花的っていう部分がありますけれども、それぞれの企業の技術を生かし、また磨き向上すると、こういう姿勢が必要かと思っております。

浜田議員

あの、おおむね私が期待する方向と同じかなという印象は持っております。ただ、そのスピード感についてはですね、やはり世間に出てみなければわかんないのかなというふうにも思うわけであります。実は、先ほど申し上げたさまざまな企業の、特に幹部技術者との懇談の中でですね、大変な衝撃を受けたことがございました。今、大流行の例の自動運転ですね。これに関する技術がどこまで進んでいるかっていうのを、非常に生々しいお話を聞いたんですけども、本当に、座席に座っていてですね、首を回さなくても、車が走っているすべての風景が、もうコンソールの前に見えてしまうと。それも明るさから色から、リアリティーも含めてですね、窓ガラスを通して見たのか、あるいは、そのディスプレイを通して見たのかわからないぐらいだと。こういう技術が、今、非常に進捗していると。実際にカメラの感度というのはですね、かなり限られているものですから、それを実現するために、今最先端の4Kとか8Kとか言われるハイビジョンの十数倍の解像度を持つようなディスプレイを使ってですね、しかも、画素の取り込み回数もテレビの数倍、あるいは数十倍、つまり、明るいところ、中間的なところ、暗いところ、3段階、カメラを駆使して、高速でデータを伝送してですね、それを再現するんだという、もう技術の最先端のことをやっている。そんな車が幸せかどうかという問題は別にしましてですね、そんなところに世間は進んでいるんだという、トップのレベルは進んでいるんだということを目の当たりにしてですね、飯島町が挙げてそれを追い抜くのかという問題は別にして、そういう技術の中の一角に食い込むぐらいのことをしなければいけないのかなあというふうに思ったわけです。それはどういうふうにして実現するかっていうとですね、私は昨年も同じような質問を、1年前ほど前町長にさせていただいたんですが、かなり刺激を受けるのは展示会ですね。特に大きな幕張やなにかでやるような展示会、ここで、やはり他流試合をすることが言いのかなと、商工会からもそういう希望が出ております。ただ、私、いきなりブースを張るというのは、かなり努力のいることですし、それから、やはり、商工会にはですね、毎回出展される方以外にどうやってこう枠を広げるのかということもあわせ

て、逆に提案していただかないとですね、一方的な支援だけに終わってしまうんじゃないかということも申し上げました。そういう条件を含めて、まず他流試合の機会をですね、やはり町のほうとして背中を押していただきたい、こんなふうを考えるわけですが、先端技術との接点を増やすという一歩として、こういう育成支援を進めていきたいというふうに提案するわけですが、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

展示会への参加の関係でございます。私のほうから説明をさせていただきたいと思います。展示会の参加につきましては、商工会が中心となって進めていただいているところでございますが、ことしの6月に、御存じかと思いますが、東京のビックサイトで開催されました機械要素技術展、これに町内の企業6社が参加されまして、積極的なPRやさまざまな交渉ができたとお聞きしております。町としましては、こういった展示会への参加支援ということで今までも出展参加ブース料に対しまして補助をしてまいりましたが、平成28年、今年度予算で昨年度よりも20万円ほど上乗せして支援を強化してきております。なお、また、新しい技術に対する調査、それから研究開発、こういった部門への支援も大変重要であるというふうに思っておりますので、補助制度も含めまして、町として支援できる施策を商工会等と相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

浜田議員

今、要望したような支援についてもですね、順次拡大されているっていう話も商工会のほうから伺っております。あわせて参加する企業やなにかの幅もですね、単なる——単なると言っては失礼ですが、視察だけでもいいと思うんですね。それだけでも十分に刺激を受けると思っておりますので、そんなことも含めて支援をいただいて、それに対するリターンも企業の皆さんに求めていっていただくような支援を行っていただきたいと思う次第であります。長野県の産業がですね、決して急速に伸びているのではない理由は、前町長もおっしゃっていましたが、アベノミクスはなかなか地方に浸透していない、そんな中で苦しみながら努力なさっているのではないかというふうに思いまして、企業努力だけに任すことはできないのはもちろんですが、とにかく生き延びなければいけないわけですから、ぜひ積極的な応援をお願いしたいと思うわけでありまして、アベノミクスはいつまでも道半ばというふうに言われていまして、道半ばっていうのを下から読んだ方がいいんじゃないかという説もあるぐらいなんですけど、それはちょっと申し上げませんが、頭の中で想像していただきたいと思います。そういうことで、①番目の質問は終わります、2番目に、大きな2番目の項目に移りたいと思います。

核のごみの受け入れ拒否を明言すべきではないかという、ちょっと唐突なお話なんですけど、その理由についてお話、この質問の背景についてお話いたします。古新聞を整理しておりますらですね、昨年6月30日付の信濃毎日新聞に核のごみの最終処分地をどうするかということで、長野で自治体への説明会があったという記事がありました。しかも、これは何のための会議かという表示もなしに、それから、どこの市町村が参加したかという公表もなしに、ごくひそかに行われた会議だというふうにこの記事には書いてあります。ですので、この中身はですね、結局のところ原発から出た高い放射能廃棄物の埋め立て地探しだということのようでありまして、それをこっそりやるという、この後ろめた

	い会議の持ち方がいかなものかというふうに思いますが、まず最初にお伺いしたいのは、この会議に県内の半分ほどの市町村が参加したというふうに書いてございます。名前は明らかにされていなかったわけですがけれども、飯島町は参加したのか、しなかったのか。どちらにしてもどういう考え方で態度を決定したのか。このあたりについて町の姿勢をお伺いしたいと思います。
住民税務課長	それでは、この会議に出席したかどうかということですのでお答えしたいと思います、この26年6月29日に行われました説明会については、飯島町は参加しておりません。ですが、平成27年5月22日に、その後ですね、開催された第3回最終処分関係閣僚会議において最終処分に関する基本方針の改定が了承されまして、閣議決定されました。基本方針の改定を踏まえた取り組みとしまして、全国の自治体へ情報提供を緊密に行うために地域ごとに経済産業省と自治体の連絡会を速やかに開催することとして自治体向けの連絡会が開催されて、町にも資料等が順次送付されてくるようになりました。このこともあって、情報収集のために、28年、ことしですけれど、5月17日に長野市において原子力政策に関する自治体説明会というのが開催されましたので、そちらに情報収集のために参加いたしました。
浜田議員	昨年と実際に事情、そんなに変わっていないと私は思っているんです。っていうのは、実は処分について最終的な方向が決まったわけでもなくてですね、ただ候補地探しをやっているっていう点では変わらないんじゃないか、ということで、今の答弁に対してもう一度お尋ねしたいんですが、去年とことしとですね、町が参加する、参加しないという態度を変えた基本的な理由は一体何なのか。去年だって情報収集はできたわけですがけれども、何が変わったのか。それから、今後もそういった会議に参加するつもりはあるのか。こういうことについてですね、改めて説明を求めたいと思います。 すみません。ちょっと言い忘れました。つまり、それは、町長、課長がかわったということと関係してですね、考え方が変わったということなのかどうかということも含めて御説明いただきたいと思います。
住民税務課長	前回説明会には参加はしなかったわけですがけれども、担当もかわりましたということもあって、閣議決定もされ、この基本方針が閣議決定されたということもあったので、情報収集という面では行っておいたほうがいいのかあということで参加をいたしました。
町長	一年もたっているとですね、いろいろ情勢が変わる可能性もございますし、いろいろ、政府側は何を言うてくるのかというようなことも大事でしょうから、参加する意義はあるかなと私も思っております。
浜田議員	この動き、私はかなり急な動きじゃないかなあというふうに思っております。実は、昨年の会議のしばらく前にですね、日本学術会議が政府の方針を批判しました。これは、共同通信の記事によりますとですね、高レベル放射性廃棄物の処分問題に進展がないまま原発の再稼働を進める国の姿勢はですね、将来世代に対する無責任、こういう批判を学術会議は行っておりまして、新增設も容認できない、こういうことを主張しているわけでありまして。学術会議としては、信頼回復や国民の合意形成、科学的な知見を深めるために、地上に乾式の貯蔵施設を原則で50年間暫定保管すると、次の世代に迷惑をかけないためにで

すね、保管開始後 30 年かをめどに処分地の決定が重要だと、こういうことで、もっと時間をかけて議論すべきだと、それから、核のごみの総量を増やさないようにという条件のもとです。原発の再稼働を考えるべきだと、こういう提言を政府に対してしているわけであり。ちなみに、日本学術会議というのは、当然、原発反対の団体ではございませんで、これは法律に定められた内閣府の特別機関であってですね、日本の科学技術を内外に代表する代表機関、著名な業績や研究成果を持つ 230 人の会員とですね、それをサポートする 2,000 人の科学者からなる一番権威のある公式団体の声明がこれです。そんな中でですね、いかにも急に、政府が、核の最終処分場の受け入れ地をですね、全国で探し始めたというのが、この実態じゃないだろうかというふうに思います。新エネルギー庁によると、使用済みの燃料は、現在、国内に 1 万 8,000 t。青森県の六ヶ所村というのが中間貯蔵庫になっているわけですけど、ここに 3,000 t。全部で 1 万 5,000 t あると。これを、国はですね、地下 300m にガラスで固めて埋めるという地層処分の方針を固めてですね、ことしの 12 月末までに複数の科学的有望地を地図で色分けでして示す予定だと、このために各自治体への説明会を昨年からは開いていて、ことしで 2 回目だという、こういう流れのようであり。いかにも唐突なんですけれども、一方ではですね、あの原発にたまっている放射性廃棄物がかなりの量に達していて、このままいくと大変だということの結果ですね、各地方自治体に働きかけを始めたんだろうなあとということが容易に見て取れるわけです。今の原発の燃料プール、使用済み燃料プールのあきというのはですね、経産省のホームページから見ることで済まして、もう残りは 20 数%です。満杯に近い。核の処分場を探すというのは大変なことですね、まだ世界でどこでも実現はしていません。一番進んでいるのがフィンランドとスウェーデンなんですけど、ここもですね、ようやく建設許可が下りたばかり、しかも 1995 年から研究を始めて、2015 年になってようやくゴーサインが出たというくらいのもですね。

御存じのように、フィンランドって非常に地層のかたいところで、日本、世界中です。恐らく十数億年前にもう固まってしまって、火山や地震の地図を見るとですね、大きさやなんかでグラフが出ています。日本は、もう赤い円グラフで埋まるぐらい、日本の列島が見えないぐらいの地震国、火山帯国ですが、スウェーデン、要するに北欧はですね、全くそういったところはない、これだけ安全なところでも慎重に審議をしてきたと、もし日本でやるとするとですね、今 8 割近いごみをですね、どこに埋めるかという候補地探しから始めて、実際に工事に取りかかることが可能だとして、それまでの間に保管プールがいっぱいになるということは容易に予想できるわけで、なのでなおさら、率直に言って焦って自治体の候補地探しをしているのかなというふうに私は思うわけです。ですのでですね、私は、その情報収集もいいんですけども、これ、情報収集して態度を不明にしないということですね、いつまでたっても候補地の対象に挙げられるという危険をいつも伴っているというふうに考えます。ですので、私としてはですね、この処分場探しに巻き込まれないように、町は速やかに受け入れ拒否を明確にしてですね、もう説明会なんかお断りするほうがいいんじゃないかと、多分、先般の県の説明会にも全町村は出なかったように私は聞いているんですが、であれば、飯島町は、なおさらですね、こういう

町 長

態度を鮮明にすべきだというふうに考えますけれども、町長の考えはいかがでしょう。

核のごみ受け入れ、「速やかに受け入れ拒否を明言し、今後の説明かには不参加を」と、こういう２－２の通告の御質問でございます。平成 28 年 5 月 17 日に長野市において開催されました原子力政策に関する自治体説明会にもございましたが、国の原子力政策についてはさまざまな動きがございます。平成 28 年度には科学的有望地の提示を目指すともされています。当町は幾つかの断層や河岸段丘等の複雑な地形で構成されておりまして、国の原子力政策の中で示されている科学的有望地にはならないと希望的に認識しております。この問題につきましては、飯島町だけではなく、天竜川流域を含めた町外流域の多くの市町村と共有すべき問題と認識しております。今後につきましては、説明会は情報収集の手段として捉え、引き続き情報収集に努め、町としての道筋を検討してまいりたいとともに、流域地域と連携をとっていききたいと思っております。

浜田議員

もう情報収集はいいんじゃないかと私は思うんですけど、斑目春樹という東大の先生がいらっしやいましてですね、この方は原子力安全委員会の委員長をなさっているときに 3・11 の事故が起きました。それで、当時の菅総理と一緒に飛行機に乗ってですね、上空を見に行ってですね。そのとき総理に対してこういう発言をしているんですね。「総理、原発は大丈夫なんですか」「構造上、爆発しません」と述べたんですが、その日の午後の 3 時半過ぎに建屋で水素爆発が起きた、こういうことで有名になった方です。どこかで見た方だなあというふうに思っていたんですが、このでたらめじゃなくて斑目東大教授ですね、とても正直な方で、実は 3・11 が起きる 5～6 年前にドキュメンタリー映画で「六ヶ所村ラブソディー」という映画がございました。この中にこの先生が登場してですね、こういう発言をしています。原発に対してはですね、「安心なんかできるわけじゃないですか。あんな不気味なもの」、「じゃあ最終処分地はどうするんですか」というインタビューに対してですね、こういうふうに答えています。「最終処分地の話は、結局お金でしょう」と、「どうしてもみんなが受け入れないって言うんなら、じゃあ、その 2 倍払いましょう、5 倍払いましょう、10 倍払いましょう、どこかで国民が納得する答えが出てきます」こういう話なわけです。説明会に出てですね、態度をはっきりさせないっていうことは、結局こういう話の誘惑に対して姿勢をはっきりさせないということになるんじゃないかというふうに思います。もちろん、受け入れられれば、とってもいいことがたくさん期待できます。きのうの一般質問にもあったようにですね、飯島町資料館なんかすぐ建つでしょうね。全国規模の花火大会もいたって簡単にできるんじゃないか、実現できるんじゃないかと。もちろん人も大勢やってくると思います。ただし、来るのは、観光客ではなくてですね、他の市町村がどんなによいことがあったのかということ視察に来るという、そういう町になるんじゃないかと思いますけれども、こういう二者択一がいずれ迫られるとすればですね、こういう究極の、これこそ究極の地方創生ですね。こういう余地をですね、残すような姿勢で町は今後も説明会に出るのか、どうなのか。これは非常に大きな問題じゃないかと思います。私はきっぱり拒否すべきだと思いますけど、もう一度、町長の見解を伺います。もちろん、町長おっしゃるようになりますね、伊那谷は、谷というよりも地溝帯。要するに断崖、断層崖ですね、地震の断層崖だと言われています。それから、本郷の地形を見るとよ

くわかりますけれども、明らかに土石流扇状地というふうに地積学者が分類しているような所で、ここに核の最終処分場を持ってくるなどということはですね、地域連携も大事ですけれども、誰が見てもですね、選択の余地がない話ではないかというふうに私は思います。であれば、ここでちゅうちょするのではなくて、大変決断力のある町長でいらっしゃるのですよね、はっきりとここで宣言をなさったほうがすっきりするのではないかと思います、いかがでしょう。

町 長 核は、誰でも好む人はいないと思っています。誰でも、来てもらっては困るな、私もその手でございます。しかし、「敵を知り己を知れば百戦危うからず」孫子の兵法のとおり情報収集は大事だろうなというふうに思っております。

浜田議員 そろそろ出てくる情報は限られていると思いますのでですね、ぜひ再考されることを望んで、次の質問、２－３のほうに移っていきたいと思います。実は、先ほど言った核の最終処分場の話というのはですね、次の質問に深くかかわっておりまして、これは宮田の産廃処理場の問題ともつながった問題なので、あえて続けてお話をするわけですが、２－３はですね、8,000 ベクレル、キログラム当たり 8,000 ベクレル以下の核廃棄物をですね、町内で再利用するという動きがあったとするならば、それは全面的に拒否するというのを、今から明言すべきではないかというふうに思うわけであります。一体何のことだということになるわけですが、なかなかタイトルがうまく説明できなかったんで、込み入っていたんですね。単に 1 kg 当たり 8,000 ベクレルというふうに申し上げたんですが、背景はこういうことです。環境省が、最近ですね、放射性セシウム濃度が 1 kg 当たり 8,000 ベクレル以下であれば公共事業の盛り土などに限定して再利用する基本方針を正式決定した、正式決定したんですね、ベクレルだとかシームだとかシーベルトだとかですね、これ、放射能を浴びなくても頭の痛くなるような言葉なんで、あんまり数字は細かく使いたくないんですが、原発事故以前は、放射性セシウム濃度で 1 kg 当たり 100 ベクレルを超える場合はですね、特別な管理下において低レベルの放射性廃棄物処分場に封じ込めることが法律で定められていると、ところが、これをそのまま適用するとですね、汚染された福島県を中心とする関東北部までの地域がこれに該当してしまって、一切何もできなくなるということで、暫定的になのか、あるいは恒常的になのか、福島から出た放射性廃棄物に関して、基準を何と 80 倍も緩めるということで 8,000 ベクレルにしてしまったということなんですね。ただ、これは厳重に管理しなければいけないということについては、そのとおりなはずだったんですが、結局、東北地方に山ほど放射性廃棄物がたまってしまうと、受け入れ先がないということですね、そうであれば公共事業、例えば道路の基礎にこれを埋めてしまって、上を砂やコンクリートで固めてしまえば安全だという議論が始まって、環境省がこれを正式決定したと。これ、何が起こるかですよ。宮田の場合には、最終処分場というふうに限定されていました。しかし、例えばですよ、竜東線をこれから拡張すると。できれば経費を落としたい。そのためには、国としてはですね、国道の下にこれを埋めたいので、町として受け入れるように、こんな話が出てきて、環境省のお墨付きだということになれば、これ、拒否できるかということですね。さっきの核処分場とはまた別の動きとしてですね、こういう危険が迫っているというふうに私は思っているわけ

	です。国の公共事業の条件にさえされかねないと私は思っているわけですが、これもまた究極の地方創生ですよ。ですので、形態を問わず、飯島町の町内にはですね、100ベクレルを超えるような放射性廃棄物は一切持ち込ませないということをですね、町として宣言すべきではないか。こうしないと、敵を知り己を知る以前にですね、大外堀を埋められ、内堀を埋められ、徐々に浸食されるということが現実にかかるのではないかとこのように思います。町長の見解をお尋ねします。
町 長	廃棄物に含まれる放射性セシウムについてということになるかと思います。これは、今回の東日本大震災に基づく放射性物質汚染対策特別措置法施行規則で廃棄物を安全に処理するための基準となっております。また、その後、環境省が東京電力福島第一原発事故に伴う福島県内の汚染土などの除染廃棄物について、放射性セシウム濃度が1kg当たり8,000ベクレル以下であれば公共事業の盛り土などに限定して再利用する基本方針を決定しております。その中では、今後、実証事業で安全性や具体的な管理方法を検証すると表記しておりますが、管理機関には言及しておりません。また、原子炉等規制法に基づき廃棄物を安全に再利用できる基準として1kg当たり100ベクレル以下という基準がございます。これらは一つの基準ではありますが、放射性物質を含んだ廃棄物については受け入れがたく、人道的なことも含めて総合的に判断すべきであり、方向性については、今後、お示しできればと考えております。また、近隣市町村との連携しながら環境保全条例等の中での位置づけ等の研究、見直しを行って検討してまいります。
浜田議員	前向きな御答弁をいただいたというふうに思っておりますけれども、くれぐれも脇を締めてですね、徐々に条件を緩められることがないように、明確な態度表明をできるだけ早期にさせていただきたいというふうに思います。政府がこれだけのことを言うなら、私としてはですね、真っ先に使うべきが新国立競技場かなあというふうに思います。8,000ベクレルの残土を土台にしてですね、新国立競技場をつくって、お客さんが座る椅子にはですね、100ベクレルの鉄材を使って、世界からお客さんをお招きする、これで来るようだったら飯島町もやってもいいかもしれませんけど、これができないようなものをですね、真っ先に地方に押し付けるような政策を決して認めてはいけないというふうに思いまして、次の4番の項目に移りたいと思います。 今の項目はですね、今、町長がおっしゃったように、このような放射性のごみをですね、全国にばらまくようなことは、環境問題としても非常に由々しい問題だというふうに思います。当町は環境宣言の町であります。その中には、こういった事態は想定されていないので、放射性については一切触れてございません。ですので、この際、この環境宣言の中にですね、非常に長期にわたって地域の環境をですね、危険に陥れるような放射能汚染もですね、受け入れない町なんだということをつけ加えることを提案いたしますけれども、町長の考えはいかがでしょうか。
町 長	環境宣言に関する決議は平成4年9月に議会決議されております。自然がもたらす恵みと資源を守り育てるという趣旨でございます。ただいまの環境宣言に放射能汚染もつけ加えるべきではないかという御提案なんですけれども、この御質問の内容につきましては、今後、研究されます環境条例等の整備後に検討してまいりたいと考えております。

んど全員が署名に参加しながら反対運動をやったんですが、実は香川県の妨害に遭ってですね、それも何回か頓挫させられると。こんな中で最終的な解決を見たわけですね。この中で、兵庫県警の強制捜査をやった方は国松さんという方ですね、有名な方ですね、あのオウムに狙撃されて3発の銃弾を浴びて、ほとんど危篤状態からよみがえった方が、実は捜査に乗り出したと。それから県の不作為を追求したのは中坊公平さんっていう、これも日本ではトップレベルの弁護士さんですけども、こういう力があってようやく解決したのが豊島事件でした。この捜査の中で、実は香川県の職員がですね、むしろ業者にさまざまなアドバイスをしてですね、不作為をさらに助長していたということが明らかになったと。さっき言ったように、国松、当時の長官——長官ではない、県警署長ですか、この方が捜査、逮捕したにもかかわらずですよ、県はほとんど動かなかった。これが環境行政の実態だったというふうに思います。

飯島町の件、随分以前に新聞記事になっていながらですね、放置すればどんどん大きくなって、この問題を対処しようとするんですね、膨大なお金がかかると。すべての問題はですね、初期に対処するのが原則ではないかと思います。よく言われているように、割れ窓理論っていうのがございますね、窓が割れた無人のビルを放置しておくと、その周りが次々に廃墟になったり荒れていってしまう。それを早期に対処すれば、そうではないんだっていうのは有名な理論としてありますけれども、それと同じようにですね、何か異常なことを発見したら、できるだけ早く手を打つ。動きの遅いことに対してはですね、全力でそれをプッシュする。昨日の答弁も県をプッシュするということでありましたけれども、じゃあ、いつまでにどうするのかということぐらいまでやらないとですね、町の環境は次々に悪化するんだというふうに思います。こんな前置きを含めて、環境行政のスピードアップ、その中で条例改正についての進捗をお尋ねしたいと思います。

住民税務課長

3月の議会の際に一般質問の中で放射性廃棄物に伴う環境保全及び地下水等の水資源の保全の関係、また自然エネルギーに伴う規則の見直し等で御質問のあったことかと認識をしております。このことにつきましては、上位法令や他市町村の条例、規則等の研究をしている中で、法律等、専門家への相談等も行いながら研究していくようにしている状況なんですけれども、スピード感に欠けていることは実感しております。

今回、飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続に関する規則につきましては、一部、見直しを図ってまいりました。このことで事業者の実施後の責務等につきましては改善が図られるものと考えております。また、事業者に対しましては、条例、規則についてさらに適正な指導、助言をしてまいりたいと考えております。放射性廃棄物に伴う環境保全及び地下水等の水資源の保全の関係条例、規則につきましては、遅くなってはいますが、今年度末をめどに専門家等の意見を参考に検討しながら改正をしてまいりたいと考えております。

浜田議員

特に放射性廃棄物についてはですね、きょうの段階では明確の御返事はいただけなかったわけなんですけれども、理由は十分に理解していただいたと思いますし、町長のお考えは、そう遠い、隔たるものではないというふうに思っておりますので、できるだけ早く飯島町としての態度を決定するよう要望して、質問を終わります。

議長
5番
橋場議員

5番 橋場みどりさん。

通告に従いまして質問いたします。

「飯島保育園の駐車場について」と「災害発生時の情報発信について」の2件の質問をいたします。最初の1の質問、飯島保育園の駐車場が狭く、出入り口が混雑するので広くできないかについてお聞きします。飯島保育所の駐車場は、東部保育園、七久保保育園、3つある中で一番駐車場が狭く、送り迎えの際には駐車場の出入り口が非常に混雑しておりまして、その間を子どもたちが行き交うという、ちょっと非常に危険を感じるような場面を見たわけですが、また、お迎えに行った帰りに駐車場に長時間車をとめておくことができないために、子どもが帰りに遊びたくても遊ばせて帰るということができないというようなことを聞いております。今までも駐車場を広くするというような要望があったのではないかと思いますけれども、周りを見ますと、余り広くできるような用地がないのかなあというの見受けられるわけですが、町としては、その駐車場を広くするお考えはあるのか、それとも、もう広くする余地がないので、もうしないというふうに考えているのか、そこの辺をお伺いいたします。

教育長

飯島保育園の駐車場について御質問をいただきました。飯島保育園の駐車場がほかの保育園に比べて狭いという現状につきましては教育委員会でも把握しているところでございます。出入り口が混雑するのは、登園、特に降園、帰るときの利用者が集中する時間帯であります。今までに保育園では保護者とも相談して左折侵入の御協力をという内容の看板を設置して園内の一方通行についてお願い、あるいは駐車場利用についてのお便りを保護者に周知しているほか、降園の時間が重ならないように年齢によって降園時間を変えるなどの対応をまいりました。それにより以前と比べてかなり改善されているという状況を確認しております。また、駐車場を広くした場合には車のスピードも落とされずに進入してきたりというような危険も生じることも考えられますので、園庭、あるいは近隣の敷地、これを広くするというのは現在のところ非常に難しいというふうに思っております。ただ、今後、大きな支障が来すようなことがあれば、また保育園や保護者と相談をしながら考えるとともに、交通安全がなされるように引き続き努めていきたいというふうに思っております。

橋場議員

広くするお考えはないようなんですが、広くすることが難しいというお話で、近くというか、遠くというか、駐車場を確保をされているんですけれども、その駐車場がまた遠いんですね。遠いのも御承知だと思うんですけれども、雨の日だとか、それから暑い夏の日に子どもをあの遠いところから連れていくということは非常に大変なことなんですね。歩いてみていただければわかると思いますけれども、子どもを連れ、また、お昼寝の布団を抱え、あの距離を歩くというのは本当に大変だと思います。それと、あのですね、まず駐車場が狭いということが、あそこは災害の際の避難所としての施設にもなっております。あの駐車場の狭さで災害時にあそこを避難所として開設した場合にうまく対応できていくのかということがあります。なおかつ、そのもう2カ所ですかね、駐車場を誘致してあり

ますけれども、そこに行ってということも、これは災害時の際にはとても難しいんじゃないかと思えますけれども、もう少し駐車場を、じゃあ近くに持ってくるとか、何とか、もう少し保育園の近くにですね、駐車場の広いところを誘致していただくということをお願いしたいんですが、それは、もうとても誘致できないということで難しいんでしょうか。もう、避難所になったときのことを考えますと、とてもこれは対応できなくて大変じゃないかというふうに思うわけですが。

教 育 長

保育園の駐車場を近くにしてほしいということではありますが、今、園舎と近接するところに駐車場があるんですけれども、それそのものを広くするには、もう園庭を広くしたり、子どものいわゆる運動場を狭くしない限り、なかなか現状の地形としては難しいというふうに思っています。先ほど申し上げたとおり、敷地面積、配置、あるいは南側の道路の傾斜等を考えると、近くにそういう駐車場を配置する、安全な駐車場を配置するというのは非常に難しいと思っております。おっしゃるとおり、雨の日の送り迎え等につきましては、現在でも保護者の皆さんに御協力いただいているところでありますし、子どもが遊んで帰りたいときにとめる駐車場が少し離れているということも承知をしているわけですが、何とか、その車の滞留時間が短くなるように、保育園は保育園でお迎えに来た子どもを早く返せるようにする、それから、保護者の皆さんは左折で一方通行的なのを自主的なルールで決めてやっていらっしゃるというようなこともありますので、保護者の皆様には大変御不便をおかけしておりますけれど、ちょっとそういう状況でありますので、引き続きその御理解と御協力をいただきながら、保育園がスムーズに交通安全が果たせるようにということで利便性の向上に努めていきたいと思えますし、北側にも駐車場、保育園の先生方がとめる所がありますので、そちらには先生方がぎゅっと詰めていただいているという状況もありますので、ちょっと今のところ、そこを広くということはなかなか難しいというふうに認識しております。

橋場議員

それでは、通常の利用は保護者の方に理解していただくとして、じゃあ災害時のときの駐車場の利用ですとか避難所の利用については、それも理解をしていかなければいけないんでしょうか。

教 育 長

災害時、その保育園にどれくらいの人数が収容されて、どのように車の出入りが必要かということは、まだ検証されていないという段階であります。ただ、今のところ近隣に小中学校、それから、今度も子育て支援センターもできますので、そういったところを有効に活用しながら、駐車的に無理がない配置ができるような方向に関係部署とも連絡を取り合いながら進めていきたいというふうに思っております。

橋場議員

検証がないということなんですけれども、検証があつてからでは遅いんですよね。何か、非常にそういうところも危機感が薄いんじゃないかというふうに思います。どうか、その辺のところも考えていただいて、もう少し駐車場を広くするようにできるようなことを考えていっていただきたいと思えます。

では次の質問に行きます。2-1ですが、次の質問「災害時に町が活用する情報伝達の方法は何か」についてお聞きします。ことしは台風10号から18号まで立て続けに見舞われまして、大きな被害が出ました。被災者の皆様にはお見舞いを申し上げます。自然災害

から命を守るためには一人一人が日ごろからの備えを自主的に行うことが何よりも重要であり、ハザードマップ、家具の固定化、食料、水、生活用品の備蓄、防災訓練の参加は大事な取り組みです。しかし、災害が発生してしまうと、最近の岩手県の台風10号による災害では、避難準備情報は出したけれど、停電のために避難勧告・指示は出せなかった、あの川が一気に増水するとは予想できなかったという報道がされました。そのために亡くなられた方が17人に増えておりました。数年来、災害に見舞われることのない飯島町は、危機感が、今もありましたように薄いと思います。この危機感の薄い中で災害発生したとき、どんな状況下でも効果的な端末を使って確実に安全に安心な災害時の情報が届くのか心配をする住民の声です。

町の地域防災計画の基本施策の中の災害に関する情報の収集、伝達には、「情報の受領、伝達を迅速かつ的確に行うための系統について定める」とあります。発生時に町が定めている情報の伝達方法、手段にはどんな端末を使い発信していくのかお聞きいたします。

町長

「災害時に町が活用する情報伝達方法は何か」と、こういう御質問でございます。災害時に町民を守る町長の責務、心構えのうち、最も重要なことは5つありまして、まず駆けつける、そして態勢をつくる、情報・状況を把握する、決断・意思決定する、住民に呼びかける、この5点であると認識しております。この中の「住民に呼びかける」、この手段として情報発信があるわけですが、災害時、あるいはそのおそれがある場合には、多様な手段、媒体によってその情報が全住民にくまなく迅速に届くようにすることが責務と考えるものでございます。とりわけ特別警報などの生命にかかわる気象情報や避難準備情報、避難勧告、避難指示については極めて重要な情報ですので、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民に伝わるよう配慮してまいります。御質問の災害時に町が活用する情報伝達方法については担当課長から説明いたします。

総務課長

当町で災害が発生した場合、あるいはそういったおそれがある場合に町民に情報を伝達する手段の御質問でございますが、防災無線からの放送と同時に放送されますエコーシティ・駒ヶ岳の音声告知端末からの放送が広く町民に伝える手段の柱と考えております。それから、当然ながら町のホームページからの情報発信も広く周知伝達する有力な手段と考えております。そのほか、携帯電話会社3社。こちらでシステムになっております緊急速報エリアメール。これは、気象庁からは緊急地震速報ですとか特別情報が配信をされまして、町からは災害関連情報や避難情報を配信すると、こういう仕組みになっておりますが、この緊急速報エリアメールによって町内のエリアにいる携帯所持者に情報を配信することになっております。それから、加えまして町独自のいいちゃんメールからも情報を配信してまいります。このメールに登録されている方で、現在、受信が可能となっている方は、620件っていいですか、620人ほどでございますが、こちらかも情報が配信をされます。また、本年度から運用が開始されました長野県防災情報システムというのがあるわけですが、こちらには町職員が災害関連情報を入力をしますと、NHKデータ放送ですとかFMラジオ、それから大手検索サイトのホームページ、あるいはスマートフォンアプリ、登録されている連携報道機関等に即時で情報が配信される仕組みとなっております。これらの媒体を通じて情報を発信、伝達してまいります。それから、加えて、アナログ的

というかになりますけれども、町の公用車ですとか消防の車両によって広報にも努めてまいることとしております。

橋場議員

さまざまな機器を用意していただいております、安心しております。

次の質問、2-2ですが、災害時の停電、それから庁舎の崩壊、それですとか通信アンテナの損傷で情報を伝達できないとき、それらの方法についてはどういうふうにお考えかということでお聞きします。岩手県のように停電とか庁舎の崩壊だとか、または通信アンテナの損傷などで情報の伝達ができない、また想定外の状況も考えられますが、そんなときの伝達の方法は、今、さまざまな危機が取り入れられておりますので、それらを駆使することだと思いますけれども、それらの電波の状況ですとか電気の状況、そういうのが可能じゃなくなった場合はどんなふうに伝達されるのかお聞きします。

総務課長

いろんな事態で情報が伝達できない場合の方法をどうするかという御質問でございますが、まず停電時に関してでございますが、役場庁舎の停電の際は、非常用発電機、自家用発電機とも呼んでいますが、これが自動起動するシステムになっておりまして、役場庁舎、いわゆる防災センターとしての電源については十分確保されますので、災害対策本部の運営ですとか情報の受信、発信には影響はございません。それから、役場の崩壊、庁舎の崩壊に関してでございますが、この役場庁舎本体については耐震基準を満たしておりまして、最大震度でも即座に倒壊、崩壊しないとされております。ただし、熊本地震のように大きな揺れが複数回、襲ったようなケースですね、こういった場合に、絶対それがないとは言いきれません。

また、壁や天井など、いわゆる非構造部材——非構造部材に関しましては、建設当時の耐震基準では耐震設計の対象外とされておりましたので、一部ではがれる等の被害が生ずる可能性は否定できませんけれども、災害対策本部の機能には支障はないと考えております。それから、通信アンテナにつきましては、庁舎が崩壊しない限り使用に問題はございません。万が一、この庁舎が倒壊、崩壊した場合の代替の災害対策本部としては飯島町文化館を指定しておりますけれども、この場合は、防災無線の使用には一部不都合が生じると考えております。いずれにしても、この役場庁舎が災害対策本部として使えないような事態が生ずればですね、町内は恐らく大災害に見舞われているという可能性が高く、通信手段はほぼ機能しないということが想定をされます。ただし、防災無線だけは使える状態にあるものと考えておりまして、情報伝達手段の柱となり得ると考えているところでございます。この防災無線の子局、地域に設置されておりますマストにラッパがつけられている、これを子局と呼んでおりますが、ここには充電式のバッテリーを搭載しております、放送の頻度にもよりますが、停電の際にも2日間程度は使用が可能と考えております。それから、ほかにですね、国や県との通信に関しましては、衛星携帯電話、町では2回線確保しておりまして、これを使える想定をしております。したがって、外部との最低限の緊急通信は確保できるものと考えております。これらさまざまなものが一切合財使えないという本当に最悪の事態を想定した場合はですね、これは、町民に対しては、職員、あるいは消防団等がですね、まさに人海戦術でメガホン等を使って情報伝達するしか手がないということかと思っております。

橋場議員	しっかりとされているようで安心いたしました。衛星携帯電話が2件使えるというのはちょっと少ないように思うんですけども、これは2件しか持てないんでしょうか、持たないんでしょうか。
総務課長	2件以上、もちろん持てるんですが、かなり高額なものでございまして、本当に非常時の緊急連絡ができればということで、1回線でも構わないんですが、それを複数回線用意したということでございます。
橋場議員	もし本当に大きな災害が来たときなんですけども、衛星携帯電話は避難所に各1個は必要ではないかというようなお話も聞いているんですけども、その料金が安いというようにお話です。これも、そんなことがあつては困るんですけども、そういう事態も考えておいていかれたらと思うんですけども、最悪の場合、そういうこともやっていただけないと困るんですが、やっていただけるでしょうか。
総務課長	現在のところ防災無線がその機能にかわるものというふうに考えておりますが、確かに、それが使えないということを想定した場合に、予備の衛星携帯電話を用意しておいて、それでもって連絡をとるということは好ましいことだと思いますので、確かに事業費はかかりますが、いざというときに備えて何台か予備用として確保していることは検討してまいりたいと考えております。
橋場議員	では2-3の「情報伝達手段にはそれぞれ特性があり、天候、状況に応じた伝達対応はできるのか」についてお聞きします。くどうですけれども、防災行政無線は、風向き、豪雨のときは聞き取りにくいし、情報は限られます。緊急速報メールは気象条件には影響しにくいが対応する携帯を持つ人に限られ、文字情報なので情報量は少ない。ケーブルテレビでは気象条件には影響しにくい、契約者に限られ、詳しい情報の伝達は可能だが、停電や断線により得られなくなります。必要とされる情報、生きるための情報、今後起こりそうな情報を的確、確実に伝えることが重要ですが、その場に状況に応じてどの方法が適切か、手段の特性を見てできるだけ多くの選択肢の中から伝えなければならないと考えますが、その状況に応じた対応が即できるのかお聞きします。
総務課長	今、議員、御指摘のとおり、天候等によってですね、なかなかうまく情報が伝わらないというケースが想定されます。特に、御指摘があったように、防災無線、風向きですとか雨音でもって影響を受ける場合があります。聞こえない場合、あるいは地域が想定をされております。それから、同時に放送されますエコーシティー・駒ヶ岳の音声告知端末、こちらは屋内に設置をされておりますので天候に左右されるということはありませんけれども、ケーブルが切断されると使用できなくなるということは確かでございます。それから、エコーシティー・駒ヶ岳に加入していない世帯もあるわけでありまして、こちらには情報が届きにくいということになります。それから、携帯電話の緊急速報エリアメール、こちらのほうは、携帯の基地局がトラブルを起こさない限り回線混雑の状況に関係なく優先されるということですので、こちらは使用できるものと考えています。ただし、個人ごとに所有をしますこの携帯端末が設定が受信状態、受信拒否の状態になっていると当然使用できないということでございます。町独自のいいちゃんメール、登録者は限定されておりますけれども、通常のメール回線を使っておりますので、回線が混雑している場合には

	情報の伝達がおくれるという可能性はあります。それから、先ほど申し上げました長野県防災情報システム、こちらからも情報を流すわけですが、NHKのデータ放送、テレビからは、こういった情報が得られますので、ぜひ、天候が悪いような場合にはテレビに注目をいただくことも一つかなと思います。ほかにFMラジオですとか大手の検索サイトのホームページ、こういったところの媒体からも情報を把握いただくようお願いをしたいと思います。
橋場議員	長野県の情報システムに入っているということですので、その点では非常に安心しております。 では2-4「災害時、町のホームページやスマホなどへ提供される情報の内容はどんな内容か」についてお聞きします。時間の経過とともに必要とされる情報は、気象情報、避難情報、行政情報、生活情報に移るわけですが、それぞれの時点で町のホームページや他の端末で提供される内容はどんな内容になるのかお聞きいたします。
総務課長	まず、町のホームページの現在のトップ画面をごらんいただきますと、暮らし、観光、定住という3つの入り口がございます。暮らし、観光、定住、ここで暮らしという入り口をクリックしますと暮らしに関するトップ画面が表示をされまして、このときに緊急に町からお知らせする情報については赤い表示でもってお知らせする事項を表示してまいります。まず、このところをごらんいただきたいわけですが、それから、同じくその画面の左の上のほうに飯島町気象防災ステーションというバナーが、これは常に表示をされております。この気象防災ステーション——気象防災ステーションからもですね、気象庁が発表する数々の気象情報、それから県や町が観測をしました各種の気象情報、それから町が発信をします避難関係、災害関係の情報、これらをすべてここから表示をするようにしております。したがって、災害のおそれがあると感じたときは、ぜひ、ここから情報を取得していただきたいというふうに思います。それから、災害の発生直後はですね、先ほど申し上げた媒体によりまして避難に関する情報をまずは提供してまいります。当然、災害の初期段階から時間経過とともに必要となるあらゆる情報、例えば避難所指定の状況ですとかライフラインの状況、あるいは時間がたつにつれてボランティアの募集ですとか物資等の支援要請、こういった情報を時間経過とともに情報を提供してまいります。
橋場議員	今、ホームページで暮らしのところを、災害時のときには赤くなるので、そこを見てくださということでしたけれども、それは、ちょっと皆さんにもう少し広報していただく必要があるかと思います。それからですね、そのホームページの内容なんですけれども、大きな災害で避難所に入られたりして落ち着いてきますと、一番気になるのが、やはりうちのローンはどうだとか、税金はどういうふうになるんだとか、年金はどうなるんだとかってような質問がものすごく殺到するそうですので、その辺のところの内容の掲載もしっかりしていただきたいなというふうに思います。 次の質問2-5、スマホやパソコンなどを使えない方たちへの伝達はどうしていくかという質問です。情報弱者となる高齢者やひとり暮らしの方には、またインターネットやメールが見られない方向けの情報発信をどうしていくのか。また、災害時には特にデマが飛びやすいんですけれども、そのデマの対策はどうされていくのか、お聞きします。

総務課長 ただいま議員、御指摘のとおり、スマホ、パソコンなどを使えない方、まだかなりいらっしゃると思いますので、どうしても音声、耳からの情報を得ていただくより仕方がないと思うんですが、やはり防災行政無線、それから、その関連する音声告知端末、この放送を主体にまず情報を取得していただきたいと思います。加えて、テレビ、ラジオなどからも町独自の情報が流れるような仕組みになっておりますので、そちらからも情報を取得していただきたいと思います。特に高齢者だけの世帯につきましては、情報の入手が難しくなることも予想されますので、ぜひ、こうしたケースでは隣近所で声かけしていただく、こういったことも頼りになることだと思います。それから、地域に密着しているボランティアの方々ですね、こういった方々の協力も不可欠と考えておりますので、情報機器だけに頼らない方法も用いていかなければならないというふうに考えております。

橋場議員 情報機器に頼らないということで、紙での伝達ということは考えられていないんでしょうか。

総務課長 災害の状況ですとか、その進み具合によって、当然、紙による情報伝達も有力な手段だというふうに思います。

橋場議員 今までの被災者の方からの情報によりますと、やはり伝達、メールが見られなかったりとか、そういう方たちには紙を持って、顔を見て、伝えるということが一番安心して聞いていただけるし、確実だということ、それが一番うれしかったというようなことをお聞きしておりますので、これは、もう本当に人海戦術になるんですけれども、そういうところも考えていただいて、紙での伝達ということもぜひお考えの一つに入れておいていただきたいなと思います。

総務課長 次、2－6の質問ですが、災害時の行政内部、部署間の応援対策はされているのかということ。発災してしまいますと、短い災害では1日、1日でも現場に張りつくことになると思います。職員の方は。そして2～3日続くもの、また、もっと長引くもの、長引けば避難所の開設となりますけれども、そういったローテーションができるのか、行政内部、部署間の人員体制に問題はないのか、応援態勢はされているのかをお聞きします。

総務課長 災害時の応援、部署間の連携、応援対策等の関係でございますが、まず、災害時、あるいは、そのおそれがある場合には、町の災害対策本部、あるいは警戒本部を立ち上げて対応するわけですが、この役場職員については、職員初動マニュアルというものを定めておりまして、災害が実際に起こったとき、まず何をするかということをみんなで確認しております。この初動マニュアルでは、現在の各課をそれぞれの部門として位置づけます。いわゆる部ですね、何々部、何々部という格好で位置づけまして、各係を行動班、実行班というふうに位置づけております。当然ながら、災害時においても指揮命令系統は通常の組織体制とは変わらずにですね、本部長である町長の指揮命令に従って各部長が部門の責任者を務めまして、実行班、行動班についていますかをまとめて、必要に応じて相互の応援体制を組むと、こういうことでございます。それから、これ、職員が全員そろっている場合、これで行けるわけなんですけれども、災害の発生の時期ですとか時間帯、あるいは被害の状況によっては参集できる職員が限られてくると、こういうことが想定されますので、この職員初動マニュアルの中でも少人数の職員による最低限の部編成を想定しておりまして、

橋場議員

先般の町の地震総合防災訓練におきましては、災害対策本部訓練において、やはり少人数で対応できる訓練ということで、このスタイルの訓練を行ってきたところでございます。

少人数でやっていただけるのは結構だと思いますけれども、有事だから不眠不休でやれというようなことのないように、しっかりとした応援体制をしていっていただきたいと思っています。

次、２－７「情報収集や情報伝達に自主防災組織や一般の方などの人材活用をどのようにするのか」という質問です。

発災後は情報収集や電話対応の増員ですとか広報車の増車などの情報発信で予想外の人材が必要となると考えられますが、自主防災組織や一般の方などの人材をどのように活用していくのかお聞きします。

総務課長

寄せられます安否情報、それから被災情報の多くについては、耕地自治会などの自主防災組織に収集をしていただいて、これを地区防災会に設置されます地区本部で地区の状況が集約されて町の災害対策本部に連絡されると。こういう、今、仕組みをとっております。これについては、いろいろ御意見があるわけですが、現行はこのスタイルでお願いをしているところでございます。これとは別にですね、住民個人からも、直接、町の災害対策本部に寄せられる情報もありますし、当然ながら町災害対策本部として積極的に情報収集をするということもございます。災害時のこの情報収集、極めて大切であって、迅速かつ正確な情報収集が欠かせないことでありますので、日ごろから自主防災組織の町民の皆様には、いざというときには情報収集をお願いするところでございます。ぜひ、訓練ですとかいろいろの講習を通じて、自主防災組織として、あるいは町民個人としても防災・減災の意識を高めていただきまして、それぞれの立場で役割を果たしてくれることを期待するものでございます。一方、町から発信する災害関連の情報についてでございますが、基本的には通信媒体を通じての伝達になるわけですが、特に重要な情報につきましては、やはり隣近所で声をかけ合っていただいて、その情報の内容を確認していただくということも必要かと思います。先ほど議員の御提案にありましたように、時間が許すのであれば、紙媒体による伝達も必要かというふうに思います。

橋場議員

お聞きしました。

では次の質問、２－８、防災・災害時にスマホを使った情報収集に、防災・発災時にスマホ、タブレットを使い情報収集はしてはどうかという質問です。スマホは今ほぼ 100% と言えるくらい普及しており、タブレットにしても 70% ぐらいの方が持っているほどです。一般の方からも道路の危険箇所、それから落石、浸水などの現場を見たときに写真と位置情報をつけて役場に送ってもら。役場では、どこの道路が陥没しているかとかリアルタイムで情報を掌握できます。また、これを地図に載せることができるようなシステム開発もされているようですので、このような情報収集をしていってはどうかということで提案いたします。いろいろなアプリも出ており、組み合わせて使うことでより収集ができるようになりますけれども、こういった研究や開発もされているのかお伺いいたします。

総務課長

防災・災害時、スマホを使った情報収集をという御質問でございます。最近の大規模災害におきましては、その情報の収集や発信に関して SNS の活用が有効であったという報

告がございます。中でもツイッターを活用した双方向での情報のやり取り、これが大変効果があったというふうに聞いております。今、議員、御指摘のとおり、このSNSを活用することで画像によるリアルタイムで正確な情報を収集できますし、それから書き込みによりましてその場の状況もわかりやすく把握できる、ということでございます。こうしたSNSを積極的に活用してまいりたいと考えていまして、先ほど申し上げました県が作り上げました防災情報システムには地図システムも併用になっておりまして、どこでどういった状況かをその地図に書き込むことで、県でも把握できますし、これ、見るほうの側は住民が見るわけにはいかない情報になっておりますけれども、災害対策本部としては情報が共有できるということになっております。これらを積極的に活用してまいりたいと考えております。ただ、1点、当然、気をつけなきゃいけないのが、双方向で情報をやり取りすることについては、その情報の信憑性に留意する必要があります。加えて、誹謗や中傷など人権にも配慮していく必要があると、こういうことが一つ課題として取り上げられております。いずれにしましても、災害時の情報収集・情報発信・伝達につきましては、行政だけの対応は不十分でございますので、自主防災組織、あるいは個人も含めて、SNSを活用しての情報収集・情報発信など、手段を多様化していくよう検討していく必要があります。現在も対応しているところでございます。

橋場議員

確かに情報収集にも課題が残るところがあります。

しかし、災害時、発災時には情報が何よりの頼りです。人口を増やすための備えは進んでおりますけれども、人口が減らないよう、町民の命をしっかりと守るという情報発信をしていただけるような、今、仕組みがしっかりできているようでございますので、その辺を皆様のまた御協力でお願いしたいと思います。

終わります。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を午前11時とします。休憩。

休 憩

午前10時40分

再 開

午前11時00分

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 折山誠君。

4番

折山議員

通告順に質問をしてまいります。

質問事項1「紅葉園取得後の処分、活用への対応」。この質問なんですが、昨年のちょうどこの9月の定例会で、千人塚公園内の紅葉園、これを取得するための予算の補正が提出されまして、全会一致で可決されたところでございます。このことは前町長の任期内のことでありましたが、これはいろいろな意味で多くの町民の悲願であった、という、そういった事業であったと感じております。これまで取得後の活用については、提案型の公募を行っていることの報告が議会にはありましたが、その後の様子が何も伝わってきません。

建物、設備、什器備品、すべての取得価格が3,800万円余という高額なものでございました。しかしながら、高額でもやむを得ない、それよりも観光地千人塚としてのこれからの発展に期待をする、そういった声が私の周囲では圧倒的でした。そして、それが今日では「紅葉園は、その後、どうなっておるの」という地元を中心とした声が日々寄せられております。

そこで質問要旨1-1、施設取得以降の取り組み状況と成果について伺います。関係予算補正の後のこの一年間という時間的な経過を踏まえて、待ち望んでいる町民の皆様にお聞きやすく御答弁をください。

町長 折山議員の一般質問に答えてまいります。千人塚の旧紅葉園につきましては、平成27年9月議会におきまして当該財産の取得にかかわる議案が議決され、平成27年9月10日、売買により10月2日に所有権移転登記が行われ、以降、町の所有となっております。その後、冬期間における水回りやボイラー管理に細心の注意を払いながら施設を維持管理する中で、平成28年2月15日から3月7日までの間、当該施設の活用希望者を募集しましたところ、問い合わせ2件、うち応募1件、その他、個別施設見学数件があったところでございます。施設の活用希望者の応募が数件にとどまった背景には、短期間の募集であったこと、また、今日の経済状況を初め、施設規模や施設状況等、総合的に勘案する中で応募に慎重になったことが考えられ、宿泊や飲食、単体での営業形態では営業展開が難しいことが推測されるところでございます。今年度に入り、施設周辺の除草管理や空気の入れ替え、消防施設設備の点検など、定期的に施設の維持管理を行う中で、ホテル業者や観光業者などから複数の施設活用案も寄せられており、庁内関係部署の応談により活用提案内容の検証と先方との調整を進めております。

折山議員 何もしていないのではなくて、提案者との調整を進めていただいているということでお聞きをいたしました。では、そのどんな活用、これ、相手方に総投げ、お任せっていうと、今日までの千人塚のああいった状況になってしまうと。これは心配なわけですね。とすれば、町では、基本的にはこういった考え方を持って、その範囲の中の提案を受けていく。これが大事かと思います。やっぱり経営に対する姿勢っていうのはうんと大事なことになるかと思うんですが、それを含めて今後の計画と展望、お持ちであればお聞かせをいただきたいと思います。

町長 紅葉園活用の今後の計画と展望はという御質問でございます。千人塚の旧紅葉園の処分と活用にかかわる町の考え方につきましては、平成28年4月18日開催の議会全員協議会において、提案型入札による払い下げを行いたい旨、説明をさせていただいたところでございます。説明時点では早期に提案型入札の体制整備及び入札を行うとしておりましたが、提案型入札基準の設定の検討に時間を要しているほか、ホテル事業者や観光関係者などから複数の施設活用案も寄せられており、今後の町の観光行政とかかわる重要な事項であることから慎重に検討している状況でございます。よって、事案の対応をする中で、今、決めるのではなくて、選択肢を広めている状況にあり、結果的に当初予定に比べ時間がかかっている状況でございます。

今後は提案いただいている施設の活用案を精査するとともに、千人塚公園一体の観光振

興や町の観光計画策定を見据えながら入札基準の策定と町内審査機関の整備、入札公告を進め、できるだけ速やかに提案型入札により当該施設の払い下げを行ってまいりたいと考えております。なお、提案及び入札の結果によりましては、払い下げに限定することなく、賃貸も含めて柔軟に施設の利用、活用、利用を検討していく必要があると考えております。

折山議員

柔軟対応がやっぱり求められる現状と今の千人塚の実態かなあというふうに思います。財産を取得するということは、よほど売りたい人が相手でない限り、価格の折り合いさえつけば、さほどエネルギーを要しない仕事だというふうに考えます。特に今回は先方から持ちかけられたというふうにお聞きをしております。一方でですね、取得した財産を処分するとか活用していくっていうことには、これは大きい人的なエネルギーを伴うものだというふうに考えるわけです。

そこで、質問要旨1－3、今、幅を広げて検討をしているようなお話ではございましたが、職員は、ここ数年来ですね、地方創生事業、これ、でかい通常時を超えた業務を幅広い部署が抱えております。加えて60周年関係の仕事、これ、大きなプロジェクトを全職場が担って行われております。来年4月からは、介護保険の地域包括システムを構築し、スタートさせなければなりません。先ほど来の議員の一般質問を聞いておりましても、環境、災害対策、もう喫緊の課題として間髪入れずに手をつけていかなきゃなりません。地元では観光地千人塚の拠点施設として早期の活用を待ち焦がれているわけなんですけど、今の体制でですね、そういった町民の負託に応えられるような、そんな体制にあるんですか。それをちょっとお聞きをしたいなあとします。質問要旨1－3でございます。

副町長

活用、利活用、処分については、人的な対応がかなり求められるんじゃないかということで、その体制はどうなっているかという御質問でございますけれども、旧紅葉園の取得につきましては、施設の取得以来、企画政策課の財政係が施設の管理、それから処分、活用に向けた窓口となっているところであります。今、議員がおっしゃられましたように、行政ニーズ、非常に高まる中で、各部署とも非常に業務量が増大になりまして、なかなか、こういった財産処分、企業の誘致や工場団地の売却等も含めまして、非常にそういった体制を整備することは非常に困難な状況ということが言えるかと思います。しかしですね、この体制の中で、やはり近々に処分、活用に向けた対応をしていかなければなりませんので、観光振興、あるいはまちおこしといった側面もありますので、産業振興課の商工観光係ですとか、まちづくりセンターいいじま、それから企画政策課のまちづくり推進室、それから営業部なども踏まえまして、情報を共有しながら連携を強めて対応してまいりたいと考えております。

折山議員

きのうの一般質問で、いみじくも本多議員が次のように発言をしております。今、この公園を管理し所管している部署のことをこういうふうに言っていましたね。私が幾ら予算執行については是正の指摘や改善の提案をしても「ぬかにくぎ」だと。何回も、2～3回は言っておられました。いろいろな答弁を求めた後に、本多議員は、「いろいろ言っても、その原因は事業コード、細かいことは省略して、何がしなだけで、そのために担当者がもう考える余裕がないんじゃないか」というふうに断じて質問を閉じております。これ、私も、そういった今職場の実態っていうのは感じております。

議会初日に代表監査委員による前年度決算審査意見書が報告されました。これは、もう、みんなが聞いておりました。その総括的な意見の中で、監査委員さんからは次のような指摘がありました。監査報告書の3ページであります。「各種新規事業による事務量の増加から職員の事務負担の増加が心配されるところであるが、正確な事務処理と若手職員の指導、育成を含めた職員資質向上のためにどのように対処すべきか、事務量の削減策について、それぞれの効果を測定の上、行政の効率化に配慮しながら適正な事務量配分をすべきと考える」こういう指摘を監査委員さんがされております。それを感じた者の先ほどの発言であり、私の思いかなあというふうに思うわけであります。このところですね、議決前の予算執行、通常では考えられない事態や会議の通知、会議の資料、議案の訂正、またさまざまな会議の日程が調整できなくて日程重複、このことにより、例えば議会選出の私が出ていけない会議があるとか、そういった、いわゆる、ちょっと行政運営が荒っぽくなっているかっというのをたっ感じるものがあるんです。これは特定の職場のことを言うんではないんです。職場全体が、職員が、地に足をつけて、今、職務ができていないんじゃないかと、そんなふうに感ずるものであります。これ、職員だけではありませんよ。重要な案件の起案はすべて理事者まで行っているはずですよ。理事者決裁を経て、それぞれが動いているはずですよ。余り検討をせずに短期で決定して動き始めて、いわゆる思いつきの事業ってというのは、どれほど地域を混乱させるかっというのは、大変失礼ですが、副町長、過日の、私もここの辺にいる七久保地区議員が同席した一つの会議、あの雰囲気をお感じとっていただくとわかる、わかっただけじゃないかなあと思います。つまり、理事者も職員も、公務に、今、追い詰められて動いている状況ではないでしょうか。少しは余裕が必要だというふうに思います。もう一度改めて伺います。3,800万円の予算が計上されて一年を経過する。言葉では範囲を拡大して検討しているという説明なんですけど、実態は違うんじゃないですか。住民の望む千人塚の観光拠点・活性化拠点として取得した財産を活用するための検討をするような人的体制がとれないでいるんじゃないですか。いかがでしょうか。

副町長

今、議員のおっしゃられたように、また監査委員の皆さんの御指摘もあったように、やはり適正な事務の事務量の配分をとということで御指摘のあるように、なかなか、今、それぞれ業務量が増えたり、あるいは新たな対応を余儀なくされて、職員が地に足をつけて業務を行えないような状況があるというのは事実でございます。これは、今、定員管理の中で117名ということで設定をしてやっておりますが、今現在でも2名足りないという状況で、それぞれ、また広域への派遣ですとか、あるいはもろもろの状況の中で、やはり職員がかなり業務量に押されて、きちんと地についた業務ができていないというのは、おっしゃるとおりでございます。そのような中で、行政は待っておってはいいただけませんので、重要な案件については集中的に取捨選択しながら進めていきたいというふうに考えております。その中で、紅葉園については、いろいろな皆さんの提案をいただく中でですね、町長が冒頭に申し上げましたように、なかなか紅葉園の活用については、非常に規模的にいって、経営をしていくには難しい規模にあるというのは、それぞれ見ていただいた業者の方からいただいているところでもあります。特にM&Aとか企業買収をされる皆さんの御意見

を聞きますと、もちろん営業成績を上げている店舗については余り触手を伸ばさないと。また、営業を停止してですね、休業状態の施設についても余り興味がないと、やはり興味のあるには営業を続けながら赤字でもやっているところ、それは買った方が経営手腕を発揮して黒字に展開できる可能性がある、そういったことで、そういうところを企業の皆さんは買い取って経営をしていくというような状況も聞いております。ですので、提案型の入札はもちろん行いますけれども、その後ですね、それが成功しない場合には、やはり少し営業を続けながら、そういった関心のある方に将来的に買っていただくような経営をしていくことも必要かなということも考えております。いずれにしても、今の少ない体制の中で各課の連携をとりながら課題を共有して対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

折山議員 副町長の本当その真摯な御答弁ありますので、ちょっとそれを、うんとその言葉を重く受けとめたいと思いますし、それ、多分これ見ていれば職員も同様に受けとめているというふうに思います。

でね、今度は町長にちょっとお尋ねします。町長、今回で、私、4回目になります。質問がですね。町長に対する。町長、ようやくこれをもって行政の周年っていうものを経験されるわけなんですね。やっぱり未経験のことって、わからないこともあれば、まだ判断に迷うことも多かったかと思います。ですから、そういう意味で、私、今日までの一般質問は、町長の姿勢をただすということよりも、町民の声を町長にお届けをして、少なくともそういう声はあるんだよということを受けとめていただく、そこら辺を基本的な市政として一般質問はやってまいりました。ですから、町長、まだ就任1年に届かないんです。今はしっかり内部を見たりっていう時間ではないかと思いますので、決して功を焦る必要はないと思います。できたらっていうよりも、じっくり腰を据えて行わなければならない本来の事務事業を職員一人一人が熟慮しながら当たれるような環境整備、ぜひリーダーシップをとって努めていただきたい。それから、もう一つ、副町長から真摯な御答弁いただきました。一つの新規事業を持ち込むんであれば、どれかの事業を削減する、もしくは簡素化をする、もしくは町民の要望があっても理解を求めて先延ばしにする、事務事業の優先順位づけと取捨選択、総量の把握、これは、もう理事者に求められる要素の一つではないかと思います。ぜひ監査委員の指摘、ただいまの副町長の発言は、町長として真摯に重く受けとめていただきたいと思いますが、時間の都合で、ああ、もし、町長、何か御発言があればお受けしますが、よろしいですか。今の私のことに対して。

町 長 住民要望に応える、まず事務能力が、やっぱり役場としてきちっと備えていかなければならないだろうなというふうに思っています。私もですね、就任以来、こんなに忙しいものかということを実感しております。ちょうど、また60周年も重なりましたしね、東京飯島人会の立ち上げもありましたし、うまい具合にというか、いろいろのものが重なった年でもございました。こんなに重なるのは普通の年にはないだろうなあというふうに推測しておりますけれども、やはり与えられた課題でございまして、これは乗り切っていかなきゃならないな、いろいろ一年間、経験する中でですね、しっかりと住民サービスに怠りがないように今後やっていきたいと思っております。

次の質問要旨に移ります。と言いながら、住民の声ですので一つ提案をさせていただきます。

質問要旨 1－4、紅葉園営業希望者があれば、その方に対する立ち上げ支援を提案したいと思います。今のお話の中で思いますが、住民要望ではございますが、ちょっと今以上に負荷をかけるべきではないと思いますので、これ、私の提案することを含めて、来年度以降でもよろしいかと思ひます。もうちょっと大きな視点で御検討いただく、その資料としていただければいいと思うんで、ただですね、やらないんならやらないという時期を明確にして、町民には明確なスケジュールと方向性だけは示していただければということで、スケジュールはさておいて、方向性は先ほど大体示していただきました。処分をしたい。だめなら賃貸でいきたい。しかも、これから大きな構想があの一帯にあるわけですから、それに合わせた中で取り組んでいきたい。こういったことが今おっしゃっていただきましたので、また、いろんな機会で、千人塚の扱いについてはそういうことで、ぜひ町民に、あれからとまっているじゃないかというようなことが言われないような情報発信をしていただければと思います。

さて、提案でございます。観光地に必要な要素、これには、温泉ですとか景観ですとか、遊び、学び、文化、そういったその地その地の観光資源に加えて食と宿泊、先ほど理事者の町長のほうからは食と宿泊、単体ではだめだということがありましたが、逆に食と宿泊は一つの魅力として欠かせない要素ではないかというふうに考えるものであります。紅葉園は、県立公園内で2つのアルプスが見える景観、森林、湖水、与田切川、などなど、豊かな自然の中にありまして、そのような周辺環境に恵まれた施設、こういった自然環境という利点はあるわけですが、今度は地の利を考えますと、中央道の松川インターで下りますと、下りたすぐに清流苑一帯の、もうここら辺で一番盛っているところがございます。これは観光客も多いわけでありまして。そこを越えて来てもらわなければならない。今度は、駒ヶ根インターで下りますと、下りたすぐのところは菅の台という駒ヶ岳を背景にした大きな観光施設がある、これをまた素通りして、あるいはそれを過ぎしてきていただかねばならない千人塚でございます。千人塚までそういった皆さんを誘導するには、かなりそこへ広く人を引きつけていく、竹澤さんの言葉を借りればオンリーワンの魅力を求められていくものというふうに考えます。

現在は、3軒、飲食店舗運営や定期的なイベント開催などをして、あそこを一生懸命盛り上げてもらっていますし、また里山のザゼンソウの保護活動だとか、荒廃地をハーブを植栽して、そのハーブ園整備に汗を流してくださっている、そういった地元有志の団体の皆様も、そういった活動もあります。手前みそになります、簡易宿泊施設明林館、山莊明林館、これ、年間400名ほど観光客が入っております。ですから、工夫しながらいくと、割合、何とかなるんじゃないのかなという、ただ、その400名に至るまでにはかなり時間がかかっております。情報発信を繰り返し、心からのおもてなしを繰り返し、その先にリピーターが来てっていったようなことの長い時間をかけての、そういった誘客でございます。このような民間力も千人塚の活性化やなんか力に合せているわけなんです、まだまだ、千人塚一帯には魅力としての資源整備が必要だというふうに考えます。行政と

しても、今後、知恵を絞り、バックアップをしてまいらなければならないというふうに考えるわけであります。また後に触れますが、国定公園化でありますとか、それからジオパーク構想。大きな構想が広域的に、今、そこ動いている中でございますので、その中でしっかりと検討を踏まえ、やるのであればしっかりと手をつけていっていただきたいんですが、そういったことを背景に、もし売却が難しい、特に取得価格で売却するっていったら誰も手を挙げないのではないかというふうに思うんですが、ただ、観光の拠点という行政的な大きい目標を持っていますので、仮に売却できなかった、賃借ってということになるんならば、やっぱり経営を軌道に乗せるのは時間かかると思います。その経営者が一生懸命、数年間、おもてなしの努力をして人が集まってくるっていうことですので、例えば3年～5年は賃借料を無料にしていくなとか、何らかの、その優遇策、これは、個人の企業経営を助けるのではなくて、あそこを観光の拠点にしようよとか、活性化拠点にしようよといった行政目的での投資、こういった考え方の中で、手を挙げる人がおれば、ぜひ思い切った支援を検討していただきたいというふうに思うのです。これ、なかなか、今、何もない、資料のない状況の中でお答えは無理かと思いますが、そういう考え方に対する基本的なお気持ちはあるかどうか、伺います。

副 町 長

旧紅葉園の活用について、町の思い切った支援をとということでございます。先ほど来、議員さん申されておりますように、今は、提案型で売却をとということで、まず第一に考えております。それが無理であれば、先ほど申し上げましたように、やはり、この施設を動かしていないとですね、どんどん老朽化して資産価値が下がっていくということがありますので、何らかの形で賃貸でという形になっていくかと思います。今、御提案のありましたように、賃貸料の無料化ですとか、あるいは思い切った行政支援をとという提案もいただきましたので、まずは提案型で入札をして、それが無理であればですね、賃貸借を考えていく中で、町として最大限の支援をしていきたいと思っております。ただし、町がこの施設を経営していくということはありませんので、どなたかに経営していただいて、賃借をして経営していただくという基本方針でまいりたいと思っております。

折山議員

また、くどいようですが、大きなあそこ一帯の活性化の構想があるわけですから、これ、ことしどうこうとか、余り短期を見据えずに、住民理解を求める上で、もう取得をしましたと、あとは町でしっかり管理しながら、このしっかりした活用を見つけて、体制を整えた上で、新年度、やっていきますくらいの、ぜひ姿勢をお示しいただければと思います。

次の質問事項に移ります。質問項目2「道の駅へ保健栄養コーナー開設を」。これ、道の駅田切の里オープンに当たりまして住民から寄せられた提案でございます。先ほど同僚議員から「ちょっと意味がよくわからんで、しっかり説明をしろよ」という御指摘も受けましたので説明をさせていただきますが、道の駅に保健師さんや栄養士さんがいて、健康相談、栄養相談、指導、こういった窓口があると、なかなか役場の健幸教室っていうと身構えて、私もこの間、終わりましたが、身構えて来るか、なかなか来づらいんですが、住民の気軽に相談、利用できるし、道の駅もですね、そのこと一つ自体が一つの道の駅の魅力になっていくんじゃないかということを考えた住民の方からの提案でございました。私は、今後の行政運営の一つの方向性としておもしろい発想、考え方かなというふうに思っ

ております。つまり、行政窓口を積極的に地域へ展開していくんだという、その方向性で、これはおもしろいなあと思いました。しかも、場所がですね、両道の駅、ここで町内外からの集約地でありまして、さまざまな行政窓口の展開っていうものが考えられるわけであります。

そこで、質問要旨 2-1、保健師、栄養士の出張窓口設置を両道の駅へ提案いたします。これは当面の窓口としていかがでしょうか、ということで、常駐は、今の人的体制ではとても困難だというふうに思います。曜日ですとか時間帯を限定して、できる範囲で役場を飛び出して、そこで対応していく、徐々に定住促進、福祉、観光行政、などなどに拡大していくという方法も考えられると思います。それもまた定着してきたら、今度は総合窓口っていうものを持って、これ、オールマイティーで担当できる職員なんか誰もいませんから、対応できないものについては役場等の電話で担当部署との連携をもって住民対応、あるいはよそからのお客様に対する対応をしていく、こういった方法もあろうかと思えます。昨日の竹澤議員のワンフレーズであります「オンリーワンの行政運営」。こういった一つの方法として、次期総合計画でありますとか実施計画、早ければ実施計画のどこか、少なくともそういった、これ、単に、もう人手がないからだめっていうんではなくて、これからの行政運営のあり方を考える一つの方法として、庁舎を飛び出した行政窓口の設置、こういったことを両方の機会に、少なくとも検討のまな板には載せていただきたいなあとというふうに考えるわけなんですけど、いかがでしょうか。

健康福祉課長

私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思えますけども、今、提案のございました保健栄養コーナーの設置でございますが、飯島町の第5次総合計画の5章に「生涯を通して健康で生き生きと暮らすことができ、やすらぎと潤いのある生活を送るために、①好ましい生活習慣とバランスのとれた食生活の実践は欠かせない」というのが掲げてございます。今の御提案をいただいたものにつきましてはですね、その趣旨には合っているというふうに考えておりまして、ただ、道の駅、両道の駅ということでございますが、田切につきましてはですね、重点道の駅の中で福祉関係、保健関係のものをいずれ実践をするということで重点道の駅というふうになってございます。七久保のほうはそういうふうになってございませんけれども、今、議員おっしゃいましたように、その道の駅の全体の運営のコンセプトとか位置づけというのもございますし、運営の仕方もございます。そこら辺のところもあわせましてですね、今後の検討事項とさせていただきたいというふうに考えておりまして、今すぐとか、そういうことにはまいりませんけれども、今後、民間活用とか、そういうものを含めた中でですね、検討事項とさせていただきたく、お願いいたします。以上でございます。

折山議員

そうですね、やっぱり何か始めるっていったら、しっかり検討をしてつから入っていくことが正しいと思いますので、実施計画上の位置づけでありますとか、次の中期総合計画への位置づけとか、長い目で見て、どういうふうにすると住民福祉の向上につながっていくかなという視点で、じっくりとこれは検討していただければと思います。

最後の質問項目で、事項でございます。質問項目 3、与田切公園の蒸気機関車の活用について伺います。これ、実は、私の近くに鉄道に詳しい方がいまして、この方からは常に

飯田線へのお座敷列車を運行できないか、S L機関車を飯田線へ持ってきて走らせないか、いろんな夢のある提案を寄せていただいております。その中で、与田切公園の機関車を動かせないかという提案を今回は質問させていただくわけなんです、この質問の通告後、多くの皆さんから「あれ違っておるぜ」と「あれは蒸気じゃねえぞ。ディーゼルだぞ」ってみんなに注意を受けまして、私の知識のなさ、反省しながら、ここで項目の訂正をさせていただきます。与田切公園のディーゼル機関車の活用について続けて伺ってまいります。

質問要旨3-1、稼働できないか、簡単に言うとエンジンかからんかっていうことなんです、先ほど申し上げましたが、中央アルプスとその山麓、与田切溪谷や千人塚は、今後、国定公園化だとかジオパーク認定の広域的な動きの中で、ちょっと注目を浴びる場所で、その与田切公園、なおさら、そんなような位置にあらうかと思います。また、去年の中期の計画の中には与田切公園の水の駅構想も位置づけていただいております。そうしますと、何となく町民の皆さんも言っていらっしゃるんですが、与田切公園から坊主平、あのあたりまでを有機的な活用ができない中っていうことの中で、これは、この後の提案は、極めて、河川法から砂防、いろんな自然公園、いろんなちょっと障害があることは承知で、ともに夢を語ってみたいなということで申し上げるんですが、もし園内に展示してある機関車が動くのであれば、例えば坊主平から公園までの往復運転ができれば、これまた活性化っていったようなものにつながっていくのではないのかなあというふうに考えるものですが、まずその前に、あの機関車は修理すると動くんでしょうか、その点、伺います。

産業振興課長

まず、あのディーゼル機関車が動くかという1点についてお答えさせていただきたいと思いますが、大変申しわけございません。あそこに展示されている車両につきましては、平成8年5月に、御存じかと思いますが、日本石油株式会社伊那営業所より寄贈されたディーゼル車でございます。あそこにパネルでちゃんと説明して書いてあるわけなんです、この動力車につきましては、昭和55年から平成8年までの間、J R飯田線の七久保駅本線から積載タンク車4両を牽引して、旧ありました日本石油側の引き込み線に引き込む作業をしていた車両でございます。平成8年3月に貨物輸送がJ R飯田線で全面廃止となったため町へ寄贈されておりますけれども、私もきのう、恥ずかしながら見に行っていました。エンジンまであけて見ましたけれども、私の素人考えでは、ちょっとこれを動かすのは大変なことかなあというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

折山議員

そこで話が終わってしまうわけなんです、ちょっと、これ、子どもさん連れのね、あそこを、公園を利用するお母さんとか、そういう方からも、結構、声は皆さん聞いていると思うんですね。夢、夢なんです、素人目ではなく、ちょっと1回、専門家に、ディーゼルエンジンっていうのは、結構、あれ、持ちがいいらしいですよ。古くても何か動くっていうことは聞いたような気がするんですが、動かないって言えば大事に展示しておっていただければつうことですが、もし動くとなれば、いろんなことをクリアしながら、今の農道の下を線路をつくって、これはちょっと無理かと思いますが、上のキャンプ場あたりから鉄路を引いて、向こうへ行ったら、そのまま、またバックで戻ってくるつ

		つうようなことになるかと思うんですが、そういったことが考えられないのかどうか、リニアの時代に合わせてですね、ちょっとああいうノスタルジックな、ちょっとものがあるっていうのは、こういう、先ほど申し上げました駒ヶ根から松川からここまで人を運んでくる一つの魅力の創造には、醸成にはつながるのではないかと思いますので、そんな点、答弁は結構であります。どこかの時点では、また御検討いただければなということを申し上げて、私の質問を終わります。
議 長		ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分とします。休憩。
休 憩		午前 1 1 時 5 2 分
再 開		午後 1 時 3 0 分
議 長		休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
6 番		6 番 堀内克美君。
堀内議員		それでは通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。今回は「地域の景観、生活環境の保全について」と「耕地自治会加入条例の制定について」の 2 点についてをお伺いをしていきたいと思っております。まず 1 点目として「地域の景観、生活環境の保全について」をお伺いをします。町長は、飯島町の田園風景は世界に向けても自慢のできるステージであり、残したい日本の原風景であるというふうに評価をしております。しかし、地域では地域住民が知らぬ間に景観や生活環境が脅かされる事件が起こっております。そこで、事業者が新たに耕地自治会内で事業をおこす際に、地域としていち早く情報を察知する、そんな体制を町として整備していただきたく、そんなことで、実際には、今、北河原耕地で悩んでいる問題を例としてお伺いをしてまいりたいと思っております。そこで、まず初めに、町長は、現在の飯島町の景観、生活環境、先ほど町長の言葉も御紹介しましたが、どのような状況にあると捉えておられるのかお伺いをいたします。
町 長		堀内議員の一般質問にお答えいたします。現在の町内の景観と生活環境をどのように捉えているかと、こういう御質問でございますけれども、飯島町の景観と生活環境につきましては、美しく豊かな自然に恵まれた住民共有の財産であるとともに、2 つのアルプスとそのもとに広がる先人たちが築き上げてまいりました田園風景は世界一のアルプスのステージとして誰に対しても誇ることができると考えています。町の生活環境は、飯島町さわやか環境条例に沿って対応しており、このかけがえのない財産を後世まで守り育てていくことが使命だと考えております。
堀内議員		全体を見ると、町長の御答弁のとおりかと思います。 しかし、細かい地域に入っていきますと、産廃を捨てられたり、ごみの捨て場になったりしたりしているところなど、いろいろの状況がありますし、また、地域にはそれぞれ新しく事業展開して入ってくる、そんなようなものもあります。そんなことで、質問を続けさせていただきますが、その次に、もう一つ違う方面からお願いをしていきたいと思っております。

が、地域につきましては、それぞれ町の発展のためにいろいろの開発が行われております。それぞれの開発によって景観が損なわれる地域があったり、また、生活環境が悪くなったところがあります。全体のためとはいえ、開発の代償としまして地域住民が受ける弊害、こんなようなこともあるというふうなことがあると思います。一つの例としましては、伊南バイパスの建設、これは伊南地域、あるいは飯島町に大きな貢献をもたらす事業でありますし、また、町の発展のためには欠かすことのできない事業でもあります。しかし、町内では2本の長大橋が建設されております。その橋の下となる、具体的には北河原耕地、中平耕地、本郷第六耕地は、将来、条件不利地域となることが予想されます。特に伊南バイパスが全線開通をしますと、この地域の交通量は激減をし、場合によっては過疎地域ともいえる、そんなような状況になり、土地の工事価格も多分大幅に下落すると、そんなふうに思います。また、この交通量の減少したこのような地域は、多くの皆さんの目が届かない場所となりますので、産業廃棄物の不法投棄などを初め、環境破壊が進む心配があります。この地域では、場所によっては橋の上から出る朝日を拝み、橋に沈む夕日を拝む、そういうところも実際に出ます。私の家も、夏は多分、中田切の橋の上から朝日を拝むというような所になるような気がしております。景観や環境の悪化は、開発の引き換えにその地域の者が受けざるを得ない負の財産となります。町は、このような開発の代償に条件不利地域となるところにどのように光を当ててもらえるのかについてをお伺いをいたします。

町 長 通告の1-2、開発と景観、生活環境の保全の課題、例に挙げていただきました伊南バイパスを例にお答えをいたします。伊南バイパス道路は、町全体が抱えている課題、例えば唯一の広域幹線道路である国道153号線が車に集中することにより、救急車、消防車など緊急車両の活動が妨げられることやアップダウンやカーブが多い震災対策緊急輸送路として機能が不十分であること、これらのことに解決に向けて建設される道路であり、それぞれの地域がその沿線にあるか否かを問わず、町全体に恩恵をもたらす道路であります。町内の各地域での条件が不利であるかどうかについての捉え方はさまざまですけれども、町としましては、条件不利となる地域があるとすれば、まずは御相談いただき、対応を検討してまいりたいと考えております。

堀内議員 それぞれ考え方の違いがあるということで、状況によって相談の上、対応していただくという話ですが、実は、4号橋の橋の下には町の施設として田切の野球場があるわけがあります。現在は、ほとんどが駒ヶ根市のシニア野球チームのホームグラウンド、こんなような形で使用されております。周辺を含めて管理も、どうもそのチームに委託されているようではありますが、グラウンド内のグラウンド面はおおむね手入れが行き届いているようですが、グラウンド周辺には、そのチームのものが乱雑に置かれている、特に練習用の資材、あるいは冬場のたきものが今もあります。それらのものやグラウンド整備用の器具などがその外に置かれているという状況でございまして、飯島町の野球場とは言えない状況というふうに私は見ております。今の段階でもこんなことですので、特にそんなような橋の下になって不利益地域になると、ますますそのことが増長しりやあせんかなあ、そんな心配もしております。また、中田切の工業団地が隣接しておりますが、昨年来、ある企

	業の開発計画が地元地権者に示されましたが、その後の進展はいかがになっているのでしょうか。関係する土地の所有者は、昨年、農地中間管理機構の経営転換支援金、これをもたらえないまま現在に至っている状況でございます。また、バイパスが開通すれば、先ほど申し上げましたが、ますます条件不利地域となるのは目に見えております。特に、先ほども申し上げましたが、景観、これは、もう確実に悪くなると思いますし、環境も、先ほど言いましたが、人の目が届かなくなれば、それだけ低下していくのではないかと、そんなふうに思います。そんなようなことは、もう予想がされますので、先ほど町長は相談に乗ると言いましたが、今からでも手を打っていただいて、そういう条件不利地域の支援を検討をしていただけたらどうかということで、再度、お伺いをしたいと思います。
町 長	いろいろと御心配が多いんですけれども、景観や環境の変化に応じて、地域と、また行政が連携する中で、それぞれに応じて対応してまいりたいと思っております。
堀内議員	まだ、実際には2年後以降に現実的な状況が出てきますので、それぞれ胸の中において対応していただきたいと、そんなふうに思います。それから、4号橋につきましては、現在、上部工事が最盛期を迎えておりますが、工事のため橋の下の町道は長期間通行どめや迂回をせざるを得ない状況になっております。これは、ことしの春ですか、兵庫県の橋梁の工事中に橋が落下するというような事故を受けてのどうも対応のようですが、下の町道は全部通行どめということで、例えば北河原中平幹線につきましては、この9月1日から来年の4月いっぱい、その間が通行どめというような状況になっております。しかし、地域の皆さんは何も言わずに、この状況を受け入れております。そんなようなことから、工事中には、2号橋の建設時を上回るような地域に明るい話題の提供を期待をしております。そうしながら次の質問に移ってまいりたいと思います。 次には、飯島町さわやか環境保全条例、これについてお伺いしますが、第21条では特定事業の届け出が義務づけられております。この際、地元の、この中には、特定事業の中には別表がありまして、幾つかあるわけですが、この際、地元の区や地区の耕地等の同意が必要としているのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。
町 長	1-2-2、通告によりますと「開発と景観、生活環境の保全への課題は」「さわやか環境保全条例の特定事業の届出書に地元同意を加えられないか」と、こういう御提案、御質問でございます。飯島町さわやか環境保全条例の第21条の特定事業の届け出の中には地元の区や耕地の同意を必要とする記述はございません。第23条の事前調査及び指導の中で、事業者に対して地元に対しての事前説明や協議を行うように指導、助言をしていくことになります。地元同意につきましては、第26条の環境保全協定の締結の項目等を含め、上位法令との整合性を図りながら整理をして、盛り込むことが可能かどうか研究し、先ほど浜田議員からの御質問で環境保全条例等の見直し、改正を行うと申し上げましたが、あわせて見直しを行い、検討してまいりたいと考えております。現在の対応につきましては担当課長より説明申し上げます。
住民税務課長	それでは現在の対応について御説明させていただきます。特定事業の確認ですけれども、こちらは、町に建築確認申請書が提出されたものにつきましては、所管の課に書類が回覧されますので、その段階で適応すべき施設かどうかの判断をしております。また、事前に

事業者の方から町に相談していただく機会を捉えて特定事業の届け出の必要性についてお願いをしています。これらのタイミングで地元の皆様への情報共有を図ることは可能であるかと考えております。しかしながら、建築確認申請を伴わない軽微な施設につきましては、なかなか実態がつかめない場合もございます。これらにつきましては、地元の方からも、もし何らかの情報がございましたら、事前に町に御一報いただけますと情報共有ができるかと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

堀内議員

今までの状況の中でいきますと、地元同意というものは必要としないような状況になっているかと思えます。地方の時代、地方分権で地方の時代ということが言われてきておりますので、あるいは飯島町独自でそんな規制をつくってもいい時代にも入っているのかなあと、そんなふうにも思えますので、それぞれ状況を見ながら対応をお願いをしていきたいと思えます。

それでは、続いて次の質問に移ってまいりたいと思えます。「環境保全条例の制定について」をお伺いをします。この件につきましては、町としましては平成30年の条例制定に向けて動き出しているということでございます。現在は、平成16年に制定されました長野県景観条例により、町内の規制は実施をされているというふうにお伺いしております。町が条例を制定すると、景観行政団体ということで町独自の規制ができるものに移行することになりまして、それが平成30年に制定予定のものだというふうに思っております。現在、県の条例の枠の中にある飯島町ですが、景観行政団体、町独自で条例をつくったときに移行したとき、規制の内容については違いが出るのか、それについてお伺いします。すみません。それから、もう一つ、今までに幾つかの規制があるのは——規制というか、住民協定やなんかもあるわけですが、古くは中央アルプス花の道の、確か広告規制ですか、これがあると思えますし、伊南バイパスの沿線では、3地域ですか、景観育成住民協定、これが実施をされており、それによる規制があります。前に申し上げましたが、地方分権一括法を施行以来、地方の独自性が発揮できるようになりました。町の独自性を発揮した状況がこれでもつくれるのか、それについて、広報を見ますと、建造物の高さや色、敷地の色などについては独自性が出せるということが言われておりますが、規制の対象は何になるのか、また、どのような独自規制を考えておられるのかについてをお伺いをいたしたいと思えます。

建設水道課長

それではお答えを申し上げます。現在、当町での景観行政は、景観法に基づき長野県が景観行政団体となって長野県景観計画に沿って行われております。一方で、今後予定されている伊南バイパスの全線開通やリニア中央新幹線の開業などにより、土地利用の変化や県外資本などの流入が予想されます。こうした背景から、個性ある飯島町らしい景観を守り育てるため、飯島町が直接、景観行政を担う必要があることから、今年度より3カ年をかけて飯島町景観計画の策定と景観行政団体への移行を進めてまいります。御質問いただきました現行の長野県景観条例による規制と、飯島町が景観行政団体へ移行した後の規制の相違点でございますが、現行の長野県景観条例は、県下一律の基準により運用されているのに対し、今後作成予定の飯島町景観計画は、町独自の基準を盛り込んで景観行政を推進することが可能となります。具体的な基準の内容は今後の検討事項でございますが、届

け出をしていただく行為の範囲、建築物や工作物の高さ、形態意匠といった基準などを設定することが可能となります。もう1点ですけれども、独自性の関係でございます。町が景観行政団体へ移行することにつきましては、ただいまの独自性は発揮できるかという御質問でございますが、長野県におきましては、地域の特性に応じたきめ細かな景観育成を図るため、市町村が独自の景観行政を担うことが望ましいといたしまして、県内市町村が景観行政団体へ移行することに対しまして、支援をいただいております。当町におきましても、2つの雄大なアルプス、飯島陣屋、千人塚など特徴ある景観を有しており、景観に対する住民の皆さんの意見や考え方を十分に反映した、独自性のある飯島町景観計画の策定を進めていきたいと考えているところでございます。そこで、本年度は、景観基礎調査といたしまして、町内景観の現況調査、分析、また町民、小中学生へのアンケート調査及び景観ワークショップを開催いたしまして、住民の皆さんの意見を多数お聞きしていきたいと考えているところでございます。

それから、最後になりますが、何を対象とした規制なのかという御質問でございますが、景観計画の中には届け出の対象となる行為の範囲を定めることができます。これは、建築物の建築や工作物の建設、都市計画法に規定する開発行為などを実施に当たりまして、届け出の範囲に該当する場合は、事前の届け出が必要になるというものでございます。さらに、景観計画の中には行為の制限の基準を定めることができます。これは、建築物や工作物の形や色といった形態、意匠、また、建築物や工作物の高さなどの制限を設け、適合していなければ勧告などをすることが可能になります。なお、具体的な届け出対象行為や制限基準につきましては、今後の景観計画の策定の中で検討してまいります。

堀内議員 今、計画策定に着手したところということで、これから住民の皆さんの意見を十分吸い上げた上で、飯島の独自性を発揮したものをつくっていただけるということですので、期待をしてみたいと思いますが、もう一つ、伊那市の例をちょっと引いてみたいと思いますが、伊那市では、3年くらい前に景観保護地域に移行しておりまして、市の条例をつくっているところです。伊那市では、ある地域を景観形成重点地区というものに指定しまして規制を強化をしているということでございます。この例を引きますと、例えば区単位あるいは耕地自治会単位でその規制も可能なのかについてをお伺いをしたいと思います。

建設水道課長 ただいま伊那市の例もお出しをいただいたところでございます。景観重点地区という位置づけがございます。飯島町におきましても、景観計画の中に規定することによりまして、重点地区として位置づけていくことは可能でございます。例えば、一般地域よりも、ただいまのA、B、CのA地区ということで例を出しますと、このA地区のほうがより厳しい建築物の高さ制限を設けるといったことが可能となります。

ただし、こうした制限の基準となる景観形成基準は、そこに住む町民の皆さんも制限の対象となりますので、地元住民の皆さんの御理解が必要だと考えております。

堀内議員 それなりの場所、地域によって、そういうことの規制は可能であるけれど、そのかわりに地域住民も規制を受けるよというお答えであります。もう一つお伺いしたいと思います。現在、伊南バイパス沿線で、景観育成住民協定、これを実施している地域があるんですが、例えば、これを集落単位でその協定をつくることも可能なのかどうかお伺いしたい

と思います。

建設水道課長

景観育成住民協定につきましてでございます。現在、飯島町内におきまして、この景観育成の住民協定は4つございます。広小路商店街の皆さんによります飯島町中心商店街等まちづくり協定、それと伊南バイパス沿線住民の皆さんによります伊南バイパス景観形成土地利用住民協定、こちらが飯島地区、田切地区、本郷地区のそれぞれで締結をされているところでございます。これらの住民協定につきましては、地域の住民の皆さんが景観づくりのために一定の区域の建物の色彩や形態などに関して独自のルールを定め、みんなでそれを守っていくために協定でございまして、長野県景観育成住民協定認定要綱に基づいて県知事の認定をいただいているところでございます。協定の認定につきましては、協定区域内の住民のおおむね3分の2以上の合意が必要などの要件がございます。なお、飯島町が景観行政団体に移行した後は、町の住民協定認定制度により対応が可能となりますので、景観行政団体への移行に合わせて制度の検討をまいります。

堀内議員

それぞれ地域住民のおおむねの合意があればそんなことも可能だということもお伺いをしました。それぞれの規制の内容についてはお伺いしましたので、それでは、具体的に北河原耕地に現在起こっている問題を例にお伺いをしてまいりたいと思います。まず、現状をお話をいたしますと、ある産業廃棄物収集運搬業者の方が、北河原の農業振興地域外の白地の農用地、これを農地法第5条の許可を多分5月ごろ取得されております。その土地に産業廃棄物の収集運搬業に付随した事務所の建設、収集運搬業じゃなくて付随した事務所の建設、それからトラックスケールの設置、産業廃棄物の収集用の鉄箱などの置き場、あわせて従業員の駐車場、これを建設するというようなことを計画しておられます。このようなことが6月に耕地総代のほうに業者の関係者から話があったということでございまして、耕地としましては、この際に初めてこの問題を知ったというところでございます。ちょっと、先ほどよくわからないことを聞いているなあと思って、皆さん思ったと思いますが、いろいろの申請に同意をとということは、もし総代さんに同意をして出すという書類が必要であれば、そのときに総代さんは現状を把握していろいろと協議をできたというふうに思いますが、そのことがなかったもので、そんなことがなつたと思います。現在、耕地では、その業者の方と協議中ですが、どうしてもスタートのおくれは否めません。耕地では、いろいろお話の中で、業者もそんな悪い方じゃない、誠意もある方だろうというようなことで検討を進めておりますが、町にも指導をお願いして、お互いに良好な形で同意がして協定ができるということを願っているところでございます。この業者は、産業廃棄物の一時置き場や分別は駒ヶ根市の従来の場所で行うために、北河原の土地は産業廃棄物収集運搬業の届けの必要がない事業所と、そういうことになります。場所は通学路に面しておりまして、幅員が3～4mの町道に隣接した土地であります。この町道は国道と広域農道の連絡道路として通勤時間帯には交通量も多くあります。地域では、通学道路沿線でありますし、将来、産業廃棄物収集運搬事業をこの場所で行うのではという心配もありまして、大きな問題となっております。耕地としましては、対策委員会を設置して、現在、対応を行っているところでございます。そこで、お伺いしたいのは、先ほどからくどく言っていますが、飯島町さわか環境保全条例第21条では特定事業の届け出が義務づけ

	られておりますが、この産廃業者のこの事業については、施行規則第6条の別表の廃品回収業、これには該当しないのか、該当しないようなふうに担当との話の中では聞いていますが、再度、その該当しないのかについてをお伺いしたいと思います。
住民税務課長	廃品回収業についてですけれども、飯島町さわやか環境保全条例の特定事業の届け出、第21条の中に「県知事に届け出の義務を有する事業を除く規則で定められる事業」という記載になってございます。このことから、御質問にありました廃品回収業につきましては、県の許可事業となる産業廃棄物処理運搬業は含まれないというふうに解釈をしております。
堀内議員	そうしますと、ああ、産業廃棄物収集運搬事業については全般的に県の許可権限ですので町ではだめだということのようです。そうしますと、その別表の中で一番下に「その他町長が特に必要と認めたもの」という項目がありますが、これもそれに該当してしまうんですか。あるいは、それは町のほうで規制すればできるんですか。お伺いします。
住民税務課長	別表のその他の「上記以外で町長が特に必要と認めたもの」という内容でございますが、これが何を指すのかということでございます。この項目については、施設として積みかえ、保管が必要なものであったり、排水等の関係で地元著しい影響がある場合などを想定しております。
堀内議員	そうしますと、例えば、その今、予定されている土地の中で著しく汚水を排水するとか、そういうようなことについては規制の対象になるということに理解してよろしいですか。
住民税務課長	そのときのその状況であったり、様子とか状況で判断させていただくということになるかと思えます。
堀内議員	それぞれの状況もあるということですので、また、その状況については、それぞれの地区で相談していくということのようですので、そんなふうをお願いしたいと思います。いずれにしても、今まで幾つかのことをお伺いしてきましたが、私の言いたいのは、地域がより早くにそんなような情報を、開発の情報を察知して対応するためには、行政と地域が連携が大切だと、そんなふうを考えます。地方の自治権も拡大してきておりますので、ぜひ、飯島独自の規制、そういうようなものをつくってもよいのではないかな、そんなふうに思いますので、法律に抵触するとか、いろいろのこともあると思いますが、そこらのこともよく協議の上に、ぜひ町としての規制をしていただけたらと、そんなふうに思います。特に北河原の例を申し上げましたが、それぞれの耕地の自治会でも起き得る問題だと思いますので、ぜひ、この対応をお願いしたいと思います。この際、町長の言われております民間感覚と行政感覚の融合で地域創生をぜひ進めさせていただきたく、飯島町独自の規制、これを期待して、町長にお伺いをしたいと思います。
町長	環境に限らず、景観も、なかなか、この時代において悩ましい問題でございます。飯島町だけじゃなくて、この近辺、一円、同じような問題を抱えているわけでございます。重要なのは、やはり地域から上がってくる、まず第一報、これを早くつかむことが大事かと思えます。ぜひ皆様方にも、また町民の皆様方にもですね、そういう情報をキャッチしながら、いち早く報告していただきたいと思います。また、そういったものに対する新しい飯島町の条例をつくっていくわけなんですけれども、議員の皆様方、また審議会の

	皆様方、町の住民の皆様方、それぞれのお知恵を拝借しながら飯島独特の条例をつくっていききたいというふうに思っておりますので、ぜひ御協力のほどお願い申し上げます。
堀内議員	それぞれいろいろの壁はあると思いますが、町長は前向きに対応をされるということをお答えいただきましたので、ぜひ、耕地の役員の皆様、地域の住民の皆さんのために、日夜努力されて、大変御苦勞いただいておりますので、そんなような形で進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
	それでは、続きまして次の質問に移りたいと思います。「耕地自治会加入条例の制定について」をお伺いをいたします。まず初めに現在の耕地自治会加入率、どのようになっているのか、伸びているのか、あるいは減退しているのかお伺いします。
企画政策課長	それでは、この耕地自治会加入率について御説明を申し上げます。昨年の 10 月 1 日現在の耕地自治会の加入率は、世帯で 85.1%、人口で 90.2%となっております。前年度との比較ですが、また、その前年、平成 26 年の加入率は、世帯で 85.5%、人口で 90.4%となっており、増減につきましては、世帯で 0.4%の減、人口で 0.2%の減となっております。なお、これらの加入率はアパート等を含んだ集計となっております。
堀内議員	移住と定住では、平成 27 年度末の人口は増加しているというふうに数字を見ております。これは、それぞれいろいろ取り組みの成果として評価をしております。町長の定住自立圏構想、これにつきましては、耕地自治会加入の促進というのはその中に入っているのでしょうか。本腰を入れて対応していかないと、昔のような、昔は地域で「結」というようなことで共同の作業が行われたわけですが、その精神が薄れて、今でも薄れてきておりますが、ますます薄れていきまして、個の時代の現在、集落の崩壊の危機を迎えるんじゃないか、そんなように危惧をしております。自治会加入の促進についての町長のお考えをお伺いをいたします。
町 長	続きまして通告 2－2 の通告でございます耕地自治会未加入者の加入促進に本腰を入れよと、こういう御提案でございます。私としまして、また町としまして、耕地自治会への加入は特に重要と捉えております。現在、窓口では転入時に耕地自治会への加入をわかりやすくお勧めするチラシを渡しながら加入をお願いするとともに、各耕地総代、自治会長と連絡、連携をとりながら加入促進を行っております。また、町が進めております定住促進の施策につきましても、補助等を受ける際には自治会への加入を条件とするとともに、移住を進める際には必ず耕地自治会への加入をセットとして推進しているところでございます。
堀内議員	今、町でも以前からお伺いしていますが、それぞれ努力をされてきているというふうに私も見ておりますが、なかなか都会から来る皆さんは都会と地域の違いというものに理解を示していただけない。そんなふうなことが現在も続いているのかなあと、そんなふうに思いますが、現在、高齢化の進行、将来人口の減少、こんなことを考えますと、飯島町の広い居住地域の中、景観や生活環境を守っていくということも大変な時代が来るというふうに考えております。耕地自治会加入問題というのは、協働の地域づくりには絶対に欠かせない、そういう問題だと思います。農政の関係ですが、国の交付金を活用した農地維持支払という事業がありまして、昨年度から耕地自治会にも一緒に連携をさせていただいて、

道路、水路の草刈りなんかの共同作業もスタートをしております。このようなことを始めたところですが、耕地によってはなかなかうまくいっていないところもあるので、ぜひ、農政サイドの仕事と考えなくて、地域の共同事業というふうに考えていただいて、この時期を逃がさず、これからのまちづくりの基本というふうにも捉えていただいて、積極的な対応を求めていると思います。町と地域住民が手を取り合ってこそ豊かな未来が開ける、そんなふうに確信をしております。そのためには、耕地自治会の加入率のアップ、これが絶対条件だと思います。協働の力で住みよいまちづくりを進めるために、町として耕地自治会加入条例、これの制定を提案をします。近隣の町でも町の基本条例の中にこの条項を入れている自治体がありますが、なかなかはかばかしく入っていないというふうには聞いておりますが、飯島で、もしつくとしましたら、耕地自治会加入条例という目的を絞った条例をつくってもらって、また、内容は、かた苦しくなくとつきやすいものにしてもらっていったらどうかなあと、そのことで住民協働を育成していったらどうかなと思っております。この条例があれば、窓口でも、こういうことで、飯島町はこういうことをお願いしていますよっというところがその条例をお示ししてわかってもらえればいいんじゃないかなあ、そんなふうに思いますので、ぜひ、そんなことを御検討をいただきたいと思います。耕地自治会ごとにいろいろな条件があると思います。例えば、財産を持っている耕地だとか、そんなようなところは加入金が高いとか、いろいろなことがあると思いますが、そこらところは、ぜひ、各耕地自治会と町が話しをして、棚上げしていけるものは棚上げして、入りやすい条件整備をしていってもらって、耕地自治会加入条例を制定していただけたらと思います。特に町長の特命チーム営業部の事業として人口増加に前向きで対応できるというふうに私は思いますので、耕地自治会加入条例の制定を提案をいたしまして、町長のお考えをお伺いして、質問を終わりとさせていただきます。

町 長

耕地加入条例の制定について御提案をいただきました。議員おっしゃるとおり、協働活動で地域は成り立っており、町も協働のまちづくりを進めてまいりました。同じく、定住促進を進めるに当たりまして、住民が手を取り合って暮らすことは必要なことであり、町の魅力であるとも認識しております。

町が耕地自治会の加入促進に取り組んでいるのは前述のとおりですが、各耕地自治会みずからが地域を取り巻くさまざまな課題、自治会加入金や毎月の会費、会議や出役負担の軽減等の解決に向けて積極的に取り組んでいくことも、これからはさらに重要となると考えております。また、そのための支援として自治組織へのアンケート調査や移住された方と住民との交流を通じてお互いの悩みや課題について情報を交換する飯島大縁会などにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。御提案いただきました耕地自治会加入条例の制定につきましても、住民と一体になって進められる内容を住民の皆さんと知恵を絞っていく中で、今後、研究させていただきたいと思っております。

飯島町のこの自然が魅力的で、移住の大きな原因になっております。しかしながら、この自然、先祖から、先人たちから受け継いできた自然なんですけれども、決してこの自然はただで手に入っているわけではございません。大勢の方の苦勞、今でもこの自然を維持しようとする地域住民の働きによって、この豊かな自然、川、緑、田園風景が維持されて

いるわけでございます。ですから、ここへ住む人はですね、ともにこの自然を守ることがやっぱし条件で、みんなで守っていかなければならないという認識を持ってここにみんなで住んでいただきたいというふうに思っております。都会から来て、こういう地域とのつながりに、今まで都会で、そんなこともなくてですね、川の清掃や草刈りや山の芝刈りみたいなこと全然なくて暮らしていて、いい自然だなあと思って来られた方には「寝耳に水」のようなお話かもしれませんけれども、しかし、この自然は大勢の働きのもとに維持されているということを理解しなければならないし、また、そういったお話をですね、周りの方がしっかりとお伝えするということが大事ななあというふうに思っております。また、いろいろ、そういった転入されてきた方に限らず、今、こういう時代の中で、耕地の役割、区の役割等の、やっぱり軽減と組織の改革も今後考えなくてはならない課題になってきているのかなというふうに思っております。以上でございます。

議長
10番
坂本議員

10番 坂本紀子さん。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。3点お聞き、大きな課題として3点です。基本計画、基本構想と、それから行政評価の問題、それから分野ごとの個別計画についてであります。昨年一年間、基本構想審議会のメンバーに初めて加わり、後期計画の素々案を多くの方と審議する中で感じるがありました。そのとき、まちづくり推進室に意見を申し上げていますが、私の思いが冷めないうちに一般質問のテーマとしました。

最初の質問であります。「町の基本構想は10年でできているが、現在の経済、政治の状況を思うと10年は長いのではないか、8年とするような研究をするべきと思うが、いかがか」という質問です。先日、議会は議員全員で地域政治論、政治過程論をテーマとして研究している山梨学院大学教授の江藤俊昭先生を招き、地方分権の流れが進む中、議会のあるべき姿と総合計画の重要性について講義を受けました。その中で、岐阜県多治見市は基本構想を8年としていると聞きました。多治見市は11万2,000人。名古屋まで車で1時間。現在、議員数は24人。どんな経過でつくられたのか多治見市職員からお話を聞きました。平成14年から職員の自主研究グループが自治基本条例を研究し、翌年に大学の先生も加わり、平成17年9月、議会に議会基本条例、市民参加条例、住民投票条例など6本の条例を提案しました。しかし、議会で否決されました。その後、平成18年9月議会でさきに廃案となった内容を盛り込んだ市政基本条例が提案され、その中で基本構想を8年と位置づけたようです。誰が10年から8年へ提案したのかお聞きしましたら、市長提案だったと伺いました。その後、平成20年4月に市長選があり、新市長が誕生し、この年から8年の基本構想がスタートしています。

1-1、下平町長はマニフェストを掲げ当選され、4年間の町政を行うことになりました。このことを考えると、4年単位の2倍、8年という総合計画の期間にしたほうが仕事はやりやすいのではないかと、町長のお考えはいかがでしょうか。また、企画政策課長の考えもお尋ねしたいと思います。

町長

9月例会最後の一般質問、坂本議員の質問に答えてまいります。基本構想の年を8年と

	したらどうかと、こういう御提案でございます。理事者の任期に合わせて基本構想を8年にしてはという御提案をいただきました。理事者は任期4年の短期でかわることや、任期途中でおやめになることも考えられます。つまり、基本構想の期間を理事者の任期にそのまま合わせるということには無理が生じる場合があると考えております。また、当町の総合計画は、全町民の思いをできる限り反映しようと、住民意識調査や耕地自治会単位の懇談会やパブリックコメントなど、幅広く町民の意見を聞きながら将来あるべき姿を描いた町民の計画でもあり、理事者の考え優先で構想を組み立てることはいかがかと思っております。しかし、構想の期間設定につきましては、今の社会情勢や経済情勢の動きの激しい中で、10年の年数が本当に適当かどうかについては、地域構想策定の折に研究をしてまいりたいと思っております。私もマニフェストを挙げておりますけれども、この10年の基本構想が足かせになって不自由だ、という感覚は、今、持っておりません。
企画政策課長	それでは企画政策課長の立場でお話をさせていただきたいと思いますが、まず、当町の総合計画は、10カ年の基本構想。その中に社会情勢を踏まえた中で前期、後期の各5年を区分した基本計画。また、その下に財政予算を伴いながら3カ年の実施計画を位置づけさせていただいているところであります。また、他の、これが根幹の上位計画で他の下位計画、あるいは関連計画も、場合によっては、この期間数と合せているところもございます。この計画が今まで10カ年でやってきているところでありますが、町長も申しましたけれど、これが適切かどうかというのは、やはり次期策定時に再度検討したいと思えます。ただ、今、申したとおり、いろいろな部分で組み立てを行ってきておりますので、そういった影響も踏まえて研究をしてまいりたいと思えます。
坂本議員	町長の発言では、10年ってということが足かせになっていないということと、理事者も途中でやめる場合もあるので、4年の短期ということの中では、とりあえず今は、現在10年ということで適当だというお考えでしたが、研究をしていただけるということですが、次の2つ目の質問になります。 町長が就任されたときに既に第5次総合計画は前期5年が過ぎて、平成28年から始まる後期基本計画もでき上がっております。町長のマニフェストである風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジは、すべてこの後期基本計画の中に組み込むことができた、できるのですか。昨日、久保島議員の質問で、お答えを私のマニフェストは具現化したものなので基本計画と整合性があると言われましたが、どのような検討がされたのか、また、変更はあったのか、具体的にお答えいただきたいと思えます。
町長	質問の1-2、町長が就任したときに既に計画はできていたので、町長のマニフェストをこの計画の中にすべて組み込むことができたのか、ということでございます。第5次総合計画後期計画では、未来に向かって持続的で活力あるまちづくりを推進していくための方向性や方策が記されています。私が挙げましたマニフェストとの総合計画を照らした場合、その方向性や方策は総合計画の中で網羅されており、私のマニフェストには、その方策を実現するためのより具体的な施策をうたっていることが確認できます。このことから、私のマニフェスト、総合計画は、整合性を持って推進できるものと確認しております。5

カ年計画の総合計画も手法についての細部の計画ではなくてですね、大きな部分で捉えた計画だと思っています。その中で具体的な、じゃあ、それをどういうふうに具体的な施策を持っているのか、これが私のマニフェストに当たる部分でございまして、3つのチャレンジの中、ただいま議員さんが挙げていただきました3つのチャレンジの中のそれぞれ4つの項目があるわけでございますけれども、それが計画、5年、10カ年計画の中に十分取り込めるというふうに考えております。

坂本議員 私も3つの計画の下で4点ずつを見ましたが、一つ気になることは、風通しのいい行政へのチャレンジの中に飯島の未来に活躍するグローバルな人材育成のための海外留学支援とありました。これは、町内の子どもたちへの政策なのか、職員の人材育成に対するものなのか、内容によっては担当課が違ふと思います。この政策について今後どの係がどのように取り組んでいくお考え田あるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

町 長 今、具体的に一斉にスタートしているわけではございませんで、この4年間のうちに手をつけられればと思っていますけれども、このグローバル人材育成っていうのはですね、例えば農業者の留学っていうようなことも考えられますし、学生も考えられます。そういういろいろな立場の方が海外へ出て勉強してみると、こういう機会を与えてあげたいなというところのマニフェストでございます。

坂本議員 わかりました。ということは、今、私が質問したどちらにも該当するというお考えで、それでよろしいのでしょうか。

町 長 はい。

坂本議員 それで、ほかの部分に対しては、大体、現在のやっている課の中で担当が大体わかるような内容でしたので、今、一つ、私は不明なところをお尋ねしました。それで、先ほど課長が言われました上位計画というのは、多分、国土利用計画10年ということだと思ふんですけれども、多治見市の職員の方とも話をする中で、国土利用計画が10年なので総合計画も10年っていうところがほとんどだということで経過は聞いております。現在、多治見市も、そういう総合計画を8年でやっておりますけれども、国土利用計画は10年という中で経過していますが、現在、大きな問題はないと聞いております。また、多治見市の場合は計画をつくりっぱなしということではなく、ハード事業で国や県の補助金がついた時点で計画の見直しもしてきていると言われました。当町では、このままいくと平成30年ごろになれば次の第6次総合計画の策定の準備にかかることになります。総合計画が8年ということになれば、先ほど課長が申ししていた、その下のそれぞれの個別の計画とか年数ということにも変更が出てくると思いますので、今から、ぜひ8年とする研究をしていただき、町長マニフェストと余りにも整合性を立てるっていうのはよくないとは言っておりましたけれども、住民にとっては、やはり町長のマニフェストに対していいと思って投票をし、なっていたいたということで、その10年という任期よりも、8年というなら8年である程度、4年の中である程度の区切りとしてやるとしても、そういう中で、そのマニフェストを実現化してもらいたいということもありますので、ぜひ、この総合計画を8年っていうことを研究の課題にさせていただきたいと思いますが、町長答弁、もう一度お願いしたいと思っています。

町 長	次期総合計画を立てる中で8年ということも含めて検討していただきたいと思っております。
坂本議員	それではですね、2つ目の質問であります「行政評価の内部評価と外部評価について」であります。事務事業での職員みずからによる内部評価が平成24年から冊子として出されて4年目になりました。これは、261の事業がそれぞれS目的以上、A目的どおり、B目的に対して改善が実施された、C目的——Bが目的に達していないが改善が実施された、C目的に達しておらず改善もされずというような順番でつくられた63ページになる冊子です。これとは別にですね、一年間の事業内容をどのようにお金が使われたのかをまとめた行政報告書というのもあります。決算をするに当たり、この2冊を私たちも一生懸命読みますが、なかなか膨大な量なので、たくさんの文書と内容で、すべてを把握するのにとても時間がかかります。 2－1であります。行政報告書の中に、この内部評価の中身を入れ込めないかという質問であります。もう少しですね、効率的な見やすい形式の研究をしたらどうかという提案であります。それに対して御意見を伺いたいと思います。
企画政策課長	行政報告書の中に行政評価書を組み込むという御質問ですが、町では、行政報告書、決算書にあわせて行政評価書を発行しております。行政評価書の内容を行政報告書の各コードに組み込んで、という御提案をいただきましたが、箇条書きが主である行政報告書と一つの表の形式による行政評価書をばらばらに組み込んだ場合のページ数は、現在の行政報告書、行政評価書を合わせたページ数よりも大幅に増えることが予想されます。また、何年かやってきている中で、別冊にしたほうが見やすい、また編集もしやすいという意見もございます。ただし、いずれにしても、行政からの報告書等は、よりわかりやすく効率的になることが有効だと考えておりますので、御意見も含め研究してまいりたいと思います。
坂本議員	ええとですね、この形式になる前にですね、内部評価書をつくるという、その話が出てくる以前にですね、平成23年3月に浜田議員のほうから阿智村の評価書の例が出され、提案がありました。そういう中で、それとは違った形の文書形式のこういう評価書になったという、その経過がわかっているならば、どういう形で話し合いの中でそういうものになっていったのか、ぜひ教えていただきたいと思います。課長答弁をお願いいたします。
企画政策課長	ただいま具体的な阿智村の行政評価書ですかね、評価シートですかね、提案、具体的なことがありますが、これについては、私は見ておりませんが、ただ、他市町村のものもいろいろと拝見させてきております。ただ、大きく飯島町にとって違うことは、飯島町には、その行政報告書という飯島町独自のものがございます。他市町村のものを見ていくと、この行政評価書の中でその事業をあらわそうとしたり、決算状況をあらわそうとする中で、目いっぱい1ページを使うか、それ以上に資料が出されるようなケースがあります。飯島町としては、まず、この歴代つくり上げてきたこの行政報告書を、これは行政の一つのベースとしながら、それに伴うできるだけ簡易な評価書作成に努めてまいったと。ただ、これがベストかどうかというのは、いろいろな、また御意見をいただきながら精度を高めていきたいと。このように考えております。

坂本議員 飯島町の行政報告書はですね、非常に丁寧につくられているので、ほかの近隣の市町村の中では、これに近いものはないというふうに私も思っておりますが、そこに内部評価書というのが新しくできたということで、事務量の増加にはならないかということを懸念します。この、私が、その阿智村と言ったんですけども、私は宮田村も見せていただきに行きました。それから、宮田村さんはどこを参考にしたかといわれたら飯田市だということでした。この3つの市町、町、村と市はですね、大分、やはり先生たちが入っておられまして、そういう中で、こういう事業、事務事業決算シートというのと事務事業評価シートというのがA3の用紙で1枚でなって、それが、こう重ねられた形になっておりまして、文書は少ないんですけども、数値化しておりますので非常にわかりやすくなっております。決算の金額はですね、3年前までさかのぼってそこに表示されております。評価でも、うちは本人評価一つですけども、そこを見ますと、1次評価は本人、2次評価は企画政策課、項目によっては町長評価もあるという形がその中で読み取れます。それと、また、ここには広域行政の業務、ごみ収集とか消防などに出される費用も評価対象に入っております。なので、総体的に見ればわかるという形になっております。先ほど折山議員も言われたんですけども、監査委員の方たちが、事務量が、新しい事業をすると、やっぱ、それに伴った事務量が増えて、現実的な事務の削減をしっかりとやっていかないと効率も上がらないというようなことも指摘されておりますので、ぜひですね、自分たち職員だけでこういう研究をするっていうのもいいかと思いますが、今は、やはり、自治研究をされている先生方、それから、うちの町とは違ったやり方でこれを評価している町もありますので、そういう中でですね、今後どういうふうな形が事務量を削減していく中で効率的でいいかっていうことをぜひ研究してほしいと思いますので、再度、課長答弁をお願いしたいと思います。

企画政策課長 御意見賜りまして、評価、いわゆるPDCAのC、チェック、プラン・ドゥー・チェック・アクションという、いわゆる事業を総括しながら改善を図っていくと、監査委員も指摘されておりましたけれど、ただ、このチェックには、できるだけ最小の時間、経費をかけながら最大の効果が上がるように努めてまいりたいと、ただいま、その専門家の意見もありました。そういうことも含めて、今後、検討をしてまいりたいと思います。

坂本議員 次は2-2にまいりたいと思います。昨年、後期計画をつくった後で、基本構想審議会のメンバーが幾つかの事業をグループに分かれて評価しました。それを外部評価の試行という形で冊子が配られています。現在、外部評価の研究が進められていると思いますが、現状についてお答えいただきたいと思います。

企画政策課長 それではお答えさせていただきます。行政評価における外部評価の状況についてですが、まず、平成26年度に試行をスタートしました。外部評価書として、基本構想審議会の皆さんの御協力をいただく中で評価対象事業を事業コード単位で抽出し、専用の外部評価シートにより事業担当者から聞き取りを行うなど、評価を行っております。平成27年度には、前年度の反省を踏まえ、評価方法を評価者ごとに評価から、評価者、いわゆる一人の評価からグループでの評価に改善いたしました。これは、なかなか評価がしづらいついていう中で、ほかの方々と意見を交わし、情報共有する中で評価をするというやり方に変え

坂本議員

ました。これにより、外部評価の道筋、いろいろ評価した後に御意見を伺ったんですが、この方法がいいんじゃないかということで意見を頂戴しております。本年度も、これらを踏まえ外部評価を実施していくわけですが、本年度につきましては、できれば議会にもこの外部評価を報告、公表できるよう努めてまいりたいと考えております。

今の課長答弁では、今年度から議会に報告できる形にしたいということでしたが、私も昨年の基本構想審議会のメンバーでしたので、外部評価と一緒に皆さんとやりましたが、なかなか時間のかかるという、基本構想をつくった後でのメンバーだったので、計画の内容もある程度頭に入っていたので、評価もしやすかったかと思いますが、試行の中で出された意見にこれから外部評価をつくっていく段階でのヒントがたくさんありました。住民が予算策定の前に評価すれば予算に反映できるのではないかと、評価する人は事業に関係のある住民がよくて、できれば計画策定に加わった人が入っていたほうがなおよい、それから、少人数のグループで評価したほうがまとまり、意見もよく出てきた、評価することで町の政策もよく理解できた、このような意見が、その冊子の裏のほうには出ておりましたが、この意見を読むとですね、外部評価を住民がすることで町をよく知るようになるということでございます。そして、よく知った住民の方は、自分もできることをしなければいけないという自治意識も高くなってくると思うわけです。ぜひ、この外部評価をする委員の方たちは多くの人に加わっていただき、外部評価という中からですね、住民の意識改革ということを促していくことを始めていってはどうかと思いますが、町長、答弁をお願いしたいと思います。

町長

いろいろの方法があるかと思いますが、その外部評価の皆様方の御意見を伺いながら、よりよい方向に進めていってほしいというふうに思っております。

坂本議員

課長、課長も。

企画政策課長

私も坂本議員さんのおっしゃるとおりだと思います。飯島町のこの評価方式ですけど、基本構想審議会の委員さんをお願いしております。この第5次総合計画を立てられた方々に見ていただくことで、その事業の進捗状況を、また管理といいますか、御意見いただけるということ、また、ゆくゆくは、第6次を立てるに当たっても、これらの事業を踏まえて、また次の計画に移行できるんじゃないかと思われま。他市町村を見ますと、大学教授、評価の専門家等によっているところがありますけれど、飯島町は飯島町のベストのやり方を今後も研究してまいりたいと思っております。

坂本議員

ぜひ、外部評価ということから住民意識の改革とか、それが自分たちが現在の町の姿をわかるということになるので、ぜひ、うまい形での評価のあり方を探っていただきたいと思います。

3-1に行きます。分野ごとの個別計画は各課ごとに幾つあるのでしょうかという質問であります。基本構想が三角形の上とすると、その下に8分野の基本計画があります。そして、そのそれぞれに個別計画があります。まず数についてお尋ねしたいと思います。

企画政策課長

それでは分野ごとの個別計画が各課に幾つあるかについて御説明申し上げます。それぞれ申し上げます。総務課に7つ、企画政策課に3つ、住民税務課に4つ、健康福祉課に10、産業振興課に7つ、建設水道課に13、教育委員会に5つ、合計49になります。これら

個別計画については、法定計画や国等からの指導、そのときの必要に応じて策定されているものもございます。ということで御承知いただきたいと思います。一旦ここで終わりにさせていただきます。

坂本議員　私は、ちょっと調べなかったんで、もうちょっと多いかと思ったんですけども、意外と絞り込まれていた。49 ということで、近隣の市町村の、やっぱり 50 とか、大きな市になると 60 と言われております。先ほど課長が言われましたが、法定計画とか必要に応じてという形でつくられているというお話でしたが、その個別計画は期間が 3 年とか 5 年とかっていう形のものになってくるとは思うんですが、この絞り込みというのは、課と考え方というか、政策によって違うかとは思いますが、もう少しの絞り込みは、現在の段階ではできないんでしょうか。

企画政策課長　この個別計画、先ほども申しましたけれど、法定計画、国等からの指導、また、その必要に応じてのもの、社会情勢、行政課題、住民ニーズ等によってそれぞれ計画がございます。ただし、その行財政改革の一面からも簡素で効率的な行政経営の確立がテーマとなっていることも踏まえ、前例踏襲ではなく、精査、整理をしていきたいと考えております。

坂本議員　ぜひですね、ちょっと例を挙げてこれとこれとは言いませんけれども、建設課が意外と 13 と多かったりとか、健康関係は、健康というジャンルのについて広い範囲、障害者から高齢者福祉、それから子どもの福祉という形なので多くなるとは思うんですけども、ぜひですね、必要ということは、やはりあったほうがいいと思いますけれども、似ている部分においては、それを一つにあわせたほうが職員にとっても私たち住民にとっても計画の内容がわかりやすいという形になると思いますので、それは検証していただいて、今後に生かしていただきたいと思います。

それでは最後の 3－2 であります。それら個別計画はですね、ここで検証し、実施計画に生かされているのかという質問になります。当町はですね、国や県が、先ほど言いました法定計画という形ですね、つくれっていう形で言われれば、今までの形の中ではすぐにつくってきていると思います。その計画をつくるということは、すごいエネルギーとですね、事務量が必要だということでもあります。つくるときは頑張るんですけども、その計画をですね、都度、都度、検証して、実際に具体的な現場の仕事に生かしているかっていうと、ちょっとあれっていうときもあったりします。ぜひですね、計画の種類によってはですね、おくれ、計画のその内容を実務の中で見ていると、多分、おくらしているものとか、進めなければいけないものとか、進めたほう、進めたいけれどもうまくいっていないものなどあると思いますので、個別計画というのは 3 年が多いと思いますけれども、いつ検証し、それをどのように実施計画に生かしているのか、そこら辺の点はどうなっているんでしょうか。

企画政策課長　管理といいますか、各課で行っているんですが、各課では、各個別計画において、随時、必要な検証を行ってきております。また、各計画に掲げた実施施策などについては、具体的に実施計画に位置づけ、全体調整を図りながら事業実施へとつなげております。ただし、その内容によっては、その指針や規制のみの計画については実施計画に入っていないっていうものもございますけれど、基本的には実施計画に反映させて事業を進めております。

坂本議員	実施計画に位置づけ、指針や計画に入っていないものもあるけれども、実施計画にそれを反映しているというお答えでしたけれども、今までやって、質問してきました、この3つのテーマですね、基本——基本構想と、その下の評価の問題と、それから、その下にある小さな個別計画なんですけれども、これは、行政運営の中ではかなめとなる内容となっております。町長のマニフェストという実現のためにはですね、スピード感のある事務処理を行っていかないとうまくいきません。そのためのノウハウは、やはり大学の先生に協力してもらったりですね、近隣の市町村のよいところを見習ったりということで勉強していただきたいと思います。今までのやり方や考え方でいるというのはね、非常に安心したりやりやすいということがありますでしょうけれども、さらにより方向にステップアップしていくには勇気とエネルギーということが必要だと思います。ぜひですね、頑張ってください、住民とともに力を合わせて活力のある飯島町にしていく、その方法、システムをですね、考え、実行に移してほしいと思いますが、最後に町長の心意気をお聞かせいただきたいと思います。
町長	行政にとりまして行財政改革に常に気を配るということは大切なことだと思っております。以上です。
坂本議員	以上で終わります。
議長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散会	午後3時00分

平成28年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年9月21日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

- 日程第 2 第 1 号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 日程第 3 第 6 号議案 平成27年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 第 7 号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 第 8 号議案 平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 第 9 号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 第10号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 第11号議案 平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 第12号議案 平成27年度飯島町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 第13号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 第14号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 第15号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 第16号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第17号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第18号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第19号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 第21号議案 平成28年度飯島町キッズ防災拠点施設（飯島町子育て支援センター）建設事業工事請負契約の締結について
- 日程第18 請願・陳情等の処理について
- 日程第19 議会閉会中の委員会継続調査について

平成28年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成28年9月21日

- 追加日程第1 発議第6号 「原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書」の提出について
- 追加日程第2 発議第7号 「臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
５番	橋場みどり	６番	堀内 克美
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 森本 令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小林 美恵
飯島町代表監査委員 橋場 正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成28年9月21日 午前9時10分
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。去る9月9日の本会議におきまして付託いたしました条例案件1件、決算案件7件、補正予算案件7件、請願・陳情案件3件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。また、本会期中に町長よりお手元に配付の議案1件の提出がありましたので、本日は、委員長報告に基づく審議のほか、これらの案件についての審議を願うことになっております。各案件につきまして、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。なお、先ほどの町長提出の1議案の審議につきましては、日程第17としておりますので申し添えます。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第1号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。本案については、総務産業委員会に審査を付託しており、委員会審査報告書が提出されております。それでは総務産業委員長からの審査報告を求めます。
総務産業委員長	それでは総務産業委員会の審査報告を申し上げます。本定例会初日におきまして総務産業委員会に付託されました第1号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例につきまして、9月16日、10時50分から審査を行い、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しました。なお、審査の過程で出されました意見、主なものにつきまして報告いたします。討論で「従来の選出方式から変更するのに対し激変緩和措置が考慮されたものであり、賛同する」また、「議決権については農業委員の12人に限られるものの、会議には推進委員の4人も参加できるものとし、現在と同じ16人の体制の合議体が確保されている。このことは大変評価できる」以上の討論の結果、可決すべきものと決しました。以上、報告といたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、自席へお戻りください。 以上で第1号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め

る条例についての委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。第1号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に対する討論を行います。討論ありませんか。

8 番

浜田議員

この条例に賛成する立場から討論いたします。この国の制度そのものについてはですね、地域の農業の自主性に対して果たしてふさわしいものかという疑問はございます。しかしながら、この条例そのものに関し、町の条例につきましては、激変緩和を含めてですね、これまでの制度をできるだけ維持しながら推進しようという精神が見受けられ、また内容的にも人数的にも開催方法についてもですね、そのような継続性が保たれているということで、この精神が今後とも維持されることを求めて賛成といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第1号議案 飯島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

ここで議事進行についてお諮りします。決算案件、補正予算案件、請願・陳情案件につきましては、いずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しております。そこで、これらの委員会に付託しました案件につきましては、決算、補正予算、請願・陳情について案件の区分別に一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

議 長

日程第3	第 6 号議案	平成27年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第4	第 7 号議案	平成27年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	第 8 号議案	平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	第 9 号議案	平成27年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	第10号議案	平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	第11号議案	平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	第12号議案	平成27年度飯島町水道事業会計決算認定について

総務産業委員長

以上、第6号議案から第12号議案までの平成27年度決算7議案を一括議題とします。本案につきましては各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。初めに総務産業委員長の報告を求めます。

それでは決算認定につきましての審査につきまして総務産業委員会から報告いたします。本定例会初日、総務産業委員会に分割負託されました平成27年度各会計決算認定につきまして、9月14日、9時10分から16日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。結果、お手元の報告書のとおり全会計とも認定すべきものと決しましたので御報告申し上げます。総括質疑で出ました主な内容について報告いたします。問い「職員体制が2人欠員のままだ。早急に対応すべきじゃないか」答え「年度中採用は難しい。欠員の上、事務量も増えている。派遣している4人を含んだ117人体制がよいのかどうか検討もしていきたい」。問い「嘱託・臨時職員の処遇、待遇が近隣市町村に比べよくない。改善が必要だ」答え「嘱託職員の正規採用も専門職で行っている。保育士については近隣との差が特にみられるということから、改善をしていく考えである」。問い「マルシェ、花の里、田切の里と補助金が増える一方だ。今後どうする考え方か」答え「基本的には自立してもらうということが原則だ」。

次に各会計の討論につきまして御報告いたします。まず第6号議案 平成27年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、認定に賛成としまして「平成27年度は国の政策に膨らませた感がある。運用としては問題なかった。年度内でのトップの交代や年度末の人事異動もあった中で十分な引き継ぎがされていたということをうかがわせる審査であった」一方「小さなほころびもあったが今後の引き締めを期待する」との意見がありました。また、「決算収支を考える上でもう少し工夫ができたのではないか」という意見、「不用額の適正化は早目の手立てが必要だ」という意見もございました。また、「各催し物が高齢者に偏るもの若者に偏るものと偏りが見られる。それぞれに配慮したもので町民一体化が図られる、そんなような企画が望ましい」という意見が出されました。反対意見はございませんでした。

次に、第10号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、特に討論はございませんでした。

次に、第11号議案 平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、賛成討論の中で「この事業内での工夫の余地は限られたものになっている。将来的に持続していくためには公共下水道との合併も視野に入れた検討が必要になってくる。柔軟性を持ち取り組んでもらいたい」との意見がございました。

次に、第12号議案 平成27年度飯島町水道事業会計決算につきまして報告いたします。賛成討論の中で「残り9kmとなった石綿管の布設がえ工事を計画的に進めていってほしい。そのことで有収率の改善を行い、適正な運営となることを望む」との意見がございました。以上、総務産業委員会の決算認定にかかわる審査報告とさせていただきます。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。

次に社会文教委員長の報告を求めます。

社会文教委員長 それでは、当委員会に付託されました第6号議案 平成27年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について分割負託分。第7号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。第8号議案 平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。第9号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、9月14日から16日までの間、関係職員の説明を求め慎重に審査を行いました。結果は、お手元の報告書のとおりすべての案件を全委員の賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので、ここに報告を申し上げます。

審査の中で出されました主な質疑、討論等を申し上げます。初めに一般会計では、財政係分では、問い「町として財政運営で実質公債費比率の将来目標は」答え「農業集落排水での繰上償還を行っているので前年より数字がよくなった。公共下水道事業は計画的に行っていくも、繰上償還も行い、両方を見ながら健全にしていきたい」。次に教育委員会関係、問い「準要保護児童生徒就学援助事業、特別支援教育奨励事業では前年と比較してどうか」答え「いずれの事業でも該当人数が増加している」問い「保育経営での未満児で保育士の確保と運営についての考えは」答え「正規職員の定員管理ということもある。子育て支援もマンパワーをもってしてきたが、不足の状況を見て、今後、考えていきたい」問い「評価書で学童クラブの開所時間、料金見直しができなかったとあるが、その理由は」答え「人件費でもう少し検討が必要。利用した分を後払いにしてはどうかなど、もう少し調査、研究がいるのではないかとのことからできなかった」問い「花の道杯小学生バレーボール交流会では毎年1,000人以上集まる大会である。町として何か考えていないのか」答え「過去にゲートボール大会に表彰したが、それ以降はない。育成会もあるので、次年度以降、申請したい」問い「歴史民俗資料館事業では年々入館者数が減ってきているが、どのように見ているのか」答え「予約がいることにあると思うが、興味あって入館した人は満足している。また、学芸員が係長ということで専門の資料整理ができなかったのも、今後検討したい」。続いて住民税務課関係で、問い「マイナンバーでのトラブルはなかったか。」答え「問い合わせはあったが、トラブルはなかった」問い「古紙回収での報奨金制度は収入以上に支払っている。今後行うのか。住民要望はあるのか」答え「この制度は併発が目的で行ったもので、結果、収入以上になった。住民からの継続要望はない」問い「水力発電に町は出資しているので、実践報告があるのか。また、出資者には見返りがあってよいのだが、出資契約はどうなっているのか」答え「年1回の総会で報告を行っている。収入が上がってきたら配当も考えていく」問い「太陽光設置の場合に農地転用で評価額が変わるのか」答え「農地転用し、雑種地、宅地標準価格の0.7評価をしている。屋根の上での10kw以上は見つけにくいのだが、今回、多く見つけられたことも高くなった要因と考える」。収納関係、問い「差し押さえの実態は」答え「差し押さえは単価の安いところから行っている。預金、国税還付金、給料、年金、不動産など考え、農地は話し合いなどで行っている」。健康福祉課関係、問い「引きこもり対策に対し民生委員のかかわりは。また、引

きこりの人数は把握しているか」「18 歳以上・以下で教育関係と分けている。新たな役員改正をする中で県、就労、社会福祉との関係をとりながら行っていきたい。該当者は 100 人以上いると思うが、実際のところはわからない」問い「自立支援事業の今後の見通しは」答え「人口が減少しても障害者は減る傾向にないと思う。先 10 年ぐらい、どこかで手だてが必要に思う。生活介護で石楠花苑、親愛の里等で行っていき、いずれはグループホームも必要。社会福祉の関係で行っていかねばと思う」問い「生きがいデューサーサービス事業状況は」答え「特にマレットゴルフ、いちいの会で男性参加者が増えている。交付金は事業が終了したところで交付している」問い「病気・介護予防策に椅子に座ってできるいい字飯島介護予防バージョンの普及や健康維持に向け継続して体力づくりができる仕組みを工夫しては」答え「28 年度は貯筋教室終了後、いちごでの健幸教室につなげて好評なので、今後、次につないでいくことで健康維持ができるように努めていきたい」問い「未熟児人数が増えているが、どのような実態か」答え「26 年の 6 件、今までにない数。27 年度も多くなっている。ハイリスクは当町にも起こっている。現在、エコチル検査事業も進められている」問い「福祉医療費で子ども人口が減っても増える傾向か」「子どもの入院費は県補助になった。身体障害者手帳取得が増えると増加が考えられる」。

総括質疑の内容を申し上げます。問い「人事において、健康福祉課では職員数が少ないため健康づくり計画ができなかったこと、教育委員会では学芸員が職員不足により本来の歴史調査等に取り組めなかったなど、本来必要な人材の確保を考えているのか」答え「国も福祉、教育を重点におかなければならないと捉えており、地域も同様の考えである。職員は実質 2 人足りない状況。学芸員は新年度 1 人採用予定。今後、課長職の退職者も多くあるので、職員の若返りに対する対応も重要。また、IT の活用度を上げ、効率性にも努めていきたい」問い「障害者グループホームを町内に設置できないか。親亡き後のためにも住みなれた町内を望む。例えば町営住宅利用も含めて考えていくべきではないか」答え「見据えていく必要はあると思う。一方、行政間の協力もあると思うので、重要課題としていく」問い「ごみの減量では、住民はかなり努めている。可燃ごみでは 4 割が生ごみと聞く。今後、循環型社会に向かって議論を行っていくべきでは」答え「前々から言われてきて、個々の意識に任されている。具体的成果が見られたら減量に思っている」。

賛成討論 1「子育て支援では 3 歳児以降の保育料無料化、子育て支援センターでの相談、医療、福祉の取り組みも評価する。保育では、定時から延長保育に至るまで職員不足の中、よく頑張った。いちいの会の参加人数増加は取り組みの効果が出たものと高く評価する。全体的に人的不足の中、よく職員が頑張ったと思う。忙しいから置き去りになった中に一つ不法なごみの問題があった。今後、高い視点で指導が必要」

続いて国民健康保険特別会計での賛成討論を申し上げます。予防強化事業が実っていると思う。一方、滞納者が増えている状況だが、住民一人一人の実態を把握し対応してきたことで住民の混乱もなかったと審査中に説明を受け、職員の対応を評価する。以上が報告内容です。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村社会文教委員長、自席へお戻りください。

以上で平成 27 年度決算 7 議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第 6 号議案 平成 27 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。初めに原案に反対討論ありませんか。

(なしの声)

議長 賛成討論ありませんか。

10 番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。昨年 11 月に新町長就任、また、副町長、新教育長と 3 役が入れかわったことは町にとって初めての出来事だったとお聞きしました。それにかかわる人事異動やさまざまな事務量が増える中、日々の仕事に影響が出ないよう努力されたことを評価するものです。また、黒字決算でありまして、経営収支比率もここ数年安定していてよいと思います。町税、国民健康保険税等の収納率も前年よりアップしており、努力されていますが、ひとり暮らしの方も増える中、低所得者や生活困窮者には福祉の面からも気をつけた対応に心がけていただきたいと思います。三鷹のアンテナショップ、花の里いいじま、田切の里という、町がサポートする施設の経営には十分注意され、一般会計から多額の持ち出しにならないよう、経営改善には施設管理者とともに全力で当たっていただきたい。また、人事管理においては、非正規職員の数の問題、嘱託職員の待遇などを改善すべきところは検討していただきたい。幾つか申し添えて賛成といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

8 番

浜田議員

27 年度決算審査を通じて大変印象に残ったことを含めて幾つか申し上げたいと思います。この 27 年度は当初予算から 10 億円の補正が加わるという、かつてない財政運営が行われた年度だったというふうに思っております。その間にトップの交代もあり、また、さらに加えてですね、5 カ年の後期計画、それから地方創生法、さらにマイナンバー制度とですね、激動の中で予算を執行された職員の皆さんの努力を大いに多とするものであります。ただ、その中で、例えばプレミアム商品券のようにですね、一過性の政策が実行されて、これについて新たな需要も生じましたけれども、一方で需要を先送りするというふうな指標も見られました。なるべく国の政策に振り回されずに、みずからの政策を進めていただきたいというふうに思うものであります。それと同時に、ことしに入ってからですね、若干の予算執行上の試みも見られました。そういったことから、それぞれの委員会の審議で職員の処遇等々についての議論がですね、議会の側からも懸念されたということだったというふうに私は思っております。なお、さらに加えて、国の財政もある意味では大盤振る舞いだったわけですがけれども、今日、伝えられるところによればですね、やはり今のゼロ金利政策に対して商工会議所や同友会あたりからかなり疑問が呈されるっていうことで、今後も安定な国の財政政策が継続されるかどうかわかりません。それ、当然、町の財政についてもさまざまな影響を与えるのではないかとというふうに懸念します。そういった意味

議長
11番
竹沢議員

でですね、この一年間、健全に推進されてきた財政執行について、これ以上のほころびがないように、職員の処遇に対して、とりわけ手厚い検討を行っていただきたいこと。それから、人事制度についてもですね、評価制度が始まるわけですが、これがメンタルヘルスに対してマイナスに働かないようにしていただきたいということ、それから、他の市町村では広域でやっているICT化の流れが非常に複雑でよく見えないということで、議会と行政が共同でですね、見直し作業を検討している自治体もございます。そんなことも含めて、事務事業の合理化を一方で長期的に検討しながら、全体としての効率を上げると、こんなことを進めていただきたいということをつけ加えて賛成討論といたします。

ほかにありませんか。

決算を賛成する立場で討論に参加したいと思います。平成27年度の一般会計ですが、もちろん、ざっくり国の地方創生予算などを積極的に活用した決算ではないかなあというふうに思います。実質単年度収支で3億4,185万円と黒字ということで、これがいいか悪いか、ちゅうことは議論を残すところであります。その中で、具体的な事業の中で、道の駅田切の里、それから文化館の防災機能強化事業など特徴的なものについて評価するものであります。一年間を通じて、特に基金につきましては9,135万の増の総額22億4,899万円、借金であります公債費につきましては、下水道の繰上償還など2億133万円、合計で126億2,782万円などとなっているところでございます。また、財政の各指標については、それぞれ改善されておりまして、特に実質公債費比率につきましては前年比1.9ポイント改善ということで、願わくは、いずれ下條村を目指していただければいいのではないかなというふうに思うところであります。こうした状況の中、下平町長も申しているところのもうかる飯島町へのチャレンジによりまして、今後、法人と個人の所得増を図りまして、第5次総に基づいて飯島をよく吟味し事業展開するとともに、一方で基金を増やし、一方で公債費を減額し、引き続き健全な財政運営を行っていただくことを求めまして、賛成といたします。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

議長

ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案 平成27年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する両委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第7号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第7号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
議 長	次に第8号議案 平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第8号議案 平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
議 長	次に第9号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第9号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
議 長	次に第10号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第10号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

		す。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第 10 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
議	長	次に第 11 号議案 平成 27 年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 11 号議案 平成 27 年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第 11 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
議	長	次に第 12 号議案 平成 27 年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 12 号議案 平成 27 年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第 12 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
議	長	日程第 10 第 13 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算 (第 3 号) 日程第 11 第 14 号議案 平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 日程第 12 第 15 号議案 平成 28 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 日程第 13 第 16 号議案 平成 28 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) 日程第 14 第 17 号議案 平成 28 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) 日程第 15 第 18 号議案 平成 28 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

総務産業委員長

日程第16 第19号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

以上、第13号議案から第19号議案までの平成28年度補正予算7議案を議題とします。本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。初めに総務産業委員長の報告を求めます。

総務産業委員会から本定例会初日に分割付託されました平成28年度補正予算関連4議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。9月16日、11時から委員会を開催し、慎重に審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり、13号議案分割付託分、17号議案、第18号議案、第19号議案の4案とも可決すべきものと決しました。

審査の内容を申し上げます。まず、第13号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第3号）分割付託分につきまして御報告いたします。

質疑の内容です。問い「飯島町発足60周年記念事業費ではつぴをつくるとされているが、この詳細は」答え「踊り連の皆さんと相談しふさわしいものにしていきたい。ただ、後々使えるような汎用性を考慮したい」問い「大博覧会でも備品費がテントや机など数はプレイベントより増えるのか」答え「現在募集中で確定ではないが、増えることを想定している」問い「愛とドアフィールドで講師を予算化しているが、その詳細は」答え「講師は、まだ決まっているわけではない。飯島町には何が合うか何が合わないかの研究をするために講座で、事業化の段階ではない。それ向きの方を選定する」問い「儲かる飯島町チャレンジ予算で飯島町営業部から176万2,000円が戻す形になっている。当初交付した222万円と補正第1号の209万2,000円は全額戻したほうがよいのではないか」答え「交付金のうち255万円は既に活用している。これについては決算をし、きちっと報告をしていく。全額戻すと二重掲載や不明瞭になる点があるので、残金のみ176万2,000円を戻すこととした」。討論は特にございませんでした。

次に第17号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに第18号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）また第19号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はございませんでした。以上、総務産業委員会の補正予算分割付託分関連4議案に対する審査報告といたします。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。

次に社会文教委員長の報告を求めます。

社会文教委員長

それでは社会文教委員会の審査報告を申し上げます。第13号から第16号、4議案について当委員会に分割付託されました案件を審査するため、9月14日16日に委員会を開催いたしました。内容は慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。では、第13号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第3号）分割付託分の審査の中で出されました主な質疑、討論を申し上げます。問い「B型肝炎予防接種の対象者人数、接種回数、告知方法、医療機関は」答え「対象児は平成28年4月生

	まれから。人数は70人分。接種回数は3回。周知方法は、4月、新生児訪問、3か月健診ほか何回か行っている。医療機関は上伊那医師会の中で協力してもらえるところ。飯島ではのどかクリニックとなっている」。討論はありませんでした。 第14号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑では、問い「300万円余り繰り越されたが、28年度の運営状況はどうか」答え「今年度は医療費の伸びが大きく、基金の取り崩しは免れない」。討論はありませんでした。 第15号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、続いて第16号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関しては、ともに質疑、討論等ありませんでした。以上で報告を終わります。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村社会文教委員長、自席へお戻りください。 以上で平成28年度補正予算7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから議案ごとに討論、採決を行います。 最初に第13号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。 （なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第13号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本案に対する各委員長の報告は、それぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に第14号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。 （なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第14号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	続いて第15号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。 （なしの声）

議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第15号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第16号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第16号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第17号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第17号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第17号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第18号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第18号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第18号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第19号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)について討論

		を行います。討論ありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 19 号議案 平成 28 年度飯島町水道事業会計補正予算(第 2 号)を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 17 第 21 号議案 平成 28 年度飯島町キッズ防災拠点施設(飯島町子育て支援センター)建設事業工事請負契約の締結についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		(議案朗読)
議	長	本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第 21 号議案 平成 28 年度飯島町キッズ防災拠点施設(飯島町子育て支援センター)建設事業工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。平成 28 年 9 月 8 日に飯島町財務規則第 114 条の規定により一般競争入札を行いました平成 28 年度飯島町キッズ防災拠点施設(飯島町子育て支援センター)建設事業について工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。当工事の事業費につきましては、平成 28 年度緊急防災減災事業債及び地域活性化事業債、ふるさといいじま応援基金を充当するものであります。契約金額は 1 億 8,576 万円、契約の相手方は株式会社ヤマウラ飯島支店となります。また、工期につきましては、議会議決の日から平成 29 年 3 月 31 日を予定しております。細部につきましては教育次長から説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
教育次長		(補足説明)
議	長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
10 番		
坂本議員		今、説明がありましたが、落札率はどの程度だったのかお答えいただきたいと思います。
企画政策課長		97.9%でございます。
議	長	ほかにありませんか。
		(なしの声)
議	長	ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 21 号議案 平成 28 年度飯島町キッズ防災拠点施設(飯島町子育て支援センター)建設事業工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案

		のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		ここで休憩をとります。再開時刻を 10 時 30 分といたします。休憩。
休 憩		午前 10 時 14 分
再 開		午前 10 時 30 分
議 長		休憩を解き会議を再開いたします。 日程第 18 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。先ほど申し上げましたとおり、去る 9 日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配付のとおり各常任委員会委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これからそれぞれの委員長報告を求めます。初めに総務産業委員長の報告を求めます。
総務産業委員長		総務産業委員会から請願陳情報告を申し上げます。去る 9 月 16 日午後 1 時 30 分から審査し、結果、お手元の報告書のとおり決しましたので御報告いたします。まず、「平成 28 年度田切区陳情」につきまして、提出者の田切区長伊藤馨氏に出席を願い、慎重に審査しました。審査では、国道 153 号線から広域農道に抜ける東西の路線の改良が必要だということとは認識されました。ただ、陳情にあります天狗山線から太田ノ沢線ルートはですね、最有力とはいえ、総延長も長く、難工事が予想される、そのことから実現性の高いもう一本南の町谷線の改良というのも視野に入れることが必要ではないかという議論がされました。田切区長からもこだわるものではなく、どちらでもいいので、とりあえず、もう早急にやっていただきたいという意見もございまして、その意味から、この天狗山線、太田ノ沢線に限定せず、そういう意味で趣旨採択とさせていただきました。いずれにせよ、国道 153 号線から広域農道までの東西を結ぶ路線というのは、田切区民の生活道路の確保、また火災、救急を含めた災害時等の大型車両の安全通行という面からも早急に整備すべきだという意見で結論が出ました。また、今後、駒ヶ根スマートインターと伊南バイパスを結ぶ路線としてもですね、区民以外の車両も進入してくるおそれがあるということからも、地域住民、特に高齢者や児童、生徒の安全・安心を確保するんだという意味からも重要であるということで、町に強力に推進を求めていくということで決しました。 次に、上伊那農業協同組合代表理事組合長 御子柴茂樹氏より提出いただきました陳情「臨時国会で拙速な TPP 協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情」につきまして審査をいたしました。結果、採択すべきものと決しました。審査の中では、6 月に同様な意見書を出したばかりで、続けての意見書はちょっと違和感があるという意見もございましたが、提出者の権利の侵害に当たってはいけないということで意見の一致を見て、採択となりました。また、十分な審議と情報公開を求めていくことは共通した認識であり、持続可能な農業政策が J A や全農

	のためでなく、真に農民、農家のためだ、そういう法制化がされることを望むという意見が集約されました。以上、総務産業委員会の陳情審査報告といたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。 次に社会文教委員長の報告を求めます。
社会文教委員長	それでは当委員会に付託されました請願書の審査報告を申し上げます。28 請願第 3 号「原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める請願」の審査を 9 月 16 日、午後 2 時より委員会室 2 において行いました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。 初めに反対討論を申し上げます。反対討論では、今、国の問題を一町民として判断を下すべきか、それが有効かどうかは国民意見の分かれるところだと思う。福島原発を受け、国は原発稼働への規制基準を強化したその中で稼働した経過がある。福島原発は津波が原因であり、原発自体が悪いわけではない。安定的電力、地球温暖化をいかに抑えていくかであって、ここに原発への取り入れがある。今、日本は海外輸入に頼っており、莫大な財源が必要になっている。原発はまだ安全神話との話や処分場の課題もあるが、目指すところは地球温暖化であり、国の規制委員会に諮られての稼働である。今の化石燃料が将来的に見ると温暖化の大きな問題となっている。太陽光発電でも絶対に安全とはいえないようである。安全性の高いものができたらよいと思うが、温暖化を食い止める観点から考えていく必要もある。 賛成討論を申し上げます。核のごみを捨てる場所、福島原発事故後の汚染水など捨てる場所も決まっていない中、再稼働は許されるのか。再稼働により、核のごみを増やすことになる。今後も甚大な地震が起こるとの予測の中、避難策も出ていない。福島原発事故以来、以降、原発なしでも電力は足りている。このほど建設に 1 兆円という莫大な費用をかけた「もんじゅ」が廃炉、福島ではいまだ暮らせない状況。汚染土壌の受け入れ拒否するけれど、再稼働は認めるでは勝手過ぎないか。処分が決まっていない中で行っていくのは強行に思う。以上、報告内容といたします。
議 長 8 番 浜田議員	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 ただいま委員長報告ありましたが、一つ質問をいたします。この案件は請願であります。請願は、かつて松下議長からも話がありましたように、陳情に比べて遥かに重みのあるというふうに私は理解しております。また、議員必携においてもですね、請願においては、紹介者、紹介議員の見解を求め、必要に応じて説明を求めると、こんなようなことがガイドラインとして書かれておりまして、請願については紹介議員を招致するということをルール化している議会もございます。この私が紹介議員でありますけれども、委員会からは何一つ相談もございませんでした。このことについて、そうなされた理由についてお尋ねいたします。

社会文教委員長 それにつきましては、委員会の初日のときに委員の皆さんにお諮りしましたところ、必要はないということで、求めませんでした。以上です。

議 長 ほかにございますか。

8 番

浜田議員 説明が必要ないということは、提出された請願に対してですね、内容について特に説明の必要のある項目はなかったという理解でよろしいのでしょうか。

社会文教委員長 お答えします。そのようなことでございます。

議 長 ほかにございますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村社会文教委員長、自席へお戻りください。

以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、28 陳情第 6 号「平成 28 年度田切区陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、28 陳情第 6 号「平成 28 年度田切区陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、28 陳情第 6 号は趣旨採択することに決定しました。

議 長 次に、28 請願第 3 号「原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める請願」について討論を行います。

初めに反対討論はありませんか。

3 番

久保島議員 私は、この原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める請願につきまして不採択とすべきだと討論いたします。3・11 以来、すべての原発につきまして安全点検がなされてきたところでございます。政府は安全性が確保されたものから随時稼働していくということにしています。この夏も猛暑の中、高い電力を使うことを控えてエアコンを使用しなかったということで高齢者の事故が報じられておりました。また、CO₂の削減の意味で、排出ということからも増えているという報告も出ております。今日の異常気象の原因とされているところでございます。電力の低価格化のためにも、また CO₂削減のためにも、安全性が確保されたものから随時稼働していくことが地球のため日本国民のためだというふうに思っているところであります。具体的に原発を利用しなくても電力は足りていたんじゃないかという議論がございしますが、総発電量は 1,100 億 kw/h 減っています。それは、各企業が節電の上、やっと賄っているという状況でございます。また、エネルギー源とし

まして、もとですね、2010 年度は原子力が 29%あったんですが、それが今 1 %という状況です。その代替としましてですね、先ほども中村委員長の報告の中にもありましたように、石油類が増えている。石油類は 7 %だったものがですね、10%に。LNG、液化天然ガスですが、これは 29%が 44%にもなっていると、石炭に至ってはですね、25%が 32%という前時代的な燃料も使用せざるを得ないという状況でございます。それによって、CO₂の排出量も、電気事業者だけでも 2010 年に比べて、2014 年の段階でございますけれども 8,300 万 tを超えていると、日本の国内総排出量を 6 %押し上げているということになっています。実は他の部門では削減されているんですが、その部門だけで 8,300 万 t増えたということで、6,000 万 tを増やしたという結果になっています。また、原発停止に伴ってですね、2015 年度の化石燃料の費ですね、化石燃料費、あの金額、過分でございますけれども、ここは価格下落があったにもかかわらずですね、5 兆 8,000 億円とされておりまして、2010 年度には 3.6 兆円だったものがわかっておりまして、2.2 兆円増加した。1.6 倍になったと推定されております。これではですね、電気料の高騰っていうのは防ぎようがないわけございまして、弱者対策っていうことには遠く及ばない。原発全面停止を訴えるためにはですね、よく言われますが、「健康のためには死んでもいい」ということになっていませんか。安全が確認されたものから随時稼働していくことこそが地球環境の保全、人類の保護に当たると思っています。懸念や心配ばかりしていてもしょうがありません。不毛なネガティブキャンペーンにですね、惑わされることなく、人類の明るい未来を信じて、お互いを信じ合うということが重要だと思っています。地球上の人類は力を合わせてさまざまな困難を乗り越えてきた。必ずや、安全対策、それから核の廃棄物処理についてはですね、人類の英知を集結して取り組んでいけるというふうに確信しております。よって、この請願は不採択とすべきと考えております。

議長

次に賛成討論。

坂本紀子さんが早かったです。

10 番

坂本議員

この請願に賛成の立場で討論いたします。東日本大震災から 5 年半、原発事故の処理は進んでおりません。除染による汚染土は黒のフレコンパックに詰められ、福島原発の敷地や南相馬市など立ち入り禁止区域に山積みになら置かれております。また、海水へ流れ出ている汚染水をとめるという手だても順調に進んでいません。そして、今でも高濃度の放射線が残る飯舘村、浪江町、双葉町など 8 市町村の一部が原則立ち入り禁止となっています。高レベル放射性廃棄物や汚染土のフレコンパックなど、地下 300m より深いところに埋めるとされていますが、処分地は決定されておりません。原発の再稼働は将来世代に対する無責任と私は思います。ことしの夏も暑かったですが、先ほど言われました省エネですね、省エネ商品が、車から電気製品から、すべてあらゆる分野で開発が進み、都心の電力は 30% ほど余ったと聞いております。これら幾つかの点を考えるに、地震大国の日本で原発を稼働させ、さらなる危険を招く必要はないと思います。原発がとまっても国民の生活や経済に大きな影響が出ていないならば、この状態で進んでいくよう、政府は経済のかじ取りを考えるべきです。皆様方には現在の状況を深く考え、未来の日本、未来の地球のため

議長
11番
竹沢議員

にも賛成していただきたいと申し添えて、賛成意見といたします。

反対討論ありませんか。

本請願について不採択とすべき立場で討論に参加したいと思います。まず、これだけ話題になったり議論が分かれるところは、たまたま東日本大震災が起きてですね、福島原発で事故が起きたということで、その原因は津波であり、そういった定義がなかったことだと私は理解しておりますけれども、それにかかわって多くの国民が被害を受けたことにつきましてはですね、これは早期に対応すべきことだと思いますが、それらを受けてですね、国が方向を変えたということでありまして、当時、野田政権だったんですけれども、野田さんのときには、この原発の事故の後にですね、化石燃料のほうへ転換するというところで転換してきたわけですが、その後、我が国の政局も変わりましてですね、安倍政権へ変わったわけでありまして、現政府はですね、基本的には石炭、火力と原子力を主力とする福島第一原発事故以前の電源構成、エネルギーミックスに基づくことを計画しているわけでありまして、問題の捉え方として、そういうものがだめだというものの考え方と、今、日本政府が進めている、両方ですね、うまくミックスしながら、究極は目指すところは、その地球温暖化にかかわるところの二酸化炭素を減らしてくんだと、コストも下げてくと、こういうところにこの問題を捉える捉え方に分かれ道があるのかなというふうに思うところであります。国のほうでは、この原発を受けましてですね、原子力規制委員会を置きまして再稼働するについてのいろんな問題点を判断いたしまして、今までよりも厳しい審査を行う中で稼働へというふうに方向を見出したわけでありまして、その中で、地震ですとか津波などの影響についてきちんと対応するような、そうしたことを規制委員会としても述べているわけでありまして、これらによって川内原発も再稼働したと、こういう経緯があるわけでありまして、世界的に見ますと、原発そのものもいいか悪いかっちゅうことの議論になりますと、ドイツも、今、フランスから買っとるわけですし、韓国もたくさんやってますし、中国も、中国の空も汚れているわけでありまして、今、どんどん原発をつくっているという世界的な状況もあるところでございます。また、先ほど同僚議員からも原発事故発生以後の国内の実情的ってお話もありましたが、個人の家庭の電気料金もですね、この事故以降20%くらい値上げになると、こういうこともあります。二酸化炭素もどんどん増えると、こういう状況ございまして、これらを含めて、せめて原発はだめだという考えに立つのか、いや、今、国が打ち出している化石燃料とですね、原子力、両方の中で、国民の、また国内の電気の需要に対して対応できるという方策も一つの選択として大事なのではないかなというふうに考えるところであります。一方、きょうですか、我が国の中でも「もんじゅ」の問題について環境閣僚会議を開きましてですね、究極的には廃炉を含めた検討もするという事になっているわけでありまして、現政権がそうした方向に突っ走っていくのではなくてですね、現状をきちと踏まえる中で、国内等における電気需要等も考えながら慎重に対応しているんだということも理解していただく中で、この再稼働については、中止ではなくて、引き続き必要なチェックを行いながら進めることがいいのではないかなあというふうに思うわけでありまして。

議長
7 番
三浦議員

最後に、私も町民サイドで考えますと、宮田の放射線物質を含む処理場の問題については反対の立場で意見も申しておりますし、我が町のさわやか環境条例についても見直すように提言もしているところでございます。町民の皆さんからの声として、この種の問題、ほかの問題もそうですけど、実際、身近な町の議会で議論することなのか、いや、そうじゃなくて、国会議員がいるので、そういう場面で議論したほうがいいんじゃないかなあという御意見もあるところであります。それは参考に申し上げましたが、総括的に申し上げて、今請願については不採択すべきものとの意思表示をいたしまして、討論を終わりにします。

次に賛成討論。

それでは、原子力発電所の再稼働を中止するよう求める請願について賛成の立場で討論をいたします。資源エネルギー庁のデータでは、7月の電力需要実績から、2010年、東日本大震災の前年は897億kw/h、電力広域的運営推進機関のこししの7月のデータは779億kw/hという実績で、節電と再生可能エネルギーの普及が主な要因とされています。97%を超えると需給が厳しいとされていますが、こししの8月の猛暑の中でも97%を超えた日はなかったということです。福島原発事故の原子炉のメルtdownから5年以上、いまだに状態は全くわかっていません。燃料プールは延々と冷やし続けなければならない状況で、放射能に汚染された冷却水を入れるタンクをつくり続けなければならない状況です。タンクを保管する場所の確保が難しいと言われています。除去した汚染土の入った、あの黒いビニールの塊は増え続けていますが、いまだに放射能に汚染された被災地域の除染は進んでいません。大雨が降ると汚染されてしまう状況が繰り返されています。今も10万人を超える人が、避難生活を続けている状況です。その一方では、原発事故の処理のために危険な地域や施設内で、身の危険を承知で日々作業をしている大勢の人たちがいることも忘れてはいけません。先月の新聞報道では、福島原発の作業員ががんを発症し労災認定をされたとの記事もありました。ひとたび原発事故が起きれば、多くの犠牲者が生まれ、いつ終わるかもわからない中で、収束のために命を張らなければならない人が大勢生まれます。また、その方たちの家族、そうした悲惨な現実があります。そういう現実がある中での原発再稼働は絶対にしてはならないと考えます。電力は昨年のもも猛暑のこしも去年も足りていました。福島原発は津波によるもので、強化した基準に見合った対策をしたら大丈夫と言う方もいますが、大きな津波で破損する危険性を、大地震以前に指摘されていたにもかかわらず、対応もせず、想定外だったといった電力会社の言い分は、私には疑念があります。伊那谷に一番近い浜岡原発は、地質学者など専門家が活断層の真上にあり危険であると指摘をしてきています。伊方原発は、中央構造線断層帯の近くにあり、熊本地震の影響も心配をされます。東海地震、南海地震が近い将来起きるとされていますが、津波よりも活断層のほうが危険度は高いと考えます。川内原発は、熊本地震のとき異常がないと運転を停止しませんでした。この恐怖は川内原発のある地元住民にとって私たちの想像を超える恐怖があったと考えられます。さきの県知事選挙で鹿児島県民が三反園氏を選んだことにもあらわれています。今、柏崎刈羽原発の再稼働も行おうとしています、中越沖

地震のときに液状化でトラブルが発生した事実があります。原発は、再稼働すれば放射性廃棄物は増え続けます。現状では、六ヶ所村の再生処理工場はほとんど動かないままの状態。現在の技術では高レベル放射性廃棄物を安全に保管し最終処分をすることは極めて難しい。国の最終処分の方針は全く定まっていません。原発は停止していても使用済み核燃料を、プールで冷却し貯蔵し続けなければなりません。再稼働をすれば、容量が決まっている貯蔵プールは、各原発とも数年で満杯になります。福島原発事故は、今も原因は特定されていませんし、収束もしていません。被災者に対する東京電力の無責任な対応や、核廃棄物の処理方法が確立できていない現状、万が一、原発事故が発生したときの避難計画で避難経路が現実的でないことも問題になっています。原発のある地域の住民の不安と疑念は当然のことです。浜岡原発に近いこの伊那谷も安全とは言えません。原発の再稼働は中止すべきであるということで、この請願に対して賛成といたします。

議長
8番
浜田議員

ほかに討論ありませんか。

この請願を採択すべき立場から討論いたします。

その前に、今の反対討論を聞いておりましたですね、やはり委員会に付託する以上、委員会は十分な理解を深めた上で討論すべきではないかということを改めて感じた次第であります。その一つは、賛成、反対にかかわらず事実認識の問題が一つあるというふうに考えております。例えば、先ほどドイツはフランスから原子力で発電した電気を買っているというふうな発言がございましたけれども、全くこれは事実と反することです。今、ドイツはヨーロッパでは大きな電力輸出国です。その中で、フランスからの送電線が通っている関係です、若干のやりとりはありますけれども、フランスから買っている電力は数%、それに対してフランスに売っている電力は、その数倍になっております。つまり輸出国です。こんな例からもわかるようにですね、風評に近い議論で議論が行われることはですね、委員会に付託されるべき請願の審査にふさわしくないのではないかと、いうふうにまず考えるわけであります。また、今、世界の情勢が原発の増加に向かっているというふうな御意見もありました。しかし、例えば IAEA の調査による予測によればですね、北米は横ばい、西欧は低下気味、当然のことながら、ドイツを初め各国はですね、原発抑制に動いています。中南米も微増、極東が激増です。現在の2倍、2030年には現在の2倍ぐらいになるだろうと。もう一つは、中東部、東南アジアですね、ここも6倍ぐらいになると予想されています。具体的に言いますと中国とインドです。いずれ2030年には中国の原発比率がですね、世界の44%を占めるだろうと。こんな予測がなされています。今、PM2.5で中国のあり方がどうか、実際には、PM2.5の3割ぐらい日本の責任なんです、それはともかくとしてですね、そういうことを言っているときに、中国で原発が増えていることを、あたかも世界の動向である、賛成すべき、あるいはその流れであるというふうに言うのはいかがなものか、というふうに私は考えるわけであります。基本的な議論に戻しましてですね、この8月の14日に長野日報、私たちにとっては最も身近な新聞かと思いますが、そこのコラム欄、言ってみれば、その新聞の顔にこのような記事が載っておりました。政府は、この夏、産業界などへの節電要請を見送ったと。それは需要

に余裕があるからだ。原発を持つ大手8電力の、あ、9社の合わせた8月の予備率はですね、8.9%であったと、予備率というのは、何かあったときにそれ以上の電力を供給しなければいけないということで、3%がガイドラインとされています。それに対して3倍の余力がですね、この猛暑の夏にあったということであります。高浜原発がですね、今、裁判で差し止められていますけれども、原発が動いていない関西電力でさえ予備率は6.8%。ここに大いに貢献しているのが太陽光発電だということですね、この瞬間、太陽光発電の寄与は原発10基分に相当していたというふうに報告されています。太陽光は不安定で使い勝手が悪いといった電力業界の宣伝は数値によって否定された、というのがこの記事の内容であります。もちろん、住民の合理化、節電の努力もその背景にあるということでもありますけれども結局あの電力不足キャンペーンは何だったのかというのがこの長野日報の記事の中心的中身であります。それから、この間の世論調査がさまざまに行われています。もちろん新聞社の立場や設問の仕方によって結果は違うんですけれども、基本的に言えることは、どの新聞社や調査会社の結果を見てもですね、原発再稼働反対が賛成の2倍以上を占めているということでもあります。余り偏りのないという意味で言えば、NHK自身がですね定期的にやっている調査もそういう内容になっております。それから、日経新聞ですね。この調査によればですね、ことしの3・11の直前に行った調査で再稼働反対60%、賛成が26%。おおむねダブルスコアだというのが日本の国内の反応。共通の合意事項ではないかというふうに思います。私は、飯島町議会もですね、このことを十分に考慮して意向を表明するべきではないかというふうに考えております。そのようなことが先ほど御紹介したような記事の背景にあるのではないかと、いうふうに考えるわけであります。そのほか、論じればさまざまな課題がありますけれども、核のごみの廃棄を含めてですね、さまざまな問題を解決しないまま、再稼働だけに突き進んでいるこの状態でいいのかということですね、我々は真剣に考え、将来に禍根を残さないような選択をするべきではないかというふうに考えるわけであります。先ほどの記事の最後にはこのようにまとめられています。「原発はなくても暮らしは守れる。いや、違う。原発は暮らしをむしろ脅かす。」これが長野日報の結論でした。私もそのとおりだというふうに考えまして、この請願に議員諸君の賛同を求めて、賛成討論といたします。

議長
9番
中村議員

ほかに討論ありませんか。

私は、この請願を不採択すべきものと討論をいたします。委員会の中でも討論が2つに分かれたわけなんですけれども、非常に、この原発というのは一言で下せれない部分があると思います。なければ本当にいいかもしれない。反対するのは確かに簡単ですけれども、では、今の現状のこの温暖化をどうやって食い止めて、そしていろいろな自然災害も、温暖化というふうに評論家も各言われております。この温暖化をストップするために、一道にどうやって地球上で各国が取り組めるのか、それは、やっぱり、化石燃料とか、そういう二酸化炭素を排出しているものをとめていく。そして二酸化炭素を発していない地域までですね、自然災害で命を落としてしまうという、こういう悲惨な状況を、今やるべきことをまずして、命、地球上の安全を守り、そして原子力発電も、今、きょうの新聞にもあ

りましたが、アストイットというね、こういうので、このリサイクルをしていくような会議が、これからフランスとかロシアとか中国とか、その共同で研究をして、そして、熱をまた再利用していくというようなことも、研究していくような方向を新聞で見た次第であります。一概に、一地域というか、自治会というか、この飯島町の議会がですね、このような問題に対して、国の専門委員会がその安全性を確認して稼働をする方向に行ったわけですね、その内容を把握するには、余りにも大きな問題で、単純に反対して、じゃあ温暖化をどう考えてるのって言われたときに、私たちは、そこまで責任を持つこともできません。よって、原発を中止しろとか、そういうことの判断は、ちょっとここではすべきではないのではないかと思います、この請願を不採択すべきものと判断いたします。

議長
4番
折山議員

ほかにありませんか。

私は、この請願、賛成の立場で発言をお許しいただきますが、ちょっと両極端の討論が重複しておりまして、自分の立ち位置を明確にしたいと思うんですが、私は、原子力エネルギーというものを否定するものではございません。また、ここにお集まりの議員の皆さんに、この請願の真意を理解していただきたいんですが、紹介議員ではなくて請願者の真意を御理解いただきたいものなんですが、この記のここに掲げたことをもって再稼働中止と、こういうことを望んでいるわけでございます。この中身は何か。高レベル放射性廃棄物の最終処分方針も決まっています。原発事故の対策もまだ不完全です。原因究明も進んでおりません。ですから住民は不安を持って、今日ただいま再稼働していくことについては、中止をしてください。こういう請願の趣旨なんですね。ですから、原発を最終的に温暖化のために容認される方も、中には、この趣旨に賛同される方、いてしかるべきだと思って、私は、その点を幾つか述べさせていただきたいと思います。まずですね、同僚議員、先ほど反対議員が申されました。自分たちの身近に放射能を含むような、汚染物質を含むようなおそれのある産廃、これを持ち込んでくるときには大反対をします。これは、それでいいと思うんですね。不安ですから。対応がわかりませんから。でも、それ、基準値以下なんですよ。国で許されているレベル以下の廃棄物。っていう私たちでございませう。それから、今現在、あれ、被災直後は11万人とか10万9,000、11万人、こういった人たちが、いわゆる一定のエリアから、20km圏内ですか、避難をしているわけですね。今日ただいまも、多くの皆さんが避難生活を送られているという、まず事実があります。やはり反対議員が、「信頼関係が大事だ」という主張をされました。私も、まさしくそのとおりだと思います。なぜ、その人たちの対応、対策を優先しないんですか、国は。そこをもっと、その人たちの、いわゆるやり場のない気持ちをカバーしていくのがまず最優先されるんじゃないですか。いつか早くこの人たちが自分の家へ戻れる、その日を一番努力すべきではないんでしょうか、という気持ちが一つあります。それから、もう一つ、先ほど同僚反対議員からありました。今夕ですか、関係閣僚会議が開かれて、「もんじゅ」廃炉の方向へ検討するような委員会を立ち上げることを決定するようであります。政府そのものが「もんじゅ」の廃止。「もんじゅ」、1兆円かけてきたんですね、これまで。ほとんど稼働しないまんま、その1兆円を使い切ったと、再稼働、それをするためには、これから18

年間、5,800 億円だそうです。「もんじゅ」の廃炉には、今現在の見積もりで2兆円だそうです。東電の関係者の幹部から言うと、きょうの新聞ですね、2兆円が数兆円増える恐れがあると、そうなると東電は債務超過に陥って、これまた、それぞれの電力料金へ跳ね返っていく、こういったことで、電力料金が高いとか安いとか議論しているんですが、反対の皆さんは、そういった試算の金額も配慮されているのかどうかという疑問ね。それから、賛成議員がたび重ねて言っております核燃サイクルっていうのは最終処分までのことをいいます。最終処分の方針も固まらないうちに、安全だとか、安心だとか、そういったことを言い切るっていうことはいかなるものなのかなあというふうに思います。いわゆる温暖化、これも未来のことを心配されている皆さんです。原発の放射能汚染、これも未来を心配されている皆さんです。さあ、今、どちらを優先して考えるべきかというところが判断が分かれるところだというふうに思います。いずれにしても、私は以上の点を持ちまして、原発絶対反対っていうことではなくていいと思うんです。今の状況であるならば、避難住民の気持ちを思いやり、これから廃炉にかかるお金のことも考え、さあ、最終処分をどうするかということが明確になってくるまでの間、再稼働は見合わせましょう、こういったことにぜひ多くの皆さんに御賛同をいただきたいということで、以上でございます。

議長　ほかにありませんか。
(なしの声)

議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから28請願第3号「原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める請願」について採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。本案に対する、くどく言います。本案に対する委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

議長　〔賛成者起立〕
お座りください。(起立者着席) 起立少数です。したがって、28請願第3号は不採択することに決定しました。28請願第3号は不採択することに決定をしました。

議長　続いて、28陳情第7号「臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」について討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから28陳情第7号「臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。したがって、28 陳情第 7 号は採択することに決定しました。
議 長	日程第 19 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。 会議規則第 72 条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。 ここで暫時休憩とします。
休 憩	午前 11 時 17 分
再 開	午前 11 時 18 分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、三浦議員、坂本議員から各 1 件、計 2 件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第 1 及び第 2 として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案 2 件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第 1 発議第 6 号 「原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書」の提出についてを議題とします。
事務局長	事務局長に議案を朗読させます。
議 長	(議案朗読)
7 番	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
三浦議員	それでは原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書の提出に対する提案説明をいたします。政府は、原発を重要な電源として再稼働を進めることを 2014 年 4 月に閣議決定をし、現有する過半数の原発を再稼働させようとしております。しかし、原発から生じる高レベル放射線廃棄物の最終処分方針は全く定まっておりません。各原発のプールに貯蔵された使用済み核燃料は、再稼働をすればあと数年で満杯になると報道もされております。日本の科学者を代表する日本学術会議は、処分問題に進展がないまま再稼働を進める国の姿勢を将来世代に対する無責任と批判をしております。また、収束し管理されているはずの福島原発事故は、汚染水の対策も事故の原因究明も終わっておりません。多くの皆さんが避難の生活をしております。福島原発事故の汚染地域の除染も完了しておらず、いまだに避難生活を続けています。再稼働を求められている地元住民は安全性に疑念

		をいただいております。使用済み核燃料の最終処分の基本方針も決まっていないこの状況の中で再稼働は行うべきではないと考えております。先ほども討論——請願の討論の中で内容について賛成の立場で討論しましたので、細かい内容については、ここでは提案いたしませんけれども、御承知おきをお願いしたいと思います。政府に対して要望することは、1つ、高レベル放射性廃棄物の処分方針も決まらず、原発事故の対策や原因究明も進まず、住民の間で安全性が強く懸念をされている原子力発電所の再稼働を中止することを求めるものです。ぜひ多くの皆さんに、この原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書に対しての賛同をお願いしたいと思います。
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論ありませんか。
3 番 久保島議員		この原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書について不採択の意見を申し上げます。先ほども当関連します請願につきまして不採択になったわけでございますので、これは、もうみなし不採択とすべきような案件でございます。したがって、これは、意見書は提出すべきではないかということで、不採択とさせていただきます。
議 長 4 番 折山議員		ほかにありませんか。 ルールの中に、これは議員の、個人の議員の提案、発議でございますので、これは当然あつてしかるべきだし、みなしで処理をするべき内容ではないということで、先ほど反対された皆さんは賛成しづらいかと思いますが、くどいようですが、この請願に、この意見書に書かれている、この内容というのは、極めて現実的な内容を含んでおりますし、いわゆる国の政策の順位立てを求めるものでございます。その点を深く考慮いただいて、先ほどの内容とは、また違います。かなり意見書も簡素化してございますので、十分御納得いただける内容かということを申し上げまして、ぜひ賛成をいただけるようお願いを申し上げまして、討論とさせていただきます。
議 長		ほかに討論ありませんか。 (なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第6号 「原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長		お座りください。(起立者着席) 起立少数です。したがって、発議第6号は否決されました。
議 長		追加日程第2 発議第7号 「臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開

	示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書」の提出についてを議題とします。
事務局長	事務局長に議案を朗読させます。
議長	(議案朗読)
10番	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
坂本議員	臨時国会で拙速にＴＰＰ協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の趣旨説明をいたします。ＴＰＰは、農業関連のみならず、金融、医療、保険など多くの分野において影響を及ぼし、国家の主権を揺るがしかねない重大な内容の貿易協定であります。しかし、政府は国会審議において十分な情報開示をせず審議を進めています。また、国民に対してもすべての内容を開示していません。よって、政府は、早急に将来を見据えた中長期的、恒久的な農業農村政策の法制化を確立すること、また十分な情報開示と明確な説明により審議を進めること、そして、国民のＴＰＰに対する不安や懸念が払拭されない限り拙速な国会批准を行わないこと、以上を強く要請します。多くの方の御賛同をお願いいたします。
議長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
	これから討論を行います。討論ありますか。
	(なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから発議第7号 「臨時国会で拙速にＴＰＰ協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。
議長	以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
町長	9月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る9月9日から本日まで13日間の会期をもって開催されました9月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました各案件のすべてを原案のとおり議決、承認をいただきまして、まことにありがとうございました。特に今議会は、決算議会として平成27年度の各会計決算に対する審議とともに、条例改正や平成28年度予算の補正案件など重要案件を審議いただきました。議案審議並びに、一般質問などを通じて賜りました御意見や御提案につきましては、理事者以下、全職員が重く受けとめて、今後の行財政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいる所存でございます。あわせて、今議会には橋場代表監査委員さん、森本農業委員会会長さんの御出席をいただき、審議を御傾聴賜りまして、

まことにありがとうございました。特に橋場代表監査委員さんには、平成 27 年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果について御報告をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、今議会でも多くの議員の皆様方から防災に関する一般質問がございました。ことしは台風第 1 号が 7 月に入ってようやく発生いたしました。台風第 1 号の発生が遅い年でも年間の発生数はほぼ例年並みになることや、まとまって台風が発生する傾向があることが指摘されていましたが、これまでのところ、そのとおりの経過をたどっておりまして、中でも観測史上初めて東北地方に上陸いたしました台風 10 号を初め 4 つの台風の影響で北海道や東北地方で甚大な被害が発生しました。これまで台風による被害が少なかった地域が被災したことにも特徴があったところでございます。岩手県の自治体における災害から見えてくるものは、これまで台風による洪水被害等がなかったため、防災意識が希薄だったことや河川水位がこれ以上上昇しないだろうという思い込みがあり、避難勧告や避難指示を出すタイミングを逸してしまったこと、また、広範囲に及ぶ停電により住民への伝達ができなかったことなどが被害が拡大してしまった要因として挙げられています。降り続く雨の中で直ちに命を守る行動をとることの難しさを痛感するとともに、常に最悪の状況を想定して早目に避難情報を伝達し、避難行動をとることの重要性、さらには情報伝達手段確保の重要性を改めて認識させられた災害でありました。訓練でできないことは非常時においてもできないとよく言われています。町民の皆様には、災害から身を守るのは最後は自分自身の判断によるということを念頭に、日ごろからの備えをしていただくとともに、危険を感じたときは早目の自主避難を心がけていただくようお願いするところでございます。当町では、さまざまな状況を総合的に勘案して避難勧告や避難指示を発令するよう準備を定めております。災害の危険が迫っていると判断した場合は、最悪の状況を想定した上で、空振りを恐れず避難勧告や避難指示を出してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。心配されました台風 16 号は、昨夜、当町を無事通過いたしました。この先、まだまだ台風への備えが続くわけですが、町民の皆様には、それぞれの立場で万全な備えをしていただくとともに、町といたしましても今までに増して万全を期してまいります。

さて、国政に目を向けますと、政府は 8 月に入り事業規模で 28 兆円を超える経済対策を閣議決定いたしました。安倍総理は政策を総動員してデフレからの脱出速度を最大限に引き上げると強調し、看板政策でもある一億総活躍社会実現に向けた保育や介護の受け皿整備とリニア中央新幹線の大阪延伸前倒しなどのインフラ整備を柱とする未来への投資の加速が大きな柱となっています。さらに、同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正を目指す働き方改革なども盛り込まれ、この経済対策によって停滞感の強まる国内景気を下支えするとしています。また、その翌日には自身が未来チャレンジ内閣と形容する第 3 次改造内閣を発足させました。閣僚の半数を交代させる一方で、政権の骨格となる主要閣僚の多くは留任させ、継続性を重視するとともに、兼務ではありますが働き方改革の担当大臣が新設されました。こうした流れを受け、間もなく秋の臨時国会が召集されます。この臨時国会では第 2 次補正予算と TPP 承認案及びその関連法案の成立が焦点となりますが、

いずれも調整に大いに影響する事項であり、成り行きを注視しなければなりません。とりわけ第2次補正予算に関しましては、国や県からの情報をできる限り早期に捉えて、的確に対処してまいる所存でございます。

さて、本定例会では、課設置条例の一部を改正する条例を全会一致で御議決いただきました。これまで外部団体と位置づけていた営業部を、町長直下にある係相当の内部組織として特命チーム営業部を設置し、特命チーム営業部のもとに民意を集約する任意組織として飯島町営業部を設置するよう改めたものでございます。これにより組織の位置づけを明確にできましたので、町長の特命事項を迅速かつ効果的に推進していくよう、気持ちも新たに事業を推進してまいりたいと思っております。加えて、本年度も半年が経過しようとしています。近々、私の掲げる3つのチャレンジと12の具体的政策に関して進捗状況、課題を検証し、下半期に向けて取り組みを調整してまいりたいと考えているところでございます。

さて、台風や秋雨前線の影響でおくれ気味だった圃場にはコンバインが急ピッチで稼働し、これから先、まさに収穫の秋の最盛期が続きます。町でも先ほど契約議決いただきましたキッズ防災拠点施設、子育て支援センターの建設が間もなく始まります。10月には、飯島町発足60周年記念式典や田舎の底力!!大博覧会など、60周年の節目の祈念事業を開催いたします。2つの記念事業を通じて、60年を振り返りながら、町を築いてこられた先人たちの皆様への感謝の気持ちをあらわすとともに、町民の皆様が町の魅力を発掘し、誇り、磨いて、飯島ブランドとして外に向けて押し出していく機会として、さらには、60周年を町民が一体となって祝い、未来につなげていく記念事業にしていくべく準備を進めているところでございます。10月29、30日に開催いたします大博覧会には、出店や出品、出演による参加を初め、ボランティアスタッフとしての参加もありますし、また、お客様としてぜひ御参加いただきたいと思います。2日間にわたって盛りだくさんの企画を準備しておりますので、子どもさんからおたっしやの方々まで、町民こぞって会場を訪れていただき、60周年の節目をみんなで祝い、未来に向けて元気を出してまいりたいと思います。この秋が文字どおり実り多き秋になりますよう、町長として全身全霊を傾けて町政を推進してまいりますので、引き続き御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。むすびに当たり、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9月議会定例会の閉会に当たってごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

議 長 以上をもって平成28年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 午前11時43分

上記の議事録は事務局長 宮下 務の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員